

## 目次（本編）

### 福岡市の環境施策の実施状況

ふくおかの環境（年次報告書）について	1
環境に関する主な事業実績	10
環境関連施策等の実施状況	12

### 環境の状況

I 環境の質に関するデータ（環境監視の結果等）	49
II 自然・生物に関するデータ（自然環境調査等）	117
III 廃棄物に関するデータ	122
IV 地球温暖化対策・エネルギーに関するデータ	149
V 都市環境に関するデータ	152

ふくおかの環境（資料編）は、環境局ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/>

福岡市の環境 ⇒ 環境に関する計画・方針等 ⇒ 報告書・データ



# 福岡市の環境施策

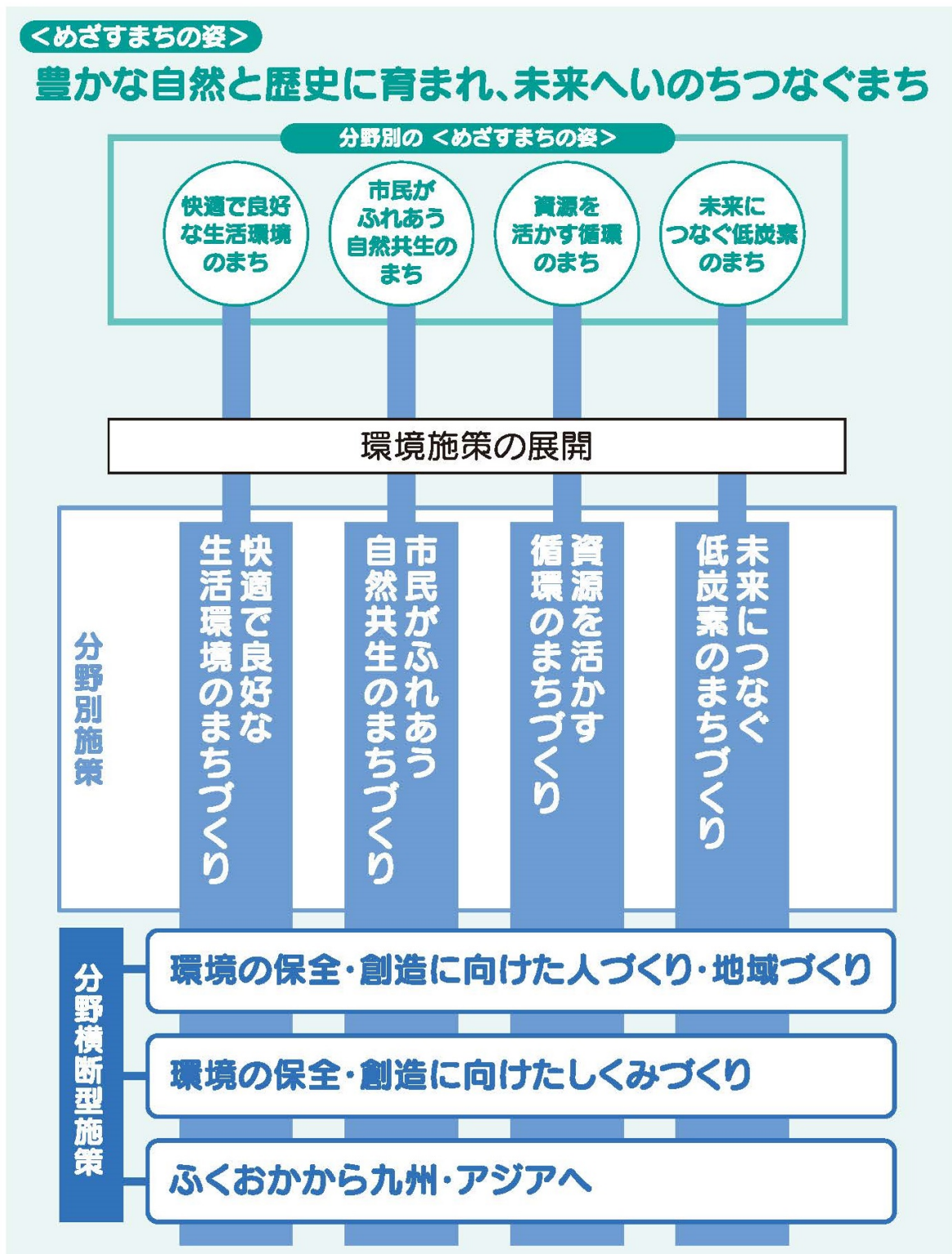
序章 ふくおかの環境（年次報告書）について

# ふくおかの環境（年次報告書）について

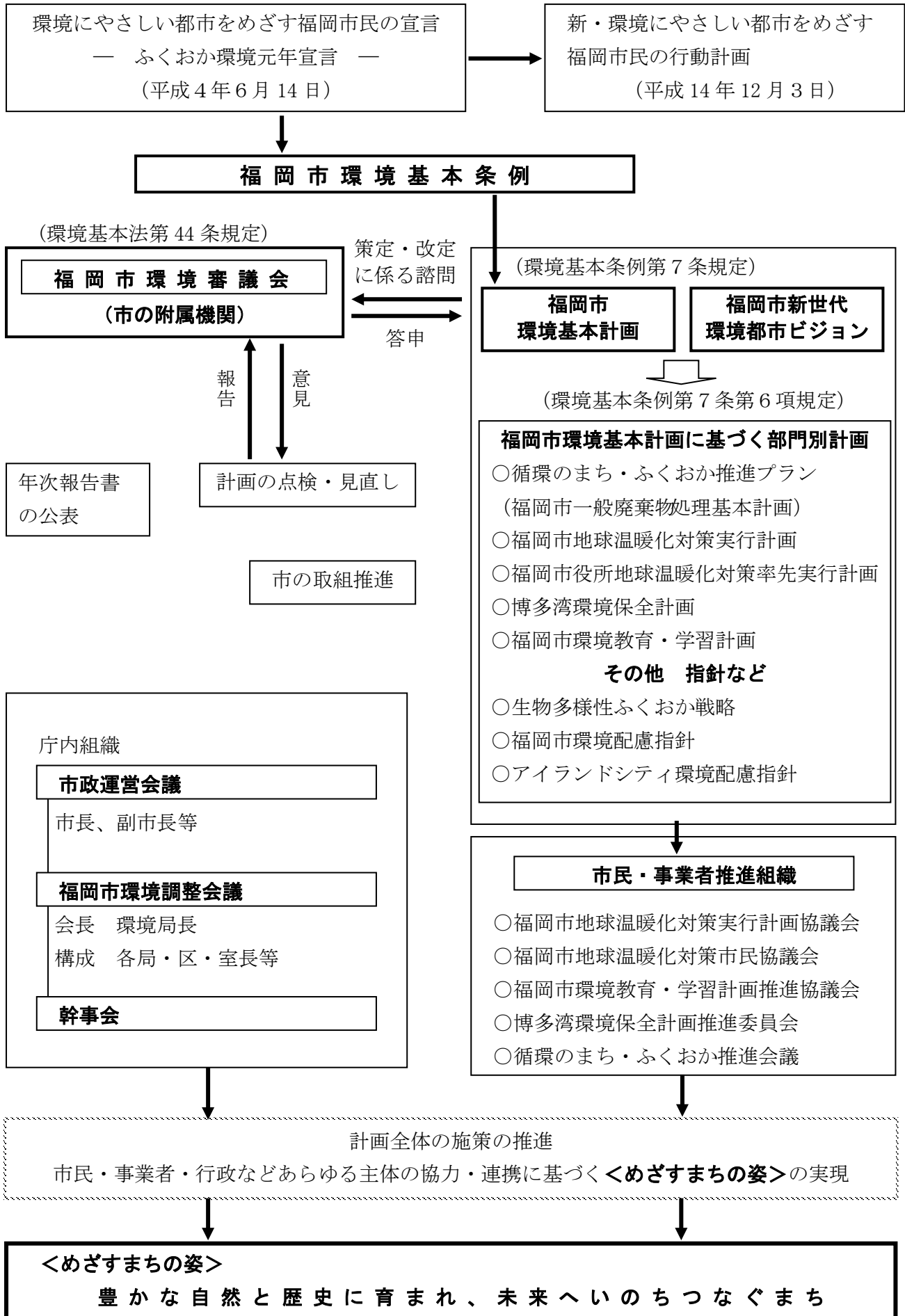
## ■はじめに

本書は、福岡市環境基本条例に基づき、福岡市環境基本計画の施策体系に沿って令和3年度に実施した環境施策の実施状況及び環境の状況についてまとめたものです。

福岡市環境基本計画では、福岡市がめざすべきまちの姿を「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」とし、その実現に向けて、4つの分野別施策と3つの分野横断型施策を組み合わせて展開しています。



## ■計画の推進体制



【分野別のめざすまちの姿】

快適で良好な生活環境のまち

大気汚染や気候変動に伴うリスクが軽減され、歴史やすぐれた景観を活かした快適なまち

- 予測情報の提供や発生源対策等により、黄砂やPM2.5などの大気汚染物質の影響が軽減しています。
- 気候変動による洪水・熱中症などのリスクへの対策や、ヒートアイランド現象への適応策が構築されています。
- 身の回りの生活環境が良好に保たれ、歴史や景観を活かした美しいまちが実現しています。

市民がふれあう自然共生のまち

豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐまち

- ふくおかの多様な生き物や自然環境が保全・再生されています。
- 人びとが、自然からの恵みを持続的に利用しながら暮らしています。
- 生物多様性の重要性への理解が浸透し、その保全や持続可能な利用のために、市民・事業者が一体となって取り組んでいます。

資源を活かす循環のまち

廃棄物等の発生が抑制され、資源が循環利用されるまち

- “ものを大切にする”精神・文化が浸透し、次世代に受け継がれています。
- 資源が地域で循環・有効利用されるしくみが機能しています。
- 市民・事業者の高い節水意識のもと、水資源が有効に利用されています。

未来につなぐ低炭素のまち

エネルギーの地産地消が進み、温室効果ガスの排出が抑えられたまち

- 市民・事業者による日常的な省エネ行動が浸透しています。
- 再生可能エネルギーなどの普及が進むとともに、自律分散型のエネルギーシステムが構築され、エネルギーが効率的に利用されています。
- 低炭素型の都市構造と交通システムの整備が進んでいます。

## ＜めざすまちの姿＞の実現に向けた施策の展開

### 【分野別施策】

#### 快適で良好な生活環境のまちづくり

- 第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応
- 第2項 良好な生活環境の保全
- 第3項 気候変動への適応
- 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

#### 市民がふれあう自然共生のまちづくり

- 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成
- 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進
- 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

#### 資源を活かす循環のまちづくり

- 第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進
- 第2項 廃棄物の適正処理の推進
- 第3項 水資源の有効利用の促進

#### 未来につなぐ低炭素のまちづくり

- 第1項 省エネルギーの促進
- 第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用
- 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

### 【分野横断型施策】

#### 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

- 第1項 環境行動を担う人材の育成
- 第2項 地域環境力の向上

#### 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

- 第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- 第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- 第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

#### ふくおかから九州・アジアへ

- 第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- 第2項 国際環境協力の推進

## ■ 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な開発目標です。2030年を期限とする包括的な17の目標が設定され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされています。

本市においては、SDGsの視点を持って、環境施策を推進していくため、SDGsと福岡市環境基本計画に基づく施策の関連性を整理しました。

	<b>SDGsの17の目標</b>		<b>貧困</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	<b>飢餓</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する		<b>保健</b> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	<b>教育</b> 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		<b>ジェンダー</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	<b>水・衛生</b> 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		<b>エネルギー</b> 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	<b>経済成長と雇用</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		<b>インフラ・産業化・イノベーション</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	<b>不平等</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する		<b>持続可能な都市</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	<b>持続可能な生産と消費</b> 持続可能な生産消費形態を確保する		<b>気候変動</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<b>海洋資源</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		<b>陸上資源</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<b>平和</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		<b>実施手段</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 【分野別施策】

### 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

#### ・第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応



#### ・第2項 良好な生活環境の保全



#### ・第3項 気候変動への適応



#### ・第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現



### 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

#### ・第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成



#### ・第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進



#### ・第3項 生物多様性の認識の社会への浸透



### 第3節 資源を活かす循環のまちづくり

#### ・第1項 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進



#### ・第2項 廃棄物の適正処理の推進



#### ・第3項 水資源の有効利用の促進





## 第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

### ・第1項 省エネルギーの促進



### ・第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用



### ・第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築



## 【分野横断型施策】

## 第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

- ・第1項 環境行動を担う人材の育成
- ・第2項 地域環境力の向上



## 第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

- ・第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用
- ・第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援
- ・第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有



## 第3節 ふくおか から九州・アジアへ

- ・第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携
- ・第2項 国際環境協力の推進





## 令和4年度 環境に関する主な事業実績

	主な事業実績	生活環境	自然共生	循環	低炭素	分野横断
4月	緑のカーテンプロジェクト 2022 開始	○			○	
	未来へつなげる環境活動支援事業 補助申請受付開始					○
	福岡市環境審議会地球温暖化対策部会開催（4月20日）				○	
	エコ・ウェイブ・ふくおか会議開催（4月27日）				○	
	H P「福岡市熱中症情報」に暑さ指数情報や熱中症による救急搬送者数を掲載（4月28日～10月27日）	○				
5月	E C Oチャレンジ応援事業 募集開始				○	○
	次世代自動車の普及促進 電気自動車等購入及び急速充電設備設置助成 募集開始				○	○
	住宅用エネルギーシステム導入促進事業 募集開始				○	○
	夏期の省エネ対策（エコスタイル等）開始（5月1日～10月31日）				○	
	福岡市環境審議会総会開催（5月16日）					○
	生きものと私たちの暮らし展開催（5月21日～27日）		○			
	プラスチック製品回収モデル事業開始（5月23日～）			○		
	第1回福岡市温暖化対策推進会議開催（5月25日）				○	○
	福岡市地球温暖化対策市民協議会総会開催（5月31日）				○	○
6月	公害防止総点検運動実施（6月1日～30日）			○		○
	ラブアース・クリーンアップ 2022 開催（6月12日）			○		○
7月	脱炭素社会の実現に向けた福岡市行動宣言 （気候非常事態及びゼロカーボンシティ宣言）				○	
	市政だより「チャレンジ！脱炭素社会」配布				○	
	事業所省エネ計画書制度 参加事業所募集開始				○	
	下水道フェア福岡 2022（オンライン開催 7月12日～9月12日 現地開催 8月21日）					○
	次世代自動車展示会 2022（7月17日）				○	
8月	緑のカーテンコンテスト 応募受付開始	○			○	
	第1回福岡市環境影響評価審査会（8月1日）					○
	第1回博多湾環境保全計画推進委員会開催（8月9日）		○			○
	福岡市環境審議会循環型社会構築部会（8月25日）			○		
	福岡市地球温暖化対策実行計画（第5次）策定				○	

	主な事業実績	生活環境	自然共生	循環	低炭素	分野横断
9月	地域ぐるみ清掃実施（9月1日～10月31日）	○				
	第1回福岡市地球温暖化対策実行計画協議会開催（9月1日）				○	
10月	環境フェスティバルふくおか2022 対面とオンラインのハイブリッド開催（10月29日、10月30日）					○
	次世代自動車展示・試乗会2022（10月29、30日）				○	
	モラル・マナー向上市民運動2022実施	○				
	ECOチャレンジ応援事業 追加募集開始				○	○
11月	福岡市環境審議会総会開催（11月28日）					○
	福岡市環境教育・学習計画推進協議会開催（11月17日）					○
	東アジア経済交流推進機構環境部会参加（11月26～29日）					○
	室見川水系一斉清掃実施（11月27日）		○			
12月	冬期の省エネ対策開始（12月1日～3月31日）				○	
1月	第2回博多湾環境保全計画推進委員会開催（1月19日）		○			○
2月	「福岡市花粉飛散予測情報」提供開始（2月1日）	○				

## 環境関連施策の実施状況

第1章 分野別施策の展開

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
黄砂・PM2.5対策の推進	黄砂飛来・PM2.5予測情報の発信	黄砂及びPM2.5の予測に関する情報を市ホームページや防災メール等で発信するとともに「福岡市PM2.5・黄砂影響検討委員会」を活用して、予測情報の精度向上や市民にわかりやすい情報提供を目指して取り組みます。	・黄砂飛来の予測情報を防災メール等で提供：18回 ・PM2.5予測情報を防災メール等で提供：2回	環境局	環境保全課
	PM2.5等の常時監視と情報の提供	大気汚染防止法に基づき大気の汚染状況を把握するために、市内に設置した自動測定機により24時間常時監視を行っています。また、収集したデータは関係機関に提供するとともに、市ホームページやオープンデータサイト、PM2.5ダイヤルなどの多様な媒体で情報提供しています。	・市内9か所（春吉、吉塚、長尾、香椎、元岡、千鳥橋、西新、大橋、石丸）にて、PM2.5の常時監視を実施、併せて、浮遊粒子状物質等の常時監視も行い、大気汚染状況を把握 ・PM2.5ダイヤルにて情報提供を実施（R4年度着信件数：4,264件）	環境局	環境保全課
	黄砂・PM2.5に関する正しい知識の普及・啓発	黄砂・PM2.5に関して、市政だよりや市ホームページへの情報掲載・出前講座等を活用して、正しい知識の普及・啓発を図ります。	・市政だよりや市ホームページによる情報提供を実施	環境局	環境保全課
黄砂・大気汚染物質予測、警報システムの運用	黄砂飛来・PM2.5予測情報の発信(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境保全課
黄砂発生対策の研究	研究機関等との連携による新たな知見等の収集	大学や国・県の研究機関等との連携による、広域的・新たな環境問題に関する科学的知見の収集、現状把握の充実に努めます。	・国立環境研究所及びその他の地方環境研究所との共同研究 ・光化学オキシダントの地域的・気象的要因の解明	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
大気汚染物質発生源対策の推進	研究機関等との連携による新たな知見等の収集(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
	黄砂・PM2.5等の発生源対策を支援するための取組	黄砂・PM2.5等の常時監視や成分分析等のデータ解析を実施し、広域大気汚染の状況を把握します。	・大気環境測定局（微小粒子状物質）：9測定局 ・PM2.5成分分析を実施：2地点×各季14日間	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
	黄砂・PM2.5等高濃度事例の解析	黄砂・PM2.5等の高濃度事例のデータ解析を行い、高濃度となった原因について推定します。	・PM2.5高濃度事例についてデータ解析を実施	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
大気汚染に関する調査・研究	研究機関等との連携による新たな知見等の収集(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
	黄砂・PM2.5等の発生源対策を支援するための取組(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
	黄砂・PM2.5等高濃度事例の解析(再掲)	第1章第1節第1項に掲載	—	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課

第1章 分野別施策の展開  
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり  
 第2項 良好な生活環境の保全

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
大気汚染物質発生源対策の推進	工場・事業場の監視・指導(大気汚染防止法等)	「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ばい煙発生施設等の届出審査・指導や既存施設に対する監視・指導を行っています。 また、ばい煙発生施設で使用する燃料については、福岡市いおう酸化物対策指導要綱に基づき、良質燃料(硫黄含有率:0.5W/ⅴ以下)の使用を指導しています。	・大気汚染防止法 設置届出件数:10件 立入件数:7件 ・ダイオキシン類対策特別措置法 立入件数:2件	環境局	環境保全課
		市民からの苦情については、迅速な現地調査を行い、必要に応じて法に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・大気汚染に係る苦情:85件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課
監視体制の拡充	大気の大気常時監視	大気汚染防止法に基づき大気の大気汚染状況を把握するために、市内に設置した大気環境測定局の自動測定機により24時間連続的に監視を行います。データは環境監視システムで収集管理し、関係機関に提供するとともに、環境局のホームページ等により市民へ情報提供しています。	・一般環境大気測定局:8局 ・自動車排出ガス測定局:8局 ・測定項目 二酸化硫黄:4測定局 窒素酸化物:16測定局 一酸化炭素:1測定局 光化学オキシダント:9測定局 浮遊粒子状物質:16測定局 微小粒子状物質:9測定局 炭化水素:4測定局 風向風速:9測定局 日射量:1測定局	環境局	環境保全課
アスベスト対策	特定粉じん(アスベスト)の飛散防止	アスベスト排出作業を伴う解体等工事のうち、アスベストを多量に発生する工事に該当する場合は、大気汚染防止法により発注者に届出義務が課せられています。届出があった工事等については立入検査を行い、飛散防止に努めています。	・排出作業届出件数:35件 ・立入件数:290件 ・特定粉じん排出作業時の測定件数:71件 ・一般環境測定件数:5地域10地点	環境局	環境保全課
	「福岡市アスベスト対策推進プラン(第二次)」の推進	福岡市のアスベスト対策の基本方針となる「福岡市アスベスト対策推進プラン(第二次)」に基づき、関係局が連携して建築物のアスベスト除去推進、解体工事等からの飛散防止、情報の一元化、災害時のアスベスト飛散・ばく露防止などの施策を推進しています。	・福岡市環境保全プロジェクト推進本部アスベスト対策調整部会幹事会開催(6月、2月) ・プランの進捗状況公表(8月)	環境局 財政局 こども未来局 福祉局 保健医療局 住宅都市局 教育委員会	環境保全課 産業廃棄物指導課 アセットマネジメント推進課 技術監理課 総務課 事業者指導課 障がい福祉課 生活衛生課 保健予防課 環境科学課 建築指導課 住宅建設課 施設課
有害大気汚染物質対策	有害大気汚染物質の調査	継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の中で、健康リスクがある程度高いと考えられている優先取組物質の調査を行っています。	・優先取組物質22物質について、市内4地点で年12回測定を実施	環境局	環境保全課
悪臭対策	工場・事業場の監視・指導(悪臭防止法)	悪臭防止法に基づき、監視・指導を行っています。また、多様な悪臭苦情に対応するため「福岡市悪臭対策指導要綱」を策定し、嗅覚測定法により発生源を指導しています。	・立入事業場数:10事業場 ・延べ立入件数:25件 ・特定悪臭物質測定件数:1件	環境局	環境保全課
		市民からの苦情については、迅速な現地調査を行い、必要に応じて法や要綱に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・苦情件数:91件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課
騒音・振動対策	騒音・振動の監視	騒音規制法や振動規制法などに基づき自動車交通・航空機・新幹線・在来鉄道の騒音と振動の調査を行っています。 <計画目標等> 調査対象に定められた環境基準値や指針値等との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	①騒音調査 ・自動車騒音は52地点で測定を実施し、沿道住居等の騒音値を推計・評価 ・航空機騒音は7地点で測定を実施 ・鉄道騒音は新幹線鉄道騒音6地域11地点、在来鉄道騒音3地域で測定を実施  ②振動調査 ・道路交通振動について11地点で測定を実施 ・新幹線鉄道振動6地域6地点、在来鉄道振動3地域で測定を実施	環境局	環境保全課
	工場・事業場及び特定建設作業の監視・指導(騒音・振動規制法等)	「騒音規制法」、「振動規制法」、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、各種届出の受理審査、監視・指導を実施しています。	①特定工場等 ・騒音規制法 立入件数:17件 改善指導件数:10件 ・振動規制法 立入件数:2件 改善指導件数:1件 ・県条例 立入件数:0件 改善指導件数:0件 ②特定建設作業 ・騒音規制法 立入件数:67件 改善指導件数:48件 ・振動規制法 立入件数:26件 改善指導件数:14件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課

第1章 分野別施策の展開  
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり  
 第2項 良好な生活環境の保全

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R4年度 実績	局・区	課
騒音・振動対策(続き)	工場・事業場及び特定建設作業の監視・指導(騒音・振動規制法等)	市民からの苦情については、迅速な現地調査を行い、必要に応じて法や条例に基づく測定を行うなど適正な対応を行います。	・騒音苦情件数：300件 ・振動苦情件数：22件	環境局 各区	環境保全課 生活環境課
	低騒音(排水性)舗装の実施	道路交通騒音の低減を図るために、幹線道路を中心に車道部に低騒音(排水性)舗装の整備などを行っています。	・低騒音(排水性)舗装：14,133㎡	道路下水道局	道路計画課
	航空機騒音の防止対策事業	航空機騒音により生じる障害防止・軽減のため、以下の事業を行っています。 *民家防音工事等の助成 *集会施設防音改築等の助成 *学校、共同利用施設等での騒音防止対策事業 *航空機騒音の調査 <計画目標等> 騒音対策等の環境対策事業を推進し、空港と周辺地域の調和ある発展をめざしたまちづくりを進める。	・民家防音工事等の助成 更新工事①：20台 更新工事①(告示日後)：1台 更新工事②：33台 更新工事②(告示日後)：2台 更新工事③：4台 ・集会施設空調機器機能回復工事等の助成：3館 ・騒音測定：6地点(年1回)	港湾空港局	空港対策課
公共用水域の保全	公共用水域の常時監視	水質汚濁防止法に基づく公共用水域の水質や底質等の状況を把握するため、市内の河川と博多湾において調査を行います。 また、市内の主要な海水浴場の水質について調査を行います。 <計画目標等> 調査項目において環境基準値や指針値等との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	・市内21河川(環境基準点20地点と補助地点11地点)及び博多湾3海域(環境基準点8地点と補助地点3地点)について生活環境項目、健康項目、要監視項目の調査を実施 ・河川と博多湾の底質についても調査を実施 ・海水浴場5ヶ所について遊泳期間前と遊泳期間中に調査を実施	環境局	環境保全課
	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)	水質汚濁防止法等に基づき、特定事業場の排水規制を行うとともに、各種届出の受理審査、監視・指導を行っています。	・立入件数 文書等検査：21事業場(21件) 水質検査：25事業場(35検体)	環境局	環境保全課
	市街地、河川、海水域、海浜地等の清掃	道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施し、降雨時に河川や博多湾などの公共用水域に流入する汚濁量の低減を図るとともに、海浜地の保全に努めています。 道路では市内の主要幹線道路を中心に道路清掃車(ロードスーパー)・散水車・ダンプ車の3台1セットによる清掃を実施し、また、機械清掃が困難な繁華街や清掃工場周辺の道路では人力による清掃を実施しています。 河川では、本市中心部を流れる那珂川、御笠川、博多川の3河川で、清掃船による浮遊ごみ等の清掃を実施しています。 また、博多湾では、主に清掃船等により、海面や海底の清掃を実施しています。さらに、海浜地でも、ごみや海藻を除去しています。 <計画目標等> 環境保全及び都市美化の観点から、道路や側溝、河川や海浜等の清掃を実施する。	・ロードスーパー車などによる道路清掃：718トン ・河川における清掃船によるごみの回収量：51トン ・ロードスーパー車などによる臨港道路や岸壁等の清掃：183トン ・清掃船等による博多湾の海面清掃：36トン(機械：33トン、人力：3トン) ・海底清掃：1.07トン ・海浜地清掃：276トン(15地区)	環境局 港湾空港局	収集管理課 維持課
地下水の保全	地下水の保全	地下水の汚染状況の把握のため概況調査を行い、概況調査で汚染が判明した場合は周辺地区調査や継続監視調査を実施して詳細の把握や人為的汚染等の原因究明に努めます。 <計画目標等> 環境基準値との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	・概況調査：13井戸(13地区) ・継続監視調査：23井戸	環境局	環境保全課
	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	-	環境局	環境保全課
土壌汚染対策	土壌汚染対策	「土壌汚染対策法」に基づき、土壌の特定有害物質による汚染状況の把握及びその汚染による健康被害防止の措置等により、健康保護を目的とした土壌汚染対策を行っています。	・法に基づく届出等の受理及び審査、指導の実施法4条届出：161件	環境局	環境保全課
	工場・事業場の監視・指導(水質汚濁防止法等)(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	-	環境局	環境保全課
有害化学物質に関する調査研究と情報提供の充実	ダイオキシン類等の有害化学物質の調査	一般環境中(大気、公共用水域水質・底質、地下水、土壌)のダイオキシン類を「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき調査を行っています。 <計画目標等> 調査対象に定められた、環境基準値との比較を行い、環境基準等の達成状況を把握する。	調査実施地点数 ・大気：7地点(年2回) ・公共用水域の水底質：14地点(年1回) 博多湾：3地点、河川：11地点 ・地下水：1地点(年1回) ・土壌：1地点(年1回)	環境局	環境保全課
	有害大気汚染物質の調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	-	環境局	環境保全課
	化学物質についての正しい知識の普及・啓発	身の回りの化学物質について、正しい知識を身につけるための情報提供を実施しています。	・ホームページに掲載 ・出前講座 講座内容：くらしと化学物質	環境局	環境保全課
	室内ホルムアルデヒド簡易測定器の貸し出し	「シックハウス症候群」の原因物質の1つであるホルムアルデヒドの簡易測定器を貸し出し、対策をアドバイスしています。	・貸し出し件数：21件/年	市民局	消費生活センター



第1章 分野別施策の展開  
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり  
 第2項 良好な生活環境の保全

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
PRTR(化学物質の排出移動量登録)制度	PRTR制度	「PRTR法」に基づく対象事業者からの対象特定化学物質の排出量・移動量等の1年分の把握データの届出を受け、集計・公表を行うことで、特定化学物質の管理を行っています。	・届出数：195事業場	環境局	環境保全課
外来生物による被害の防止	自然環境調査	自然環境の保全を図るための基礎資料とするとともに、市民への啓発に資するため、自然環境の現状及び貴重種動植物や外来生物等の生息状況調査を実施しています。	・市域のほ乳類・は虫類・両生類及び外来生物の生息状況調査を実施 ほ乳類：22種、は虫類：14種、両生類：14種確認、うち2種(ほ乳類1種、両生類1種)が特定外来生物 特定外来生物アライグマ：生息調査18地区中12地区で確認	環境局	環境調整課
健康・環境に係る危機管理	健康被害の原因究明及び拡大防止	食中毒・感染症など保健衛生や大気汚染・博多湾の水質など環境に関する試験検査・調査研究等を行い、健康・環境に係る危機管理等への機能を強化します。	①試験・検査 ・水質に係る検査：457検体 ・大気に係る検査：323検体 ・食中毒・苦情検査：331検体 ・感染症法に基づく検査：5,711検体 ②調査・研究 ・沿岸海域における新水質環境基準としての底層溶存酸素(貧酸素水塊)と気候変動の及ぼす影響把握に関する研究(共同研究) ・災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発(共同研究) ・シリカモノリス捕集剤を用いた迅速分析法の開発 ・輸入食品中の指定外食品添加物一斉試験法の開発 ・健康危機管理のためのLC-Q/TOFMSを用いた植物性自然毒一斉分析法の開発 ・薬剤耐性菌の分子疫学解析法(PFGE法)の検討	保健医療局	環境科学課 保健科学課

第1章 分野別施策の展開  
 第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり  
 第3項 気候変動への対応

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
浸水対策等の推進	公共下水道等の整備	生活系排水対策に、公共下水道・流域下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の整備を推進しています。 ①下水道…人口普及率 99.7%を目標に下水道整備を推進 ②農業集落・漁業集落…生活環境改善、公共用水域汚濁防止のため、排水処理による環境整備を図っています。 <計画目標等> 下水道人口普及率：99.7% (福岡市下水道ビジョン2026における目標値)	①下水道 (R4年度末) ・下水道処理区域面積：17,199ha (約4ha増) ・下水道処理区域内人口：1,628,980人 (13,700人増) ・下水道人口普及率：99.7% ②農業集落・漁業集落 ・集落排水処理区域面積：104.6ha ・集落排水処理区域人口：3,145人 ・集落排水処理施設人口普及率：0.2% (R4年度末)	道路下水道局 農林水産局	下水道企画課 漁港課
	合流式下水道の改善	合流式下水道地域にて、雨の降り始めの汚濁負荷量が高い初期雨水を一時的に滞水池に貯留し、晴天時に処理場で処理することにより、公共用水域の水質保全を図っています。また、分流化による合流式下水道の改善の取組みは、博多駅周辺地区及び天神地区において、進めています。 <計画目標等> 公共用水域への汚濁負担削減	・浸透側溝による分流化事業の推進 R4年度事業実績：約3ha (R4年度末累計：約348ha)	道路下水道局	下水道企画課
	透水性舗装の実施	透水性舗装は降雨時の路面排水が速やかに水溜まりができず滑りにくくなることにより、歩行者が安全で快適な歩行空間を享受するのに有効なだけでなく、表面排水の抑制や植生・地中生態の改善、地下水の涵養等の効果についても期待できることから、本市における歩道舗装は、原則として透水性のアスファルト舗装としています。	・透水性舗装：13,178㎡	道路下水道局	道路計画課
渇水対策の推進	五ヶ山ダム	異常渇水による影響を軽減することを目的とした、渇水対策容量を有しています。	供用中	水道局	計画課
森林病害虫等の被害対策の推進	松くい虫防除による住環境保全対策事業	海岸線一帯を中心とする防風林や都市緑地として貴重な松林を松くい虫による枯死から守るために、松くい虫防除等の徹底により枯死被害の沈静化を図り市民の生活環境を保全します。	5月に三苦、奈多、生の松原、今津等で下記内容を実施。 ① 薬剤地上散布：100.96ha ② 伐倒駆除：1,458本(春期・秋期・冬期) ③ 樹幹注入：519本	農林水産局	森づくり推進課
ヒートアイランド対策の推進	緑のカーテンプロジェクト	夏の省エネ対策として「緑のカーテン」の取組みを普及・促進するため、広報・啓発を実施しています。	・市民に身近な各局及び区関連施設で実施 実施施設数：207施設 ・緑のカーテンコンテストを実施し、家庭・団体から「緑のカーテン」の取組み報告を募集し、優れた取組みについて表彰・紹介 応募件数：89件 ・市HPにて緑のカーテンコンテスト受賞者による経験談を含めた手引きを公開	環境局	脱炭素社会推進課
熱中症対策の推進	熱中症対策	市民へ注意喚起を促すため、防災メールやホームページを活用して暑さ指数の予測情報を提供します。また、その他啓発を実施することにより、熱中症の予防啓発に努めます。	・ホームページ「福岡市熱中症情報」に暑さ指数情報や熱中症による救急搬送者数を掲載(R4.4.27～R4.10.26) ・防災メール・LINEによる暑さ指数情報を配信(R4.4.27～R4.10.26) ・福岡市オリジナルの熱中症予防リーフレットやカード(温度計付)を作成し、情報プラザ等に配置 ・福岡市オリジナルの啓発のぼりを市庁舎、市関連施設及び運動施設等に設置：43施設 ・保健環境研究所にて暑さ指数を測定、来訪者向けに実測値に沿った具体的な予防行動を提示	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
	熱中症対策の推進	福岡市温暖化対策推進会議の下に福岡市熱中症対策部会を設置し、熱中症対策に関する庁内体制の強化を図るとともに、全庁を挙げて熱中症対策に取り組めます。	熱中症対策推進計画に基づき、高齢者・子ども・労働者・一般市民向けの施策を全庁を挙げて実施	環境局 市民局 こども未来局 福祉局 保健医療局 教育委員会 各区 消防局	環境保全課

第1章 分野別施策の展開

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
歴史的な文化を活かしたまちづくり	都市景観形成地区の指定	景観計画区域のうち、市を代表する地区や個性ある地区等、特に良好な景観の形成を図るべき地区を「都市景観形成地区」に指定し、指定された地区において定められた地区景観形成方針や同基準に沿って、地区の個性を活かした景観の保全・創出を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市景観形成地区の指定 8地区指定</li> <li>R1年度：1地区指定</li> <li>景観協定の締結 4地区認可</li> <li>H24年度：1地区認可</li> <li>H30年度：1地区認可</li> <li>R1年度：1地区認可</li> <li>R3年度：1地区認可</li> </ul>	住宅都市局	都市景観室
歴史資源を活かした良好なまちなみ形成の推進	H28年3月に福岡市景観計画に御供所地区など5地区を「歴史・伝統ゾーン」に位置づけ、景観法に基づく建築等の行為の届出の機会を捉えた景観誘導を行っています。また、御供所地区都市景観形成地区においては、建物等の新築や増築等に係る修景整備に助成することにより、歴史資源と調和した良好なまちなみ形成の推進を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「歴史・伝統ゾーン」における届出件数</li> <li>H30年度：29件</li> <li>R1年度：25件</li> <li>R2年度：20件</li> <li>R3年度：13件</li> <li>R4年度：15件</li> <li>民間建築物等修景助成事業</li> <li>H30年度：1件</li> <li>R1年度：実績なし</li> <li>R2年度：1件</li> <li>R3年度：実績なし</li> <li>R4年度：実績なし</li> </ul>	住宅都市局	都市景観室	
遺跡等の保存・整備	市内に所在する主要な遺跡等文化財の保存・整備を推進しています。 <計画目標等> 整備が必要な遺跡等について、順次整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡城跡復元整備事業</li> <li>鴻臚館整備・活用事業</li> </ul>	経済観光文化局	史跡整備活用課	
博物館	福岡市博物館は、郷土の歴史的特性を踏まえ、各時代の大陸との交流に焦点を絞り、福岡の歴史や暮らしを展示することを基本テーマとしています。収蔵品は、古文書、絵画、工芸品といった歴史、美術、考古、民俗資料など福岡に関係の深いものを中心に収集しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>R4年度観覧者数：239,150人</li> <li>常設展：81,593人</li> <li>特別展：157,557人</li> <li>①ライデン国立古代博物館所蔵 古代エジプト展</li> <li>②サンリオ展 ニッポンのカワイイ文化60年史</li> <li>③独眼竜 伊達政宗</li> <li>④『鬼滅の刃』吾峠呼世晴原画展</li> <li>⑤驚異と怪異——想像界の生きものたち</li> </ul>	経済観光文化局	博物館運営課	
埋蔵文化財センター	福岡市の埋蔵文化財の保存、修復、収蔵、展示を行い、あわせて一般市民を対象とした講座の開催や小中学校への出前授業などを通して、考古学に関する市民への学習機会の提供を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民向け考古学講座：6回</li> <li>出前授業：39校</li> </ul>	経済観光文化局	埋蔵文化財センター	
福岡市赤煉瓦文化館	国指定の重要文化財である「旧日本生命保険株式会社九州支店」は、平成6年2月に市民に親しまれる文化創造、交流の場としての利用を図るために「福岡市赤煉瓦文化館」として開館しました。2階に展示会や講演会などに利用できる有料会議室があり、広く市民に開放しています。 <計画目標等> 重要文化財である「福岡市赤煉瓦文化館」を保存し歴史的景観を維持するとともに、2階有料会議室を文化向上の場として広く市民に開放することで、市民の歴史・文化等への理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数：65,135人</li> </ul>	経済観光文化局	文化財活用課	
「博多町家」ふるさと館	明治・大正時代を中心に博多の暮らし、祭り、文化や歴史を紹介し、本市の観光の振興及び地域の活性化に寄与するために、平成7年に開館しました。1年を通して「山笠展」や「夏まつり」、「もちつき」、「ひな祭り」等の博多の季節行事を実施し、博多文化の伝承の場として運営しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>明治、大正期の博多町家や歴史的な資料の展示、暮らしの様子や祭り・伝統芸能・工芸の紹介を行った。また、地域のコミュニティを活性化するため、地元との事業開催や、博多の魅力発信に努めた。</li> <li>【R4年度実績】 観覧者数：89,727人</li> </ul>	経済観光文化局	まつり振興課	
はかた伝統工芸館	福岡市の代表的な伝統的工芸品である博多織、博多人形などの紹介、展示、販売及び情報提供を行う施設として、平成23年4月に開設した「はかた伝統工芸館」において、市民や外国人を含む観光客に向けて伝統工芸品のPRを行い、伝統工芸品の良さや素晴らしさを再認識していただくことで、伝統産業の承継及び振興を図るとともに、観光資源として有効活用を図り、地域の活性化に努めています。 ○所在地：早良区百道浜3-1-1 博物館2階（令和3年4月に博多区上川端町から移転） ○施設概要：常設展示スペース、企画展示スペース ○指定管理者による管理運営：ラブエフエム国際放送株式会社 <計画目標等> 【目標値】年間の目標来館者数：85,000人	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設展示スペースにおいては、歴史的な博多人形作家や博多織人間国宝の作品など優れた作品をはじめ、博多織タペストリー「博多献上物語」と博多人形「福の神」とのコラボレーションによるメイン展示を行うなど、博多織・博多人形などの伝統工芸品の魅力をPRした。企画展示スペースにおいては、各種団体等への貸出利用による企画展示会、指定管理者の自主企画による事業を行うとともに、はかた伝統工芸館PRのため、情報提供・情報発信に努めた。</li> <li>【R4年度実績】 来館者数：76,416人</li> </ul>	経済観光文化局	地域産業支援課	

第1章 分野別施策の展開

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり

第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
良好な公共施設整備	港湾地区における清掃	ふ頭清掃に関係のある行政機関、団体、企業・事業所で博多港ふ頭清掃会を組織し、臨港道路の清掃を行っています。	・人手(人力)による清掃:56日(ごみ回収124.0m) ・機械による清掃:(延べ)809.817km(ごみ回収59.59t) ・環境月間自主清掃 ※令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施。	港湾空港局	維持課
	無電柱化	安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等を目的として、道路のバリアフリー化などと合わせて無電柱化を進めています。 【目標値】 ・無電柱化計画に基づく整備延長 R2時点:150km→R6目標:168km	・無電柱化整備延長:155.6km	道路下水道局	道路利活用推進課
モラル・マナーの向上	モラル・マナー向上市民啓発事業	市民や事業者等と連携して市民のモラル・マナー向上に取り組むとともに、都心部を中心にモラル・マナー推進指導員を配置し、自転車安全利用の推進、歩行喫煙や迷惑駐車防止に努める。 <計画目標等> 市民・事業者・行政が連携して、モラル・マナーの向上を目指す。	・モラル・マナー向上推進本部の運営 ・モラル・マナー向上市民運動2022の実施(清掃活動、街頭キャンペーンなど) ・ポスター・チラシ、FMラジオ等による広報啓発 ・モラル・マナー推進指導員による自転車安全利用、迷惑駐車防止、歩行喫煙防止の指導・啓発の実施	市民局	防犯・交通安全課
	地域ぐるみ清掃推進事業	清掃月間に全市域において自治会・町内会等が実施する地域ぐるみ清掃に対して、ごみ袋を配布し、地域の環境美化活動を支援しています。	・参加町数:1,213団体 ・参加人数:82,362人 ・ごみ処理実績量:908.68t	環境局	ごみ減量推進課
	自転車放置防止条例の運用	道路に放置された自転車は、歩行者の安全な通行に支障をきたし、都市美観の低下など大きな社会問題となっていたことから昭和60年10月に施行した「福岡市自転車の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車を移動・保管しています。	・放置自転車撤去台数 H30年度:28,965台 R1年度:23,405台 R2年度:10,390台 R3年度:9,684台 R4年度:8,815台	道路下水道局	自転車課
	総合的な自転車対策の推進〔放置自転車対策〕	放置自転車の撤去を行うとともに、自転車利用者に対する駐輪場への案内誘導や、駐輪場の利便性向上を図ることにより、放置自転車の解消を図っています。また、自転車利用のマナーの向上を図っています。 <計画目標等> 自転車放置率 H23年度:15% H28年度:10% H30年度:2.5% 以降、現状維持	・放置自転車の撤去を継続して実施 ・指導員による駐輪指導を継続して実施 ・放置自転車ZEROキャンペーン等の市民啓発を継続して実施 ・R4年度自転車放置率:1.3%	道路下水道局	自転車課
	総合的な自転車対策の推進〔自転車駐車の整備〕	放置自転車対策として鉄道駅を中心に駐輪場の整備を行い、放置自転車の削減を行うことにより、快適な歩行空間を確保するとともに都市景観の向上を図っています。	・鉄道駅等における市営駐輪場の整備 ・R4年度駐輪場新規整備台数:252台 ・R4年度末時点の収容台数:49,047台(官民共同駐輪場の収容台数:2,625台(R4年度末時点))	道路下水道局	自転車課
	空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の運用	環境と調和した地域社会の構築を目的に、空き缶等散乱防止、再資源化のための回収促進に、福岡都市圏内17市町が一体となり取り組んでいます。 ※平成5年10月1日に「福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」22市町村(当時)で一斉施行	・ポイ捨て防止及びごみ減量を呼びかけるPR看板の掲出	環境局	ごみ減量推進課
	都市美化運動の推進	福岡市あき缶・びん対策協会負担金(協会:昭和51年1月29日設立) 空き缶・空きびん等食品容器の適正な回収及び再生利用の促進を図るとともに、環境保全活動の推進及び清掃モラルの高揚を図るため、飲料メーカー等の事業者、市民団体、行政により福岡市あき缶・びん対策協会を組織し、諸活動を行っています。	①清掃キャンペーン等に参加 ②下記事業の実施 ・空き缶等投げ捨て防止啓発活動(小・中学生ポスターコンクール、地下鉄駅構内等での優秀作品掲出) ・清掃活動支援事業(清掃用具等の貸出) ・市ホームページで協会の目的や活動について紹介	環境局	ごみ減量推進課
	屋外広告物条例の運用及び路上違反広告物追放登録員活動の支援	地域特性に応じた良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、「屋外広告物条例」等に基づいて、広告物(看板等)の掲出を許可する際に規格基準への適合を審査し、違反している広告物の除却を行っています。 また、生活道路等の路上違反広告物を、住民自らの手で除却できる「路上違反広告物追放登録員」の活動を支援しています。 <計画目標等> 良好な都市景観形成、路上違反広告物の追放	・福岡市屋外広告物条例に違反した路上の広告物を委託業務および路上違反広告物追放登録員により除却を行っている。 ・違反広告物除却枚数 H30年度:11,039枚 R01年度:8,359枚 R02年度:8,987枚 R03年度:11,963枚 R04年度:7,334枚 ・路上違反広告物追放推進登録団体状況(R4年度末現在) 団体数:65団体 登録員数:1,333人	住宅都市局	都市景観室
ピンクちらし等の根絶に関する条例の運用	ピンクちらし根絶のため、厳しい罰則等の規定を持つ「ピンクちらし等の根絶に関する条例」を運用しています。 <計画目標等> 青少年の健全な育成、市の美観風致の維持	・以前は、都心部に貼られているピンクちらし等を委託業務により早朝に除却を実施。 除却枚数 H15年度:3,532,265枚 H20年度:85,589枚 H26年度:10,621枚 ・掲出件数の減少に伴い、委託業務による除却は、H27年度以降実施なし。	住宅都市局	都市景観室	

第1章 分野別施策の展開

第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり

第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
博多湾の保全	博多湾環境保全対策の推進	水質の保全のみならず、博多湾の持つ豊かな自然環境の保全・再生および創造を推進することを目的とする「博多湾環境保全計画(第二次)」の着実な推進を図るため、「博多湾環境保全計画推進委員会」を設置し、計画の進捗管理や施策の効果の評価、新たな対策の検討などを行っています。 また、貧酸素の発生状況調査や指標生物のモニタリング調査等を行っています。 <計画目標等> 博多湾の将来像“生きものが生まれ育つ博多湾”	・博多湾環境保全計画推進委員会(R4.8.9、R5.1.19) ・貧酸素発生状況調査(5～11月、計9回) ・生物指標モニタリング調査(底生生物、カプトガニ、藻場) ・干潟生物調査(市民参加型)	環境局	環境調整課
	下水の高度処理導入	博多湾の水質保全のため、下水に含まれるリンを除去する高度処理を行っています。 また、更なる処理水質の向上のため、リンに加えて窒素も除去できる高度処理施設についても段階的に整備を進めています。	・全ての水処理センターでリン除去高度処理施設を整備完了(H5年度～11年度) ・和白水処理センター、東部水処理センター、西部水処理センターの各1系列で窒素・リン同時除去高度処理施設を導入 ・H26年3月に供用を開始した新西部水処理センターにおいても、窒素・リン同時除去高度処理施設を導入(R4年度末)	道路下水道局	下水道計画課
	浄化槽の適正管理の指導	浄化槽については、浄化槽法に基づき、保守点検及び清掃を行うこととされており、浄化槽の適正管理指導を行っています。	・設置届出数：395件 ・保守点検実施数：286件 ・保守点検実施率：72.4%	保健医療局	生活衛生課
	合併処理浄化槽設置助成制度	公共下水道事業計画区域以外等においても、快適な生活環境を提供し、河川や博多湾の水質を保全する必要があるため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成する制度をH25年度に創設し、水洗化を促進しています。	・助成件数：1件	道路下水道局	下水道企画課
	漁場環境保全のための藻場造成等の実施	近年、博多湾は都市化などによって、漁場環境が悪化しており、漁業並びに水産物の再生産機能に支障をきたしています。このため、海底ごみ回収や海底耕うんによる底質改善を行うなど漁場環境保全に努めています。	・博多湾内の海底ごみ回収96m3、海底耕うん36回を実施	農林水産局	水産振興課
	シーブルー事業の実施	エコパークゾーン水域における水底質環境の改善を図り、多様な生物が生息する海域環境の創造を目的として、覆砂、作零、アマモ場造成などの海域環境創造事業(シーブルー事業)を実施しています。	・アマモ場造成(和白海域)：260㎡ ・海底耕うん(和白海域)：1ha	港湾空港局	みなと環境政策課
	海域でのアオサ回収	大量に打ち上がったアオサが堆積して腐敗すると悪臭の発生等が懸念されることから、打ち上がる前に海域での回収を行っています。	・能古海域：約4.1t回収(7月)	港湾空港局	みなと環境政策課
干潟の保全	生物多様性ふくおか戦略の推進	・里海保全再生事業 国際的に貴重な野鳥の飛来地であり、絶滅危惧種のカプトガニをはじめとする多様な生物の生息・生育場となっている今津干潟において、地域住民を主体とし、市民団体等と共働で里海保全活動を行っています。 <計画目標等> 100年後も豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市を実現する。	・砂留め堤効果検証のためのモニタリング調査(8月) ・カプトガニ卵塊幼生調査(8月) ・カプトガニ学習会(9月) ・鳥類の休息場としてのイカダ製作、設置(9月) ・干潟の生きもの観察会(10月) ・今津干潟で活動している団体による情報交換会(3月)	環境局	環境調整課
河川の保全	河川の緑化	都市環境に適合した河川の整備を進めるため、堤防敷等の植栽に取り組んでいます。 <計画目標等> 河川敷に余裕のあるところは積極的に緑化を行う。	・引き続き、必要に応じて、整備可能な箇所を検討する。(R4nd実績なし)	道路下水道局	河川計画課
	室見川水系一斉清掃	室見川水系(室見川・金屑川・油山川)の上流から下流まで行う清掃活動とおとして、住民の環境保全意識の向上に取り組んでいます。 <計画目標等> 室見川一斉清掃実施：参加予定人員5,000人	・実施日：R4.11.27 (本会場：田村校区花立広場) ・参加申込者数：4,102人 (早良区：3,792人西区：310人)	早良区 西区	生活環境課 生活環境課
	河川環境整備	緑や水辺を生かし、市民が水に親しめる水辺環境をつくるため、河川環境整備を推進しています。 <計画目標等> 各河川の持つ環境や地域の特性に配慮し、河川環境整備を推進する。	・名柄川環境整備	道路下水道局	河川計画課
みどりの保全・創出	特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定等	「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、及び「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」に基づく緑地保全林地区を指定し、整備・補助等を行うことにより樹林地の保全を行い、良好な都市環境の確保を図っています。 <計画目標等> 「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡」を目指して、緑化の推進と両輪で市内の緑の保全を図っていく。	・緑地の保全(特別緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地等の指定及びその助成、管理、工事) R4年度末：123.70ha	住宅都市局	政策課
	生産緑地地区の指定等	・都市型農業の振興に資する農地で、緑地機能の補完等として良好な都市環境の形成に寄与し、一定の基準を満たす市街化区域内の農地を生産緑地地区として指定しています。	・生産緑地地区面積：約2.74ha(R4年度末)	農林水産局	農業振興課
	優良農地の確保・保全等	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域内で農用地区域を設定し、優良農用地の保全と農業の健全な発展を図っています。	・農用地区域内の農地面積：1,550ha(R4年度末)	農林水産局	農業振興課

第1章 分野別施策の展開  
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり  
 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R4年度 実績	局・区	課
みどりの保全・創出(続き)	耕作放棄地再生事業	耕作放棄地を借り受ける農業者等が行う農地再生等経費への助成を行い、耕作放棄地の活用を促進しています。	・耕作放棄地面積：317ha (R4年度末)	農林水産局	農業振興課
	保存樹の指定	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、基準を満たす樹木を保存樹に指定し、剪定・治療費の一部助成や、衰弱木の樹木医による診断等を行っています。 <計画目標等> 「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡」を目指して、緑化の推進と両輪で市内の緑の保全を図っていく。	・樹木の保存(R5.3.31時点) 1,678本	住宅都市局	活用課
市街地における緑や水の生態系ネットワークの形成	緑化推進事業(公共施設の緑化)	都心の森1万本プロジェクトをはじめ、市民や企業との共働による植樹運動を展開する中で、市の施設については緑化水準を設け、施設を整備する際には、緑化することとしています。 <計画目標等> 市街地の緑化を推進し、都市景観の向上や都市環境の改善を図ることにより、快適な市民生活の場を創出します。	・公共施設緑化実績：38件	住宅都市局	活用課
	身近な公園整備	住区・地区における身近な緑の拠点となる公園を整備しています。	・R4年度新設整備公園 街区公園：1か所	住宅都市局	政策課
	アイランドシティはばたき公園整備	本公園は、エコパークゾーンにおける和白干潟や海域等と機能分担しながら、人と自然との共生を象徴する空間として整備を行います。 <計画目標等> 環境学習や市民活動が活発に行われ、人と自然が共に成長し続ける場として活用されることを実現する。	・園路や植栽の整備	港湾空港局	計画調整課
	エコパークゾーンの環境保全創造	和白干潟を含むアイランドシティ周辺海域、海岸域(約550ha)を自然と人の共生をめざすエコパークゾーンと位置づけ、自然環境の保全創造を図るとともに、地域の生活環境の向上に寄与するため、地域の特性や自然生態を活かした整備を実施しています。 また、市民等の多様な主体との共働による環境保全活動等に取り組んでいます。	・「博多湾NEXT会議」による環境保全創造 アマモの種子選別作業：1回(8月) アマモ場づくり：4回(10～12月) ・「和白干潟保全のつどい」の運営等 定例会：11回 環境保全活動：5回 (内訳) 干潟の生きもの観察会(7月) アオサの回収(9～11月) バードウォッチング(12月)	港湾空港局	みなと環境政策課
自然環境調査	自然環境調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
希少種の保全	天然記念物の保全	市内に点在する天然記念物の保全に努めています。 <計画目標等> 保全が必要な天然記念物について、順次調査・保護を行う。	・国市指定の天然記念物2件、県指定の天然記念物3件、市指定の天然記念物4件の状況確認調査を行った。	経済観光文化局	文化財活用課
	ツシマヤマメコ保護増殖事業	福岡市動物園では、長崎県対馬だけに生息する絶滅危惧種ツシマヤマメコ(天然記念物、国内希少野生動植物種)の種の保存(生息域外保全)に貢献するため、環境省の「ツシマヤマメコ保護増殖事業」に協力して、飼育下での繁殖事業を行っています。	・福岡市動物園、九十九島動物園等に繁殖可能な個体を集めて、繁殖に取り組んでおり、R4年度は、3頭の繁殖に成功。	住宅都市局	動物園
	傷病野生鳥獣の保護	福岡市動物園では、野生鳥獣保護のため、福岡県の委託を受けて動物園内に「傷病野生鳥獣医療所」を設置し、野生鳥獣の傷病の治療及び放鳥獣等を行います。	・動物保護件数：17件	住宅都市局	動物園
外来種による被害の未然防御	自然環境調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課

第1章 分野別施策の展開  
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり  
 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
快適な都市環境の維持・向上の推進	アイランドシティ環境共生都市づくりの推進	平成21年12月策定の「アイランドシティ事業計画」で定められたコンセプトである「都市活力の向上に挑戦するグリーンアイランドの創造」に基づき、自然の風や太陽の光・熱などの自然エネルギーの活用や省CO2化の推進、また、住民等の環境への取組みの支援を行い、本市を先導する環境共生都市づくりを推進します。	・まちづくりエリアの分譲区画において、太陽光発電設備の設置やZEH等の基準を満たす住宅の開発等、脱炭素型社会の実現に向けた事業提案を求める公募を実施し、事業者が決定。	港湾空港局	事業管理課
	アイランドシティの環境づくり【外周緑地】	周辺の豊かな自然と共生するとともに、市民が自然とふれあい、親しむことができるように、護岸整備や緑地整備をしています。 <計画目標等> 海と陸との連続的な景観形成に配慮しながら、人と自然が共生する良好な港湾環境が創造されている。	・外周緑地 整備済み面積：約6.5ha (令和4年度末)	港湾空港局	計画調整課
	香椎パークボート緑地整備	スポーツ・レクリエーション施設や市民のふれあいの場となる公園や緑地について、民間活力も導入しながら整備を進めています。 対象面積：約44ha <計画目標等> 港湾及び背後地域の良好な環境の創出、港湾で働く人や市民のスポーツ・レクリエーション需要への対応及び本市の緑の都市づくりを推進するための緑地となっている。	・R4年度末までに約32haを供用中 ① みなと100年公園 ② 香椎浜公園(野球場) ③ JAPAN BASE(ラクビー場) ④ 福岡フットボールセンター(サッカー場)	港湾空港局	港湾管理課
	エコパークゾーンの水域利用	エコパークゾーンの水域利用について、関係者とともに、住環境及び自然環境に配慮した自主ルールを策定し、実践活動を行っています。 <計画目標> ・エコパークゾーンを「動力船エリア」「非動力船エリア」「マリンスポーツ禁止エリア」に分ける。 ・関係者によるルールの策定と、市民啓発活動を通じて、適切な水域利用に努める。	・関係者からなる「エコパークゾーン水域利用連絡会議」で情報共有・調整を行い、自主ルールの実効性を高めるための活動を実施 ・その他、啓発看板の設置、ルールブックの配布、HP掲載を行った	港湾空港局	港湾管理課
	河川の緑化(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	-	道路下水道局	河川計画課
生物多様性の恵みを活かした災害につよまちづくり	市営林造林保育事業	森林の水源かん養や保健休養、国土保全、環境保全等の多面的機能を高めるため、下刈や間伐等の保育を計画的に実施しています。	・保育(分収林等)：96.46ha	農林水産局	森づくり推進課
	森林環境整備事業	長期間手入れがなされず荒廃した森林や新たに荒廃する恐れがある森林に対して間伐などを行い、公益的機能が発揮できる森林へ誘導を行っています。	・間伐：40.70ha	農林水産局	森づくり推進課
生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出	生物多様性ふくおか戦略の推進	・ふくおかレンジャー 子ども向けの自然観察会等を開催するとともに生物多様性に関する取組みを企画・実施する意欲的な人材を育成します。 ・里海保全再生事業(第1章第2節第1項に掲載) ・森の恵み体験活動 森、川、海のつながりを重視し、生物多様性の保全や水源涵養、土砂災害の防止等の様々な役割を持つ森に対して関心を高めるため、森林の機能・特徴を学び、森の恵みを体験する活動等を実施しています。 <計画目標等> 100年後も豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市を実現する。	・ふくおかレンジャー養成講座：7回(受講生累計：205人) ・森の恵み体験活動 ①体験活動：3回開催 ②クラフト体験会：4回開催 ③生きものと私たちのくらし展 展示団体数：15団体 ④オンライン自然観察会：2回開催	環境局	環境調整課
	海の中道青少年海の家	海の中道海浜公園内で、宿泊棟・キャンプ場を有する青少年の野外活動拠点施設です。自然に直接触れ、「環境保全活動」「自然観察活動」「自然体験活動」「総合的環境学習」等で様々な活動プログラムを準備し、環境教育・学習を実施しています。	・環境保全活動(ビーチクリーンアップなど) ・自然観察活動 ・自然体験活動(登山、グリーンアドベンチャー、トレジャーハンティングなど) ・自然体験活動(カッター教室、塩作り、砂の造形、貝皿クラフト、貝殻アートなど) ・延利用者数：35,331人 (内訳) 自然教室など：31,426人 主催事業など：198人 青少年団体：2,546人 その他：1,161人	こども未来局	こども発達支援課
	背振少年自然の家	福岡市の南部に位置する脊振山系には豊かな自然が残され、様々な樹木が生育し、数多くの種類の動物や鳥が息するなど、多様な生態系が形成されており、山頂付近では貴重なブナ林が観察できます。背振少年自然の家はこの脊振山の腹に位置しており、当施設での様々な活動を通して、自然とのふれあいの場を提供しています。	・自然観察活動(天体観察、水生生物の観察など) ・自然体験活動(登山、グリーンアドベンチャー、トレジャーハンティングなど) ・クラフト活動(木片ペイント、キーラックづくり) ・延利用者数：18,226人 (内訳) 自然教室など：12,816人 主催事業など：1,065人 青少年団体：3,347人 その他：998人	こども未来局	こども発達支援課

第1章 分野別施策の展開  
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり  
 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出(続き)	自然教室開催	原則として小学5年生及び中学1年生を対象に、背振少年自然の家及び海の中道青少年海の家等で、自然教室を実施しています。 <計画目標等> 自然に対する理解や畏敬の念を深めるとともに、規律ある態度や信頼関係を育てる。自然愛護の態度を育てる。	R4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じて、活動内容や場所を各学校で工夫しながら、小学校は144校中142校で実施。中学校は70校中69校で実施。	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課
	市民緑地の設置	民有地の良好な樹林地を市が土地所有者と土地の貸借契約を行い、遊歩道、ベンチ等を設置し、市民に公開しています。	R4年度末の指定状況：1地区、2.8ha	住宅都市局	政策課
	植物園	花や緑に関する相談や講座、観察会や展示会の開催など都市緑化の普及啓発に関する様々な事業を行っています。	・緑の相談：4,360件 ・植物等観察会：13回開催 ・園芸講座：64回実施 ・体験教室：26回開催 ・イベント：320回開催 ・展示会：44回開催 ・高校・大学生実習：3件(6名)	住宅都市局	植物園
	動物園の環境教育学習プログラム	動物の飼育体験やレクチャー、ガイドツアー等を通して、動物愛護や野生生物保護・地球環境保全への理解を深める学習プログラムを実施しています。 ・社会人講話(対象：中学生) ・小学生講話(対象：小学生) ・博物館実習(対象：大学生等) ・出前講座(対象：市民) ・サマースクール(対象：小学生) ・バックヤードツアー(対象：動物サポーター) ・大人のための飼育体験講座(対象：中学生以上) ・職場実習(対象：中学生) ・ZOOスポットガイド(対象：来園者[日曜日、祝日等]) ・バックヤードガイド(対象：来園者[日曜日、祝日等]) ・ふれあい教室(事前申込の来園者)	・社会人講話：9回368人 ・小学生講話：14回1,439人 ・博物館実習等：1回4人 ・出前講座：2回32人 ・サマースクール：2回49人 ・バックヤードツアー：4回73人 ・大人のための飼育体験講座：1回17人 ・職場実習：中止 ・ZOOスポットガイド：127回 ・バックヤードガイド：7回 ・ふれあい教室：0人 ・イベント講習会(保健環境研究所で実施)：1回17人	住宅都市局	動物園
	動物情報館・こども動物園	福岡市動物園では、動物情報館で野生生物保護・地球環境保全の啓発を目的とした展示やレクチャーを行っています。こども動物園では、小動物とのふれあいを通じて動物愛護や命について学ぶ「ふれあい広場」を整備し、保育園・幼稚園・小学校低学年の児童を対象に「ふれあい教室」を行っています。また、環境技術のPRや夏の暑さ対策として、「こども動物園」に太陽光発電を利用したミスト冷却設備、及び夏の日中舗装表面温度を10～15℃低減させることの出来る、遮熱性舗装を整備しています。	【継続】 ・こども動物園においては、ふれあいができる人員を配置。(金曜日以外) ・太陽光発電ミスト冷却設備設置 ・遮熱性舗装整備 ・動物情報館「ZooLab」でのワークショップ等の開催：330回	住宅都市局	動物園
	油山牧場	自然の中で乳牛や小動物たちと市民がふれあえる場として、平成8年7月から開設しており、搾乳体験などの家畜とのふれあい等を通して畜産業への理解を深めることができます。	・搾乳体験、乗馬体験、えさやり体験、手作り教室(バター、アイスクリーム、ワインナー等) ・イベント(牧場1日体験等) R4年度入場者数：約222,900人 (R3年度：約211,100人)	農林水産局	政策企画課
	油山市民の森	森林を開放して美しい自然環境及び自然観察の場を提供するとともに林業振興に資することを目的に設置したものです	・森の自然かんさつ会、きのこ倶楽部、バードウォッチング、森ヨガ、おやこトコトコさんぽ、木塾(スプーン作り)などのイベントを実施。 ・R4年度入山者数：約172,000人	農林水産局	森づくり推進課
	今津リフレッシュ農園	休憩ハウス付農園や集合農園を西区今津に開園しています。自然とのふれあいを求める都市住民のニーズに応え、作物栽培や収穫体験を通じ、農業への理解を深め、心身リフレッシュの場として提供しています。	・施設の安全な管理運営 施設の事業案内(PR)及び情報提供の充実体験農園、収穫体験(じゃがいも・玉ねぎ掘り、ぶどう狩り他)、栽培・園芸講習会 R4年度入場者数：約40,300人 (R3年度：約37,000人)	農林水産局	政策企画課
	立花寺緑地リフレッシュ農園	余暇活用や健康増進、農業への理解を深めるため、市民に野菜・花などの栽培体験や公園としての憩いの場である農園を提供しています。	・施設の確かな管理運営 施設案内(PR)及び情報提供の充実 ・体験農園、栽培講習会・相談会、料理教室、年末感謝祭 R4年度入場者数：約58,800人 (R3年度：約57,800人)	農林水産局	政策企画課
	花畑園芸公園	四季を通してさまざまな花や果実を見ることができ、秋にはミカン狩りの体験や、年間を通して園芸についてのさまざまな知識が得られる「園芸講座」や「園芸相談」を実施し、気軽に憩える場として市民に利用されています。	・施設の確かな管理運営 ・果樹展示園の栽培管理 ・積極的な広報活動の展開 ・みかん狩り等、園芸講座、園芸相談 R4年度入場者数：約217,000人 (R3年度：約166,900人)	農林水産局	政策企画課
	立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業	立花山・三日月山の更なる魅力を高めるため、ボランティア団体と共働して、登山道の巡回や森林保全などを行うとともに、登山マップ・自然パンフレット・ホームページ等による広報活動などを行っています。 <計画目標等> ・登山ルートの安全確保 ・ボランティア活動人数増 ・積極的なPR活動	・ボランティア団体との共働による登山道の巡回 ・ホームページや掲示板を活用したPR活動 ・登山マップ・自然パンフレットを配布 ・間伐材を活用した市民参加型のミニ門松づくり参加者数：40人 ・ボランティアメンバー登録者数：42人	東区	企画振興課
	室見川水系一斉清掃(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	-	早良区 西区	生活環境課 生活環境課



第1章 分野別施策の展開  
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり  
 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
生物多様性の恵みを活かしたふれあいの機会の創出(続き)	樋井川・油山の魅力発信	城南区の自然資源である樋井川・油山の魅力を広く市民に対して発信し、身近な自然の良さを知ってもらいます。 日本野鳥の会福岡支部と共催して、ハチクマ(鷹)の渡りに係る情報をホームページ等で広報します。 また、水と緑の染校(代表:福岡大学伊豫岡助教)に企画編集を委託して樋井川で見られる動植物を紹介した「樋井川じゃぶじゃぶマップ」を作成しています。 <計画目標等> 豊かな自然環境が市街地に近いという特性を活かし、市民の自然環境保全意識の醸成に寄与する。	・油山の魅力や油山片江展望台でのハチクマ観察会の開催等について市政だよりや区HP等により情報発信。 ※R4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業中止 ・「樋井川じゃぶじゃぶマップ」の配布(配布数:1,870部) ・樋井川に住んでいる生き物を紹介する樋井川魅力発信動画を作成(3本)	城南区	企画共創課
	河川環境整備(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	道路下水道局	河川計画課
	治水池環境整備	市街地に残された貴重なオープンスペースを活用し、身近にふれあえる水辺として治水池の環境整備を推進しています。 <計画目標等> 地域の特性を踏まえた水辺を整備し、うるおいのある快適なまちづくりを推進する。	・引き続き、必要に応じて、整備可能な箇所を検討する。 (R4実績なし)	道路下水道局	河川計画課
	ため池の整備	自然共生型ため池については、地域に残された貴重な資源であり、自然を生かした身近な水辺空間として、市民の健康づくりや憩いの場として活用されるよう、地域との共働により清掃活動等を実施した。	・自然共生型ため池について、周辺の町内会・自治会等で構成された「ため池愛護会」と共働で、花壇の管理や清掃等を実施 実施回数:293回	農林水産局	農業施設課
	緑の活動支援事業	緑豊かな生活環境創出と地域コミュニティ形成のため、樹林地等の保全管理を行う「地域の森づくり」、地域の公共用地や空地で花壇づくり等を行う「地域の花づくり」を行う市民や団体等の自主的な活動を支援しています。	・街路花壇管理協定締結団体数:262団体 ・「地域の森づくり」活動助成団体数:21団体 ・「地域の花づくり」活動助成団体数:225団体	住宅都市局	一人一花推進課
	区の魅力づくり事業・中央区(花いっぱい運動)	地域への愛着や思いやりを大切にする心を育み、地域コミュニティの向上や街の景観美化などの効果を期待し、住民、企業及び行政と一緒に花植えや、花の日常管理を行っています。	・民間企業・市民・行政が連携した植花活動:3回 ・13館の公民館で植花活動を実施:計3回 ・ホームページにてPR活動を実施	中央区	企画振興課
	区独自事業・南区(まちなか再発見事業)	南区の景観の特色であるため池や那珂川などの水辺、油山や鴻巣山の緑などの自然をさらに身近に感じられるよう、市民と共働で推進するものです。	南区の特徴・地域資源である「水辺」「緑」等の自然をまちづくりに活用し、下記事業を実施 ・小学生親子向けイベント 「こうのす山で森のワークショップ」の実施 ・南区カレンダーの作成	南区	企画振興課
生物多様性の恵みを活かした農水産物の積極的な活用	水産業みらい投資推進事業	水産業生産者が、一次産品とその加工品、さらには付加されたサービスの企画・生産・加工・サービス提供を進め、販路拡大とブランド化をはかることで、生産者の所得向上と後継者の増大を目指す。	・国内外向けのブランド強化・販路拡大を推進し、シンガポールの高級レストランへ牡蠣の輸出を拡大	農林水産局	水産振興課
	見て・来て・食べて・浜の活性化推進事業	食育を通じた魚食普及及び地元水産物の消費拡大を目的に、調理実習を実施	R4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、料理教室を中止	農林水産局	水産振興課
	市内産農水産物学校給食活用推進事業	定期的開催するワーキンググループにおいて、出荷状況や献立、食材購入状況等に関する情報交換を行い、市内産農水産物の利用拡大に取り組みます。 また、市内の小中学校において、生産者による学校菜園等での野菜づくり、土づくり等栽培指導を通して、児童と生産者の交流及び食育を推進します。	・学校給食における市内産農産物利用割合 野菜※:30.6% ※小中学校における主要18品目の重量ベース ・学童菜園事業 市内5校で実施	農林水産局	政策企画課
	市内産農畜産物6次産業化・ブランド化推進事業	市内産農畜産物の6次産業化・ブランド化による、新商品の開発及び販路拡大への支援及び農山漁村地域の特産品開発支援	・加工品開発等に取り組んだ事業者等の数:2事業者 ・開発・販売した加工品数:40品 (R5年3月末)(累計)	農林水産局	政策企画課
生物多様性に支えられる文化の継承	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	環境局	環境調整課

第1章 分野別施策の展開  
 第2節 市民がふれあう自然共生のまちづくり  
 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課	
市民への生物多様性の認識の理解促進	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課	
	海の中道青少年海の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	こども未来局	こども発達支援課	
	自然教室開催(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	第1章第2節第2項に掲載	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課	
	植物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	植物園	
	動物園の環境教育学習プログラム(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園	
	動物情報館・こども動物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園	
	も〜も〜らんど油山牧場(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課	
	油山市民の森(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森づくり推進課	
	背振少年自然の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	こども未来局	こども発達支援課	
	今津リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課	
	立花寺緑地リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課	
	花畑園芸公園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課	
	立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	東区	企画振興課	
	室見川水系一斉清掃(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	早良区 西区	生活環境課 生活環境課	
	区の魅力づくり事業・中央区(花いっぱい運動)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	中央区	企画振興課	
	区独自事業・南区(まちのよかところ再発見事業)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	南区	企画振興課	
	多様な主体参画の促進、支援	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	国内外の交流の推進、情報ネットワークの構築	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
		博多湾NEXT会議	市民、市民団体、漁業関係者、企業、学校、行政など多様な主体からなる「博多湾NEXT会議」において、アマモ場づくりを中心に、イベントの実施、博多湾の魅力発信など、環境保全創造の取組みを進めています。	・アマモの種子選別作業：1回(8月) ・アマモ場づくり：4回(10～12月) ・情報交換会：4回(4～1月)	港湾空港局	みなと環境政策課
		和白干潟保全のつどい	和白干潟を中心に活動する市民団体等と定期的に意見交換しながら、和白干潟の環境保全に向けた活動などの共働事業を企画・実施しています。	・定例会：11回 ・環境保全活動：5回 (内訳) 干潟の生きもの観察会(7月) アオサの回収(9～11月) バードウォッチング(12月)	港湾空港局	みなと環境政策課
NPO等交流支援事業	環境保全活動を行うNPO団体や個人、事業者、学識者及び関心のある市民等の交流や連携を促進するため、「ふくおか環境連絡交流会」「トークカフェ」を実施しています。	・NPO等交流支援事業 ①ふくおか環境連絡交流会：2回 71人 ②トークカフェ：3回 88人	保健医療局	環境科学課		

第1章 分野別施策の展開  
 第3節 資源を活かす循環のまちづくり  
 第1項 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
様々な媒体等を活用した情報発信	3R推進事業	3R(スリーアール:リデュース、リユース、リサイクル)の内容を市民に周知し、日常生活の具体的な行動に結びつけていくための広報啓発を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「プラスチック資源循環促進法」の共同啓発や、メーカーによるプラスチック製品自主回収について、広報支援等を実施</li> <li>・イベントでのワンウェイプラスチック削減リーフレットを作成し、市の登録業者やイベントスペース管理者等へ配布</li> <li>・フードドライブイベントの実施</li> </ul> 回収した食品: 801個 (197.6kg)	環境局	計画課 ごみ減量推進課
	ごみ減量広報・啓発活動	市民へごみ減量・リサイクルの啓発を行うため、大都市減量化・資源化共同キャンペーンを実施するとともに、市外からの転入者向けに家庭ごみルールブック等を作成・配布するなど広報活動を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭ごみルールブック(日・英・中・韓4か国語): 86,000部</li> <li>○家庭ごみガイド: 53,000部</li> <li>○引っ越しごみチラシ: 12,700部</li> <li>○出前講座               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「正しく分ければ「ごみ」じゃない」実施件数 34件 参加人数 1,264人</li> <li>・「「食品ロス」ってなに?」実施件数 33件 参加人数 1,385人</li> <li>・「プラスチックごみ問題を知る!」実施件数 27件 参加人数 939人</li> </ul> </li> </ul>	環境局	ごみ減量推進課
	事業系ごみ資源化情報発信事業	資源化に関する専用ホームページの活用により、排出事業者と資源物回収事業者が事業系ごみの資源化に関する互いの情報を共有し、回収へとつながっていく環境の整備を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良事業者の紹介・メールマガジンを活用した情報発信等(H25年3月開設)</li> <li>・メールマガジン登録件数: 993件</li> </ul>	環境局	ごみ減量推進課
環境教育・学習機会の提供	3Rステーション事業	西部3Rステーション(リサイクルプラザ)及び臨海3Rステーション(リサイクルプラザ)において、市民へのごみ減量・リサイクルの場の提供、情報提供、各種講座やイベントを開催するとともに、衣類や書籍等の不用品の引取・提供を実施します。 <計画目標等> 情報提供機能を強化するとともに、3Rを中心とした各種講座の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入館者総数: 70,964人</li> <li>・講座等開催回数: 1,500回 参加人数: 8,326人</li> <li>・イベント開催回数: 46回 参加人数: 4,144人</li> <li>・不用品提供数: 122,649件</li> </ul>	環境局	ごみ減量推進課
	生ごみリサイクル促進事業	立花寺1丁目種苗育成施設内菜園において、生ごみ堆肥の作り方やできた堆肥の使い方を学ぶ「菜園講座」を行っています。 また、初心者を対象に、ベランダなどで手軽にできる「段ボールコンポスト使い方講座」や、一人一花運動と連携し、緑のコーディネーターやボランティア花壇管理団体を対象とした「生ごみ堆肥づくり研修会」を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①菜園講座               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数: 9回</li> <li>・参加人数: 103人</li> </ul> </li> <li>②段ボールコンポスト使い方講座               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数: 6回</li> <li>・参加人数: 77人</li> </ul> </li> <li>③生ごみ堆肥づくり研修会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数: 4回</li> <li>・参加人数: 42人</li> </ul> </li> </ul>	環境局	ごみ減量推進課
ごみの分別等に関する啓発・指導	3R推進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	-	環境局	ごみ減量推進課
	区独自事業・城南区(雑がみリサイクル推進事業)	雑がみリサイクルについて市民認知度を向上させ、行動の定着を促すため、雑がみリサイクル啓発用マグネットシートを作成・配布するなど啓発活動を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①雑がみリサイクル啓発グッズの配布               <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグネットシート 6,010枚配布</li> <li>・雑がみ回収促進袋 25,512枚配布</li> </ul> </li> <li>②雑がみリサイクル啓発グッズを用いて、雑がみの種類や出し方について説明               <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館サークル 3回 (60名)</li> <li>・スーパー 1回 (61名)</li> <li>・集団回収代表者説明会 2回 (53名)</li> <li>・幼稚園 1回 (77名)</li> </ul> </li> <li>③市政だより(区版)やホームページ、情報ディスプレイ等による広報・啓発(10回)</li> </ul>	城南区	生活環境課

第1章 分野別施策の展開  
 第3節 資源を活かす循環のまちづくり  
 第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
地域における資源物回収の促進	地域集団回収等報奨制度	資源物の集団回収等実施団体に回収量等に応じた報奨金を交付し、回収活動の促進を図っています。 ①回収量に応じた報奨金(5円/kg) ②その他の報奨金 ・集団回収実施団体 回収実施月に対する報奨金(2,500円/月) ・紙リサイクルボックス管理団体 古紙保管庫の管理経費(年間) 民有地:5万円、公有地:3万円 ・校区紙リサイクルステーション管理団体 管理運営経費(1万円/月) 資源物回収促進経費(60円/年間・1世帯) ※12万円～42万円の範囲内  <計画目標等> 古紙が可燃ごみとして排出されないよう、集団回収や地域の回収拠点の利用を促す。	・地域集団回収等回収実績 回収量:22,246 t 【内訳】 地域集団回収 : 12,157 t 紙リサイクルボックス : 3,544 t (325ヵ所) 校区紙リサイクルステーション : 2,978 t (97ヵ所) 区役所・市民センター : 1,471 t (9ヵ所) 民間協力店回収実績 空きびん・ペットボトルの回収:2,096 t (62ヵ所)  ※区役所・市民センターは年度、その他は暦年の実績 ※設置箇所数は、R5.3.31現在 ※地域集団回収等報奨制度参加団体:1,896団体	環境局	ごみ減量推進課
	拠点での資源物回収事業	市民に身近な場所に資源物回収拠点を設置し、地域住民等の参加を得て、資源物回収を行うものです。 ○紙リサイクルボックス 地域団体の要望に応じて設置。 ・回収品目:古紙など ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付。 ○校区紙リサイクルステーション 校区団体の要望に応じて、小学校区に1ヵ所設置。 ・開設時間 原則土・日曜日 9時～17時 ・回収品目 原則古紙と牛乳パック ※地域集団回収等報奨制度による報奨金を交付。 ○区役所・市民センター等9ヵ所 ・開設時間:毎日9時～17時(年末年始を除く) ・回収品目:古紙・空き缶・空きびん・紙パック・ペットボトル・たい肥(H17年7月～)、食品トレイ(H18年1月～)、蛍光管(H18年1月～)、乾電池(H27年4月～)、古着(H27年6月～)、水銀体温計・温度計・血圧計(H29年4月～)、使用済食用油(H30年4月～)、小型充電式電池(H31年4月～)、プラスチック製品(R4年5月～) ○民間協力店 ・回収品目:空きびん・ペットボトル <計画目標等> 紙リサイクルボックス及び校区紙リサイクルステーションについては、設置を希望する地域に設置していく。	【参考】 新聞社による新聞古紙回収:4,595 t  ○福岡市ごみと資源の分け方・出し方情報サイト実績 アクセス数:823,805件	環境局	ごみ減量推進課 収集管理課
有用金属のリサイクルによる資源確保	使用済小型電子機器回収事業	携帯電話などの使用済小型電子機器に含まれる金属を再資源化するため、回収ボックスの設置や粗大ごみからのピックアップ回収等を行っています。	・回収拠点数:42ヵ所 ・回収量:100,455.7kg	環境局	ごみ減量推進課
	蛍光管等の拠点回収事業	一般家庭から出される蛍光管・乾電池については、家電量販店やホームセンター等に設置する回収ボックスで拠点回収を行い、また、水銀体温計・温度計・血圧計については、市内の福岡市薬剤師会会員の薬局等に設置する回収ボックスで拠点回収を行い、再資源化を行っています。	回収量:44,278kg ・蛍光管:19,171kg ・乾電池:25,032kg ・水銀体温計等:75kg	環境局	ごみ減量推進課
事業系食品廃棄物の資源化促進	事業系食品廃棄物3R推進事業	事業所から排出されるごみの中で、紙類に次いで多くの割合を占める食品廃棄物について、更なる減量・リサイクルを推進しています。	・排出事業者に対する食品廃棄物リサイクルの周知、広報 ・フードバンクを活用した食品ロス削減啓発事業の実施	環境局	ごみ減量推進課
事業系古紙回収の推進	事業系古紙回収推進事業	中小事業者等を対象として、関係業界の協力のもとに構築した古紙回収システムにより、効率的・効果的な古紙回収を推進しています。	・システムによる古紙回収の実施 R4年度回収量:11,865 t ・排出事業者に対する本システムの周知、広報 ・特定事業用建築物(延床面積1,000㎡超の事業用建築物)の所有者等に対する啓発、指導 ・事業系一般廃棄物処理ルールブックの送付、夜間搬入物検査の実施	環境局	ごみ減量推進課
一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底	事業所ごみ減量再資源化指導	事業所のごみ減量・再資源化を図るため、延床面積の合計が1,000㎡超の事業用建築物を特定事業用建築物と定め、その所有者等に、紙使用量抑制、古紙等資源物回収、再生品使用などにより、ごみ減量・リサイクルに努めるよう指導しています。	・事業所への立入指導等:延べ1,171件	環境局	ごみ減量推進課
	資源物回収協定制	優良な資源物回収事業者と協定を締結し、互いに連携を図ることにより資源物の再生利用を促進することを目的に「福岡市資源物回収協定制」を実施しています。	・協定参加事業者の新規募集を実施 ・協定参加事業者数:23事業者	環境局	ごみ減量推進課

第1章 分野別施策の展開

第3節 資源を活かす循環のまちづくり

第1項 廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
ごみ減量・リサイクルの推進に向けた基金の活用	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	地域集団回収等報奨制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	使用済小型電子機器回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	拠点での資源物回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	事業所ごみ減量再資源化指導(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	事業系ごみ資源化情報発信事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	資源物回収協定制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	エコアクション21取得支援事業	市内事業者の①省エネ、②廃棄物の削減・リサイクル、③節水などの自主的な取組みを促進するために、環境省が推進している中小事業者等向け簡易版環境マネジメントシステム(EMS)である「エコアクション21(EA21)」の市内事業者への普及を図っています。	・EA21導入セミナーを実施(市内事業者等を対象とした説明会) 市内事業者参加数：5事業者	環境局	環境政策課
	事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業	事業系ごみの資源化を推進するため、事業系一般廃棄物の資源化等に関する技術等を研究しようとする事業者に対し、その研究費用の一部を補助します。	・補助件数：3件	環境局	計画課
	事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援	事業系一般廃棄物の資源化推進に寄与する施設及び設備を市内で整備するために要する費用について、その一部を補助します。	・補助件数：0件	環境局	計画課
事業系ごみの資源化調査	事業系ごみの減量・リサイクルを推進するための基礎データの取得を目的とし、展開調査により、事業所のごみ排出状況を継続的に調査しています。	・期間：R4.11.8～R4.12.1のうち計15日間 調査検体数：100	環境局	計画課	
福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド	事業系ごみの資源化に向けた事業者の取組みを支援することにより、循環資源の更なる利用を促進し、循環型社会の形成を進めるための事業を実施することを目的に、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド」を設置しています。 また、事業系ごみの資源循環施策の推進にとって投資効果が高いと期待できる分野において、本ファンドを適正に活用していくために、「福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会」において、客観的な立場で、技術面、採算面、広域での循環資源の需給バランスの面などを踏まえ、ファンドの処分対象事業の選定や評価などを行います。	・福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会開催実績：2回	環境局	計画課	
庁舎等ごみ減量	マイボトルの利用によるプラスチックごみの削減のため、庁舎等にマイボトル用「給水スポット」を設置します。	・設置か所：5か所(年度末時点累計13か所)	環境局	ごみ減量推進課	
家庭ごみの有料制の継続	家庭ごみの有料制	ごみの排出者としての役割を明確にするとともに、負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくるために導入した家庭ごみの有料制を継続します。	継続	環境局	計画課
事業系ごみの処理手数料の徴収	事業系ごみの処理手数料	事業系ごみの処理手数料を徴収することにより、排出者の自己処理責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみ減量・リサイクルへの誘導を図ります。	継続	環境局	計画課
各種リサイクル法の推進	魚滓の再資源化	水産バイオマスである魚滓を無公害に魚粉等への加工を民間事業者による処理に移行し、引き続き活用に積極的に取り組み、市民生活の環境保全に努めています。 <計画目標> ・(民間事業者)積替保管施設への魚滓搬入量：6,000 t	・(民間事業者)積替保管施設魚滓搬入量：4,904 t	農林水産局	水産振興課
	福岡魚滓処理対策協議会	水産バイオマスの利活用を図るため、福岡市及び近隣18市町で協議会を設置し、魚滓の再資源化の推進を図っています。	・協議会実施状況 2回：第1回(R4.6.30) 第2回(R5.3.29)	農林水産局	水産振興課
	使用済み乗車券のリサイクル	地下鉄各駅のごみ減量化を図るため、使用済み乗車券を回収し、製紙原料としてリサイクルを行っています。	・使用済み乗車券回収量：4.0 t	交通局	駅務サービス課
	学校給食残食のリサイクル	学校給食で発生する残食(調理くず、おかず等の食べ残し)の一部を回収し、飼料の原料として再生利用を行っています。また、つぎ残しの米飯については、豚の餌として全量利用されています。	・残食回収量：438 t ・米飯回収量：433 t	教育委員会	給食運営課
	学校給食廃油のリサイクル	学校給食で使用した食用油を全量回収し、給食センターに設置しているリサイクルボイラーで燃料として使用するほか、建築用油脂等として売却しています。	・ボイラー投入量：46 t ・売払い量：54 t	教育委員会	給食運営課
	学校給食牛乳パックのリサイクル	児童生徒が洗浄、乾燥させた使用済みの学校給食用牛乳紙パックを回収し、再生紙の原料として再生利用しています。	・回収量：0.080 t ・参加校：小学校2校	教育委員会	給食運営課

第1章 分野別施策の展開  
 第3節 資源を活かす循環のまちづくり  
 第2項 廃棄物の適正処理の推進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R4年度実績	局・区	課
収集運搬の区分及び体制	家庭ごみの収集運搬	一般廃棄物の適正な処理のため、家庭から排出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空きびん・ペットボトルを委託業者が収集しています。	・収集量 可燃ごみ：260,306 t 不燃ごみ：15,236 t 粗大ごみ：7,370 t 空きびん・ペットボトル：10,310 t	環境局	収集管理課
資源物の持ち去り防止対策	資源物持ち去り防止対策	家庭の不燃ごみからアルミ缶等の資源物を持ち去る行為を防止するため、パトロールの実施など資源物持ち去り防止対策を実施しています。	・夜間パトロール実施日数：264日	環境局	収集管理課
ごみ処理施設の適切な維持・運転・整備とアセットマネジメントを活用した既存施設の効率的運用	アセットマネジメントの推進	市有施設を安全・安心に利用できるよう維持し、良質な公共サービスを持続的に提供していくため、「福岡市アセットマネジメント基本方針」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の状況等に応じた適切な維持管理を推進します。	・「福岡市アセットマネジメント推進プラン(R3.6)」に基づき、計画的・予防的な改修・修繕等による施設の長寿命化を進め、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、施設の状況等に応じた適切な維持管理を推進した。	財政局	アセットマネジメント推進課
	工場等整備事業	工場等の機能維持対策など、計画的な整備・更新を行い必要な処理能力の確保を図っていきます。	・清掃工場等の改良工事や復旧工事等の施設整備	環境局	工場整備課
	自己搬入ごみに対する搬入物検査実施及び不適物搬入への不利益処分	処理施設にごみを自己搬入する際の搬入物検査を、平成27年4月1日から実施しています。また、平成27年7月1日からは、自己搬入時の不適物搬入者に対して、期間を定めた受入拒否処分等を行っています。	・搬入物検査実績 検査件数：181,740台 指導件数：191件	環境局	管理課
	びん・ペットボトルの再資源化	収集されたびん・ペットボトルは、びん・ペットボトル中継保管施設又は選別処理施設に搬入・選別後、再商品化事業者に引き渡されています。	・資源化量：7,506 t (内訳) びん：3,424 t ペットボトル：4,082 t	環境局	管理課
	不燃ごみの有価物回収	東部・西部資源化センターに搬入された不燃ごみを破砕し、磁選機等により鉄、アルミを回収、再資源化しています。また、自転車についても再資源化しています。	・資源化量：7,339t (内訳) 鉄：5,730t アルミ：1,323t 自転車：286t	環境局	管理課
埋立処分の体制	ごみ埋立場の整備・施設維持管理	ごみ埋立の進捗に合わせて、ごみ埋立場の整備を行うとともに、施設の修繕等維持管理を行っています。	・埋立場の改良工事等の施設整備	環境局	施設課
広域連携	福岡都市圏南部環境事業組合	本市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市で一部事務組合を設立し、共同で可燃ごみ処理施設の建設及び運営を行っています。	・H28.4月より清掃工場及び最終処分場(埋立場)の供用開始 ・焼却処理量：26,955t ・灰埋立処分量：2,960t	環境局	管理課
災害対策	災害廃棄物の収集・運搬に関する協定	災害に対し迅速かつ的確に対応し、被災した地域の生活環境が速やかに回復することを目的として、委託・許可業者と協定を結んでいます。	協定を締結している委託・許可業者と適宜必要な情報共有を実施	環境局	収集管理課 計画課
産業廃棄物対策	産業廃棄物排出事業者の監視・指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であることため、事業所等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	・立入件数：350件 (内訳) 多量排出事業者：0件 建設工事現場等：117件 PCB保管事業場：21件 アスベスト関連工事現場：31件 病院・その他の有害廃棄物の排出事業場：0件 苦情等：25件 重点監視事業所等：156件	環境局	産業廃棄物指導課
	産業廃棄物処理業者の指導	市民が安心して生活していく上で、産業廃棄物の適正な処理は不可欠であること、また、不適正処理が発生した場合に周辺環境へ著しい影響を及ぼすおそれがあることから、産業廃棄物処理業者等への立入検査を行い、適正処理を指導しています。	・立入件数：513件 (内訳) 処理業許可業者：465件 自動車リサイクル許可業者：48件	環境局	産業廃棄物指導課
	公共工事における産業廃棄物の有効利用の推進	公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理推進のため、庁内関係部局による情報交換、調査研究等を行っています。	・公共工事発注課向けの研修会(eラーニング)による開催 ・公共工事におけるコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率：ほぼ100%	環境局	産業廃棄物指導課
	産業廃棄物に関する啓発	産業廃棄物に関する認識向上、減量化・有効利用及び適正処理推進のため、事業者及び処理業者を対象とした講習会及び説明会を実施するとともに、医療関係機関・土木建設業者等の各種団体からの要請により講師を派遣しています。	・説明会・講習会 開催回数：2回 受講者数：出前講座9名 福岡県・市合同排出事業者講習会をWEB掲載により実施。 出前講座1回実施。	環境局	産業廃棄物指導課
不法投棄対策	不法投棄対策	監視カメラの増設や、警察などの関係機関・区役所と連携をしパトロールを行っているほか、地域住民による不法投棄防止活動の支援等を行っています。 ＜計画目標等＞ R6年度不法投棄処理量：39 t	・不法投棄処理量：23t(処理件数：533件)	環境局	産業廃棄物指導課

第1章 分野別施策の展開  
 第3節 資源を活かす循環のまちづくり  
 第3項 水資源の有効利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
水の有効利用	①漏水防止調査 ②給水管の漏水対策 ③配水調整システムの整備	①漏水の早期発見、早期修理を行うため、計画的に漏水調査を行い、水の有効利用を図っています。 ②宅地内で漏水が発生した給水管の応急修理を行うとともに、漏水した給水管やその他の老朽化した給水管の取替を実施しています。 ③配水調整システムの機能を維持するために、市内に設置している遠方監視制御装置を計画的に更新しています。	①調査延長 : 2,968km ②応急修理 : 1,356件 給水管取替 : 1,320件 ③更新箇所 : 15箇所	水道局	管修理課 節水推進課 水管理課
節水意識の高揚	「水をたいせつに」広報の推進	・「限りある資源である水をたいせつに使う」心がけが市民(社会)全体に継承され続けるよう、「節水の日」キャンペーンや広報紙「みずだより」等各種印刷物を制作するほか、水道局公式アンバサダーによる啓発動画の配信や、HP、ツイッターによる広報活動を実施しています。 ・小学4～6年生を対象に、「水をたいせつに」絵画コンクールを実施するほか、プログラミングアプリをつかったワークショップを通して、水道事業への興味関心を惹きつけ、水のたいせつさへの理解を深めています。  <計画目標等> 節水意識 90%以上を維持 (福岡市水道長期ビジョン)	①「水をたいせつに」広報 ・「節水の日」キャンペーン ・広報紙「みずだより」の発行 ・小学生社会科副読本「水とわたしたち」の発行 ・「水をたいせつに」絵画コンクール ・子ども水道教室、小学校向け浄水場見学のオンラインでの実施 ②水道創設100周年記念事業 ・これまでの福岡市の水源開発、限られた水資源を有効活用する取組みを各種イベントや記念映像で紹介し、水のたいせつさについて啓発。 ・水道創設から100周年を迎えた曲淵ダムのVR動画の制作。  <節水意識> 91.1% (令和4年度市政アンケート調査)	水道局	総務課
都市の保水機能の強化	特別緑地保全地区、緑地保全林地区の指定等(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	住宅都市局	政策課
	生産緑地地区の指定等(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	優良農地の確保・保全等(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	耕作放棄地再生事業(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	農林水産局	農業振興課
	保存樹の指定(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	住宅都市局	政策課
	緑化推進事業(公共施設の緑化)(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	住宅都市局	政策課
	市営造林保育事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森づくり推進課
	森林環境整備事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森づくり推進課
	治水池環境整備(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	道路下水道局	河川計画課
	ため池の整備(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	農業施設課
	雨水流出抑制施設助成制度	雨水の貯留・浸透施設を設置される方に助成金を交付し、浸水被害の軽減に対する市民意識の向上を図る。 ①雨水貯留タンクの助成 <助成上限額> ・タンク合計容量100%～500%未満 = 1万5千円まで ・タンク合計容量500%以上= 3万円まで ②雨水浸透施設(浸透ます、浸透管)の助成 <助成上限額> (既存建築物) ・1敷地当たり合計10万円まで ・雨水浸透樹1基当たり2万円まで ・雨水浸透管1m当たり7千円まで (新築・増築建築物) ・1敷地当たり合計5万円まで ・雨水浸透樹1基当たり1万円まで ・雨水浸透管1m当たり4千円まで	①雨水貯留タンク: 42件 ②雨水浸透施設: なし	道路下水道局	下水道管理課
	下水処理水や雨水等の有効利用	広域循環型雑用水道(再生水利用下水道事業)(下水処理水の再利用)	中部水処理センター及び東部水処理センターの下水処理水の一部を再生処理し、主に水洗便所の洗浄用水として供給しています。 (供給開始 昭和55年6月) ①現在供給能力(R4.4.1現在) 中部: 日最大10,000m <sup>3</sup> /日 東部: 日最大1,600m <sup>3</sup> /日 ②供給区域(R4.4.1現在) 中部地区: 1,020ha (天神・渡辺通り地区、シサイトももち地区、博多駅周辺地区、都心ウォーターフロント地区、六本松地区) 東部地区: 508ha (香椎地区、アランドン地区、箱崎地区) ③再生水用途: 大型建築物の水洗便所の洗浄用水、公園、街路等の樹木への散水	・供給施設: 511件(S55年度～) ・R4年度新規供給施設: 14件 ・R4年度供給廃止施設: 4件 ・日平均使用水量: 約5,251m <sup>3</sup> /日	道路下水道局
雨水の有効利用		循環型社会構築、自然の水循環回復による環境にやさしいまちづくりを目的に、雑用水補給水の一部として、市役所本庁舎、マリンメッセなど公共・民間施設で雨水の有効利用(貯留)を図っています。	・継続実施	総務企画局 水道局	水資源担当 節水推進課

第1章 分野別施策の展開  
 第3節 資源を活かす循環のまちづくり  
 第3項 水資源の有効利用の促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
下水処理水や雨水等の有効利用(続き)	雨水の利用及び工場作業排水の再利用	橋本車両基地内に降った雨水を車体洗浄等の作業用水として利用するとともに、さらにその水を再処理して、橋本車両基地内及び橋本駅トイレの洗浄水として利用しています。	・水道水節減量：5,556m <sup>3</sup> /年	交通局	橋本車両工場
	個別循環型雑用水道利用	個別の建築物において発生した汚水・雑排水を処理し、水洗便所の洗浄用水として利用しています。	・導入施設件数：325施設(S54年度～) ・平均使用水量：約5,778m <sup>3</sup> /日	水道局	節水推進課
エネルギーの有効利用	小水力発電設備を活用した再生エネルギーの導入	水源から浄水場までの高低差を利用した小水力発電設備を設置しています。	・累計設置数：3施設 H23年度稼働：1施設 H26年度稼働：1施設 H29年度稼働：1施設 ・設備出力合計：222kW	水道局	技術管理課
	下水バイオガス水素ステーションの運営	下水バイオガスから水素を製造し、燃料電池自動車等に供給する水素ステーションを民間企業5社とともに運営しています。	水素充填実績：203台(燃料電池自動車)	経済観光文化局	グリーンイノベーション戦略担当
水源地域・流域との連携・協力	水源地域との交流	筑後川流域の日田市・朝倉市や吉野ヶ里町などの水源地域において、植樹・下草刈りなどの育林活動やダム見学等を通じた地元住民との交流事業に加え、本市の子どもたちが水の大切さを学ぶ体験学習などを実施し、市民と水源地域との相互理解・連携を深めています。	① 育林活動等交流事業 ・朝倉市との交流：1事業 参加者総数 60人 ・日田市との交流：2事業 参加者総数 487人 ・吉野ヶ里町との交流：1事業 参加者総数 32人  ② 子ども体験学習(1事業) ※R4年度は、新型コロナウイルスの影響により中止。	水道局	流域連携課
国際協力の推進	国際貢献・国際協力の推進	海外からの研修生受入れや職員の海外派遣により、福岡市の住み良いまちづくりを広く海外に紹介することで、国際貢献・国際協力を推進しています。また、これらの取組みにより、海外の諸都市との関係を構築し、官民連携によるビジネス展開を推進しています。	国際視察・研修受入：167人(水資源のみ)	総務企画局	アジア連携課 国際協力課
	水道分野における国際貢献活動	独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じて、アジア地域などへの職員派遣や研修員受け入れにより、水道分野の技術協力を行っています。	・視察・研修員受入 JICA課題別研修：7ヵ国7人	水道局	経営企画課
	下水道整備に係る国際技術協力	独立行政法人国際協力機構(JICA)等を通じて、アジア地域などへの職員派遣や研修員受け入れにより、下水道整備に係る技術協力を行っています。	①職員派遣 ・世界銀行プロジェクト (インド共和国・アーメダバード市)：8人 ②視察・研修員受入 ・JICA課題別研修(10ヵ国・10人) ・世界銀行プロジェクト (インド共和国・アーメダバード市等)：13人	道路下水道局	政策調整課



第1章 分野別施策の展開  
 第4節 未来につながる低炭素のまちづくり  
 第1項 省エネルギーの促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
市民・事業者の省エネ行動の支援	福岡市地球温暖化対策市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化対策に向けた積極的な実践活動を推進することを目的に、さまざまな活動を行っています。	・福岡市地球温暖化対策市民協議会会員数：131団体（R5年3月末現在） ・総会の開催（R4. 5. 31） ・環境フェスティバルふくおか2022への出展 ・協議会として下記の4事業を実施 ①住宅用エネルギーシステム導入促進事業 ②次世代自動車普及促進事業（電気自動車購入等助成） （次世代自動車展示会 7月17日 次世代自動車展示試乗会 10月29、30日） ③ECOチャレンジ応援事業（交通系ICカードポイント付与） ④宅配ボックス導入助成事業 導入助成：675件	環境局	脱炭素社会推進課
	住宅用エネルギーシステムの導入推進	（福岡市地球温暖化対策市民協議会事業として実施） 住宅のリチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池、V2Hシステム、太陽光発電システムの設置者に対する補助を実施しています。	・住宅用エネルギーシステム設置助成 導入が図られたシステム数：1,467基 （内訳） リチウムイオン蓄電システム：440基 家庭用燃料電池：281基 V2Hシステム：24基 太陽光発電システム：267基 HEMS：455基	環境局	脱炭素事業推進課
	次世代自動車の普及促進	（福岡市地球温暖化対策市民協議会事業として実施） 次世代自動車の普及を図り、地球温暖化対策を促進することを目的に、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入、充電設備の設置等の経費の一部を助成すると共に、次世代自動車に関する市民・事業者への啓発事業として「次世代自動車展示・試乗会」を開催しています。	・電気自動車等購入助成：507台 （EV：371台、PHEV：133台、FCV：3台） ・充電設備設置助成：7基  ・次世代自動車展示会の実施（7月17日） 次世代自動車展示・試乗会の実施（10月29、30日）	環境局	脱炭素事業推進課
	ECOチャレンジ応援事業（交通系ICカードポイント付与）	（福岡市地球温暖化対策市民協議会事業として実施） 電気・ガスの省エネや家庭用LED照明の購入、環境イベント参加等、環境保全に寄与する行動（エコアクション）の実施に対してポイントを付与します。 ポイントは商品や交通系ICカードの乗車ポイント（1ポイント＝1円）に交換できます。	・付与ポイント数：14,816,180（10,000世帯） ・「はやかけん」ポイント付与：415件 ・参加人数：4,418（10,000世帯）世帯	環境局 交通局	脱炭素社会推進課 営業課
	エコ・ウェイブ・ふくおか会議	市内の主要な事業所・団体が構成され、広く、他の業者や市民に行動の波を広げることを目的に、自ら温暖化防止の取組みを行っています。	・本会議（R4. 4. 27 開催） 構成団体：16団体（R5. 3月末現在）	環境局	脱炭素社会推進課
	エコドライブの普及促進	市民・事業者に対して、エコドライブを普及促進するための啓発等を実施しています。	・HPでの啓発	環境局	脱炭素事業推進課
	防犯灯のLED化事業	・市内約44,000基（H23年4月時点）の町内会等が設置管理する防犯灯（主に蛍光灯）をLED化することにより、地球温暖化防止及び水銀等の有害廃棄物の低減に寄与します。 ・H23年度から取組みを開始し、新設及び取替で、LED防犯灯を設置する町内会等に補助金を交付し、整備を促進しています。 ・LED化完了時にはH22年度と比較して約60%の電力使用量削減となる見込みです。	・LED防犯灯への取替：461基 （R4年度末累計 40,047基）	道路下水道局	道路維持課
温室効果ガス排出量の報告や削減目標設定を求める「地球温暖化対策計画書制度」等の導入検討	事業所省エネ計画書制度の運用	一定規模以上のエネルギーを使用する事業所に自主的・計画的な省エネを促すための事業所省エネ計画書制度の運用をしています。	・参加事業所数：41事業所	環境局	脱炭素事業推進課
	排出量取引等による仕組みづくり	排出量取引等によるカーボンオフセットに取り組む仕組みについて検討しています。	・国の検討状況の情報収集	環境局	脱炭素事業推進課
	森林によるカーボン・オフセット推進事業	本市が実施した間伐による二酸化炭素吸収量を、オフセット・クレジット制度において環境省の認証を受け、そのクレジットの取引を行うことにより得た収益を森林の整備保全に充てる事業です。	・売却量：74t-CO <sub>2</sub> (7件)	農林水産局	森づくり推進課
低炭素社会の構築に向けた情報提供等	地球温暖化問題に関する広報	地球温暖化問題を広く市民一人ひとりに周知するため、市の広報紙等を活用した広報活動を実施しています。 <計画目標等> 実効性の高い普及啓発事業を実施していく。	・市政だより 7/1号同時印刷物の全戸配布実施 ・市内各地域で出前講座「今、私たちの未来のためにできること～『脱炭素社会』の実現に向けて～」 実施：23回/年	環境局	脱炭素社会推進課
	事業所の脱炭素に向けた啓発・調査	二酸化炭素排出量が増加している業務部門の省エネ対策として、省エネ対策事例や国等の補助金等を、福岡市が主催する省エネ講習会などで事業者を紹介することで、事業所における省エネ対策を普及促進させ、更なる排出削減の取組みを促す施策の検討を行うため、一定以上の年間エネルギー量を使用する特定事業所を対象とした脱炭素に係る取組み調査を実施するものです。	・事業者等を対象とした脱炭素に関するセミナー（シンポジウム）を開催（6月22日開催 303事業者が参加） ・一定以上の年間エネルギー量を使用する特定事業所を対象とした脱炭素に係る取組み調査を実施。 ・省エネ啓発動画「いつでも見られる省エネセミナー」を市HP上で発信	環境局	脱炭素事業推進課
森林の整備・保全と連携した地球温暖化対策	森林によるカーボン・オフセット推進事業（再	第1章第4節第1項に掲載	—	農林水産局	森づくり推進課

第1章 分野別施策の展開  
 第4節 未来につながる低炭素のまちづくり  
 第1項 省エネルギーの促進

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
市有施設等における省エネの推進	地球温暖化防止に向けた省エネ対策(夏・冬)	エネルギー使用量が多くなる夏期(5/1～10/31)および冬期(12/1～3/31)に重点的な取組みを実施します。 <計画目標等> H25年度を基準年として、R12年度までにエネルギー起源二酸化炭素排出量を70%削減	・夏期の省エネ対策(5/1～10/31) ・夏期の省エネ対策の取組強化(7/1～7/31) ・冬期の省エネ対策(12/1～3/31) ・冬期の省エネ対策の取組強化(12/1～12/31)	環境局	脱炭素事業推進課
	チャリエコ(共用自転車)の貸出	本庁舎・北別館の職員を対象に自転車を貸し出し、庁用車、バス等から自転車への転換を図ります。尚、自転車は、放置自転車を再利用したものを利用します。 <計画目標等> 職員が外勤するとき、できるだけ徒歩や自転車を使用し、運輸(自動車)部門の二酸化炭素削減に努める。	・チャリエコ(共用自転車)5台整備 ※使用実績：約1～10台/日	環境局	脱炭素事業推進課
	福岡市市有建築物の環境配慮整備指針	市有建築物の整備を行う際の環境配慮に関する基本的な考え方などをまとめた「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」を定め、施設整備における省エネ等の環境配慮の推進を図っています。	・同整備指針に沿って設計・施工を実施例)高効率機器の導入、照明機器のLED化、太陽光発電設備の導入等	環境局	脱炭素事業推進課
	リース方式による旧型蛍光灯のLED化	初期投資が不要になるなどのメリットがあるリース方式により、市有施設における消費電力の高い旧型蛍光灯をLED化します。	・H25年度からH27年度までのLED化本数：45,476本 ・R3年度：リース契約期間継続中	環境局	脱炭素事業推進課
	市管理照明灯のLED化等省エネ事業	LED化事業 ・市内約35,000基(H24年4月時点)の市が管理する道路照明灯(主に水銀灯)をLED化することにより、地球温暖化防止及び水銀等の有害廃棄物の削減に寄与します。 ・平成24年度から本格的な取組みを開始し、新設及び建替並びに器具交換時にLED道路照明灯を採用しています。 ・LED化完了時には平成23年度と比較して約60%の電力使用量削減となる見込みです。	・道路照明灯LED化事業：234基 ・他事業によるLED化：269基 計 503基  (R4年度末累計 34,065基)※新設除く	道路下水道局	道路維持課
	ESCO事業	民間の技術力や資金、経営能力を活用して、庁舎等の老朽化した設備を更新するとともに、運転手法等の指導を受けて光熱水費低減及び省エネを図り、低減額の一部を業者へ報酬として支払うESCO事業を実施します。	・福岡市道路照明灯一括LED化ESCO事業 道路照明灯(約2万基)のLED化 令和元年度 契約締結 令和3年度～12年度 ESCOサービス提供	財政局	アセットマネジメント推進課
事業所省エネ技術導入サポート事業(ソフトESCO事業)等の利用促進	省エネルギー診断事業	庁舎等の現状設備での光熱水費低減及び省エネを図るため、民間事業者から運転手法等の指導を受けて光熱水費を低減し、低減額の一部を業者への報酬として支払う省エネルギー診断事業を実施しています。	・事業実施施設：2施設 ・光熱水費削減額 約53百万円 ・市の利益 約44百万円	財政局	アセットマネジメント推進課
	建築物の省エネルギー計画	建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、建築物省エネ法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)に基づき一定規模以上の建築物について、省エネ基準適合義務化に伴う適合性判定制度及び省エネ届出制度を実施しています。	・省エネ計画書の届出：416件 ・適合性判定：27件 (福岡市に提出されたものに限る)	住宅都市局	建築審査課
	低炭素建築物の認定	都市の健全な発展に寄与するために二酸化炭素の発生を抑制することを目的として、エコまち法(都市の低炭素化の促進に関する法律)に基づき建築物の新築等計画の認定を行い、低炭素建築物の普及促進を図ります。	・認定件数：179件	住宅都市局	建築審査課
エネルギーの効率が良くクリーンな次世代自動車の普及促進	低公害車等の率先導入	本市庁用車における低公害車等の率先導入を実施しています。	・市が保有する一般公用車における低公害車及び環境配慮型自動車導入台数：合計636台(導入率:98.1%)	環境局	脱炭素事業推進課
	次世代自動車の普及促進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	燃料電池自動車の普及促進	本市公用車において燃料電池自動車を導入しています。	・本市公用車における燃料電池自動車導入台数：合計3台	経済観光文化局 水道局	グリーンイノベーション戦略担当 総務課

第1章 分野別施策の展開

第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
市有財産等を活用した再生可能エネルギーの率先導入	市有施設における再生可能エネルギー導入推進	エネルギーの有効活用のため、再生可能エネルギーの導入を推進しています。	①太陽光発電 メガソーラー 累計 6施設、発電出力 6,519kW その他 累計197施設、発電出力 2,652kW ②バイオマス発電 廃棄物発電 累計 4施設、発電出力 80,900kW その他 累計 2施設、発電出力 2,099kW ③小水力発電 累計 3施設、発電出力 222kW 累計212施設 発電出力 92,392kW	環境局	脱炭素事業推進課
	メガソーラー発電の推進	再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を進めるため、メガソーラーを整備しています。	①大原メガソーラー発電所(H24) 発電出力:1,000kW ②蒲田メガソーラー発電所(H25) 発電出力:1,000kW ③青果市場太陽光発電所(H27) 発電出力:1,000kW ④西部水処理センター太陽光発電所(H28) 発電出力:1,320kW ⑤新西部水処理センター太陽光発電所(H28) 発電出力:1,000kW ⑥蒲田第2メガソーラー発電所(R1) 発電出力:1,199kW 累計 6施設 発電出力6,519kW ※( )は発電開始年度	環境局	脱炭素事業推進課
市民や事業者による再生可能エネルギー等の導入推進	住宅用エネルギーシステムの導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
福岡の特性を活かした新たな都市型再生可能エネルギー等の活用	市有施設屋根貸し太陽光発電事業	太陽光発電事業を行う事業者により市有施設の屋根の使用を許可し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。	①学校施設 累計 6施設 ②体育施設 累計 4施設 ③交通施設 累計 2施設 累計 12施設	環境局	脱炭素事業推進課
	ごみ焼却熱の有効利用	クリーンパークに発電設備を設け、ごみの焼却熱を利用し発電した電力を、所内や総合西市民プール等の周辺施設で利用し、余剰電力を電力会社へ送電しています。	・総発電電力量:138,881MWh ・総売電電力量: 80,966MWh ※福岡市臨海工場と西部工場の合計値	環境局	工場整備課
	地下鉄車両減速時のエネルギー有効利用	地下鉄車両の減速時に、モーターを発電機として使用することで車両の運動エネルギーを電気エネルギーに変換(回生発電)して、他の電車の加速時や駅の設備に再利用しています。さらに、省エネ型の主回路制御(VVVF)を導入することで、回生率を向上させ、消費電力を削減しています。	・回生発電量:13,693,877kWh/年	交通局	車両課
	農業用ため池貸し太陽光発電事業	太陽光発電事業を行う事業者により農業用ため池の堤体法面や水面の使用を許可し、太陽光発電に活用していただいています。	・農業用ため池1箇所に設置(西区大字徳永 蓮花寺池)	農林水産局	農業施設課
避難所などにおける再生可能エネルギー等の導入促進	避難所などにおける再生可能エネルギー導入促進	避難所である市有施設に再生可能エネルギーの導入を推進しています。	①公民館施設 累計 52施設 ②学校施設 累計 98施設 累計150施設	環境局	脱炭素事業推進課
住宅用エネルギーシステムの導入推進	住宅用エネルギーシステムの導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課

第1章 分野別施策の展開

第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
地域特性を活かしたスマートコミュニティの形成促進	アイランドシティ環境共生都市づくりの推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	港湾空港局	事業管理課
地域冷暖房の普及促進	エネルギーの面的利用の促進	都市開発などの機会を捉え、都市計画制度を活用し面的な省エネ・省CO2を図るための検討を行っています。	・他都市の情報収集等 ・関連部署への情報提供等	環境局	脱炭素社会推進課
公共交通幹線軸の強化	地下鉄七隈線延伸事業	地下鉄七隈線は、平成17年2月に橋本～天神南間を開業しましたが、都心部区間が未整備で残され、その機能を十分に果たすまでには至っていないことから、全市的な交通課題や環境問題に対応するとともに、鉄道ネットワークの強化による利便性の向上を図ります。	・令和5年3月27日 天神南～博多間の延伸区間開業	交通局	計画課
	鉄軌道系交通機関の整備	鉄軌道などの公共交通機関のネットワーク強化及び利用促進のため、地下鉄箱崎線(2号線)と西鉄貝塚線との直通運転化に向けた調査・検討を行っています。	・西鉄貝塚線の利便性向上策の検討のため、現況の調査を行った。	住宅都市局	交通計画課
公共交通の利便性向上と利用促進	ノーマイカーウィークデーの推進	自動車交通量の更なる抑制を図るため、祝・祭日を除く全ての平日を「ノーマイカーウィークデー」とし、市民・事業者に対して不要不急のマイカー運行の自粛や公共交通機関の利用等呼びかけています。	・HPでの啓発	環境局	脱炭素事業推進課
	「SUBWAY DIET」事業	「駅まで歩く、駅から歩く。」をスローガンに、地下鉄利用による環境貢献や健康づくりなど、地下鉄を含むライフスタイルを提案するプロモーション活動を行っています。	・「SUBWAY DIET WALKING」の一環として「ちかまるWebマップ」の提供 ・民間企業等とのタイアップ	交通局	営業課
	地下鉄ICカード「はやかけん」サービス開始	平成25年3月23日より、交通系ICカードの全国相互利用サービスを開始しました。 (ICカード「はやかけん」交通系ICカード全国相互利用開始(Kitaca・PASMO・Suica・manaca・TOICA・PiTaPa(電子マネーを除く)・ICOCA・nimoca・SUGOCAとの10者間) ) ICカードは、カードに入金すれば何度でも繰り返し利用でき、使い捨てではない環境にやさしい乗車券です。	・R4年度発行枚数：154,949枚 (ANAはやかけん含む/福祉ICカード・再発行分を除く)	交通局	営業課
	「はやかけん」を使ったパーク&ライド優待サービス	「はやかけん」の利用者を対象に、時間貸駐車場の駐車料金が「はやかけん」内に記録された【地下鉄利用(降車)の履歴に応じて自動で優待(割引)】されます。これは、マイカーから公共交通機関への乗り換えを誘導することにより、自動車の温暖化ガスの排出削減を目指すとともに、都心部の渋滞緩和を目指すものです。	・10駅12箇所(R5年3月末) 空港線：姪浜(2か所)、祇園・大濠公園・博多 箱崎線：千代県庁口・馬出九大病院前 七隈線：橋本・野芥・梅林・別府(2か所)	交通局	営業課
	「はやかけん」を使ったレール&カーシェアサービス	地下鉄をご利用された「はやかけん」を、駅近くの対象ステーションに配備されたカーシェアリング車両(タイムズカープラス)にかざすと、利用料金が優待される「はやかけん レール&カーシェア」サービスを平成27年5月から開始しました。 これは、パーク&ライド同様、マイカーから公共交通機関への乗り換えを誘導し、自動車の温暖化ガスの排出削減を目指すとともに、都心部の渋滞緩和を目指すものです。 また、福岡市内すべてのカーシェアが「はやかけん」でご利用できるサービスも行っています。	・5駅11箇所(R5年3月末) 空港線：姪浜(5か所) 箱崎線：馬出九大病院前(2か所)・箱崎九大前(2か所) 七隈線：梅林駅・橋本駅	交通局	営業課
商業施設等と連携したパーク&ライドの実施	商業施設等と連携したパーク&ライドの実施	都心部の交通混雑の緩和や公共交通の利用促進を目的として実施しているものです。	・イオンモール香椎浜等8施設で継続実施	住宅都市局	交通計画課
	エリアマネジメント団体等との共働による公共交通の利便性向上や利用促進に向けた啓発活動	都心部の交通混雑の緩和や公共交通の利用促進を目的として、エリアマネジメント団体と共働で実施するものです。	・フリッジパーキング(都心部周辺駐車場でマイカーを受け止め、公共交通に乗り換えて目的地向く取組み)を継続実施。	住宅都市局	都心交通課
道路交通の円滑化	自動車専用道の整備、幹線道路の整備、ボトルネック箇所の改善(交差点改良やバス停カットの整備など)、連続立体交差事業の推進	都心部や活力創造拠点、市民生活の核となる広域拠点や地域拠点などの機能強化を支える道路整備を進めるとともに、交差点改良やバス停カットの整備などを行うことで、交通量の分散や環境負荷の低減を進めるものです。 【目標値】 都市計画道路の整備率 R2時点:84.7%→R6目標:86.1%	・都市交通の円滑化を図るとともに、都市の骨格形成や貴重な都市空間を創出するための都市計画道路の整備 ・都市計画道路整備 延長:1.0km 整備率:85.0%	道路下水道局	道路計画課

第1章 分野別施策の展開

第4節 未来につなぐ低炭素のまちづくり

第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
自転車移動しやすい交通環境づくり	自転車活用の推進	環境負荷の低減や交通混雑の緩和などのメリットがある自転車利用について、自転車利用環境を向上させるとともに、自転車の適正な利用を促進するために「福岡市自転車活用推進計画」を策定し、日常利用だけでなく、シェアサイクルや観光、スポーツなど様々な分野でも自転車を活用し、自転車活用の施策を総合的に進めていくもの。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4年度自転車通行空間整備延長：約6.4km</li> <li>・ 自転車放置率 1.3%</li> <li>・ シェアサイクルのポート設置数 618か所</li> </ul>	道路下水道局	自転車課
	自転車通行環境の創出（自転車通行空間の整備）	自転車の利用促進のため、また、交通事故削減のために、都心部に向かう道路、及び最寄りの鉄道駅に向かう道路を中心に自転車通行空間の整備を進めています。 <計画目標等> 自転車通行空間の整備延長 R6年度：160km	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4年度自転車通行空間整備延長：約6.4km（累計約138.0km）</li> </ul>	道路下水道局	自転車課
	人と自転車が共生できるまちづくり事業	健康的で、環境にもやさしい交通手段である自転車の利用を進めるとともに、迷惑な路上駐輪の解消、利用者のマナーの向上などに取り組み自転車と歩行者、地域住民が快適に共生できるまちづくりをめざします。 <計画目標等> [自転車放置率の目標値（中央区）] 2021年（R03）2.7% 2020年（R02）2.7% 2019年（H31）2.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置自転車の撤去強化・駐輪場の整備・改良街頭指導員等による啓発活動・迷惑駐輪防止適正利用推進</li> <li>・ 自転車放置率（中央区） 2.0%</li> </ul>	中央区 道路下水道局	管理調整課 自転車課
環境に配慮した自動車の普及促進	次世代自動車の普及促進（再掲）	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課

第2章 分野横断型施策の展開

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第1項 環境行動を担う人材の育成

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R4年度実績	局・区	課
環境教育・学習に携わる市職員・教員の育成	子ども向け環境情報ウェブサイト「エコッパと学ぼう!こども環境局」の運用	環境に関する問題を楽しく学習できるように、小・中学生や学校の先生方を対象とした情報を提供しています。 http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyou/kids/ (平成19年9月開設)	・小学校での取組み事例や、幼児の環境学習実践事例等の掲載による、子どもや指導者を対象とした環境学習の支援 【アクセス件数】 R4年度：19,541件(1,628件/月) 累計(H19年度～)：256,926件	環境局	環境政策課
地域におけるリーダーの育成	区独自事業・南区(知って得する環境セミナー)	地域の役員の高齢化や相隣関係の希薄化などにより、環境部門における活動の担い手不足が深刻化していることを背景に、一般市民を対象に幅広い環境問題について楽しく体験学習することで、地域環境活動を担う人材の発掘・育成を推進します。	・まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」をテーマに、外部講師を招き、エコ料理教室を計画していたが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため未実施。【R4年度事業終了】	南区	生活環境課
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
学校における環境教育・学習	学校における環境教育の推進(特色ある教育推進事業)	小・中学校等において実施している「特色ある教育推進事業」の中で、環境教育をとりあげ、身近な自然の把握と保全活動、空き缶リサイクルなどのボランティア活動などに取り組んでいます。 ＜計画目標＞ ・環境教育を事業の計画に取り入れていない学校に対して、その取組を計画するよう、指導する。 ・環境を「特色ある教育」の事業計画としている学校に対して、その内容の充実を図るための啓発を行う。	・特色ある教育推進事業において、環境教育を取り上げて学習している学校 小中学校214校中、163校(76.1%)	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課
	小学校における環境教育	今日的な教育の課題といわれるものに対して、教科等の特性に合わせた展開の中で、各局作成の副読本等を利用して環境教育を実施しています。 ＜計画目標等＞ 多くの学校が環境の大切さを学ぶ環境教育への取組を実践する。	・各学校の環境教育の際、各局作成の副読本を必要に応じて活用した。 ・「科学わくわく出前授業」の中で、理科や総合的な学習の時間に大学教授、気象台職員、九州電力等が、環境の大切さを伝える環境教育を実施。 出前授業実績 R1：小学校40校、中学校2校 R2：小学校0校、中学校0校 R3：小学校24校、中学校0校 R4：小学校33校、中学校0校	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課
	自然教室開催(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	教育委員会	小学校教育課 中学校教育課
	環境学習支援事業	小中学校等の環境学習に対する支援事業を実施しています。 ＜計画目標等＞ 小学4年生を対象とする環境学習の全校実施。環境委員会研修の実施増	・環境学習支援実施：122校、11,943人 ※小学4年生を対象とする環境学習実施率84.7%	環境局	ごみ減量推進課
あらゆる年代に対する環境教育・学習	環境わくわく出前授業	「環境教育・学習人材リスト」登録者を学校等へ派遣し、学校等における環境学習を支援・推進するもの。	環境わくわく出前授業(講師派遣事業)実施回数：43回	環境局	環境政策課
	出前講座	地域・学校・企業等を対象に「ごみ・環境」をテーマとした出前講座を実施しています。	・テーマ：16テーマ ・開催数：152回 ・参加者：延べ4,964人	環境局	環境政策課
	子どもエコクラブ	幼児(3歳)から高校生を対象に地域や学校で環境保全について実践活動を行うグループの結成を呼びかけ、支援しています。 ＜計画目標等＞ 子どもの環境保全・活動に対する意識の向上	・登録クラブ数：28クラブ ・会員数：275人(サポーター含む)	環境局	環境調整課
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	海の中道青少年海の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	子ども未来局	子ども発達支援課
	植物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	植物園
	動物園の環境教育学習プログラム(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	動物情報館・子ども動物園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	動物園
	も～も～らんど油山牧場(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	油山市民の森(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	森づくり推進課
	背振少年自然の家(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	子ども未来局	子ども発達支援課
	今津リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	立花寺緑地リフレッシュ農園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	花畑園芸公園(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	農林水産局	政策企画課
	生ごみリサイクル促進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	区独自事業・南区(南区出前講座)	南区の自然や循環型社会の現状などを認識してもらうことにより、市民による自主的な環境活動の促進を図ります。	・テーマ：ごみの分別とリサイクル等 ・対象：市民等 ・実施回数：5回 ・受講者数：130人	南区	生活環境課

第2章 分野横断型施策の展開

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第1項 環境行動を担う人材の育成

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R4年度 実績	局・区	課
あらゆる年代に対する環境教育・学習(続き)	区独自事業・南区(温暖化防止ワークショップ)	公民館等でエコバッグ使用や省エネでお得な生活スタイルを学ぶワークショップ(座学、体験学習等)を実施し、地域からの温暖化対策を進めるもの。	・テーマ : 食品ロスやプラスチックごみ問題等 ・対象 : 市民等 ・実施回数: 18回 ・受講者数: 345人	南区	生活環境課
	保健環境学習室「まもるーむ福岡」	保健環境研究所1階に保健環境学習室「まもるーむ福岡」を設置し、科学実験や生きもの観察会など、楽しみながら環境について学ぶ講座等を開催しています。  【展示学習ゾーン】 ・くうき・みず・いきもの等コーナー(タッチパネル式クイズ、パネル展示) ・教材貸出(書籍等) ・活動展示コーナー(環境保全活動を行う団体・個人の取り組み等を紹介) 【体験学習ゾーン】 ・ミラクルラボ(実験教室) ・映像シアター「ガイア」(映像クイズ) ・カプトガニやヒナモロコ等水生生物の展示 【週末イベント】 各種専門家による講座、理科応援教室、ラボで体験、生きもの観察会等	・来館者数: 5,879人 【個人・団体別】 個人: 4,440人 団体: 1,439人 【大人・子ども別】 大人: 2,802人 子ども: 3,077人 ・教材等貸出 444人・1,246件	保健医療局	環境科学課
	区独自事業・西区(環境をまもる人づくり地域づくり事業)	市民が環境を意識した行動の必要性や自身にも取り組める環境活動があることへの気づきを得る講座を開催します。	地域環境サポーター養成講座修了者: 11人(H16～R4年度で計311人が受講)	西区	生活環境課
	NPO等交流支援事業(再掲)	第1章第2節第3項に掲載	—	保健医療局	環境科学課
環境活動を行う企業の育成	エコアクション21取得支援事業	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課
	カーボンニュートラル資金(旧環境・エネルギー対応資金)の融資(対象: 市内で事業を営む中小企業者の方)	市民の暮らしの質の向上と持続可能な地域経済社会の構築を目的に中小企業者に対する融資を行っています。 ・カーボンニュートラル資金 対象: 再生可能エネルギー設備又は省エネルギー設備、次世代自動車及びEVの充電設備を導入する中小企業者	・R4年度未融資残高: 3,102千円 ・R4年度新規融資: 2,830千円	経済観光文化局	経営支援課
	PRTR制度(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境保全課
	公害防止総点検運動	公害防止法令の適用を受ける工場・事業場に対する施設総点検実施の要請、大規模工場・事業場の監視・指導を実施しています。大規模発生源をもつ工場・事業場には法律の規制基準よりも厳しい基準等を設定し、事業者がこれらの遵守を要請するため、公害防止協定を締結しています。	工場・事業場への立入検査を実施 立入件数: 8件	環境局	環境保全課
	社会貢献優良企業(環境配慮型事業所)優遇制度	企業の社会や市・地域への貢献活動を評価し、当該社会貢献活動の促進を目的として、社会貢献度の高い(ISO14001またはエコアクション21(EA21)の認証を取得している)市内に本店のある地場企業に対して福岡市との契約において優先指名する等の優遇制度(社会貢献優良企業)を設けています。	・環境配慮型事業所の認定企業数: 205社 「令和4・5・6年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に記載の企業) ISO14001: 108社(R4: 108社) EA21: 97社(R4: 97社)	環境局	環境政策課
市内に居住する外国人等との共働による環境行動の推進	区独自事業・南区	近年、増加傾向にある外国人居住者(ベトナム人、ネパール人等)と周辺住民との間に生じているトラブルのうち、ごみ出しマナーについて、区内の日本語学校学生を対象とした講習会を実施したり、母国語によるごみ出しルールのチラシの配布、地域の環境美化活動への参加の呼び掛けなど、地域の清潔で快適な住環境実現のため、外国人居住者と地域との交流を推進します。	・テーマ : ごみ出しルール ・対象 : 区内の日本語学校 ・実施回数: 1回 ・受講者数: 30人	南区	生活環境課

第2章 分野横断型施策の展開

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第1項 環境配慮のための手続きや規制等の整備・運用

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
環境影響評価の推進	福岡市環境影響評価制度	環境への影響が著しいものとなるおそれがある規模が大きい事業については、福岡市環境影響評価条例等の規定により環境影響評価の対象事業となるため、事業者自らが制度に基づき環境への影響を調査・予測・評価するとともに環境保全措置を検討することで環境に配慮されたものとなります。 <計画目標等> 福岡市環境影響評価条例の運用や、環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例への対応を適切に行い、事業がいずれの制度の対象となった場合も事業者が環境への配慮を十分に検討するように誘導する。	・方法書手続き ①福岡市西部工場建替事業 ・事後調査手続き ①周船寺川都市基盤河川改修事業 ②福岡都市高速鉄道3号線(天神南～博多間) ③九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業 ④福岡空港回航翼機能移設事業	環境局	環境調整課
	アイランドシティ整備事業環境監視(事後調査)	アイランドシティ整備事業について、環境影響評価実施要綱及び公水面理立法に基づき実施した環境影響評価に基づく環境監視(事後調査)を実施し、環境の保全に努めています。	・工事中の水質(濁り)及び騒音について環境監視を実施した。  <結果> 特段の対策を必要とする変化はみられなかった。	港湾空港局	みなと環境政策課
福岡市環境配慮指針の適切な運用	福岡市環境配慮指針などの運用による各種開発事業に際しての環境への配慮の推進	「福岡市環境配慮指針」とは、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」にあたり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針です。 以下の各種開発事業の許認可に際して、環境保全上の見地から意見を述べ、事業の環境への配慮を促進します。 ・都市計画法第29条の規定による開発行為許可 ・建築基準法第48条および第51条の規定による許可 ・福岡県環境保全に関する条例による許可等 ・砂利採取法および採石法による採取計画の認可 ・独立行政法人都市再生機構法第14条による協議 ・森林法第10条の2の規定による開発行為許可 ・福岡市土砂埋め立て等による災害発生の防止に関する条例第4条による埋立許可 ・大規模小売店舗立地法に基づく騒音審査 <計画目標等> 公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導する。	・都市計画法第29条の規定による開発行為許可：63件 ・建築基準法第48条および第51条の規定による許可：5件 ・福岡県環境保全に関する条例による許可等：1件 ・砂利採取法および採石法による採取計画の認可：4件 ・独立行政法人都市再生機構法第14条による協議：0件 ・森林法第10条の2の規定による開発行為許可：1件 ・福岡市土砂埋め立て等による災害発生の防止に関する条例第4条による埋立許可：3件 ・自然公園法及び福岡県自然公園条例に係る意見：7件 ※許認可申請に際しての相談件数のため、実際の許認可数とは異なる。 <その他> ・大規模小売店舗立地法に係る騒音審査：12件	環境局	環境調整課
	環境に影響を及ぼすおそれのある事業に係る環境への配慮の促進	市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するにあたっては、環境関係法令や福岡市環境配慮指針などを周知して、環境への配慮を促進しています。 (根拠条例・規則等) ・福岡市環境基本条例第8条第2項 ・福岡市環境調整会議規則第2条 ・環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する要綱 ・環境に影響を及ぼすおそれがある事業に係る環境への配慮に関する事務取扱要領	・環境に影響を及ぼすおそれのある事業に対する意見：4件	環境局	環境政策課
アイランドシティ環境配慮指針の適切な運用	アイランドシティ環境配慮指針	環境と共生した先進的なまちづくりを実現するため、緑化の推進や省エネルギー設備・新エネルギーシステムの導入など環境に配慮した施設整備を誘導するための指針として、平成15年11月に策定しました。 指針策定後の社会状況の変化などをふまえて、内容の見直しを行い、平成24年3月に指針の改定を行いました。 <計画目標等> 先進的な「環境共生都市」の実現に向けて、アイランドシティ内のすべての施設・空間を対象に、以下の5つの目標を掲げ、それぞれに対応した環境配慮対策の導入を誘導していく。 ・豊かな自然環境と共生するまちの創造 ・ストップ・ザ・温暖化のまちの創造 ・人と環境にやさしい交通を取り入れたまちの創造 ・水や資源を活かすまちの創造 ・地域で支える、持続可能なまちの創造	・開発事業者との協定締結：3件 ・施設整備計画書(環境配慮対策の実施状況記載)の届出受理：57件 ・環境配慮に関する開発事業者との協議、調整	環境局	環境調整課
特定施設などに対する排出規制の遵守	公害防止管理者制度	「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき公害防止統括者及び公害防止管理者等の選任等に関する届出の受理及び指導を行っています。	・特定工場数：35工場(R4年度末)	環境局	環境保全課
建築物総合環境性能評価制度(CASBEE制度)の運営	建築物環境配慮制度	建築物が環境に与える負荷を低減するため、新築等の際に建築主に「建築物環境配慮計画書」の届出を求めるものです。 また、市はホームページ等でその計画概要を公表します。 <制度開始> (H19.10.1)	・届出件数：40件	住宅都市局	建築審査課



第2章 分野横断型施策の展開

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第2項 地域環境力の向上

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R4年度実績	局・区	課
環境に関する多様な人材の把握とそのネットワーク化	環境教育・学習人材リスト	学校、公民館等における市民の自主的な環境学習を支援するため、環境カウンセラー、環境に関する知識・経験を備えた方々の講師情報をとりまとめ、「環境教育・学習人材リスト」をホームページで公開しています。	・環境教育・学習人材リスト登録者数：72人	環境局	環境政策課
	あすみんホームページの運用	福岡市NP0・ボランティア交流センター「あすみん」ホームページで、NPOやボランティア団体の紹介などボランティアに関する情報や、団体が活用できる助成金に関する情報を提供しています。 https://www.fnvc.jp/	・内容を随時更新 アクセス件数：169,118件 (14,094件/月)	市民局	市民公益活動推進課(福岡市NP0・ボランティア交流センター)
	区独自事業・西区(環境をまもる人づくり地域づくり事業)(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	西区	生活環境課
	区独自事業・南区(知って得する環境セミナー)(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	南区	生活環境課
地域における環境活動の情報収集・整理	環境教育・学習人材リスト(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
地域の環境保全活動への参加促進	緑の活動支援事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	住宅都市局	一人一花推進課
	立花山・三日月山ふれあいの森づくり事業(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	東区	企画振興課
	室見川水系一斉清掃(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	早良区 西区	生活環境課 生活環境課
	区の魅力づくり事業・中央区(花いっぱい運動)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	中央区	企画振興課
	区独自事業・南区(まちのよかとこ再発見事業)(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	南区	企画振興課
活動のネットワークづくり	環境フェスティバルふくおか	環境に優しい行動の輪を広げていくための普及・啓発を目的とした楽しみながら学べる参加体験型のイベントを開催しています。 <計画目標等> 来場者数:延べ13,000人 市民のライフスタイルが環境に配慮したものとなることを目指す。	リアルとオンラインのハイブリッド開催 ○リアル ・啓発イベント参加者数：4,000名 ○オンライン ・特設サイトカウンタ：1,471	環境局	環境政策課
	福岡市地球温暖化対策市民協議会(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課
	博多湾NEXT会議(再掲)	第1章第2節第3項に掲載	—	港湾空港局	みなと環境政策課
	和白干潟保全のつどい(再掲)	第1章第2節第3項に掲載	—	港湾空港局	みなと環境政策課
	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
環境市民ファンドなどを活用した自発的活動の支援	地域集団回収等報奨制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	使用済小型電子機器回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	3R推進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課 ごみ減量推進
	生ごみリサイクル促進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	蛍光管等の拠点回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	拠点での資源物回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	緑のカーテンプロジェクト(再掲)	第1章第1節第3項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課
	福岡市地球温暖化対策市民協議会を通じた取組(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課
	ECOチャレンジ応援事業(交通系ICカードポイント付与)(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局 交通局	脱炭素社会推進課 営業課
	次世代自動車の普及促進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	住宅用エネルギーシステムの導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	ラプアース・クリーンアップ事業(再掲)	第2章第3節第2項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	博多湾環境保全対策の推進(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	環境局	環境調整課
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	地域ぐるみ清掃推進事業(再掲)	第1章第1節第4項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	不法投棄対策(再掲)	第1章第3節第2項に掲載	—	環境局	産業廃棄物指導課
	環境フェスティバルふくおか(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開

第1節 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり

第2項 地域環境力の向上

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
環境市民ファンドなどを活用した自発的活動の支援(続き)	未来へつなげる環境活動支援事業	市民団体やNPO法人などが自ら発意・企画し、主体的に行う環境活動への財政支援を行うとともに、対象事業の市ホームページへの掲載やチラシの配布などの広報支援を行っています。 対象事業 ・地球温暖化対策 ・ごみ減量・リサイクル(3R) ・自然環境保護 ・環境美化 ・環境教育・SDGsの普及啓発	・補助件数:14件 環境活動支援コース A:5件 環境活動支援コース B:7件 環境イベント支援コース:2件	環境局	環境政策課
	環境学習支援事業(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	NPO等交流支援事業(再掲)	第1章第2節第3項に掲載	—	保健医療局	環境科学課
	エコルーム	環境保全活動を行う団体への支援の一つとして、クリーンパーク臨海に環境NPO等活動拠点支援施設「エコルーム」を設置し、活動拠点スペースとして提供しています。	・3団体が月2回程度利用	環境局	環境政策課
地域における環境研究・技術力強化	環境新技術の研究開発支援	福岡県水素グリーン成長戦略会議への参画による水素利用技術の研究開発など、環境新技術の研究開発を支援します。	・福岡県水素グリーン成長戦略会議への参画	経済観光文化局	グリーンイノベーション戦略担当
ふくおかの環境技術・ノウハウの市民への浸透	環境局ホームページの運用	環境局ホームページ「福岡市の環境 学ぼう!つなごう!ふくおかの環境」で、環境に関する情報を収集・提供しています。 <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/</a>	・内容を随時更新 アクセス件数:86,435件 (7,203件/月) 累計(H16年度~):4,790,710件	環境局	環境政策課
	下水道PR事業	・福岡市下水道博物館 普段目にする事ができない下水道の仕組みや役割について、体験しながら楽しく学ぶことができます。 ・下水道フェア 夏休みの期間中に、下水道について理解や関心を深めていただくことを目的に開催しています。 ・夏休み下水道たんけん隊 日頃接する機会がない水処理センターで水処理の過程等を見学し、生活排水等がどのように処理されているかを確かめ、下水道の役割について認識を深めていただくことを目的に実施しています。	・下水道フェア オンライン開催(R4.7.12~R4.9.12) 特設サイトの開設及びオリジナル動画配信 現地開催(R4.8.21) 会場:キャサティ博多、下水道博物館 体験ブース参加者合計:1,225人 ・夏休み下水道たんけん隊(R4.7.29) 見学施設:山王雨水調整池、下水道博物館、西部水処理センター 参加者合計:58人	道路下水道局	総務課

第2章 分野横断型施策の展開

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R4年度 実績	局・区	課
各種基金(ファンド)の活用	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	地域集団回収等報奨制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	使用済小型電子機器回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	3R推進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課 ごみ減量推進
	生ごみリサイクル促進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	蛍光管等の拠点回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	拠点での資源物回収事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	緑のカーテンプロジェクト(再掲)	第1章第1節第3項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課
	福岡市地球温暖化対策市民協議会を通じた取組(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素社会推進課
	ECOチャレンジ応援事業(交通系ICカードポイント付与)(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局 交通局	脱炭素社会推進課 営業課
	次世代自動車の普及促進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	住宅用エネルギーシステムの導入推進(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	ラブアース・クリーンアップ事業(再掲)	第2章第3節第2項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	博多湾環境保全対策の推進(再掲)	第1章第2節第1項に掲載	—	環境局	環境調整課
	生物多様性ふくおか戦略の推進(再掲)	第1章第2節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	地域ぐるみ清掃推進事業(再掲)	第1章第1節第4項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	不法投棄対策(再掲)	第1章第3節第2項に掲載	—	環境局	産業廃棄物指導課
	環境フェスティバルふくおか(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	未来へつなげる環境活動支援事業(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	環境学習支援事業(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	NPO等交流支援事業(再掲)	第1章第2節第3項に掲載	—	保健医療局	環境科学課
	事業所ごみ減量再資源化指導(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	事業系ごみ資源化情報発信事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	資源物回収協定制度(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課
	事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課
	事業系ごみの資源化調査(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課
	福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	計画課
	庁舎等ごみ減量(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	水源かん養林などの管理・育成に対する支援	水源林ボランティアとの共働	水源林保全活動に必要な知識・技術などを修得した水源林ボランティア(市民ボランティア)と共働して、曲淵ダム・長谷ダムにおける水源林保全活動や水源林の大切さを市民にPRする広報活動、筑後川水源地域との交流活動などを行います。	・水源林ボランティアの水源林保全活動への支援 活動回数：45回 活動人数：延べ600人 ・水源林ボランティアへの研修等の実施 実施回数：2回 参加人数：30人	水道局
表彰・助成	福岡市環境行動賞	地球温暖化防止やごみ減量・リサイクルなどに先進的・継続的に取り組み環境保全・創造に高い水準で貢献し、顕著な功労・功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰するとともに、それらの模範的な活動を広く市民に知らせています。※H19年度に「環境保全功労者表彰」「ごみ減量・再資源化優良事業者表彰」「環境美化・リサイクル推進功労者表彰」を統合。	※表彰を実施 ・表彰件数：94件 (大賞：1件、最優秀賞：4件、優秀賞：6件、特別賞：2件、みらいチャレンジ賞：3件、奨励賞78件)	環境局	環境政策課
	未来へつなげる環境活動支援事業(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	河川愛護活動支援金	河川の清掃及び除草等河川環境の浄化並びに親水活動等の河川愛護活動を組織的に行う団体に対して支援金を交付しています。(S45年度～)	・活動団体数：15団体	道路下水道局	河川課
	治水池環境美化活動支援金	治水池環境の保全に協力し、治水池の清掃及び除草等の治水池の美化活動を行う団体に対して支援金を交付しています。(H18年度～)	・活動団体数：7団体	道路下水道局	河川課

第2章 分野横断型施策の展開

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
福岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	環境保全に向けた福岡市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	R3年度に策定した「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」において、市役所自らの事務及び事業に関し、市民等に率先して温室効果ガスの排出削減等、環境負荷の低減を図ることを目的としたもの。 ＜計画目標等＞ 市役所業務全般におけるエネルギー起源二酸化炭素消費量について、基準年度と比較して70%削減する。 目標年度：2030年度 基準年度：2013(H25)年度	・R4.3月に「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」を策定し、計画に基づき、率先して温暖化対策に取り組む。	環境局	脱炭素事業推進課
	地球温暖化防止に向けた省エネ対策(夏・冬)(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	ちやりエコ(共用自転車)の貸出(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	福岡市市有建築物の環境配慮整備指針(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	環境局	脱炭素事業推進課
	市庁舎におけるごみ減量・リサイクルの推進	事業者としての率先実行という観点から、市庁舎における古紙回収、大型シュレッダーを利用した機密書類の再資源化、空きびん・ペットボトルの回収を実施しています。 また、平成14年度からは、蛍光灯の回収を行っています。 ・古紙回収：新聞、段ボール等の回収、機密書類の再資源化 ・空きびん、ペットボトル回収 ・廃蛍光灯等回収	・古紙回収量：1,676 t (機密書類処理量：423 t) ・空きびん回収量：6 t ・ペットボトル回収量：20 t ・廃蛍光灯・廃乾電池回収量：6 t	環境局	ごみ減量推進課
環境に配慮した契約	福岡市庁用自動車の低公害化の推進	庁用自動車を新規に導入又は更新する場合に、福岡市地球温暖化対策実行計画及び福岡市庁用自動車低公害化推進方針等に基づき、低公害車等を導入しました。	・R4年度導入台数：37台 全て低公害車等を導入	環境局	脱炭素事業推進課
	ESCO事業(再掲)	第1章第4節第1項に掲載	—	財政局	アセットマネジメント推進課
	福岡市電力の調達に係る環境配慮方針	福岡市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境負荷の低減を図っています。 (根拠法令・計画等) ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法) ・福岡市地球温暖化対策実行計画	・R4年度方針適用実績：2契約 西部工場、臨海工場	環境局	脱炭素事業推進課
環境経営システムの導入と実践	環境保全の取組み	水道局では、環境に配慮した事業運営をより確実に、また継続的に実施していくことを目的に、平成14年10月から平成26年5月まで国際規格であるISO14001の認証を受けて環境配慮活動を実施しました。認証返上後も、構築した環境マネジメントシステムを継続し活動を行っています。 ＜計画目標等＞ 主な目標 (1)事業活動における環境負荷軽減 (2)節水 (3)水源地域の森林保全 (4)事務所活動における省エネ・省資源	・浄水場の電気使用量削減や漏水防止事業などの節水施策の実施、水源かん養林の整備、庁舎電気使用量の削減などにより環境負荷軽減を図った。	水道局	総務課
	環境保全の取組み	道路下水道局西部水処理センターでは、平成12年度に環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、環境に配慮した管理運営を行っています。平成13年2月から平成27年2月までは、国際規格であるISO14001の認証を受けて環境配慮活動を実施し、EMSの改善と定着に効果がありました。認証返上後も、必要により構築したEMSを継続し活動を行っています。 ＜計画目標等＞ 水処理センターでは、放流水質の安定管理、電力使用量削減に努めるなど、環境負荷の低減に向け、継続的に改善していく。	・放流水質の安定管理、電力使用量削減等によって、環境負荷の低減に努めた。	道路下水道局	施設調整課
	環境保全の取組み	環境局施設部では、平成11年3月に西部工場で環境マネジメントシステム(EMS)を構築し、平成12年10月に国際規格であるISO14001の認証を取得しました。 その後、西部工場以外の施設(清掃工場、埋立場、汚水処理場、汚泥再生処理センター)においても、西部工場のノウハウを活かして、平成15年4月より施設部EMSを構築しました。 平成24年10月に西部工場のISO14001の認証を返上し、平成25年4月からは、施設部EMSと統合してISO14001に準拠したEMS活動を行ってきました。 令和2年度からは、更なる活動の充実、情報発信の強化を図るため、独自要綱に基づく環境活動に移行しました。	各施設で、過去の実績値を基に目標値を掲げ、各種取組みを実施 ＜取組み内容例＞ ・電力使用量の削減 ・上水使用量の削減 ・ごみ排出量の削減 ・ガス使用量の削減 ・薬品使用量の削減 ・環境美化活動	環境局	工場整備課

第2章 分野横断型施策の展開

第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり

第2項 市民・事業者の自主的な活動等に対する支援

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R4年度 実績	局・区	課
グリーン購入の推進	グリーン購入ガイドライン	再生品など環境に配慮された製品の普及を図るために、福岡市グリーン購入ガイドラインを策定し、環境に配慮された製品を全庁的に率先購入しています。 (根拠法令・計画等) ・国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法) ・福岡市地球温暖化対策実行計画	・「福岡市グリーン購入ガイドライン」改定 ・庁内におけるグリーン購入達成状況調査の実施 令和4年度達成率：99.34% ※令和元年度より達成状況の指標を「達成品目数」から「達成所属率」に変更	環境局	環境政策課
	グリーン購入ネットワークへの参加	グリーン購入を福岡県内・九州地域へ広く普及するための推進組織として、H19年2月に設立された「九州グリーン購入ネットワーク」に入会し、グリーン購入を含めた率先実行の推進を図っています。	・会員数：77団体 (2022年4月現在) 企業：53団体 行政：11団体 団体：13団体	環境局	環境政策課
融資制度による市内中小企業の省エネ・新エネ設備の導入支援	カーボンニュートラル資金(旧環境・エネルギー対応資金)の融資(対象：市内で事業を営む中小企業者の方)	第2章第1節第1項に掲載	—	経済観光文化局	経営支援課
PRTR制度の運用	PRTR制度(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境保全課
公害防止協定等の締結による事業者の環境負荷低減促進	公害防止総点検運動(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境保全課
事業者による環境経営システムの導入促進	エコアクション21取得支援事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課
	社会貢献優良企業(環境配慮型事業所)優遇制度(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開  
 第2節 環境の保全・創造に向けたしくみづくり  
 第3項 環境情報の継続的な収集・発信と共有

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
調査・研究等の推進	保健環境研究所における調査・研究の推進	市の試験・研究機関の機能強化・連携による効率的・効果的な調査・研究を推進します。	・河川底生動物(室見川)に関する調査研究	保健医療局	環境科学課
	自然環境調査(再掲)	第1章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境調整課
	廃棄物中間処理施設及び最終処分場における環境調査	廃棄物中間処理施設及び最終処分場について、環境関係法令に基づく試験検査及び施設の維持管理に必要な調査を行っています。	・ごみ、灰、排ガス、排水、悪臭、騒音・振動、ダイオキシン類、埋立場発生ガス・浸出水等の環境調査を2,036件実施	環境局	廃棄物試験研究センター
	廃棄物の排出状況及び再資源化調査	廃棄物のごみ組成及び発生量を経年的に調査し、ごみ減量や再資源化を推進する基礎資料を取得しています。	・家庭系可燃ごみ組成調査、家庭系不燃ごみ組成調査、資源化センター廃棄物等組成調査、ペットボトル品質調査、不燃ごみ中の適正処理困難物排出状況調査、家庭系可燃ごみ袋中の雑がみ等排出状況調査、家庭系プラスチック類の排出状況調査、海洋漂着ごみ調査などを624件実施	環境局	廃棄物試験研究センター
	酸性雨に関する調査	本市における酸性雨の現状を把握し、将来にわたる酸性雨対策に資するため、都心部及び山間部において、毎週1回調査を実施しています。	・都心部(城南区島飼) ・山間部(早良区曲淵) ・調査頻度:毎週	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
	フロンに関する調査	CFC(クロロフルオロカーボン)やハロンなどは、地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質であり、福岡市における濃度状況を把握するため調査を実施しています。	・調査箇所 山間部、都心部、臨海部 ・調査頻度:年2回 ・調査項目 CFC(フロン11、フロン12、フロン113)の測定を実施	環境局 保健医療局	環境保全課 環境科学課
研究機関等との連携による新たな知見等の収集	研究機関等との連携による新たな知見等の収集	大学や国・県の研究機関などとの連携による、広域的・新たな環境問題に関する科学的知見の収集、現状把握の充実に努めます。	国立環境研究所及びその他の地方環境研究所との共同研究 ・沿岸海域における新水質環境基準としての底層溶存酸素(貧酸素水塊)と気候変動の及ぼす影響把握に関する研究 ・里海里湖流域圏が形成する生態系機能・生態系サービスその環境価値に関する研究 ・災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発 ・光化学オキシダント等の変動要因解析を通じた地域大気汚染対策提言の試み	保健医療局 環境局	環境科学課 環境保全課
様々なメディアを活用した環境情報の発信・共有	環境局ホームページの運用(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課
	下水道PR事業(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	道路下水道局	総務課
環境教育・学習プログラムの充実	保健環境学習室「まもるーむ福岡」の運営(再掲)	第2章第1節第1項に掲載	—	保健医療局	環境科学課
	3Rステーション事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
	生ごみリサイクル促進事業(再掲)	第1章第3節第1項に掲載	—	環境局	ごみ減量推進課
ニーズに応じた情報の発信	環境局ホームページの運用(再掲)	第2章第1節第2項に掲載	—	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開

第3節 ふくおか から九州・アジアへ

第1項 近隣地域や九州・国内各地域との連携

施策名	関連事業(取組)名	内容	R4年度実績	局・区	課
福岡都市圏の市町との環境協力の推進	福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	・総会、幹事会、情報交換会の開催、啓発用品の共同購入を実施 総会：2回 (R4.5.18、R5.1.25) 幹事会：1回 (R4.5.9) 情報交換会：1回 (R5.1.18)	環境局	環境政策課
	福岡都市圏南部環境事業組合 (再掲)	第1章第3節第2項に掲載	—	環境局	管理課
水資源地域・流域との連携・協力	水源地域との交流	第1章第3節第3項に掲載	—	水道局	流域連携課
福北連携における環境連携の推進	福北連携事業 (環境連携)	福岡市及び北九州市がこれまでに培ってきたネットワークを強化することにより、北部九州ひいては九州・西日本の発展に寄与していくことを目的に連携を推進しています。	—	環境局	環境政策課
四市連携における環境連携の推進	四市連携事業 (環境連携)	九州新幹線全線開業を契機に九州の縦軸を形成する中核都市が一体となり九州の発展に寄与するため、連携協定を締結し、環境分野など様々な分野で交流連携を展開しています。	・連絡会議開催 (R4.8.10)	環境局	環境政策課

第2章 分野横断型施策の展開  
 第3節 ふくおか から九州・アジアへ  
 第2項 国際環境協力の推進

施策名	関連事業(取組)名	内 容	R4年度実績	局・区	課
海外からの研修生等の受け入れ	アジア太平洋地域を対象とした研修生受け入れの推進	福岡大学と連携して廃棄物埋立技術「福岡方式」について学ぶ研修生を受け入れ、期間が長い場合は「ふくおか環境財団」と協力して行っています。 <計画目標等> 廃棄物埋立技術「福岡方式」に関する現地技術者の技術力向上	・視察・研修受入人数：404人 (JICA研修事業を含む。対面またはオンラインにて実施。) ・見学者：6ヵ国 49人 ・JICA課題別研修事業：プータン・バブアニューギニア・ソロモン諸島・コンゴ共和国・マラウイ・モザンビーク・ドミニカ共和国の7ヵ国8人 ・JICA国別研修：エチオピア5人 ・海外技術者への講演、会議(オンライン)：5回 342人(国数不明)	環境局	施設課 環境政策課
国際機関との連携による技術協力	アジア太平洋地域を対象とした専門家派遣の推進	アジア太平洋地域に専門家を派遣し、廃棄物埋立技術の指導を行っています。 <計画目標等> 「福岡方式」による埋立場の導入や維持管理手法の確立	・マレーシアに職員を派遣し、福岡方式の技術指導等を実施(1回、2人)	環境局	施設課 環境政策課
	国際連合人間居住計画(国連ハビタット)との連携による技術移転	本市は福岡大学と共に国連ハビタットに協力しています。	・ヤンゴンでの処分場改善事業の一環で、ヤンゴンへの渡航が難しいことから、モニタリングの技術移転を目的に、タイに職員を派遣しセミナー(第3回国研修)を実施。(1回、3人)(TV会議：7回)	環境局	施設課 環境政策課
	「福岡方式」の普及を含めた環境分野の技術協力協定	本市と福岡大学は、中国清華大学と協力して、中国に廃棄物埋立技術「福岡方式」を適用し、中国の廃棄物処分場の改善並びに環境分野での実用研究等について協力を行っています。(3年毎の自動更新) (H15年11月協定締結) <計画目標等> 「福岡方式」の中国での適用性を検証する。	・R3年12月協定延長 (R6.12.31まで期間延長)	環境局	施設課 環境政策課
東アジア経済交流推進機構環境部会	日本・中国・韓国の11都市で構成する「東アジア経済交流推進機構」の専門部会として、主に環境関連団体や企業のビジネス交流の促進を目的としており、その他、広域的な環境問題についての情報交換などを行っています。 ○東アジア経済交流推進機構環境部会(H16年8月設立) ・会員11都市(日本主幹事都市：北九州市) 日本：福岡、北九州、下関、熊本 韓国：仁川、釜山、蔚山 中国：大連、天津、青島、烟台	・R2年度は、中国・青島市において、第14回環境部会が開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響により令和3年度・4年度ともに延期された。	環境局	環境政策課	
アジアの環境改善に向け市民・事業者・行政が連携した取組みの推進	ラブアース・クリーンアップ事業	九州・山口等において、市民・企業・行政が協力して行う、海岸・河川等の一斉清掃「ラブアース・クリーンアップ」を実施しています。	・R4年度は、自主的な清掃への支援に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら一斉清掃イベントを実施した。 参加団体：475団体 参加人数：33,276名 ・年間を通じた海洋ごみ問題の啓発(中学生への海洋ごみ問題教育、海洋ごみ問題学習教材動画の制作)を実施	環境局	ごみ減量推進課



### 第3章 計画の推進

推進体制	内容	R4年度実績	局・区	課
福岡市環境審議会	環境基本法第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、「福岡市環境審議会」を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会：2回 (R4.5.16、R4.11.28)</li> <li>循環型社会構築部会：1回 (R4.8.25)</li> <li>地球温暖化対策部会：1回 (R4.4.20)</li> </ul>	環境局	環境政策課
福岡市環境調整会議	本市が環境に影響を及ぼすおそれがある事業を立案及び実施するにあたっての調整、その他環境への配慮の推進に関する総合的調整等を行うため、「福岡市環境調整会議」を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市環境調整会議幹事会（2回） (R4.6.3、R5.1.6)</li> </ul>	環境局	環境政策課
福岡都市圏環境行政推進協議会	福岡都市圏の環境行政をより効果的・効率的に推進していくため、福岡都市圏17市町一体の取組みとして行うべき事業に関し、施策の検討・推進を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>総会、幹事会、情報交換会の開催、啓発用品の共同購入を実施</li> <li>総会：2回 (R4.5.18、R5.1.25)</li> <li>幹事会：1回 (R4.5.9)</li> <li>情報交換会：1回 (R5.1.18)</li> </ul>	環境局	環境政策課
福岡市環境教育・学習計画推進協議会	学識経験者、市民、市民団体、事業者、行政(教育委員会等)からなる「福岡市環境教育・学習計画推進協議会」を設置し、施策の実施状況の報告や情報・意見の交換を行うとともに、今後の環境教育・学習に関する施策の検討を行い、環境教育・学習計画を推進しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市環境教育・学習計画推進協議会 (R4.11.17)</li> </ul>	環境局	環境政策課
福岡市地球温暖化対策実行計画協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画の策定に関する協議を行うため、「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市地球温暖化対策実行計画協議会 (R4.9.1)</li> </ul>	環境局	脱炭素社会推進課
福岡市温暖化対策推進会議	「脱炭素社会」の実現をめざし、本市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「福岡市温暖化対策推進会議」を設置しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市温暖化対策推進会議 (R4.5.25)</li> <li>脱炭素社会推進部会 (R4.6.3)</li> <li>適応推進部会 (R4.12.2)</li> <li>熱中症対策部会 (R4.4.27、R4.12.20)</li> </ul>	環境局	脱炭素社会推進課
福岡市地球温暖化対策市民協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市民・事業者・行政が協力して、地球温暖化対策に向けた積極的な実践活動を推進することを目的に、さまざまな活動を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市地球温暖化対策市民協議会会員数：131団体 (R5年3月末現在)</li> <li>総会の開催 (R4.5.31)</li> <li>環境フェスティバルふくおか2022への出展</li> <li>協議会として下記の4事業を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅用エネルギーシステム導入促進事業</li> <li>②次世代自動車普及促進事業 (電気自動車購入等助成) (次世代自動車展示会 7月17日 次世代自動車展示試乗会 10月29、30日)</li> <li>③ECOチャレンジ応援事業 (交通系ICカードポイント付与)</li> <li>④宅配ボックス導入助成事業 導入助成：675件</li> </ul> </li> </ul>	環境局	脱炭素社会推進課
博多湾環境保全計画推進委員会	「博多湾環境保全計画(第二次)」の着実な推進を図るために「博多湾環境保全計画推進委員会」において、計画の進行管理、施策の効果の評価及び新たな対策の検討などを行っています。 <計画目標等> 博多湾の将来像 “生きものが生まれ育つ博多湾”	<ul style="list-style-type: none"> <li>博多湾環境保全計画推進委員会 (R4.8.9、R5.1.19)</li> </ul>	環境局	環境調整課
循環のまち・ふくおか推進会議	市民、事業者、行政が一体となって循環型社会に向けた活動を推進するための具体的な行動を協議するとともに、情報や意見の交換を通じて全市的な実践活動の展開を図っています。 <計画目標等> 会議で情報・意見の交換を行い、地域でのごみ減量・リサイクルの実践活動に生かす、校区の特性に応じた活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環のまち・ふくおか推進会議 新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため開催中止</li> <li>区における循環型社会に向けた活動に関する連絡会議の開催</li> <li>校区における循環型社会に向けた活動の推進 ※R4年度末で廃止</li> </ul>	環境局	ごみ減量推進課

## 環境の状況

### I 環境の質に関するデータ (環境監視の結果等)

# 1 大気環境

福岡市における大気汚染は、自動車やビル・事業場のボイラー等から排出される汚染物質が主な原因であり、商業・都市生活型の汚染形態を示しています。また、大陸からの汚染物質の移流の影響も懸念されています。

福岡市では、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）を8局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）を8局設置し、二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質濃度、大気汚染に関連する炭化水素等及び大気汚染に影響を与える風向風速や日射量について、自動測定機により測定を行っています。

測定データは環境監視システム（テレメーターシステム）により収集し、集中的に常時監視を行っています。

### ※大気環境基準：

環境基本法第16条に基づき、大気汚染に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことで、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・光化学オキシダント・浮遊粒子状物質・微小粒子状物質（PM2.5）・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等が定められています。

### ※一般環境大気測定局：

大気汚染防止法に基づき環境大気の大気汚染状況を監視するための測定局で、工場の煙突の煙や自動車の排気ガスなどの直接的な影響の無い場所に設置します。福岡市では、主に小学校や中学校の校庭などに設置しています。ここで得られた測定結果は、環境基準の適否の判断、緊急時対策の実施、対策の立案やその効果の判定など基礎資料として使用されます。

### ※自動車排出ガス測定局：

自動車から出る排気ガスによる大気汚染の状況を監視するための測定局で、大きな交差点や幹線道路の沿道付近に設置します。ここで得られた測定結果は、一般環境大気測定局と同様に環境基準の適否の判断や自動車による汚染寄与度の推定などに使用されます。

## ●大気常時監視測定局所在地及び測定項目

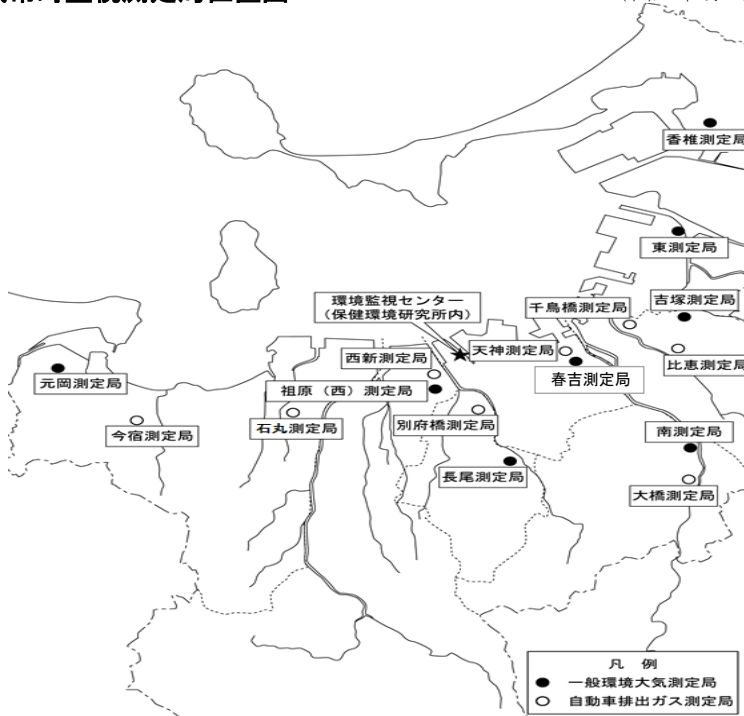
(令和5年3月31日現在)

測定局	所在地	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	日射量
一般環境大気測定局	香椎	東 区香住ヶ丘3丁目10		○		○	○	○	○	
	東	東 区宮松4丁目21		○		○	○		○	
	吉塚	博多区吉塚6丁目8	○	○		○	○		○	
	春吉	中央区春吉1丁目17-38	○	○		○	○		○	
	南	南 区塩原1丁目27		○		○	○		○	
	長尾	城南区長尾5丁目1-1		○		○	○		○	
	祖原	早良区祖原15-7	○	○		○	○		○	○
	元岡	西 区田尻東1丁目17-1		○		○	○		○	
自動車排出ガス測定局	千鳥橋	博多区千代5丁目1		○		○	○		○	
	比恵	博多区東比恵1丁目3		○		○				
	天神	中央区天神2丁目12	○	○	○		○		○	
	大橋	南 区大橋3丁目18		○		○	○			
	別府橋	城南区別府1丁目22		○		○				
	西新	早良区西新3丁目1-1		○		○	○			
	石丸	西 区石丸2丁目25		○		○	○		○	
	今宿	西 区今宿青木草場137		○		○				

※市役所局は令和4年3月廃止。令和4年4月に春吉局設置。

## 大気常時監視測定局位置図

(令和5年3月31日現在)



※環境基準の評価：

○二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

- ①1年間の日平均値のうち、高い方から2%にあたる部分を除いた後の一番高い日平均値（日平均値の2%除外値）が環境基準値を超えていないこと。
- ②日平均値が環境基準値を2日以上連続して超えていないこと。

○二酸化窒素…1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値（日平均値の98%値）が環境基準値を超えていない場合は、環境基準「達成」と判定します。

○光化学オキシダント…1年間を通して昼間の1時間値が0.06ppmを超えていない場合のみ、環境基準「達成」と判定します。なお、昼間とは、5時から20時までをいいます。

○微小粒子状物質（PM2.5）…以下の2つの条件を満たしている場合は、環境基準「達成」と判定します。

- ①1年間の平均値が環境基準値を超えていないこと。
- ②1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にある日平均値のうち一番高い値（日平均値の98%値）が環境基準値を超えていないこと。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM2.5）については全ての測定局で環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。

●環境基準の達成状況

(令和4年度)

項目	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )		一酸化炭素 (CO)		光化学オキシダント (Ox)		浮遊粒子状物質 (SPM)			微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )		
	年間日平均値の2%除外値が0.04ppm以下かつ日平均値0.04ppmを2日以上連続して超えないこと	達成状況	年間日平均値の98%値が0.06ppm以下	達成状況	年間日平均値の2%除外値が10ppm以下かつ日平均値10ppmを2日以上連続して超えないこと	達成状況	昼間の時間(5時~20時)の1時間値が0.06ppm以下	達成状況	年間日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下かつ日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を2日以上連続して超えないこと	達成状況	年間日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下かつ日平均値0.10mg/m <sup>3</sup> を2日以上連続して超えないこと	達成状況	年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下かつ年間日平均値の98%値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること	達成状況
測定局	年間日平均値の2%除外値 (ppm)	達成状況	年間日平均値の98%値 (ppm)	達成状況	年間日平均値の2%除外値 (ppm)	達成状況	超過した時間数(括弧内は日数)	達成状況	年間日平均値の2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	基準値を連続して超過した回数	達成状況	年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	年間日平均値の98%値 (μg/m <sup>3</sup> )	達成状況
一般環境大気測定局	香椎		0.018	○			504 (85)	×	0.040	0	○	10.5	25.1	○
	東		0.026	○			318 (65)	×	0.038	0	○			
	吉塚	0.003	○	0.025	○		302 (62)	×	0.034	0	○	11.4	24.9	○
	春吉	0.003	○	0.019	○		466 (75)	×	0.036	0	○	11.4	26.3	○
	南			0.015	○		348 (69)	×	0.034	0	○			
	長尾			0.015	○		473 (80)	×	0.036	0	○	10.6	24.6	○
	祖原	0.002	○	0.016	○		313 (52)	×	0.030	0	○			
	元岡			0.012	○		490 (76)	×	0.035	0	○	12.9	27.8	○
自動車排出ガス測定局	千鳥橋			0.029	○				0.039	0	○	10.9	26.0	○
	比恵			0.029	○				0.038	0	○			
	天神	0.002	○	0.039	○	1.2	○		0.034	0	○			
	大橋			0.015	○				0.039	0	○	11.1	24.7	○
	別府橋			0.021	○				0.039	0	○			
	西新			0.020	○				0.039	0	○	11.4	26.1	○
	石丸			0.015	○		278 (56)	×	0.037	0	○	10.6	24.6	○
今宿			0.014	○				0.039	0	○				

※日平均値 : 1時間値の1日平均値

年間日平均値 : 1年間にわたる1時間値の1日平均値

年平均値 : 1年間にわたる1日平均値の総和を測定日数で割った値

※二酸化硫黄：

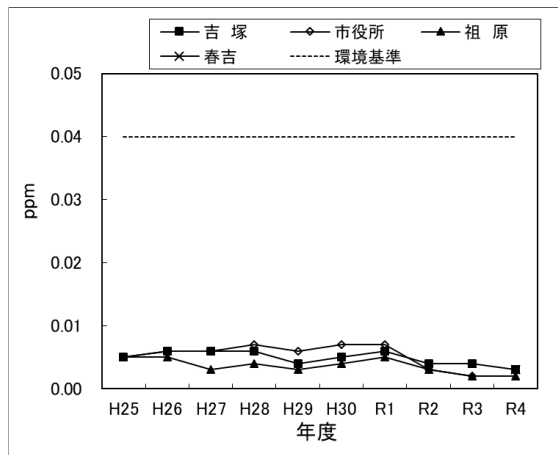
重油などの石油製品や石炭等の燃焼時に、その中に含まれる硫黄分が空気中の酸素と結びついて生成します。無色刺激臭のある気体で粘膜質、特に気道に対する刺激作用があります。酸性雨の原因物質ともなります。

(1) 二酸化硫黄

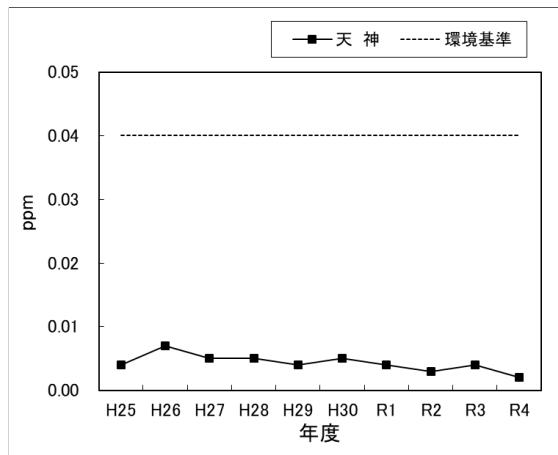
一般局3局、自排局1局で二酸化硫黄を測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

福岡市内の二酸化硫黄の主な発生源は、工場・事業場における重油ボイラ一等や、軽油を使用するディーゼル自動車などです。近年は、脱硫技術が進歩し、ばい煙発生施設等で使用する燃料や軽油中の硫黄分の低下により、一般局・自排局ともに、年平均値は横ばいで推移しています。

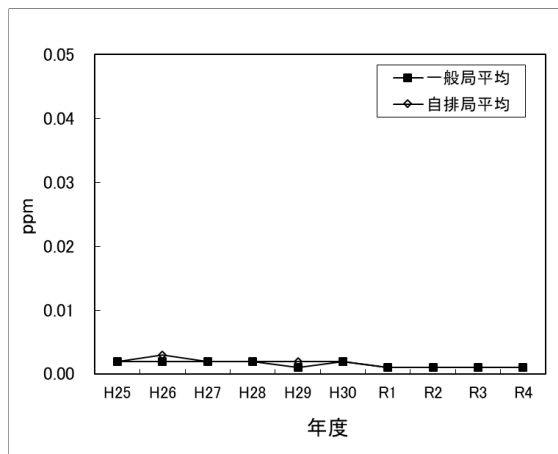
●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (一般局)



●二酸化硫黄の日平均値の2%除外値の推移 (自排局)



●二酸化硫黄の年平均値の推移 (一般局、自排局)



※窒素酸化物：

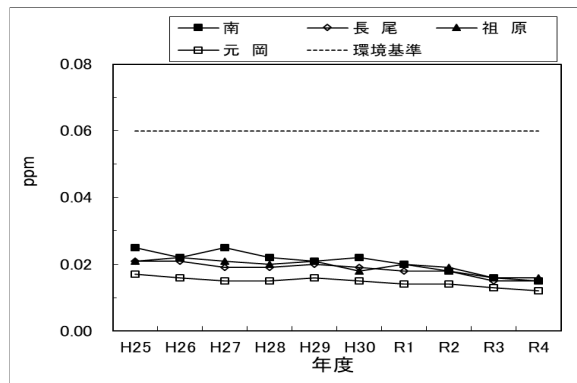
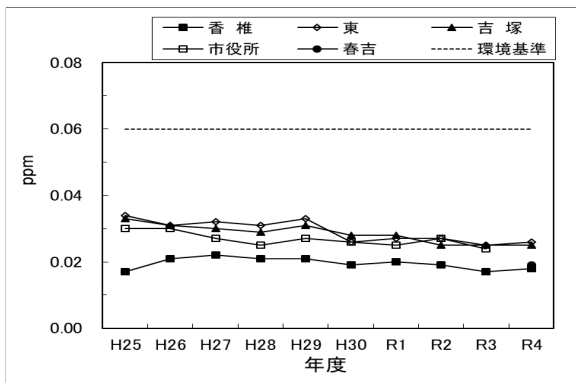
一酸化窒素と二酸化窒素の総称。空気中  
や燃料中の窒素分が燃焼により空気中の酸  
素と結びつくことなどにより発生します。  
その多くは一酸化窒素として排出され、大  
気中で更に酸化され、二酸化窒素となりま  
す。(二酸化窒素は高濃度になると呼吸器  
官に悪影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学  
オキシダントなどの原因物質となりま  
す。) 主な発生源は自動車、工場・事業場  
のボイラーなどがあります。

(2) 窒素酸化物

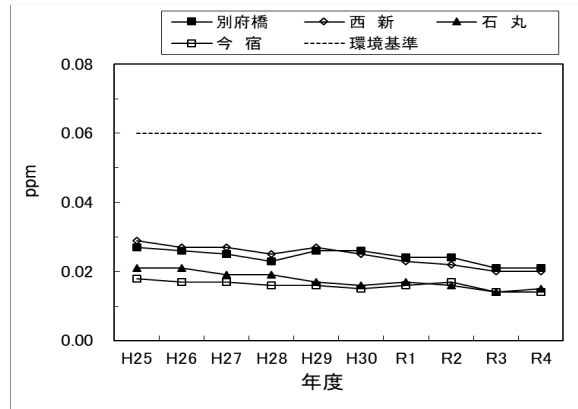
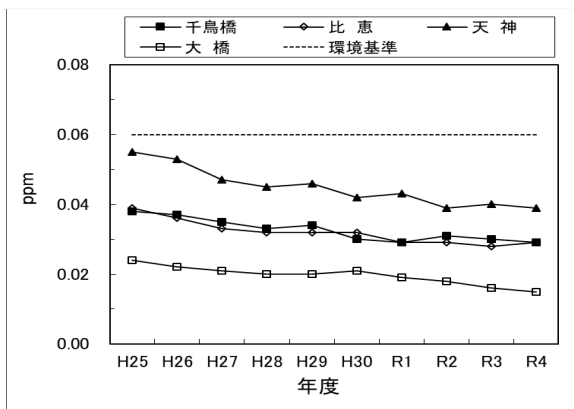
一般局 8 局と自排局 8 局で測定しており、全ての測定局で二酸化窒素の環境基準を達成しています。

製造業などの工場が比較的少ない福岡市では、自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物の量が全排出量のうち最も多くを占めていますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

●二酸化窒素の日平均値の98%値の推移（一般局）

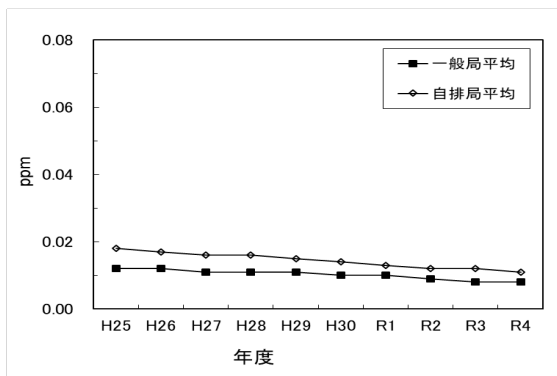


●二酸化窒素の日平均値の98%値の推移（自排局）



※平成 25 年度西新局については参考値

●二酸化窒素の年平均値の推移（一般局、自排局）



※一酸化炭素：

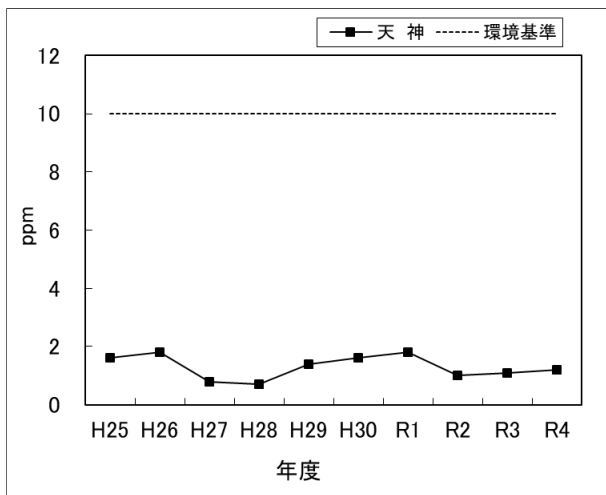
不完全燃焼により発生します。  
主な発生源は自動車と考えられ、  
人への健康影響には血液中の酸素  
運搬機能の阻害などがあります。

### (3) 一酸化炭素

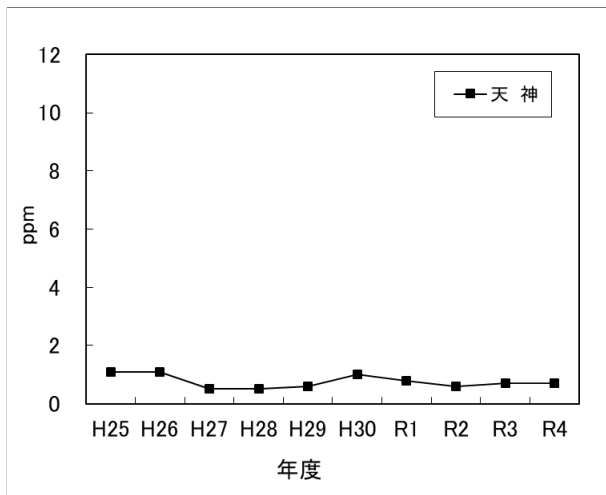
天神自排局で測定しており、環境基準を達成しています。

福岡市内の一酸化炭素の主な発生源は、自動車と考えられますが、自動車エンジンの改良が進んだことから、環境基準（10ppm）を大きく下回った状態で推移しています。

#### ●一酸化炭素の日平均値の2%除外値の推移（天神局）



#### ●一酸化炭素の年平均値の推移（天神局）



※光化学オキシダント：

窒素酸化物や炭化水素などが太陽光の紫外線の作用により、光化学反応を起こして生成されるオゾン等の酸化性物質の総称です。高濃度では目への刺激や呼吸器官への影響があるほか、植物にも生育阻害などをもたらします。発生には、日射・気温や風速などの気象条件の影響が大きく、影響範囲は市域内に限らず、周辺部にまで広範囲に及びます。

※光化学オキシダント注意報：

大気汚染防止法において、大気中の濃度が0.12ppm以上になると、健康被害防止のため、光化学オキシダント注意報の発令を行い、排出原因事業者への指導等を行うように定められています。

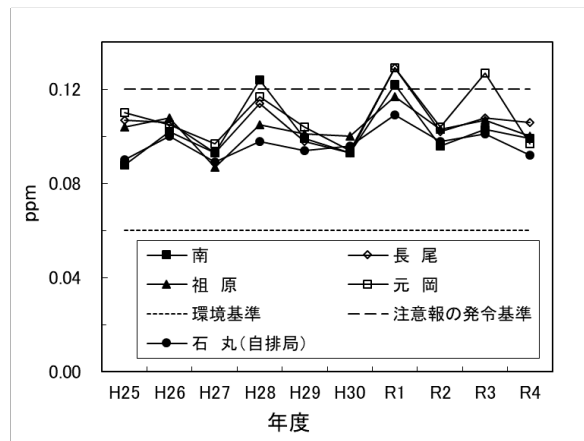
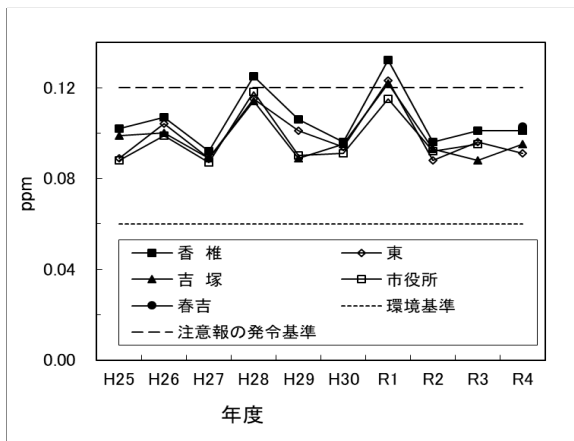
(4) 光化学オキシダント

一般局8局と自排局1局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントは、1年のうち1時間でも環境基準値である0.06ppmを超えると環境基準未達成と判定するため、全国のほとんどの測定局で環境基準未達成の状態が続いています。(全国測定局の令和3年度環境基準達成率：一般局0.2%、自排局0%)

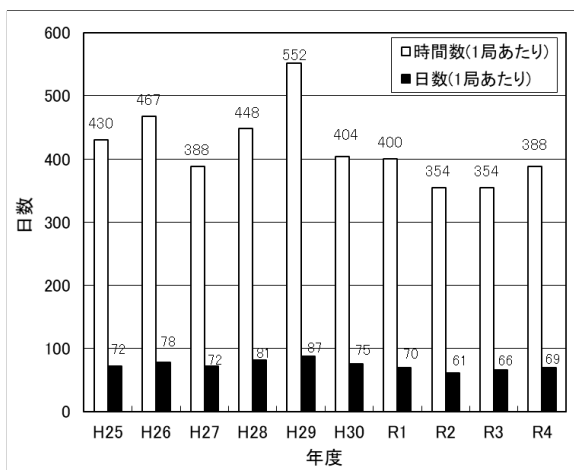
なお、昼間の1時間値の年平均値は、ほぼ横ばいの濃度で推移しています。

また、光化学オキシダント注意報については、令和4年度は福岡市内において発令はありません。

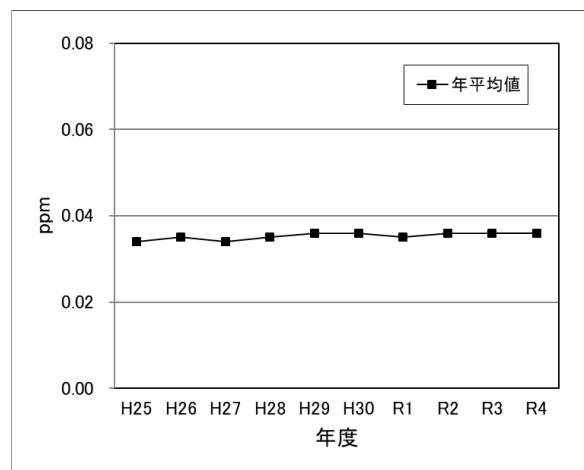
●光化学オキシダント昼間の1時間値の最高値の推移



●1年間で昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数・日数(1局あたり)



●昼間の1時間値の年平均値の推移





※浮遊粒子状物質：

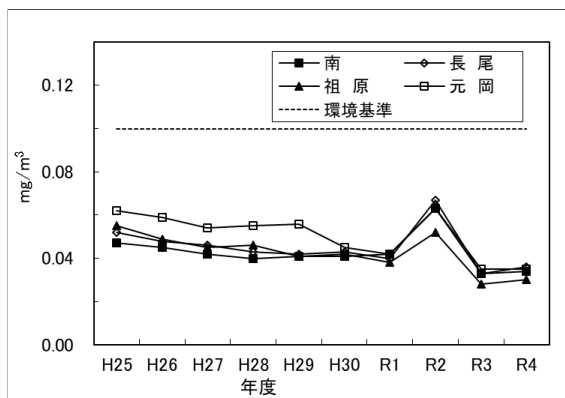
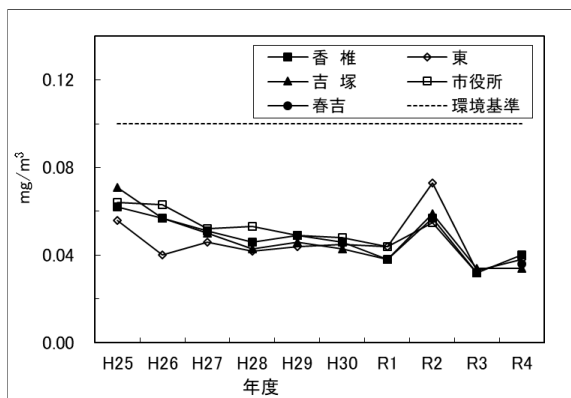
大気中に浮遊している粒径  $10\mu\text{m}$  ( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ) 以下の粒子状物質。比較的長い時間大気中を浮遊し、気道や肺胞に沈着しやすく、高濃度では人の健康に影響を与えるといわれます。工場・事業場からのばい煙や自動車の排出ガス、家庭等からの煙など人為的に発生するものと、大陸からの黄砂や火山活動に伴う灰、砂ぼこり等自然的な要因のものがあります。

(5) 浮遊粒子状物質

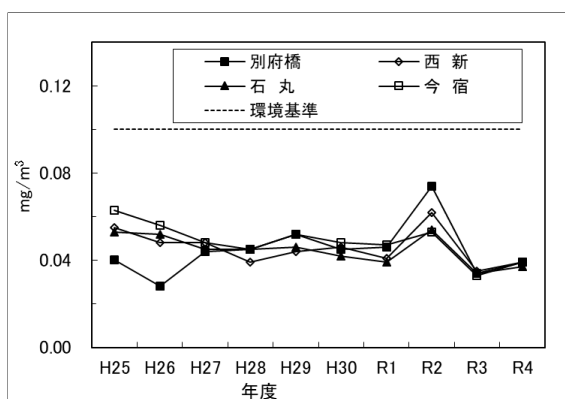
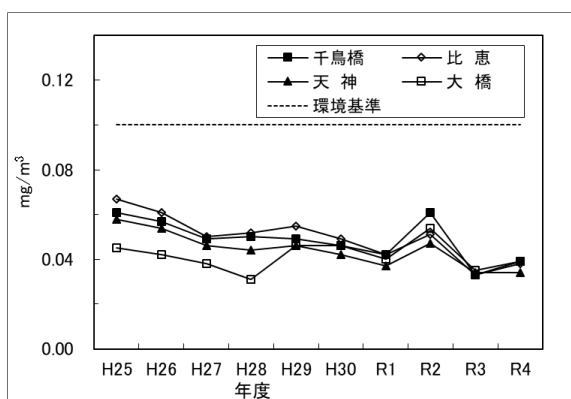
一般局8局と自排局8局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

環境基準達成状況は、黄砂等の気象現象に大きく影響を受けますが、過去10年間の年平均値は一般局・自排局ともに緩やかな減少傾向にあります。

●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（一般局）

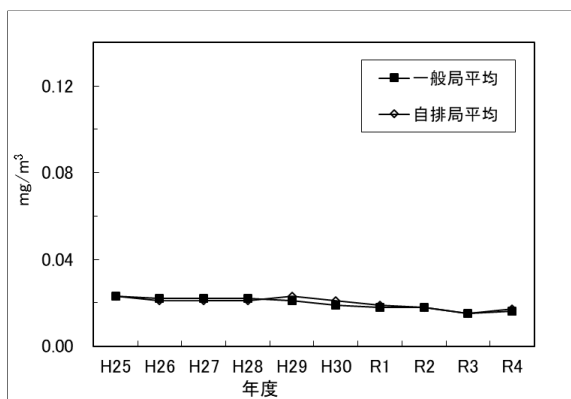


●浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の推移（自排局）

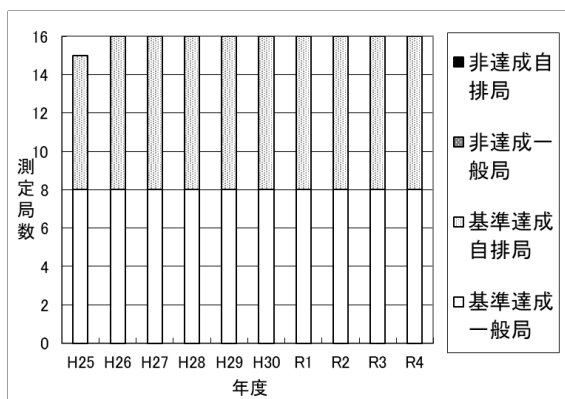


※平成25年度西新局については参考値

●浮遊粒子状物質の年平均値の推移（一般局、自排局）



●浮遊粒子状物質の環境基準達成状況の推移（一般局、自排局）



※平成25年度西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、評価対象外

**※微小粒子状物質：**

従来からは大気中に漂う粒径10 $\mu$ m (1 $\mu$ m=0.001mm)以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきていますが、そのなかで粒径2.5 $\mu$ m以下の小さなものを微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) と呼んでいます。微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられています。

**※暫定指針値：**

平成25年2月に環境省が設置した「PM<sub>2.5</sub>に関する専門家会合」において、注意喚起のための暫定的な指針値として、日平均値70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>が示されました。

ただし、日平均値70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を超えるPM<sub>2.5</sub>への曝露によって、すべての人に必ず健康影響が生じるというものではないことに留意が必要とされています。

**(6) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)**

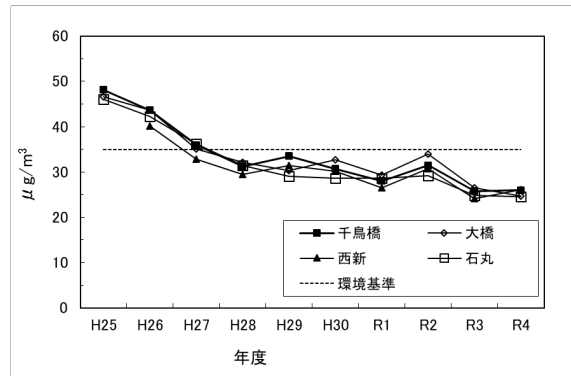
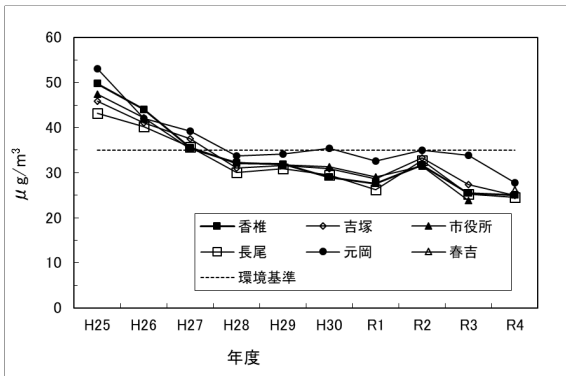
一般局5局と自排局4局で測定しており、全ての測定局で環境基準を達成しています。

また、濃度が暫定指針値を超過すると予測された場合に県が実施する注意喚起は、ありませんでした。

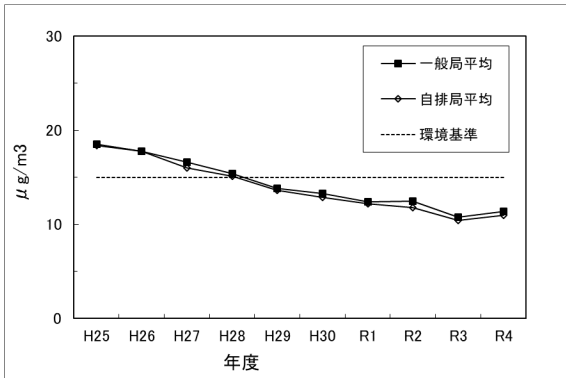
なお、年平均値は、測定を開始した平成23年度以降、一般局・自排局ともにゆるやかな減少傾向にあります。

微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の成分割合については、有機炭素が最も多く24%を占めていました。

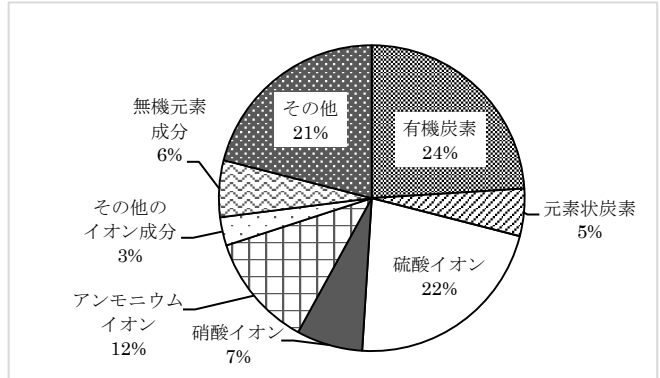
**●微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の日平均値の98%値の推移 (一般局と自排局)**



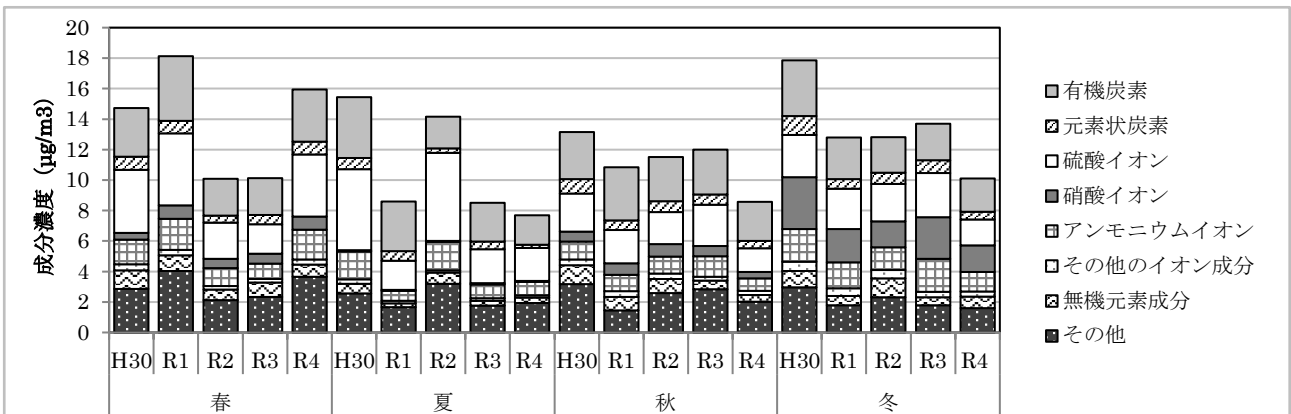
**●微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の年平均値の推移 (一般局、自排局)**



**●微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の成分割合 (市内平均)**



**●微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の成分濃度 (市内平均)**



※H30は市役所局・元岡局・西新局の3局平均、R1～R3は市役所局・元岡局の2局平均、R4は春吉局・元岡局の2局平均

※炭化水素：

石油及び有機溶剤などの精製・生産や消費の過程で発生します。主な発生源は、自動車や石油関連施設です。なお、灯油やガスを使用する事業場や家庭からも排出されます。

※メタン：

有機物が腐敗発酵する際に生成され、沼沢などから発生することもあります。天然ガスや石炭ガスの主成分です。地球規模の温暖化に関与するいわゆる温室効果ガスの一つでもあります。

※非メタン炭化水素：

光化学オキシダントの生成に関係する成分です。メタン以外の炭化水素のことをいいます。光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針として、光化学オキシダントの昼間の1時間値0.06ppmに対応する午前6時～9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20～0.31ppmCの範囲と示されています。

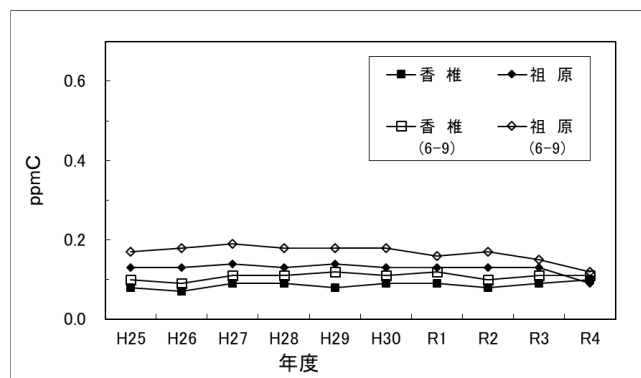
## (7) 炭化水素

一般局2局と自排局2局で測定しています。

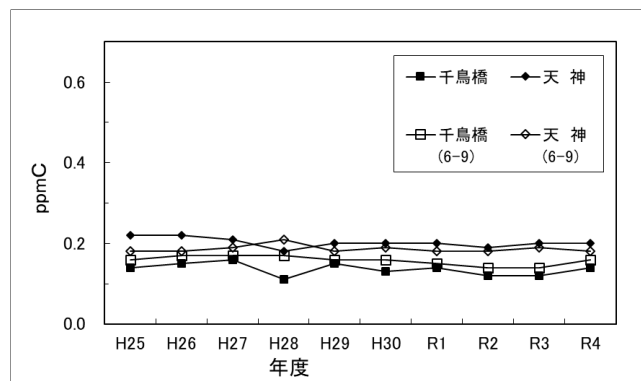
大気中の炭化水素のうち、光化学オキシダントの生成に関係する成分を非メタン炭化水素として、メタンと区別して測定しています。非メタン炭化水素は、一般局・自排局ともに、近年ではほぼ横ばいの濃度で推移しています。

なお、非メタン炭化水素に環境基準値はありませんが、大気汚染に係る指針において、午前6時～9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲以下が適当とされており、この指針を超過した日数の割合は、香椎局で0.0%、祖原局で1.9%、千鳥橋局で5.8%、天神局で5.6%でした。

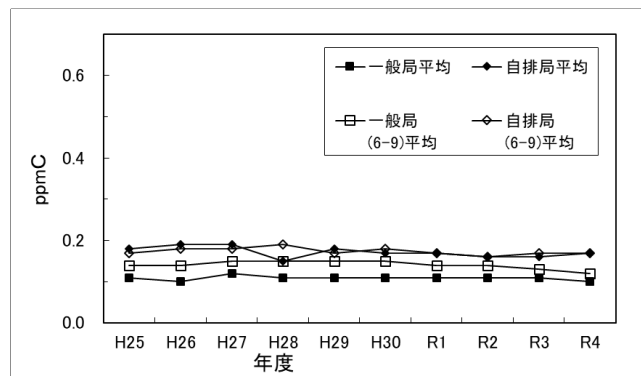
### ●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局）



### ●非メタン炭化水素の年平均値の推移（自排局）



### ●非メタン炭化水素の年平均値の推移（一般局、自排局）



(参考) 大気環境に関する詳細データ

(1) 二酸化硫黄

①二酸化硫黄の日平均値の2%除外値

(単位: ppm)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
吉塚	0.005	0.006	0.006	0.006	0.004	0.005	0.006	0.004	0.004	0.003
市役所	0.005	0.006	0.006	0.007	0.006	0.007	0.007	0.003	0.002	
春吉										0.003
祖原	0.005	0.005	0.003	0.004	0.003	0.004	0.005	0.003	0.002	0.002

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
天神	0.004	0.007	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.003	0.004	0.002

②二酸化硫黄の年平均値

(単位: ppm)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
吉塚	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
市役所	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001	
春吉										0.001
祖原	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001
平均	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
天神	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001

(2) 二酸化窒素

①二酸化窒素の日平均値の年間98%値

(単位: ppm)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香椎	0.017	0.021	0.022	0.021	0.021	0.019	0.020	0.019	0.017	0.018
東	0.034	0.031	0.032	0.031	0.033	0.026	0.027	0.027	0.025	0.026
吉塚	0.033	0.031	0.030	0.029	0.031	0.028	0.028	0.025	0.025	0.025
市役所	0.030	0.030	0.027	0.025	0.027	0.026	0.025	0.027	0.024	
春吉										0.019
南	0.025	0.022	0.025	0.022	0.021	0.022	0.020	0.018	0.016	0.015
長尾	0.021	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019	0.018	0.018	0.015	0.015
祖原	0.021	0.022	0.021	0.020	0.021	0.018	0.020	0.019	0.016	0.016
元岡	0.017	0.016	0.015	0.015	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
千鳥橋	0.038	0.037	0.035	0.033	0.034	0.030	0.029	0.031	0.030	0.029
比恵	0.039	0.036	0.033	0.032	0.032	0.032	0.029	0.029	0.028	0.029
天神	0.055	0.053	0.047	0.045	0.046	0.042	0.043	0.039	0.040	0.039
大橋	0.024	0.022	0.021	0.020	0.020	0.021	0.019	0.018	0.016	0.015
別府橋	0.027	0.026	0.025	0.023	0.026	0.026	0.024	0.024	0.021	0.021
西新	(0.029)	0.027	0.027	0.025	0.027	0.025	0.023	0.022	0.020	0.020
石丸	0.021	0.021	0.019	0.019	0.017	0.016	0.017	0.016	0.014	0.015
今宿	0.018	0.017	0.017	0.016	0.016	0.015	0.016	0.017	0.014	0.014

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

## ②二酸化窒素の年平均値

(単位：ppm)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香椎	0.008	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
東	0.015	0.015	0.015	0.014	0.014	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011
吉塚	0.015	0.014	0.014	0.013	0.014	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010
市役所	0.016	0.017	0.015	0.015	0.015	0.015	0.013	0.012	0.011	
春吉										0.009
南	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007
長尾	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006
祖原	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
元岡	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
平均	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
千鳥橋	0.020	0.020	0.020	0.020	0.019	0.017	0.016	0.014	0.014	0.014
比恵	0.020	0.020	0.020	0.019	0.018	0.018	0.016	0.014	0.014	0.014
天神	0.035	0.034	0.031	0.031	0.030	0.029	0.027	0.025	0.025	0.024
大橋	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008
別府橋	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
西新	(0.017)	0.016	0.016	0.015	0.013	0.012	0.012	0.010	0.010	0.009
石丸	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
今宿	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
平均	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

## (3) 一酸化炭素

### ①一酸化炭素の日平均値の2%除外値

(単位：ppm)

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
天神	1.6	1.8	0.8	0.7	1.4	1.6	1.8	1.0	1.1	1.2

### ②一酸化炭素の年平均値

(単位：ppm)

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
天神	1.1	1.1	0.5	0.5	0.6	1.0	0.8	0.6	0.7	0.7

#### (4) 光化学オキシダント

##### ①光化学オキシダントの昼間の1時間の最高値

(単位: ppm)

測定局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香 椎	0.102	0.107	0.092	0.125	0.106	0.096	0.132	0.096	0.101	0.101
東	0.089	0.104	0.089	0.115	0.101	0.094	0.123	0.088	0.096	0.091
吉 塚	0.099	0.100	0.089	0.114	0.089	0.095	0.122	0.093	0.088	0.095
市役所	0.088	0.099	0.087	0.118	0.090	0.091	0.115	0.092	0.095	
春 吉										0.103
南	0.088	0.102	0.093	0.124	0.099	0.093	0.122	0.096	0.103	0.099
長 尾	0.107	0.106	0.093	0.114	0.098	0.093	0.129	0.102	0.108	0.106
祖 原	0.104	0.108	0.087	0.105	0.101	0.100	0.117	0.103	0.107	0.100
元 岡	0.110	0.105	0.097	0.117	0.104	0.094	0.129	0.104	0.127	0.097
石丸(自排局)	0.090	0.100	0.089	0.098	0.094	0.096	0.109	0.098	0.101	0.092

※昼間とは、5時～20時までをいう。

##### ②光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(上段)と日数(下段)

測定局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香 椎	542	666	528	648	713	504	576	485	481	504
	80	103	84	111	106	90	96	80	86	85
東	287	365	446	404	566	324	329	259	253	318
	49	69	83	72	93	65	65	50	52	65
吉 塚	407	418	346	322	476	335	289	314	288	302
	72	73	66	66	83	64	59	58	54	62
市役所	318	301	242	341	365	194	302	224	219	
	57	56	56	68	70	47	59	42	46	
春 吉										466
										75
南	291	384	389	639	603	403	428	346	364	348
	55	75	78	107	95	75	74	59	65	69
長 尾	561	521	451	510	742	539	521	455	489	473
	89	89	78	92	108	94	86	73	86	80
祖 原	599	495	294	427	613	462	453	373	396	313
	94	75	60	77	91	86	74	63	69	52
元 岡	601	635	517	577	694	497	520	448	417	490
	96	98	87	99	100	84	83	69	76	76
石丸(自排局)	261	415	280	163	197	382	181	285	276	278
	52	65	57	36	38	70	37	54	58	56
計	3867	4200	3493	4031	4969	3640	3599	3189	3183	3492
	644	703	649	728	784	675	633	548	592	620

##### ③光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値

(単位: ppm)

測定局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香 椎	0.035	0.039	0.038	0.039	0.039	0.038	0.038	0.038	0.039	0.039
東	0.031	0.034	0.034	0.033	0.035	0.034	0.033	0.034	0.034	0.034
吉 塚	0.033	0.035	0.032	0.033	0.034	0.034	0.033	0.034	0.034	0.033
市役所	0.032	0.032	0.032	0.034	0.033	0.032	0.034	0.033	0.034	
春 吉										0.038
南	0.031	0.035	0.034	0.037	0.037	0.036	0.035	0.036	0.037	0.036
長 尾	0.035	0.037	0.034	0.036	0.039	0.037	0.036	0.037	0.038	0.036
祖 原	0.037	0.034	0.033	0.036	0.037	0.037	0.035	0.036	0.036	0.034
元 岡	0.038	0.039	0.038	0.039	0.040	0.038	0.038	0.038	0.038	0.039
石丸(自排局)	0.032	0.033	0.032	0.029	0.029	0.035	0.032	0.035	0.036	0.035
平 均	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036	0.036	0.035	0.036	0.036	0.036

(5) 浮遊粒子状物質

①浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香椎	0.062	0.057	0.051	0.046	0.049	0.046	0.038	0.057	0.032	0.040
東	0.056	0.040	0.046	0.042	0.044	0.045	0.044	0.073	0.033	0.038
吉塚	0.071	0.057	0.050	0.043	0.046	0.043	0.038	0.059	0.034	0.034
市役所	0.064	0.063	0.052	0.053	0.049	0.048	0.044	0.055	0.032	
春吉										0.036
南	0.047	0.045	0.042	0.040	0.041	0.041	0.042	0.063	0.033	0.034
長尾	0.052	0.048	0.046	0.043	0.042	0.043	0.040	0.067	0.033	0.036
祖原	0.055	0.049	0.045	0.046	0.041	0.042	0.038	0.052	0.028	0.030
元岡	0.062	0.059	0.054	0.055	0.056	0.045	0.042	0.063	0.035	0.035

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
千鳥橋	0.061	0.057	0.049	0.050	0.049	0.046	0.042	0.061	0.033	0.039
比恵	0.067	0.061	0.050	0.052	0.055	0.049	0.042	0.051	0.033	0.038
天神	0.058	0.054	0.046	0.044	0.046	0.042	0.037	0.047	0.034	0.034
大橋	0.045	0.042	0.038	0.031	0.046	0.046	0.040	0.054	0.035	0.039
別府橋	0.040	0.028	0.044	0.045	0.052	0.045	0.046	0.074	0.034	0.039
西新	(0.055)	0.048	0.048	0.039	0.044	0.046	0.041	0.062	0.035	0.039
石丸	0.053	0.052	0.045	0.045	0.046	0.042	0.039	0.054	0.034	0.037
今宿	0.063	0.056	0.048	0.045	0.052	0.048	0.047	0.053	0.033	0.039

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

②浮遊粒子状物質の年平均値

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香椎	0.026	0.025	0.023	0.023	0.023	0.022	0.018	0.018	0.015	0.017
東	0.021	0.019	0.020	0.022	0.022	0.020	0.019	0.019	0.016	0.017
吉塚	0.027	0.023	0.021	0.020	0.020	0.017	0.016	0.016	0.014	0.016
市役所	0.025	0.027	0.024	0.025	0.024	0.022	0.021	0.018	0.015	
春吉										0.016
南	0.017	0.016	0.018	0.018	0.018	0.016	0.018	0.017	0.015	0.016
長尾	0.023	0.021	0.022	0.021	0.020	0.019	0.018	0.018	0.015	0.016
祖原	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020	0.019	0.017	0.017	0.013	0.014
元岡	0.024	0.023	0.023	0.025	0.022	0.019	0.018	0.018	0.016	0.016
平均	0.023	0.022	0.022	0.022	0.021	0.019	0.018	0.018	0.015	0.016

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
千鳥橋	0.025	0.024	0.023	0.022	0.022	0.020	0.018	0.018	0.015	0.017
比恵	0.027	0.026	0.025	0.025	0.025	0.023	0.02	0.017	0.015	0.017
天神	0.027	0.027	0.023	0.023	0.022	0.020	0.018	0.017	0.016	0.017
大橋	0.017	0.016	0.015	0.014	0.022	0.021	0.019	0.018	0.016	0.017
別府橋	0.015	0.011	0.019	0.022	0.022	0.021	0.019	0.019	0.015	0.016
西新	(0.024)	0.021	0.021	0.020	0.022	0.021	0.019	0.019	0.016	0.018
石丸	0.021	0.021	0.021	0.022	0.021	0.019	0.018	0.017	0.015	0.016
今宿	0.025	0.025	0.022	0.022	0.024	0.022	0.020	0.017	0.015	0.016
平均	0.023	0.021	0.021	0.021	0.023	0.021	0.019	0.018	0.015	0.017

※平成25年度の西新局については、年間測定時間が6,000時間未満のため、参考値である。

(6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

① 微小粒子状物質 (PM2.5) の日平均値の年間 98% 値

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

一般局	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
香 椎	<b>49.8</b>	<b>44.1</b>	<b>35.6</b>	32.1	31.9	29.0	27.6	31.7	25.5	25.1
吉 塚	<b>45.8</b>	<b>41.1</b>	<b>37.5</b>	31.0	31.6	30.9	28.7	33.3	27.4	24.9
市役所	<b>47.4</b>	<b>42.2</b>	<b>35.3</b>	32.3	31.8	31.3	29.1	31.5	23.8	
春 吉										26.3
長 尾	<b>43.2</b>	<b>40.2</b>	<b>35.7</b>	30.0	30.9	29.5	26.3	32.8	25.3	24.6
元 岡	<b>53.0</b>	<b>42.0</b>	<b>39.2</b>	33.7	34.2	<b>35.4</b>	32.6	35.0	33.8	27.8

自排局	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
千鳥橋	<b>48.1</b>	<b>43.6</b>	<b>36.0</b>	31.2	33.5	30.7	28.0	31.5	25.8	26.0
大 橋	<b>46.6</b>	<b>43.6</b>	<b>35.1</b>	32.1	30.3	32.7	29.3	34.0	26.5	24.7
西 新	(34.8)	<b>40.1</b>	32.9	29.4	31.4	30.2	26.5	30.8	24.1	26.1
石 丸	<b>46.0</b>	<b>42.2</b>	<b>36.2</b>	31.5	29.4	28.6	28.6	29.2	24.9	24.6

※太字は、日平均値の年間 98% 値において環境基準非達成年度

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM2.5) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。

② 微小粒子状物質 (PM2.5) の年平均値

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

一般局	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
香 椎	<b>19.4</b>	<b>17.8</b>	<b>15.8</b>	14.8	13.7	12.4	11.6	11.5	9.8	10.5
吉 塚	<b>17.3</b>	<b>17.8</b>	<b>16.7</b>	<b>15.4</b>	13.9	13.1	13.1	12.6	10.8	11.4
市役所	<b>19.4</b>	<b>18.4</b>	<b>17.0</b>	<b>16.6</b>	14.6	13.9	12.2	11.7	9.8	
春 吉										11.4
長 尾	<b>17.5</b>	<b>17.4</b>	<b>16.0</b>	14.7	13.7	12.3	11.6	11.6	10.2	10.6
元 岡	<b>19.1</b>	<b>17.5</b>	<b>17.4</b>	<b>15.3</b>	13.2	15.0	13.7	<b>15.3</b>	13.4	12.9
平 均	18.5	17.8	16.6	15.4	13.8	13.3	12.4	12.5	10.8	11.4

自排局	H25 年度 (2013)	H26 年度 (2014)	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R1 年度 (2019)	R2 年度 (2020)	R3 年度 (2021)	R4 年度 (2022)
千鳥橋	<b>19.0</b>	<b>18.6</b>	<b>17.2</b>	<b>15.8</b>	<b>15.3</b>	13.3	12.3	12.6	10.4	10.9
大 橋	<b>18.5</b>	<b>19.2</b>	<b>16.5</b>	<b>15.9</b>	13.6	14.2	13.0	12.2	10.7	11.1
西 新	(18.2)	<b>16.2</b>	14.8	14.0	13.0	11.9	10.9	10.9	10.5	11.4
石 丸	<b>17.8</b>	<b>17.1</b>	<b>15.4</b>	14.5	12.6	12.0	12.5	11.6	10.0	10.6
平 均	18.4	17.8	16.0	15.1	13.6	12.9	12.2	11.8	10.4	11.0

※太字は、年平均値において環境基準非達成年度

※平成 25 年度の西新局については、平成 26 年 3 月 1 日からの測定であり、年間有効測定日数が 250 日未満のため、参考値である。

※平成 26 年度までの元岡局の微小粒子状物質 (PM2.5) の測定データについては、環境省のモニタリング試行事業による測定のため、環境省に帰属する。



③微小粒子状物質（PM2.5）の成分割合（市内平均）

有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
24%	5%	22%	7%	12%	3%	6%	21%

④微小粒子状物質（PM2.5）の成分濃度（市内平均）

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

測定季節		有機炭素	元素状炭素	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	その他のイオン成分	無機元素成分	その他
春	H30	3.2	0.85	4.2	0.43	1.6	0.39	1.2	2.9
	R1	4.2	0.82	4.7	0.88	2.0	0.35	1.0	4.0
	R2	2.4	0.47	2.4	0.60	1.2	0.24	0.70	2.1
	R3	2.4	0.62	1.9	0.65	1.0	0.25	0.94	2.3
	R4	3.4	0.84	4.1	0.85	1.9	0.34	0.78	3.7
夏	H30	4.0	0.74	5.3	0.089	1.8	0.30	0.64	2.6
	R1	3.2	0.65	1.9	0.073	0.65	0.16	0.25	1.7
	R2	2.1	0.31	5.8	0.064	1.9	0.15	0.73	3.2
	R3	2.5	0.49	2.2	0.080	0.90	0.18	0.31	1.8
	R4	1.9	0.21	2.2	0.049	0.89	0.14	0.35	1.9
秋	H30	3.1	0.95	2.5	0.65	1.2	0.39	1.2	3.2
	R1	3.5	0.64	2.2	0.78	1.1	0.37	0.88	1.5
	R2	2.9	0.72	2.1	0.82	1.1	0.36	0.93	2.6
	R3	2.9	0.67	2.7	0.68	1.3	0.25	0.56	2.8
	R4	2.5	0.49	1.5	0.43	0.80	0.29	0.52	1.9
冬	H30	3.7	1.2	2.8	3.4	2.2	0.61	1.1	3.0
	R1	2.7	0.64	2.6	2.2	1.7	0.50	0.59	1.8
	R2	2.3	0.73	2.5	1.7	1.5	0.53	1.2	2.3
	R3	2.4	0.84	2.9	2.7	2.2	0.36	0.51	1.8
	R4	2.2	0.50	1.7	1.7	1.3	0.35	0.75	1.6

(7) 炭化水素

①全炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香椎	1.97	1.98	2.00	2.00	2.02	2.01	2.03	2.03	2.07	2.09
祖原	2.02	2.04	2.06	2.05	2.08	2.07	2.08	2.09	2.11	2.09

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
千鳥橋	2.04	2.06	2.07	2.09	2.10	2.08	2.11	2.10	2.13	2.17
天神	2.16	2.17	2.19	2.19	2.17	2.17	2.19	2.18	2.19	2.19

②非メタン炭化水素の年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香椎	0.08	0.07	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.08	0.09	0.10
祖原	0.13	0.13	0.14	0.13	0.14	0.13	0.13	0.13	0.13	0.09
平均	0.11	0.10	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
千鳥橋	0.14	0.15	0.16	0.15	0.15	0.13	0.14	0.12	0.12	0.14
天神	0.22	0.22	0.21	0.22	0.20	0.20	0.20	0.19	0.20	0.20
平均	0.18	0.19	0.19	0.19	0.18	0.17	0.17	0.16	0.16	0.17

③非メタン炭化水素の6～9時における年平均値

(単位：ppmC)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香椎	0.10	0.09	0.11	0.11	0.12	0.11	0.12	0.10	0.11	0.11
祖原	0.17	0.18	0.19	0.18	0.18	0.18	0.16	0.17	0.15	0.12
平均	0.14	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.14	0.13	0.12

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
千鳥橋	0.16	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.15	0.14	0.14	0.16
天神	0.18	0.18	0.19	0.21	0.18	0.19	0.18	0.18	0.19	0.18
平均	0.17	0.18	0.18	0.19	0.17	0.18	0.17	0.16	0.17	0.17

④非メタン炭化水素の6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数の割合

(単位：%)

一般局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
香椎	1.7	1.4	2.0	3.7	3.9	0.6	3.4	2.8	0.8	0.0
祖原	8.9	10.2	12.6	8.6	10.2	8.0	3.7	6.0	1.4	1.9

自排局	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
千鳥橋	2.2	4.4	4.4	4.5	3.9	5.5	3.3	3.6	3.9	5.8
天神	3.8	5.2	8.3	7.7	5.8	5.8	6.8	6.1	6.7	5.6

(8) 降下ばいじん量の経年変化

(単位: t/km<sup>2</sup>/月)

測定点	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
吉塚小学校	2.8	2.5	2.6	2.1	2.5	2.2	2.4	2.0	1.7	2.1

(9) 風向の年間測定結果表

(単位: %)

測定局	風 向 頻 度																
	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	CALM
香 椎	6.7	6.0	4.6	3.4	2.8	3.4	13.9	18.3	2.9	1.9	1.7	2.4	4.1	9.2	9.4	6.2	2.9
東	5.4	6.7	2.7	3.1	7.2	14.1	11.5	9.9	3.4	1.1	1.2	2.2	5.2	5.7	7.3	11.3	2.0
吉 塚	7.0	7.9	3.6	2.7	6.0	12.7	13.5	5.0	2.8	0.9	0.6	2.5	2.7	2.0	15.3	10.0	4.9
春 吉	0.3	0.2	0.2	0.5	9.1	22.2	10.2	2.3	0.9	0.6	0.7	1.3	5.6	18.0	15.8	3.8	8.3
南	11.7	6.8	3.9	1.9	0.9	0.8	2.3	13.0	23.9	3.9	1.6	1.0	2.7	5.7	7.0	8.0	4.9
長 尾	7.9	4.0	2.2	2.4	2.7	4.8	20.7	5.9	3.0	2.2	2.0	4.7	7.8	5.8	7.9	8.8	7.1
祖 原	7.5	15.9	4.9	2.3	2.8	8.3	8.4	6.0	6.1	7.0	4.7	5.9	3.8	4.1	3.0	5.0	4.5
元 岡	2.9	3.9	15.0	8.8	6.0	4.6	3.5	1.8	1.0	1.7	8.4	9.6	10.1	7.4	6.2	3.2	6.0
石 丸	11.3	4.0	1.9	2.1	3.1	6.1	12.0	17.9	2.0	0.6	0.6	3.4	8.1	3.8	4.1	7.8	11.2

(10) 風速の年間測定結果表

(単位: m/s)

測定局	年平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 最低値
香 椎	2.8	13.9	8.8	0.9
東	2.5	12.2	7.1	1.0
吉 塚	1.9	9.7	5.0	0.8
春 吉	1.2	5.5	3.4	0.5
南	2.3	12.7	6.3	0.7
長 尾	2.3	14.4	8.3	0.8
祖 原	1.8	11.3	5.6	0.7
元 岡	3.0	14.2	11.1	0.9
石 丸	1.2	6.8	3.3	0.5

## 2 水環境

福岡市内には 24 水系、132 の河川があり、全てが二級河川以下の中小河川で、脊振山系、三郡山系を源に大部分が博多湾に流入しています。

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから、外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。博多湾沿岸及び湾流入河川の流域には、大規模な工場・事業場は少なく、汚濁物質の主要発生源は生活系排水と考えられます。

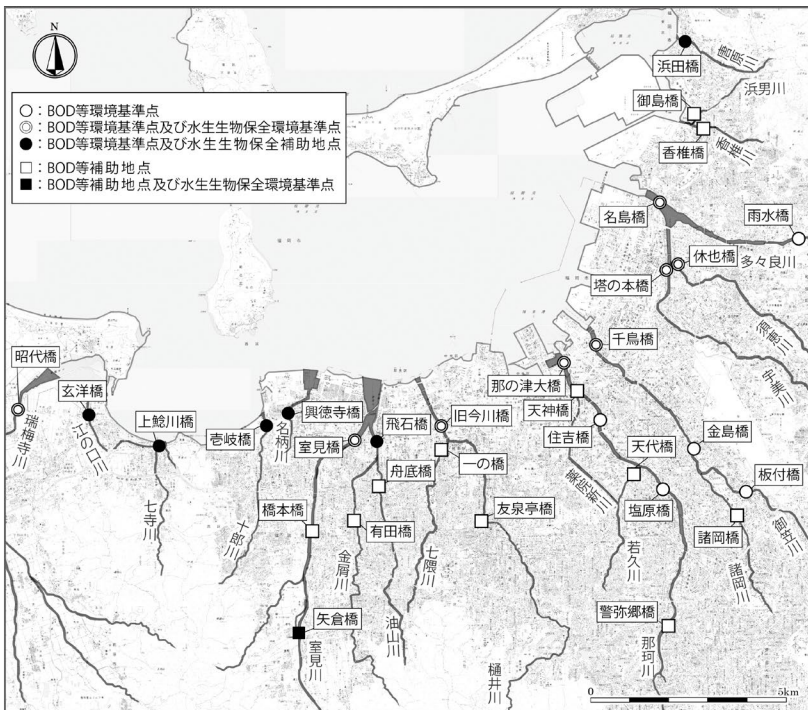
河川・博多湾には、環境基本法に基づき、「人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められています。

福岡市では、定期的に調査を行い水質の状態を監視しています。

※環境基準値：環境基本法第 16 条

### (1) 河川

#### ●水質及び底質調査地点図



#### ●市内主要河川の諸元

資料：福岡市地域防災計画（資料編）令和 5 年 6 月

河川名	起点	終点	延長 (m)	流域面積 (km <sup>2</sup> )
多々良川	糟屋郡篠栗町大字篠栗字黒木原 456 番 1 地先	博多湾	17,352	167.9
宇美川	糟屋郡宇美町大字宇美字内野 1229 番地先の内野橋下流端	多々良川への合流点	16,777	71.6
須恵川	糟屋郡宇美町大字宇美字ツムリ谷 18 番地先の砂防堰堤	宇美川への合流点	14,932	23.5
御笠川	太宰府市大字北谷字ソイラ 707 番地先	博多湾	24,150	94.0
那珂川	福岡市早良区板屋字伊津浦 207 番地先の砂防堰堤	博多湾	35,130	124.0
樋井川	福岡市南区大字柏原字山田 715 番の 1 地先の砂防堰堤	博多湾	12,875	29.2
室見川	福岡市早良区大字曲淵字山除 77 番地先の曲淵水源堰	博多湾	16,330	99.1
金屑川	福岡市早良区重留五丁目 803 番地先の重留橋	室見川への合流点	9,555	12.8
瑞梅寺川	前原市大字瑞梅寺字ブジ 366 番地先の奇徳橋	今津湾	12,841	52.6

14 河川 19 水域の利水状況に応じた環境基準の類型が指定され、主な河川には生活環境の保全に関する環境基準値が適用されています。

#### ※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。

BOD、pH等の項目に加え、亜鉛等（水生生物保全項目）について基準値が定められています。

#### ※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。

ひ素、水銀等の基準値が定められています。

#### ※生物化学的酸素要求量 (BOD)：

微生物が一定時間内（通常は、20℃で 5 日間）に水中の有機物を酸化し、分解して浄化するときに消費する酸素の量を mg/l で表した数値です。数字が大きいうことは、消費される酸素量が多いということになり、水中の有機物量が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。普通、河川に魚がすむことができるのは BOD 5mg/l 程度以下といわれています。

#### ※河川 BOD 75% 値：

年間を通じて環境基準に適合していたかどうかを判断する場合に用いられる数値です。年間を通じた日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足している場合、環境基準に適合しているものと判断します。

年間の日間平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  ( $n$  は日間平均値のデータ数) 番目のデータ値のことをいい、具体的には年間 12 回の測定であれば ( $0.75 \times 12 = 9$ ) となり、下から 9 番目のデータを指します。

※平成 8 年 6 月 14 日に環境基準の類型が次の地点で改訂され、基準が強化されました。

- ・御笠川（千鳥橋）
- ・那珂川（那の津大橋、住吉橋）
- ・樋井川（旧今川橋）

※七寺川及び江の口川は、平成 8 年 6 月 14 日に環境基準の類型指定が行われました。

環境基準の達成状況を把握するためにBOD等の環境基準点19か所で月1回、補助地点12か所で年4回、水質等の調査をしています。調査の結果、長期的に見ると、下水道整備が進んだことにより水質は改善されてきました。

生活環境の保全に関する環境基準のうち生物化学的酸素要求量（BOD）については、令和4年度は環境基準点19地点中全ての地点で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準のうちふっ素、ほう素は、河口付近の調査地点で海水の影響を受けて環境基準値を超過した地点もありましたが、その他の項目は、全調査地点で環境基準を達成しました。

### ●河川BOD75%値の環境基準達成状況

(単位：mg/L)

水系	河川名	調査地点	類型	達成期間	環境基準値 (mg/L)	BOD75%値										令和4年度 達成状況
						H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
唐の原川	唐の原川	浜田橋	C	ロ	5以下	1.2	1.2	1.2	0.9	1.1	1.6	1.3	1.1	1.3	2.0	○
多々良川	多々良川	名島橋	C	イ	5以下	1.8	1.2	1.3	1.0	1.2	1.6	1.2	1.1	1.4	2.3	○
		雨水橋	A	ロ	2以下	1.4	1.6	1.5	0.9	1.3	1.7	1.7	1.0	1.3	1.8	○
	須恵川	休也橋	C	イ	5以下	1.6	1.5	1.4	1.4	1.7	2.2	1.9	1.8	2.0	2.4	○
	宇美川	塔の本橋	C	ロ	5以下	1.8	1.2	1.2	0.8	1.4	1.6	1.7	1.4	2.4	2.2	○
御笠川	御笠川	千島橋	D	イ	8以下	1.5	1.1	1.4	1.0	1.0	1.4	1.1	1.0	1.1	1.9	○
		金島橋	D	ハ	8以下	1.4	1.4	1.8	1.4	1.1	1.9	1.2	1.4	1.4	1.8	○
		板付橋	B	イ	3以下	1.4	1.1	1.6	1.3	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1	1.8	○
那珂川	那珂川	那の津大橋	C	イ	5以下	2.4	1.0	1.2	0.7	1.3	1.7	1.1	0.9	1.5	1.3	○
		住吉橋	B	イ	3以下	1.3	0.6	0.9	0.6	1.6	1.4	1.0	0.6	0.7	1.5	○
		塩原橋	A	イ	2以下	1.0	0.8	1.0	0.6	1.6	1.2	1.1	0.7	1.0	1.0	○
樋井川	樋井川	旧今川橋	B	イ	3以下	1.1	0.8	0.9	0.7	1.1	1.1	1.2	0.7	1.1	1.3	○
室見川	金屑川	飛石橋	C	イ	5以下	1.0	0.7	1.1	0.7	0.7	1.1	0.8	0.6	0.8	1.0	○
	室見川	室見橋	A	イ	2以下	0.9	0.8	0.9	0.7	0.8	1.0	0.7	0.6	0.7	0.9	○
名柄川	名柄川	興徳寺橋	C	イ	5以下	1.0	0.8	0.7	0.6	0.6	1.1	0.7	0.6	0.9	1.0	○
十郎川	十郎川	壱岐橋	C	イ	5以下	1.1	1.0	1.1	0.7	0.9	1.0	0.9	0.9	1.1	1.1	○
七寺川	七寺川	上鯉川橋	C	イ	5以下	0.8	0.8	0.9	0.6	0.9	0.9	0.7	0.7	0.8	0.7	○
江の口川	江の口川	玄洋橋	C	ロ	5以下	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.3	1.4	1.6	○
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	A	イ	2以下	1.5	1.6	1.6	1.2	2.0	3.1	1.5	1.8	1.3	1.6	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

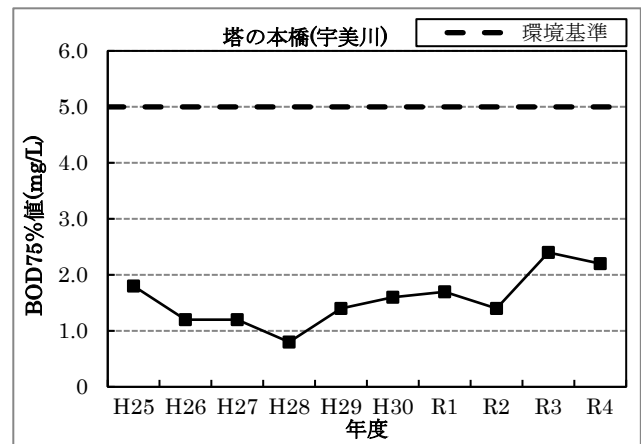
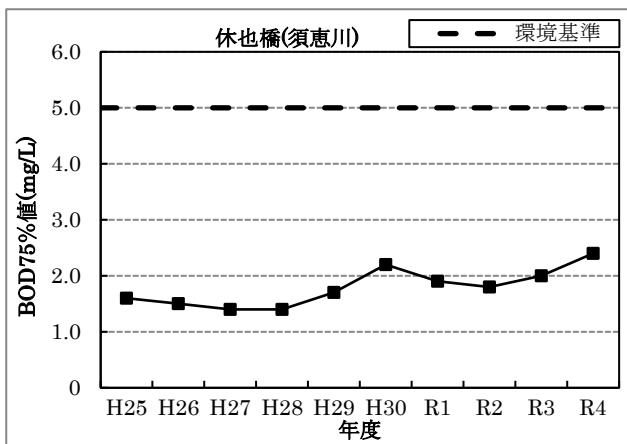
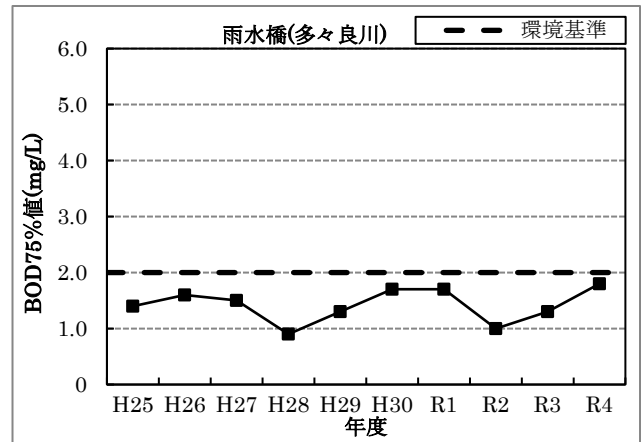
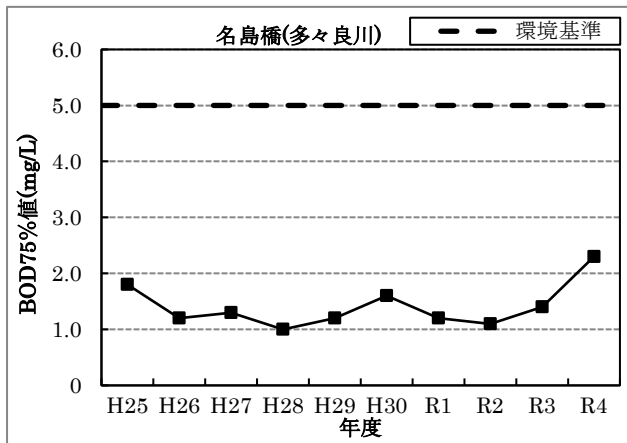
### ①多々良川水系

多々良川水系は、三郡山系に源を発し、東区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入します。上・中流は水道水源になっており、下流域には多々良川浄化センター、東部水処理センターの2下水処理場の放流水が流入しています。

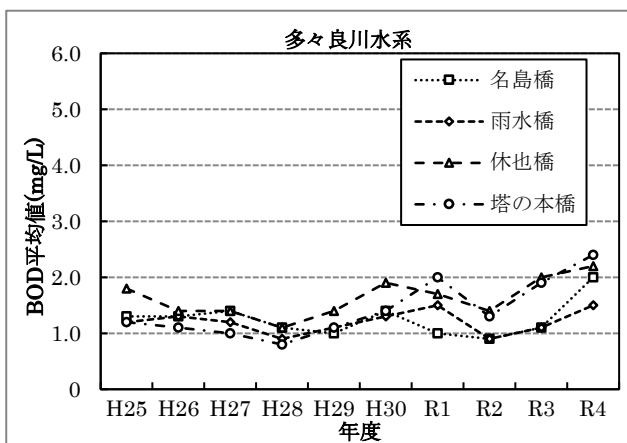
多々良川水系では、環境基準点である名島橋・雨水橋（以上多々良川）・休也橋（須恵川）及び塔の本橋（宇美川）で調査しています。

BODについては、令和4年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

#### ●BOD75%値の推移（多々良川水系）



#### ●BOD年平均值の推移（多々良川水系）



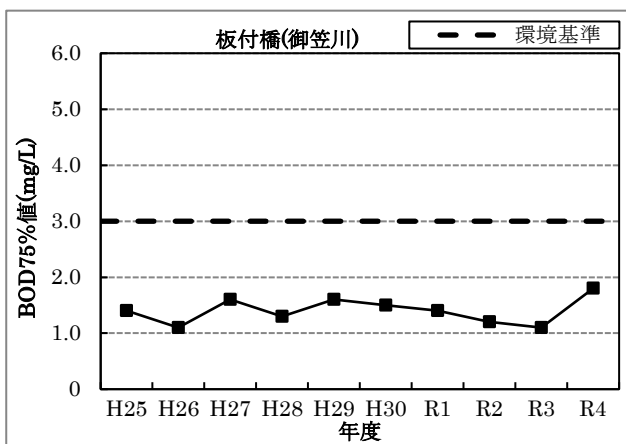
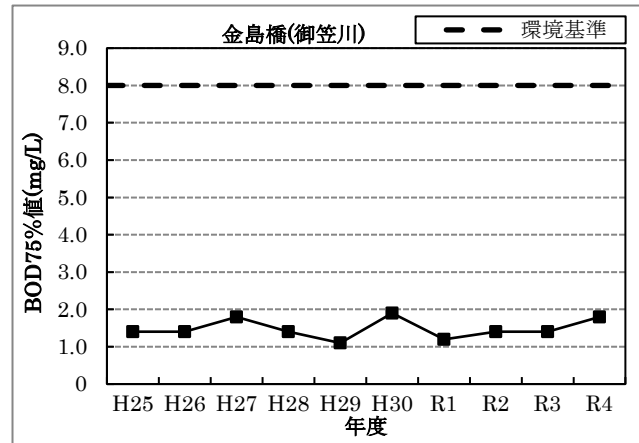
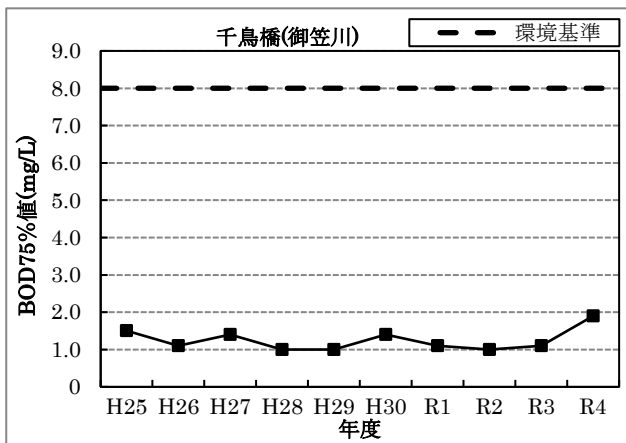
## ②御笠川水系

御笠川水系は、三郡山系の宝満山に源を発し、博多区の市街地を流れ、博多湾東部海域に流入しています。中流域は工業用水の水源になっており、中流域には御笠川浄化センター（下水処理場）の放流水が流入しています。

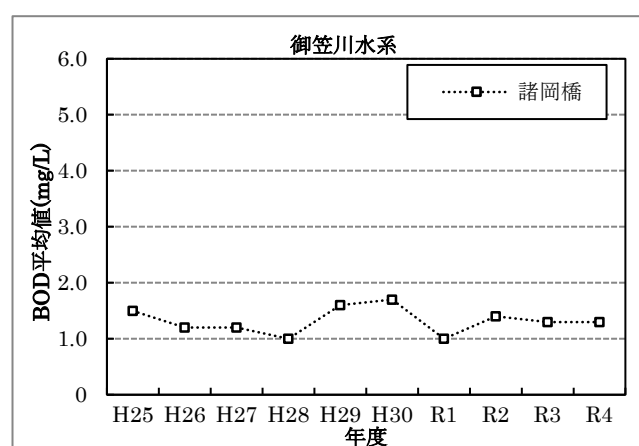
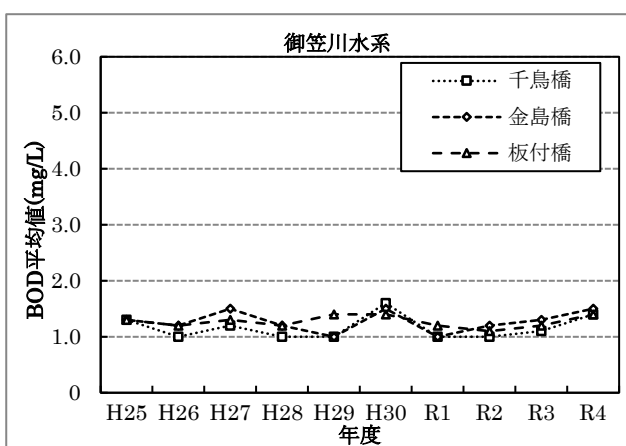
御笠川水系では、環境基準点である千鳥橋・金島橋・板付橋（以上御笠川）及び補助地点である諸岡橋（諸岡川）で調査しています。

BODについては、令和4年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

### ●BOD75%値の推移（御笠川水系）



### ●BOD年平均值の推移（御笠川水系）



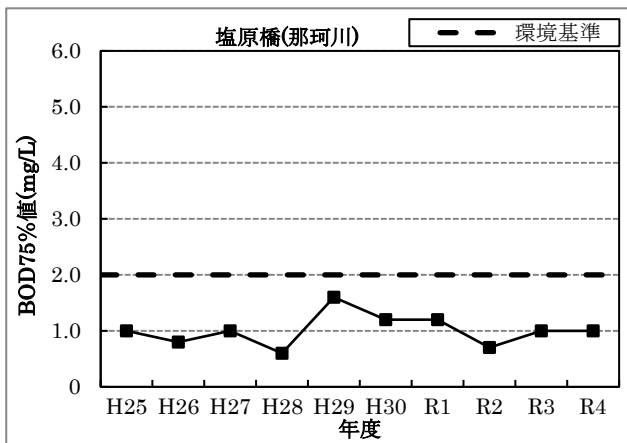
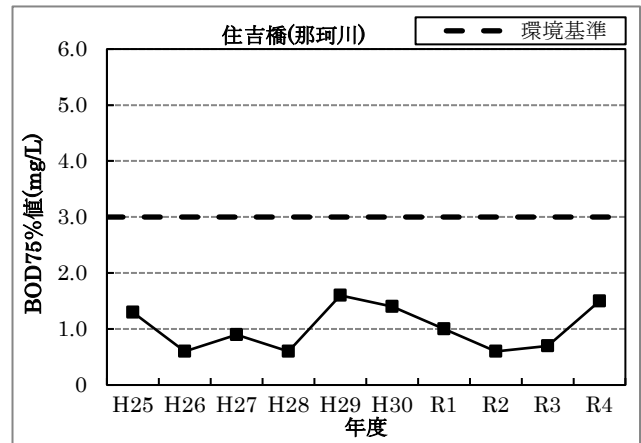
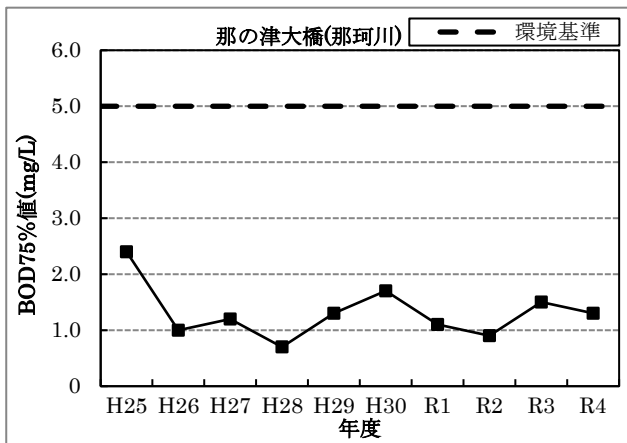
### ③那珂川水系

那珂川水系は、脊振山系に源を発し、那珂川町、南区の市街地を流れ、博多区と中央区の境界を流れ、博多湾東部海域に流入しています。上・中流域は水道水源として利用され、脊振ダム、南畑ダムや番托・塩原取水場があります。

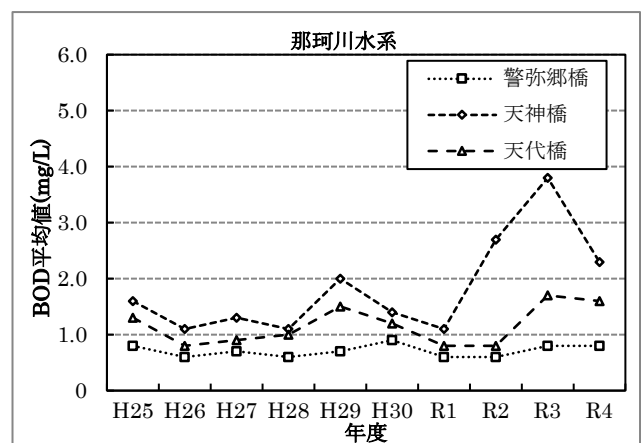
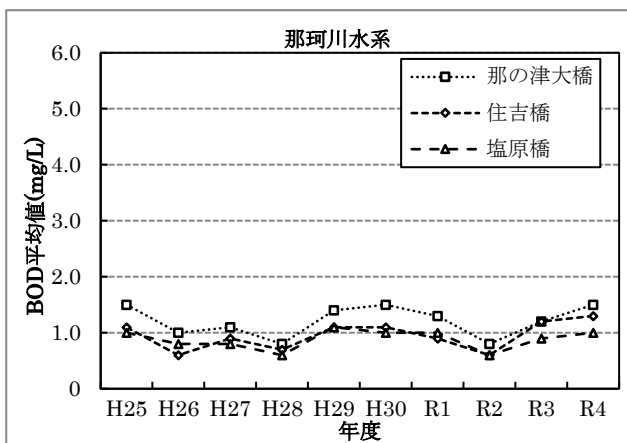
那珂川水系では、環境基準点である那の津大橋・住吉橋・塩原橋（以上那珂川）及び補助地点である警弥郷橋（那珂川）、天神橋（薬院新川）、天代橋（若久川）で調査しています。

BODについては、令和4年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には天神橋を除き概ね横ばい傾向にあります。

#### ●BOD75%値の推移（那珂川水系）



#### ●BOD年平均值の推移（那珂川水系）





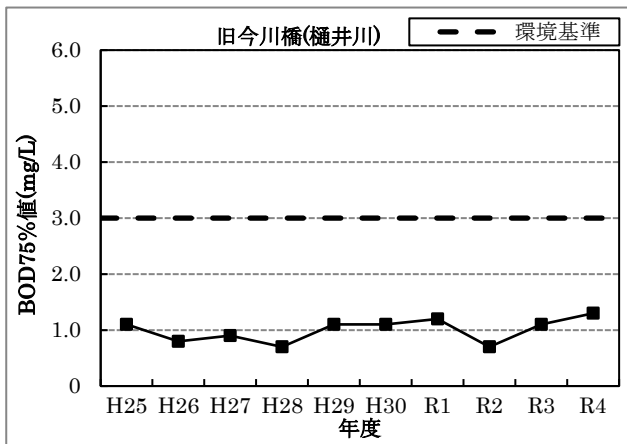
#### ④樋井川水系

樋井川水系は油山に源を発し、本市の南区から城南区の市街地を流れ、下流域で七隈川が合流し、中央区と早良区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。流域はほとんど下水道処理区域です。

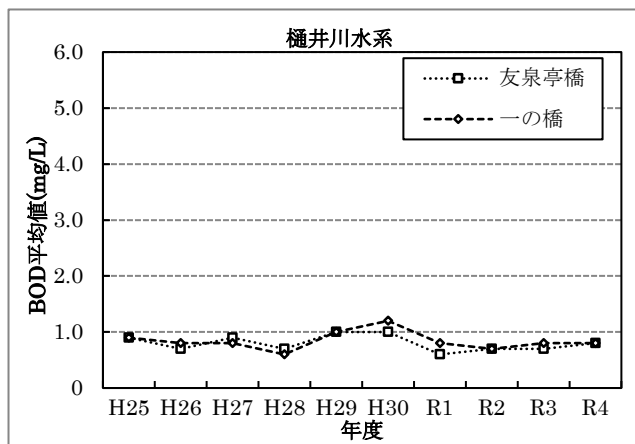
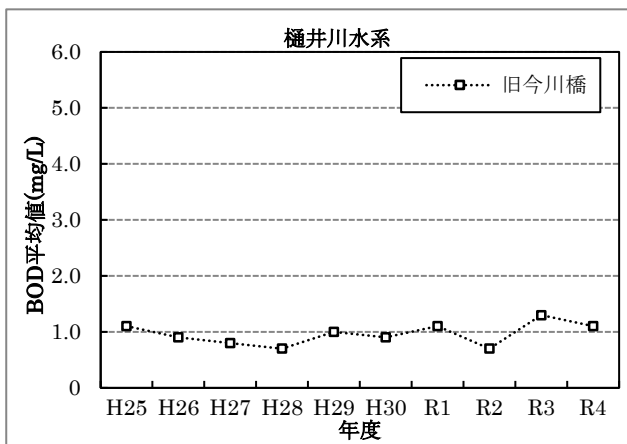
樋井川水系では、環境基準点である旧今川橋（樋井川）及び補助地点である友泉亭橋（樋井川）、一の橋（七隈川）で調査しています。

BODについては、令和4年度は環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

#### ●BOD75%値の推移（樋井川水系）



#### ●BOD年平均值の推移（樋井川水系）



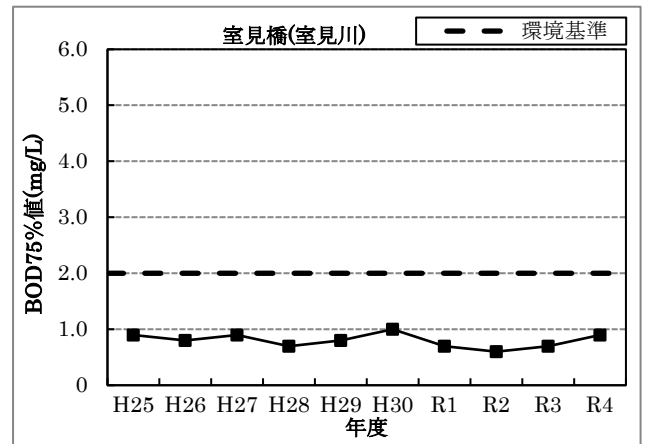
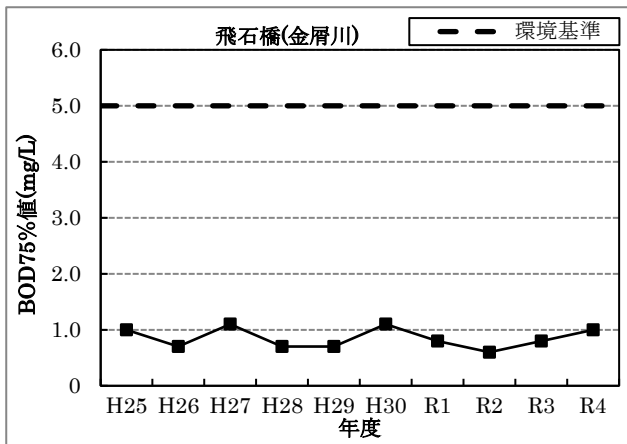
### ⑤室見川水系

室見川水系は、脊振山系に源を発し、早良区の田園地帯を経て早良区と西区の境界を流れ、博多湾中部海域に流入しています。水道水源として利用されており、上流域には曲渕ダム、下流域には室見取水場があります。

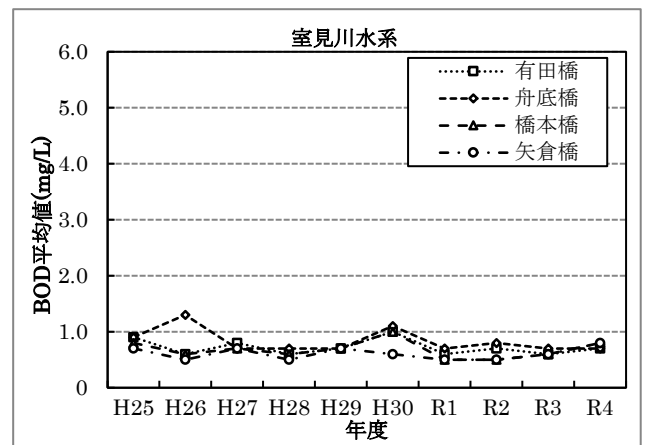
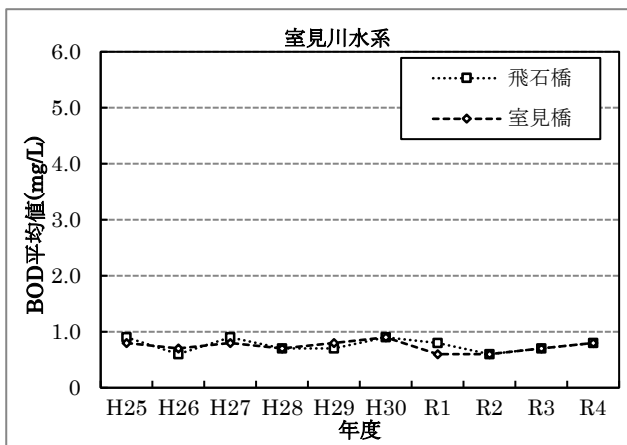
室見川水系では、環境基準点である飛石橋（金屑川）、室見橋（室見川）及び補助地点である橋本橋・矢倉橋（以上室見川）、有田橋（金屑川）、舟底橋（油山川）で調査しています。

BODについては、令和4年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

#### ●BOD75%値の推移（室見川水系）



#### ●BOD年平均值の推移（室見川水系）



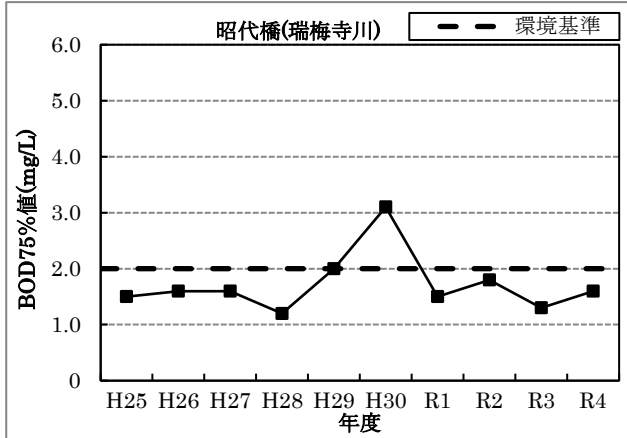
### ⑥瑞梅寺川水系

瑞梅寺川水系は、脊振山系の井原山に源を發し、糸島市の田園地帯、本市西区の西端を経て博多湾西部海域に流入しています。上流域は水道水源になっており、瑞梅寺ダムがあります。下流域には新西部水処理センターの放流水が流入しています。

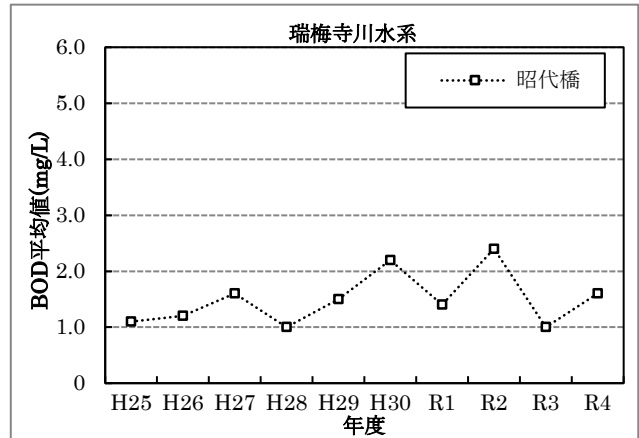
瑞梅寺川水系では、環境基準点である昭代橋（瑞梅寺川）で調査を行っています。

BODについては、令和4年度は環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（瑞梅寺川水系）



●BOD年平均值の推移（瑞梅寺川水系）



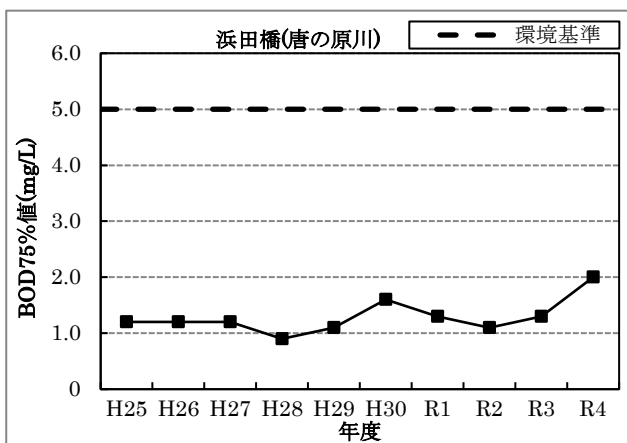
### ⑦東部小河川

唐の原川は三日月山に、浜男川、香椎川は香椎丘陵に源を發し、博多湾の東部海域に流入しています。流域面積は小さく、人口密度が高い住宅地区を流れています。

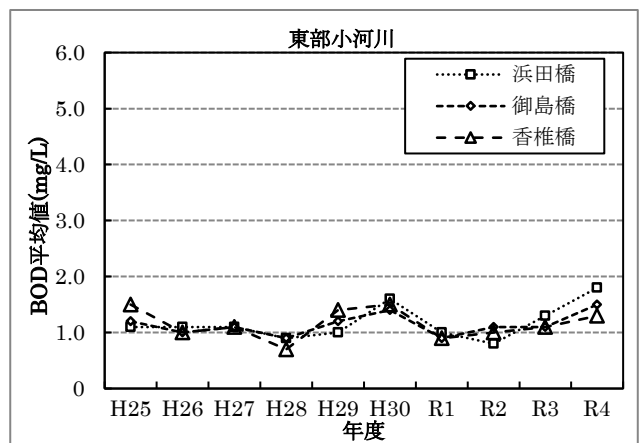
環境基準点である浜田橋（唐の原川）及び補助地点である御島橋（浜男川）、香椎橋（香椎川）で調査しています。

BODについては、令和4年度は環境基準点である浜田橋で環境基準を達成しました。BOD年平均值は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

●BOD75%値の推移（東部小河川）



●BOD年平均值の推移（東部小河川）



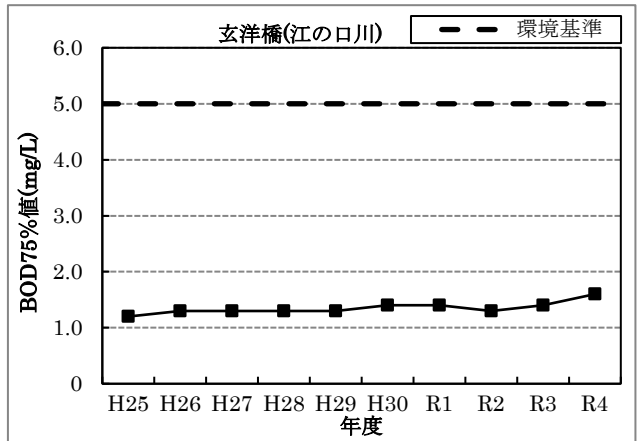
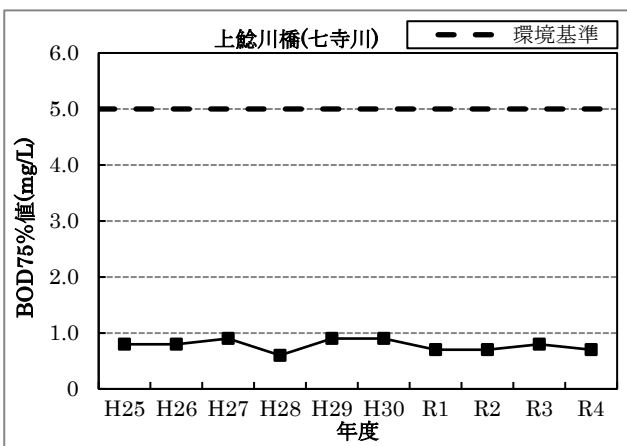
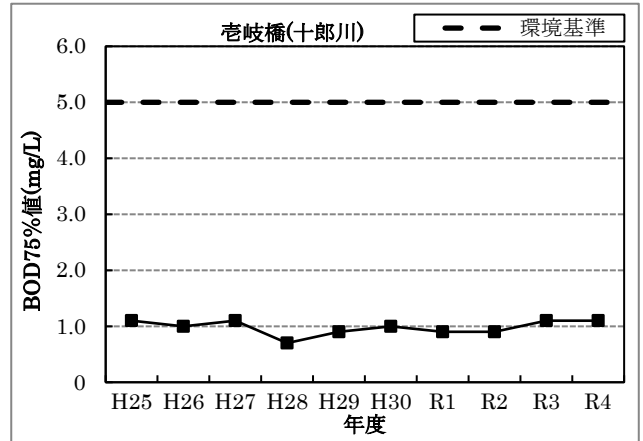
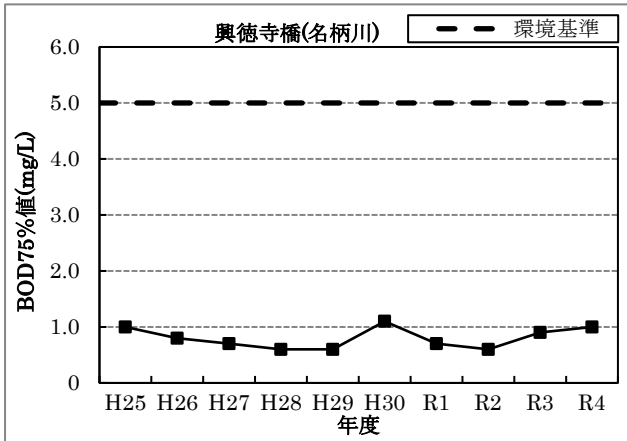
### ⑧西部小河川

名柄川、十郎川、七寺川及び江の口川は、本市西部の住宅地域を経て博多湾西部海域に流入しています。

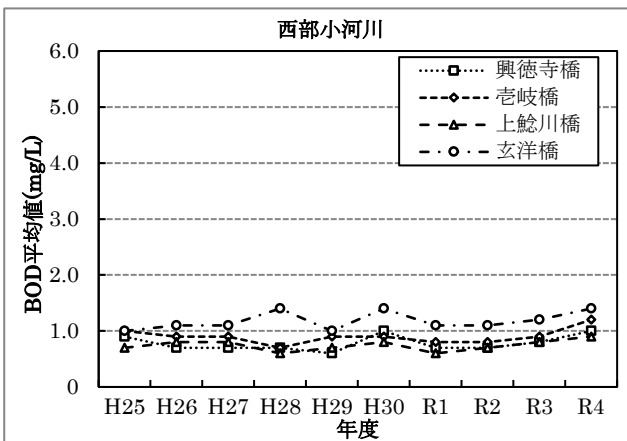
環境基準点である興徳寺橋（名柄川）、老岐橋（十郎川）、上鯨川橋（七寺川）及び玄洋橋（江の口川）で調査しています。

BODについては、令和4年度は全ての環境基準点で環境基準を達成しました。BOD年平均値は、経年的には概ね横ばい傾向にあります。

#### ●BOD75%値の推移（西部小河川）



#### ●BOD年平均値の推移（西部小河川）



(参考) 河川水環境に関する詳細データ

①BOD平均値の経年変化 (環境基準点)

(単位 : mg/L)

水系	河川名	調査地点	平均値									
			H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
唐の原川	唐の原川	浜田橋	1.1	1.1	1.1	0.9	1.0	1.4	1.0	0.8	1.3	1.8
多々良川	多々良川	名島橋	1.3	1.3	1.4	1.1	1.0	1.4	1.0	0.9	1.1	2.0
		雨水橋	1.2	1.3	1.2	0.9	1.1	1.3	1.5	0.9	1.1	1.5
	須恵川	休也橋	1.8	1.4	1.4	1.1	1.4	1.9	1.7	1.4	2.0	2.2
	宇美川	塔の本橋	1.2	1.1	1.0	0.8	1.1	1.4	2.0	1.3	1.9	2.4
御笠川	御笠川	千鳥橋	1.3	1.0	1.2	1.0	1.0	1.6	1.0	1.0	1.1	1.4
		金島橋	1.3	1.2	1.5	1.2	1.0	1.5	1.0	1.2	1.3	1.5
		板付橋	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4	1.4	1.2	1.1	1.2	1.4
那珂川	那珂川	那の津大橋	1.5	1.0	1.1	0.8	1.4	1.5	1.3	0.8	1.2	1.5
		住吉橋	1.1	0.6	0.9	0.7	1.1	1.1	0.9	0.6	1.2	1.3
		塩原橋	1.0	0.8	0.8	0.6	1.1	1.0	1.0	0.6	0.9	1.0
樋井川	樋井川	旧今川橋	1.1	0.9	0.8	0.7	1.0	0.9	1.1	0.7	1.3	1.1
室見川	金屑川	飛石橋	0.9	0.6	0.9	0.7	0.7	0.9	0.8	0.6	0.7	0.8
	室見川	室見橋	0.8	0.7	0.8	0.7	0.8	0.9	0.6	0.6	0.7	0.8
名柄川	名柄川	興徳寺橋	0.9	0.7	0.7	0.7	0.6	1.0	0.7	0.7	0.8	1.0
十郎川	十郎川	壺岐橋	1.0	0.9	0.9	0.7	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9	1.2
七寺川	七寺川	上鯰川橋	0.7	0.8	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6	0.7	0.8	0.9
江の口川	江の口川	玄洋橋	1.0	1.1	1.1	1.4	1.0	1.4	1.1	1.1	1.2	1.4
瑞梅寺川	瑞梅寺川	昭代橋	1.1	1.2	1.6	1.0	1.5	2.2	1.5	2.4	1.0	1.6

②BOD75%値の経年変化（補助地点）

(単位：mg/L)

水系	河川名	調査地点	BOD75%値									
			H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
香椎川	浜男川	御島橋	1.2	0.9	1.2	0.8	0.8	1.4	1.0	1.1	1.2	2.0
	香椎川	香椎橋	1.7	1.0	0.9	0.8	1.0	1.5	1.0	1.0	1.2	1.0
御笠川	諸岡川	諸岡橋	1.6	1.2	1.2	0.9	2.0	1.7	1.0	1.2	1.3	1.5
那珂川	那珂川	警弥郷橋	0.9	0.6	0.7	0.5	0.8	0.9	0.5	0.6	0.9	0.6
	薬院新川	天神橋	1.7	1.2	1.3	1.6	2.9	1.4	1.2	1.7	6.4	2.0
	若久川	天代橋	1.3	0.8	0.9	1.1	1.8	1.2	0.9	0.8	1.6	2.2
樋井川	樋井川	友泉亭橋	1.0	0.8	0.8	0.8	0.9	1.0	0.6	0.8	0.8	0.9
	七隈川	一の橋	0.9	0.7	0.8	0.6	0.8	1.2	0.8	0.7	0.7	1.0
室見川	金屑川	有田橋	1.0	0.6	0.8	0.6	0.5	1.0	0.6	0.8	0.5	0.8
	油山川	舟底橋	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6	1.1	0.7	0.9	0.7	0.8
	室見川	橋本橋	0.9	0.6	0.6	0.6	0.7	1.0	0.5	0.5	0.6	0.9
		矢倉橋	0.8	0.5	0.7	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.7

③BOD平均値の経年変化（補助地点）

(単位：mg/L)

水系	河川名	調査地点	BOD平均値									
			H 25 年度	H 26 年度	H 27 年度	H 28 年度	H 29 年度	H 30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
香椎川	浜男川	御島橋	1.2	1.0	1.1	0.9	1.2	2.3	0.9	1.1	1.1	1.5
	香椎川	香椎橋	1.5	1.0	1.1	0.7	1.4	1.8	0.9	1.0	1.1	1.3
御笠川	諸岡川	諸岡橋	1.5	1.2	1.2	1.0	1.6	1.4	1.0	1.4	1.3	1.3
那珂川	那珂川	警弥郷橋	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7	0.6	0.6	0.8	0.8
	薬院新川	天神橋	1.6	1.1	1.3	1.1	2.0	1.1	1.1	2.7	3.8	2.3
	若久川	天代橋	1.3	0.8	0.9	1.0	1.5	1.0	0.8	0.8	1.7	1.6
樋井川	樋井川	友泉亭橋	0.9	0.7	0.9	0.7	1.0	0.8	0.6	0.7	0.7	0.8
	七隈川	一の橋	0.9	0.8	0.8	0.6	1.0	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8
室見川	金屑川	有田橋	0.9	0.6	0.8	0.6	0.7	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7
	油山川	舟底橋	0.9	1.3	0.7	0.7	0.7	0.9	0.7	0.8	0.7	0.7
	室見川	橋本橋	0.8	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.5	0.5	0.6	0.8
		矢倉橋	0.7	0.5	0.7	0.5	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.8

④人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果（令和4年度）その1

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.40	0.86	0.48	0.32	0.42	3.0	3.2	0.30	0.61	0.70
ふっ素	0.8以下	0.23	0.78	<0.08	0.91	0.56	0.47	0.08	<0.08	0.43	0.27
ほう素	1以下	0.39	2.1	-	2.3	1.5	1.3	0.03	-	1.1	0.75
1, 4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005

その2

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	壱岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
カドミウム	0.003以下	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-
鉛	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム	0.05以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-
P C B	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	<0.0004	<0.0004	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	<0.0001	<0.0001	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01以下	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.48	0.25	0.28	0.34	0.21	0.11	0.49	0.10	1.3
ふっ素	0.8以下	<0.08	0.75	<0.08	0.09	0.60	0.72	<0.08	1.0	0.12
ほう素	1以下	0.01	1.8	0.12	0.21	1.3	1.8	0.01	2.6	0.36
1, 4-ジオキサン	0.05以下	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-

その3

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	浜男川	香椎川	諸岡川	那珂川	薬院新川	若久川	樋井川	七隈川
		御島橋	香椎橋	諸岡橋	警弥郷橋	天神橋	天代橋	友泉亭橋	一の橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	0.01以下	-	-	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム	0.05以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
砒素	0.01以下	<0.001	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出されないこと	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
チウラム	0.006以下	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003以下	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01以下	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.14	0.25	0.49	0.43	0.13	0.78	0.64	0.33
ふっ素	0.8以下	1.1	1.1	<0.08	<0.08	0.62	<0.08	<0.08	0.50
ほう素	1以下	3.0	3.0	-	<0.01	1.4	0.01	<0.01	1.2
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

その4

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	金屑川	油山川	室見川	室見川
		有田橋	舟底橋	橋本橋	矢倉橋
カドミウム	0.003以下	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-
鉛	0.01以下	-	-	-	-
六価クロム	0.05以下	-	-	-	-
砒素	0.01以下	-	-	-	-
総水銀	0.0005以下	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	-	-	-	-
セレン	0.01以下	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.32	0.43	0.48	0.46
ふっ素	0.8以下	-	<0.08	-	-
ほう素	1以下	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	-	-



⑤人の健康の保護に関する要監視項目検査結果（令和4年度） その1

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値	唐の原川	多々良川	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	御笠川	御笠川	那珂川	那珂川
		浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千島橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋
クロロホルム	0.06以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001
イソキサチオン	0.008以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
ダイアジノン	0.005以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
フェニトロチオン	0.003以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
イソプロチオラン	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
オキシ銅	0.04以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001
クロロタロニル	0.05以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
プロピザミド	0.008以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
EPN	0.006以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
ジクロルボス	0.008以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
フェノブカルブ	0.03以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
イプロベンホス	0.008以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
クロルニトロフェン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0001	<0.0001
トルエン	0.6以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001
キシレン	0.4以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.006	<0.006
ニッケル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.005	<0.005
モリブデン	0.07以下	<0.007	0.008	—	0.007	0.008	0.010	0.009	0.010	0.007	0.007
アンチモン	0.02以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	0.002以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	0.0004以下	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0004	<0.0004
全マンガン	0.2以下	0.037	0.041	0.022	0.070	0.049	0.059	0.036	0.050	0.041	0.045
ウラン	0.002以下	0.0004	0.0012	—	0.0010	0.0008	0.0007	<0.0002	—	0.0006	0.0004
PFOS	—	0.000003	0.000001	—	0.000001	0.000003	0.000004	0.000005	0.000003	0.000002	0.000005
PFOS（直鎖体）	—	0.000002	0.000001	—	0.000001	0.000002	0.000003	0.000004	0.000002	0.000002	0.000004
PFOA	—	0.000003	0.000001	—	0.000001	0.000002	0.000003	0.000005	0.000003	0.000001	0.000002
PFOA（直鎖体）	—	0.000003	0.000001	—	0.000001	0.000001	0.000002	0.000004	0.000003	0.000001	0.000002
PFOS及びPFOAの合算値	0.00005	0.000007	0.000003	—	0.000002	0.000005	0.000007	0.000010	0.000007	0.000004	0.000007
クロロホルム*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	<0.001
フェノール*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.001	—
ホルムアルデヒド*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.03	—
4-tert-ブチルフェノール*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.00004	—
アニリン*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.002	—
2,4-ジクロロフェノール*	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.0003	—

\*は水生生物の保全にかかる要監視項目

その2

(単位:mg/L)

要監視項目	指針値	那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川
		塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
クロロホルム	0.06以下	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
イソキサチオン	0.008以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
ダイアジノン	0.005以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
フェニトロチオン	0.003以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
イソプロチオラン	0.04以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
オキシ銅	0.04以下	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
クロロタロニル	0.05以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
プロピザミド	0.008以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
EPN	0.006以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
ジクロルボス	0.008以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
フェノブカルブ	0.03以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
イプロベンホス	0.008以下	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
クロルニトロフェン	—	<0.0001	<0.0001	—	—	—	—	—	—	—
トルエン	0.6以下	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
キシレン	0.4以下	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	<0.006	<0.006	—	—	—	—	—	—	—
ニッケル	—	<0.005	<0.005	—	—	—	—	—	—	—
モリブデン	0.07以下	<0.007	<0.007	—	—	—	<0.007	—	0.008	—
アンチモン	0.02以下	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	—	—
塩化ビニルモノマー	0.002以下	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	—	—	—
エピクロロヒドリン	0.0004以下	<0.00004	<0.00004	—	—	—	—	—	—	—
全マンガン	0.2以下	0.033	0.032	0.021	0.013	0.12	0.036	0.016	0.050	0.035
ウラン	0.002以下	<0.0002	0.0011	0.0002	<0.0002	0.0007	0.0009	—	0.0015	0.0002
PFOS	—	0.000002	0.000002	0.000002	—	0.000009	0.000002	<0.000001	0.000001	—
PFOS（直鎖体）	—	0.000001	0.000001	0.000001	—	0.000007	0.000001	<0.000001	0.000001	—
PFOA	—	0.000001	0.000002	0.000002	—	0.000002	0.000004	0.000001	0.000001	—
PFOA（直鎖体）	—	0.000001	0.000001	0.000002	—	0.000002	0.000003	0.000001	0.000001	—
PFOS及びPFOAの合算値	0.00005	0.000003	0.000004	0.000005	—	0.000012	0.000006	0.000002	0.000003	—
クロロホルム*	—	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
フェノール*	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	—	—
ホルムアルデヒド*	—	—	<0.03	—	—	—	—	—	—	—
4-tert-ブチルフェノール*	—	—	<0.00004	—	—	—	—	—	—	—
アニリン*	—	—	<0.002	—	—	—	—	—	—	—
2,4-ジクロロフェノール*	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—	—	—

\*は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑥水生生物保全に係る環境基準項目検査結果（令和4年度・平均値）

(単位：mg/L)

水系	多々良川			御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
河川名	多々良川	須恵川	宇美川	御笠川	那珂川	樋井川	室見川		瑞梅寺川
調査地点	名島橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	那の津大橋	旧今川橋	室見橋	矢倉橋	昭代橋
類型	生物B						生物A	生物B	
達成期間	イ								
全亜鉛	0.011	0.012	0.015	0.021	0.007	0.007	0.003	0.002	0.009
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
LAS	0.0010	0.0010	0.0009	0.0012	0.0007	0.0008	0.0006	0.0006	0.0007
環境基準達成状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

※環境基準値は、次のとおり。

生物A：全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.001mg/L以下、LAS0.03mg/L以下

生物B：全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.002mg/L以下、LAS0.05mg/L以下

⑦底質調査結果（令和4年度）

調査項目	河川名	唐の原川	多々良川		須恵川	宇美川	御笠川			那珂川	樋井川	金屑川	室見川	名柄川	十郎川	七寺川	江の口川	瑞梅寺川		
	地点名	浜田橋	名島橋	雨水橋	休也橋	塔の本橋	千鳥橋	金島橋	板付橋	那の津大橋	住吉橋	塩原橋	旧今川橋	飛石橋	室見橋	興徳寺橋	老岐橋	上鯉川橋	玄洋橋	昭代橋
pH		7.5	7.4	7.5	7.4	7.5	7.6	6.9	7.8	7.3	7.0	6.9	7.4	7.5	7.3	7.5	7.7	7.0	7.4	7.3
COD (mg/g)		2.8	1.6	2.1	1.8	4.5	4.7	<0.5	<0.5	5.0	5.6	<0.5	4.7	1.2	1.7	1.2	3.0	0.8	3.4	3.6
乾燥減量 (%)		21	20	18	19	25	26	6.8	8.9	30	37	20	25	16	17	21	20	20	21	20
強熱減量 (%)		1.8	1.3	1.9	1.0	3.0	3.7	0.38	0.35	5.7	8.9	0.39	3.5	0.73	0.98	0.93	1.5	0.67	2.5	2.0
硫化物 (mg/kg)		55	63	35	58	69	790	48	34	1100	920	81	610	44	58	67	71	<1	150	160
有機炭素 (mg/g)		3.8	1.5	2.8	2.7	10	9.5	0.2	0.2	14	23	0.2	10	1.1	1.2	1.1	3.4	0.5	3.4	3.5
全窒素 (mg/kg)		590	370	400	340	600	920	180	160	1200	1700	180	850	340	350	280	380	270	540	530
全りん (mg/kg)		450	270	310	120	300	390	60	60	530	630	60	350	90	130	110	200	80	280	260
カドミウム (mg/kg)		0.05	<0.05	0.08	<0.05	0.06	0.14	<0.05	<0.05	0.20	0.22	<0.05	0.15	<0.05	<0.05	0.05	0.06	<0.05	0.12	0.06
シアン (mg/kg)		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
有機りん (mg/kg)		<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
鉛 (mg/kg)		4.1	4.0	4.3	2.9	8.4	10	1.7	1.3	13	10	1.3	12	2.3	2.1	3.5	4.5	1.7	8.6	4.1
総クロム (mg/kg)		54	26	63	11	16	15	3	3	17	16	2	13	8	6	11	15	5	25	22
六価クロム (mg/kg)		<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2	<2
ひ素 (mg/kg)		3.1	2.5	2.6	1.5	2.3	2.4	<0.5	<0.5	3.6	3.8	<0.5	2.2	1.1	1.0	1.3	2.0	0.7	2.5	1.8
総水銀 (mg/kg)		0.02	0.02	0.02	0.01	0.05	0.05	<0.01	<0.01	0.16	0.11	<0.01	0.06	<0.01	0.02	0.01	0.02	<0.01	0.08	0.07
アルキル水銀 (mg/kg)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
PCB (mg/kg)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ノニルフェノール (μg/kg)		10	<10	-	<10	44	32	-	-	120	-	-	12	<10	<10	<10	33	<10	27	<10
4-オクタフルフェノール (μg/kg)		<1.0	<1.0	-	<1.0	1.5	1.2	-	-	2.8	-	-	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0

pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥固形物当りの濃度

## (2) 博多湾

博多湾は、湾口が狭く閉鎖性が高いことから外海水との交換が悪く、陸域からの有機物質や栄養塩類が滞留しやすい地形です。

福岡市では、環境基準点 8 地点において、毎月 1 回調査しています。

令和 4 年度は、生活環境の保全に関する環境基準のうち化学的酸素要求量 (COD) については、西部海域の 2 地点で環境基準を達成しました。

全窒素、全りんについては、全海域で環境基準を達成しました。人の健康の保護に関する環境基準については、全項目・全調査地点において基準値以下でした。

### ※海域の区分：

東部海域、中部海域、西部海域の 3 海域に区分の上環境基準の類型が指定されており、環境基準点は、東部海域に 2 地点、中部海域及び西部海域に各 3 地点の合計 8 地点設定されています。

### ※生活環境の保全に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことです。COD、pH等の基準値が定められています。全窒素及び全りんに関する環境基準値は、平成 8 年 6 月 14 日付け福岡県告示で類型指定されました。

### ※人の健康の保護に関する環境基準：

環境基本法第 16 条に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件として定められた、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことです。ひ素、水銀等の基準値が定められています。

### ※化学的酸素要求量

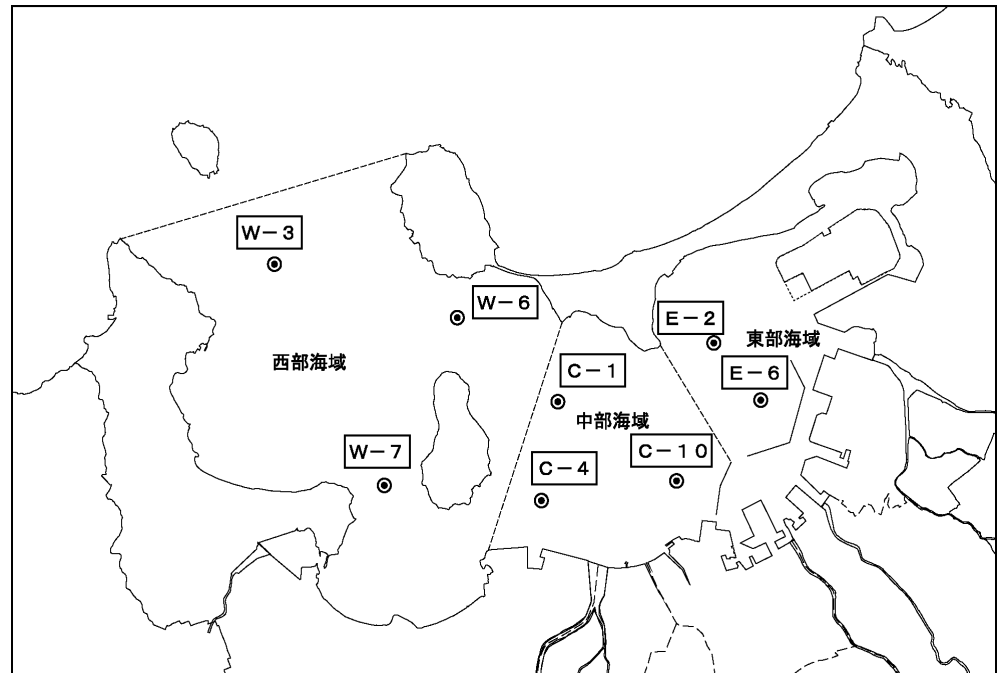
#### (COD)：

水中の有機物等が酸化剤によって酸化されるとき、消費された酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したものです。数字が大きいたくことは、消費された酸化剤が多いということになり、水中の有機物等が多いことを意味し、汚濁度が高いといえます。CODは海域・湖沼での汚濁の指標として用いられています。

## ●博多湾の諸元 (平成 24 年度)

海表面積	海水容量	平均水深	干満の差	流域面積
133.3 km <sup>2</sup>	1.4 km <sup>3</sup>	10.8 m	2.20 m	690 km <sup>2</sup>
平均水面	平均水面	平均水面	大潮時干満差	市域外も含む

## ●水質及び底質調査地点図



### ・東部海域

福岡市東区西戸崎二丁目 2905 番地先南端と博多湾西防波堤(以下「西防波堤」という。)北端とを結ぶ直線、西防波堤、西防波堤南端と同市中央区荒津二丁目 3 番 50 号地先北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域

### ・中部海域

福岡市東区大岳四丁目 2898 番地の 20 大岳岬南端と同市西区小戸二丁目 1992 番地の妙見岬北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域に係る部分を除いたもの

### ・西部海域

福岡市東区勝馬 2115 番地先北端と同市西区大字西浦 2467 番地西浦崎北端とを結ぶ直線および海岸線に囲まれた海域であって東部海域および中部海域に係る部分を除いたもの

●博多湾COD75%値\*の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

海域名	類型、達成期間	環境基準値	地点名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度環境基準達成状況
東部海域	B、ロ	3以下	E-2	3.2	2.8	3.1	2.5	2.7	3.1	3.0	3.0	3.0	3.6	×
			E-6	3.0	2.9	3.2	3.0	2.7	3.2	3.2	3.2	3.4	3.6	×
中部海域	A、ロ	2以下	C-1	2.2	2.3	2.6	2.3	2.3	2.6	2.5	2.4	2.3	2.6	×
			C-4	2.4	2.8	2.7	2.7	2.3	2.4	2.7	2.5	2.7	3.0	×
			C-10	2.5	2.6	2.5	2.7	2.5	2.9	2.7	2.6	3.0	2.8	×
西部海域	A、イ	2以下	W-3	1.2	1.5	1.3	1.4	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	○
			W-6	1.9	1.9	1.9	2.0	2.1	1.9	2.2	2.0	2.1	1.9	○
			W-7	1.9	2.0	1.8	2.0	1.7	2.0	2.4	1.9	2.0	2.1	×

\*各月の全層平均値を値が小さい順に並べ替えた12個のデータの9番目のデータ

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

●博多湾全窒素の環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

海域名	類型、達成期間	環境基準値	地点名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度環境基準達成状況
東部海域	Ⅲ、ニ	0.6以下	E-2	0.50	0.49	0.50	0.47	0.57	0.53	0.53	0.55	0.56	0.57	○
			E-6	0.51	0.41	0.48	0.48	0.60	0.60	0.59	0.56	0.63	0.55	
			海域平均	0.51	0.45	0.49	0.48	0.59	0.57	0.56	0.56	0.60	0.56	
中部海域	Ⅲ、イ	0.6以下	C-1	0.36	0.33	0.31	0.32	0.38	0.35	0.36	0.32	0.36	0.38	○
			C-4	0.47	0.33	0.39	0.37	0.45	0.38	0.42	0.38	0.42	0.40	
			C-10	0.41	0.38	0.41	0.44	0.43	0.43	0.42	0.49	0.44	0.44	
			海域平均	0.41	0.35	0.37	0.38	0.42	0.39	0.40	0.40	0.41	0.41	
西部海域	Ⅱ、イ	0.3以下	W-3	0.15	0.14	0.16	0.18	0.14	0.15	0.15	0.14	0.15	0.14	○
			W-6	0.27	0.25	0.27	0.27	0.29	0.26	0.29	0.27	0.29	0.26	
			W-7	0.28	0.28	0.28	0.29	0.26	0.28	0.32	0.27	0.30	0.31	
			海域平均	0.23	0.22	0.24	0.25	0.23	0.23	0.25	0.23	0.25	0.24	

●博多湾全りんごの環境基準値達成状況及び経年変化

(単位：mg/L)

海域名	類型、達成期間	環境基準値	地点名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度環境基準達成状況
東部海域	Ⅲ、ニ	0.05以下	E-2	0.037	0.033	0.034	0.040	0.039	0.032	0.037	0.034	0.029	0.029	○
			E-6	0.033	0.028	0.032	0.039	0.037	0.038	0.039	0.035	0.038	0.031	
			海域平均	0.035	0.031	0.033	0.040	0.038	0.035	0.038	0.035	0.034	0.030	
中部海域	Ⅲ、イ	0.05以下	C-1	0.023	0.023	0.023	0.027	0.027	0.023	0.024	0.019	0.020	0.020	○
			C-4	0.028	0.024	0.027	0.029	0.028	0.026	0.029	0.025	0.022	0.022	
			C-10	0.027	0.026	0.029	0.037	0.032	0.027	0.029	0.028	0.026	0.025	
			海域平均	0.026	0.024	0.026	0.031	0.029	0.025	0.027	0.024	0.023	0.022	
西部海域	Ⅱ、イ	0.03以下	W-3	0.013	0.015	0.015	0.016	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012	0.011	○
			W-6	0.018	0.018	0.020	0.023	0.021	0.019	0.022	0.019	0.017	0.016	
			W-7	0.021	0.022	0.023	0.028	0.021	0.020	0.024	0.022	0.019	0.019	
			海域平均	0.017	0.018	0.019	0.022	0.018	0.017	0.019	0.018	0.016	0.015	

※全窒素及び全リンに係る環境基準への適合性の評価については、各海域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該海域内のすべての基準点について平均した値により行う。

※平成8年6月14日付け福岡県告示第1140号にて、博多湾における窒素及びリンに係る環境基準の類型が指定された。

※全窒素及び全リンに係る環境基準の達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成。「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

### ① 東部海域

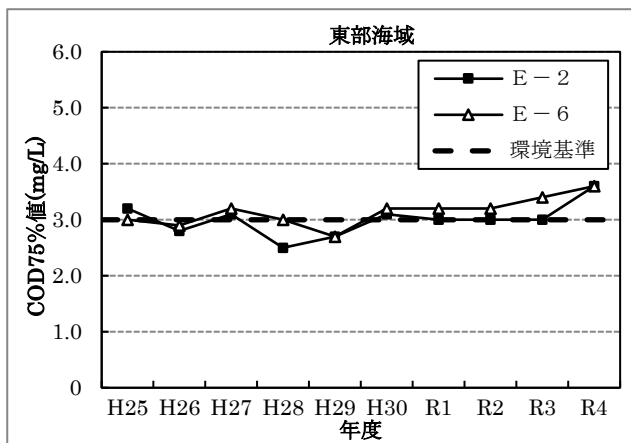
主な流入河川に多々良川、御笠川、那珂川があり、また、東部水処理センターほか5つの下水処理場の放流水※が流入しています。

本海域は博多湾の最奥部に位置しているため外海水との交換が最も悪く、また、博多湾の流入負荷量（COD、全窒素、全りん）の多くが流入していること等から、博多湾3海域の中では、水質各項目の濃度は最高値を示しています。

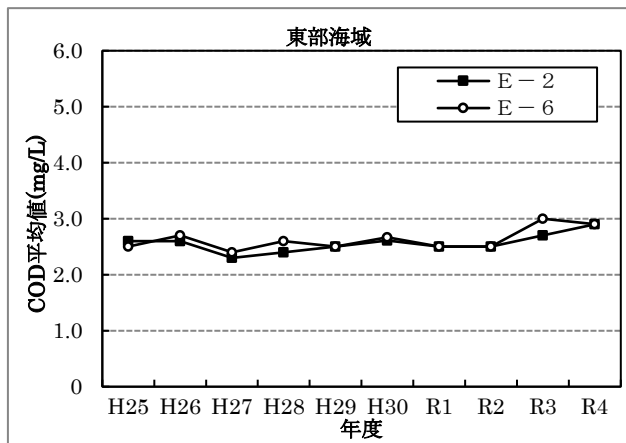
令和4年度は、CODについては2地点とも環境基準を達成しませんでした。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りんは概ね横ばい傾向にあります。

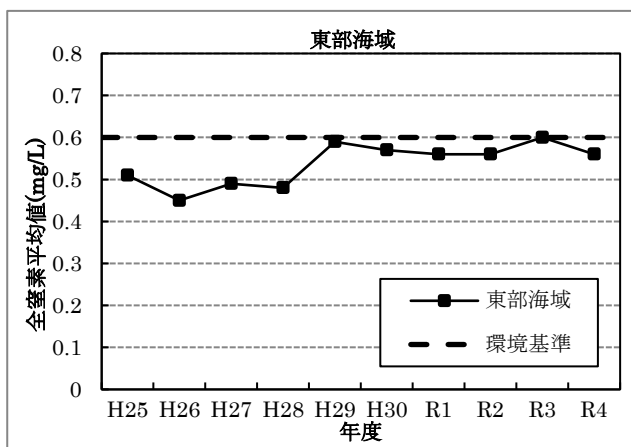
#### ● COD75%値の推移（東部海域）



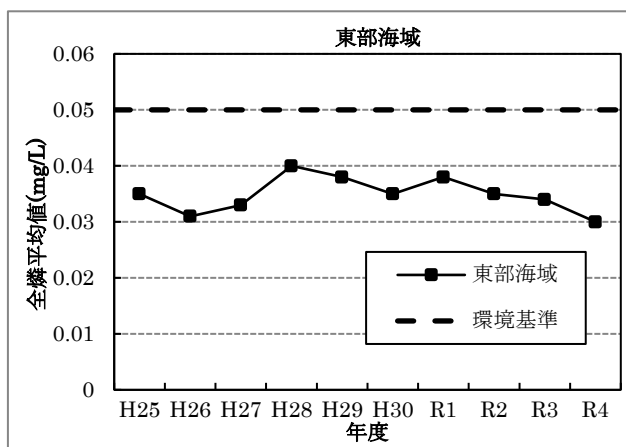
#### ● COD年平均値の推移（東部海域）



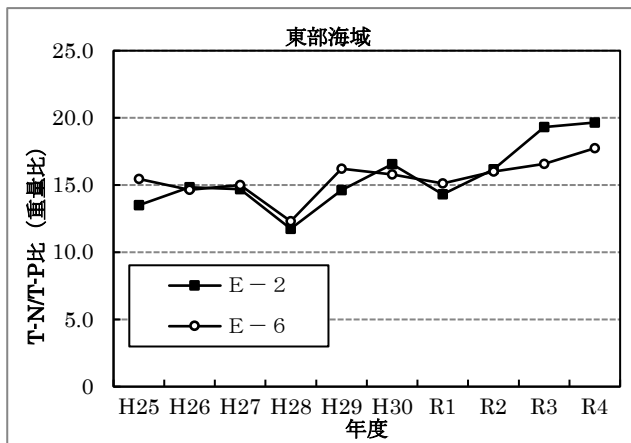
#### ● 全窒素濃度の推移（表層）



#### ● 全りん濃度の推移（表層）



#### ● 全窒素/全りん比（重量比）



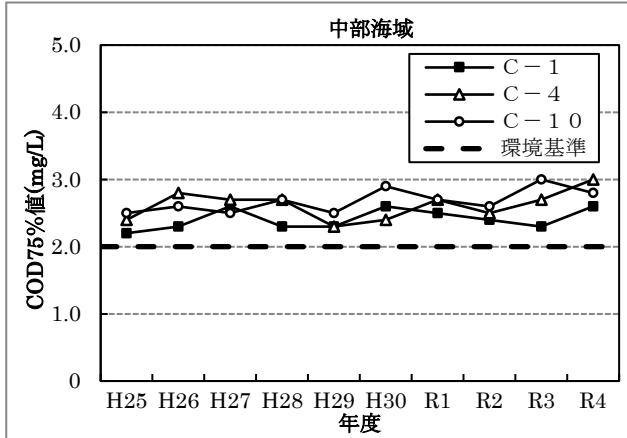
※放流水流入  
 西戸崎水処理センター  
 和白水処理センター  
 東部水処理センター  
 多々良川浄化センター  
 御笠川浄化センター  
 中部水処理センター

## ②中部海域

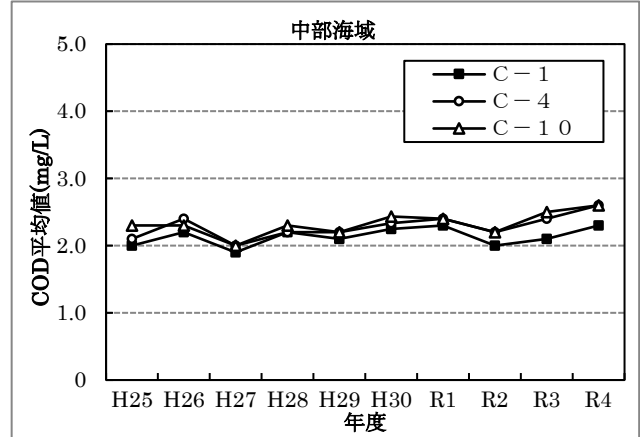
主な流入河川に樋井川、室見川、名柄川があり、西部水処理センターの放流水が流入しています。令和4年度は、CODについては3地点とも環境基準を達成しませんでした。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りんは概ね横ばい傾向にあります。

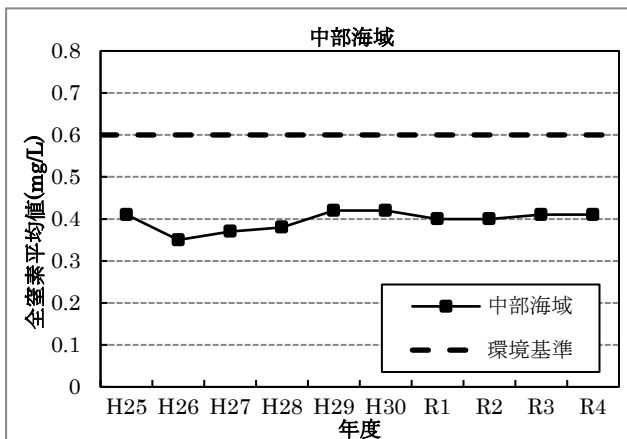
●COD75%値の推移（中部海域）



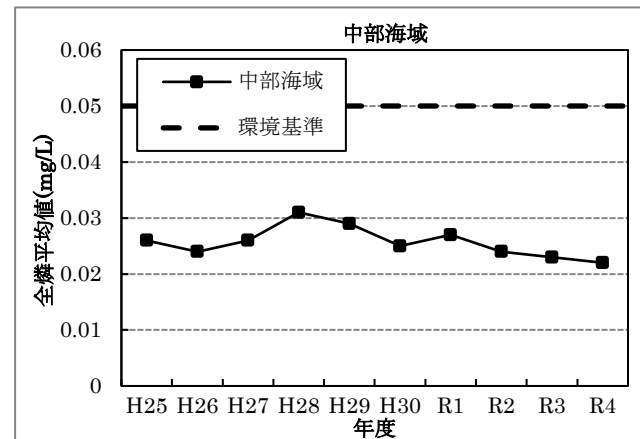
●COD年平均値の推移（中部海域）



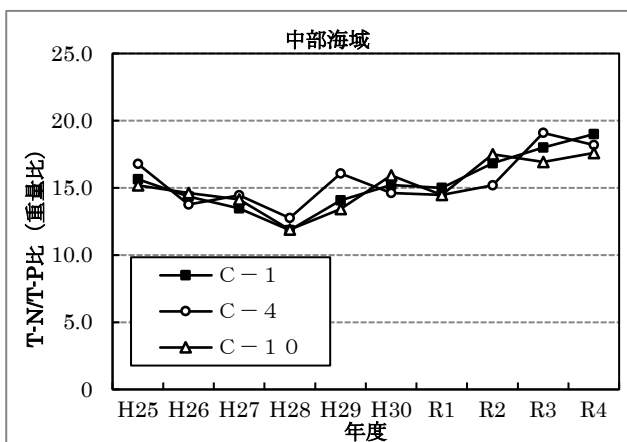
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



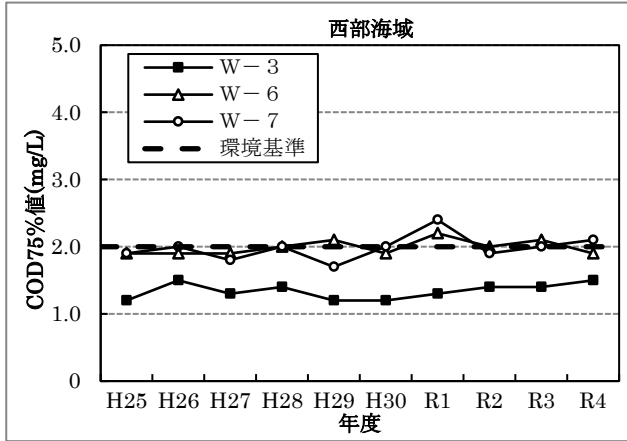
### ③西部海域

主な流入河川に十郎川、瑞梅寺川があり、新西部水処理センターの放流水が流入しています。本海域は湾口部に位置し、外海水との交換も比較的良好です。

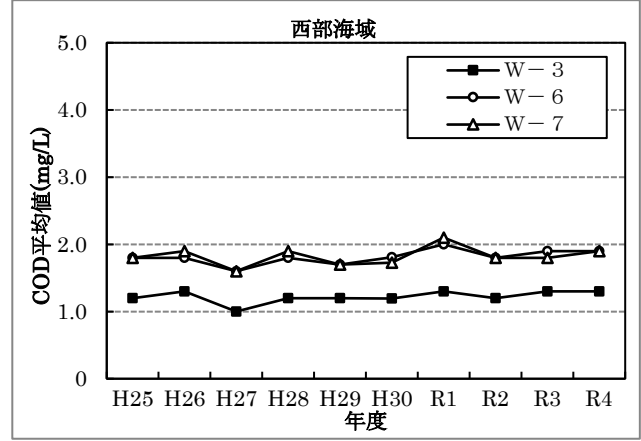
令和4年度は、CODについては3地点のうち2地点は環境基準を達成しました。また、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成しました。

経年的には、COD、全窒素、全りんは概ね横ばい傾向にあります。

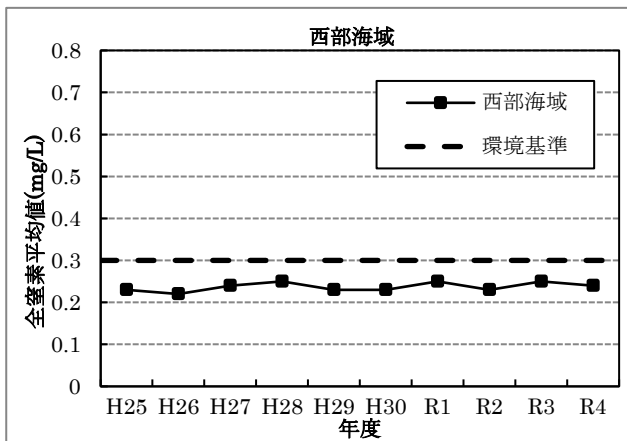
●COD75%値の推移（西部海域）



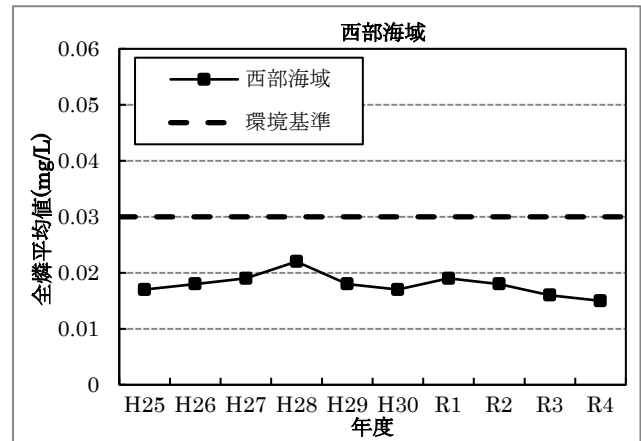
●COD年平均値の推移（西部海域）



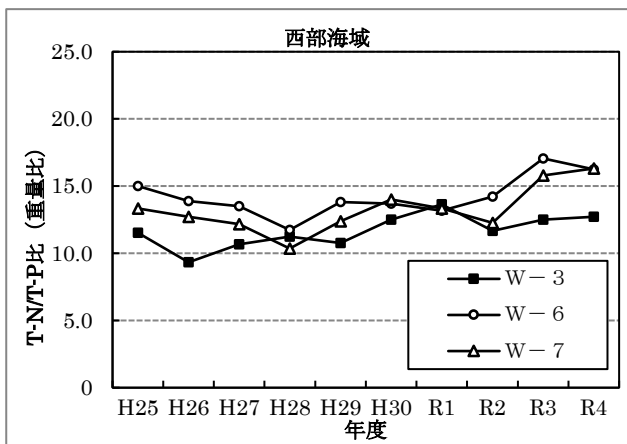
●全窒素濃度の推移（表層）



●全りん濃度の推移（表層）



●全窒素／全りん比（重量比）



(参考) 博多湾水環境に関する詳細データ

①博多湾COD平均値\*の経年変化

(単位:mg/L)

海域名	地点名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東部海域	E-2	2.6	2.6	2.3	2.4	2.5	2.6	2.5	2.5	2.7	2.9
	E-6	2.5	2.7	2.4	2.6	2.5	2.7	2.5	2.5	3.0	2.9
中部海域	C-1	2.0	2.2	1.9	2.2	2.1	2.3	2.3	2.0	2.1	2.3
	C-4	2.1	2.4	2.0	2.2	2.2	2.3	2.4	2.2	2.4	2.6
	C-10	2.3	2.3	2.0	2.3	2.2	2.4	2.4	2.2	2.5	2.6
西部海域	W-3	1.2	1.3	1.0	1.2	1.2	1.2	1.3	1.2	1.3	1.3
	W-6	1.8	1.8	1.6	1.8	1.7	1.8	2.0	1.8	1.9	1.9
	W-7	1.8	1.9	1.6	1.9	1.7	1.7	2.1	1.8	1.8	1.9

\*各月の全層平均値を平均したもの

②博多湾全窒素／全りん比\*の経年変化

海域名	地点名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東部海域	E-2	13.51	14.85	14.71	11.75	14.62	16.56	14.32	16.18	19.31	19.66
	E-6	15.45	14.64	15.00	12.31	16.22	15.79	15.13	16.00	16.58	17.74
中部海域	C-1	15.65	14.35	13.48	11.85	14.07	15.22	15.00	16.84	18.00	19.00
	C-4	16.79	13.75	14.44	12.76	16.07	14.62	14.48	15.20	19.09	18.18
	C-10	15.19	14.62	14.14	11.89	13.44	15.93	14.48	17.50	16.92	17.60
西部海域	W-3	11.54	9.33	10.67	11.25	10.77	12.50	13.64	11.67	12.50	12.73
	W-6	15.00	13.89	13.50	11.74	13.81	13.68	13.18	14.21	17.06	16.25
	W-7	13.33	12.73	12.17	10.36	12.38	14.00	13.33	12.27	15.79	16.32

③人の健康の保護に関する環境基準項目検査結果(令和4年度)

(単位:mg/L)

環境基準健康項目	環境基準値	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
カドミウム	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-
鉛	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
六価クロム	0.05以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
砒素	0.01以下	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
総水銀	0.0005以下	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
チウラム	0.006以下	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-
シマジン	0.003以下	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
セレン	0.01以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.17	0.16	0.090	0.094	0.12	0.025	0.060	0.063
ふっ素	(0.8以下)	-	-	1.3	1.3	1.3	-	-	-
ほう素	(1以下)	-	-	4.4	4.4	4.4	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05以下	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-

※海域については、ふっ素、ほう素の環境基準は適用されない。



④人の健康の保護に関する要監視項目測定結果（令和4年度）

（単位：mg/L）

要監視項目	指針値	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
クロロホルム	0.06以下	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	0.2以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
イソキサチオン	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
ダイアジノン	0.005以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
フェニトロチオン	0.003以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
イソプロチオラン	0.04以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
オキシ銅	0.04以下	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-
クロタロニル	0.05以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
プロピザミド	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
EPN	0.006以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
ジクロルボス	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
フェノプロカルブ	0.03以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
イプロベンホス	0.008以下	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
クロロニトロフェン	-	-	-	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-	-	-
トルエン	0.6以下	-	-	<0.06	<0.06	<0.06	-	-	-
キシレン	0.4以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下	-	-	<0.006	<0.006	<0.006	-	-	-
ニッケル	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
モリブデン	0.07以下	0.009	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009	0.010	0.009
アンチモン	0.02以下	-	-	0.0003	0.0003	0.0002	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002以下	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-
エピクロロヒドリン	0.0004以下	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	-	-	-
全マンガン	0.2以下	-	-	0.005	0.010	0.005	-	-	-
ウラン	0.002以下	0.0026	0.0030	0.0030	0.0030	0.0029	0.0028	0.0029	0.0028
PFOS	-	-	-	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-	-	-
PFOS（直鎖体）	-	-	-	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-	-	-
PFOA	-	-	-	0.000001	0.000001	0.000001	-	-	-
PFOA（直鎖体）	-	-	-	<0.000001	0.000001	0.000001	-	-	-
PFOS及びPFOAの合算値	0.00005	-	-	0.000002	0.000002	0.000002	-	-	-
クロロホルム*	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
フェノール*	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-
ホルムアルデヒド*	-	-	-	<0.008	<0.008	<0.008	-	-	-
4-t-オクチルフェノール*	-	-	-	<0.00004	<0.00004	<0.00004	-	-	-
アニリン*	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール*	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-

\*は水生生物の保全にかかる要監視項目

⑤水生生物の保全に係る環境基準項目検査結果（令和4年度・平均値）

（単位：mg/L）

水系	博多湾		
	東部海域	中部海域	西部海域
海域名	E-2	C-4	W-3
地点名	E-2	C-4	W-3
類型	生物特A		
達成期間	イ		
全亜鉛	0.002	0.002	0.001
ノニルフェノール	<0.00006	<0.00006	<0.00006
L A S	0.0006	0.0006	<0.0006
環境基準達成状況	○	○	○

※達成期間の分類は、次のとおり。

「イ」は、直ちに達成

※環境基準値は、次のとおり。

生物特A：全亜鉛 0.01mg/L 以下、ノニルフェノール 0.0007mg/L 以下、LAS 0.006mg/L 以下

⑥底質調査結果（令和4年度）

項目	単位	東部海域		中部海域			西部海域		
		E-2	E-6	C-1	C-4	C-10	W-3	W-6	W-7
pH	(-)	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.8	8.0	7.9
COD	(mg/g)	15	13	9.2	10	6.8	0.8	2.8	8.4
乾燥減量	(%)	63	66	55	58	50	24	26	52
強熱減量	(%)	11	11	8.4	9.8	6.8	1.6	2.4	8.1
硫化物	(mg/kg)	270	490	190	320	200	9	44	210
有機炭素	(mg/g)	15	16	11	13	6.8	0.9	4.8	9.5
全窒素	(mg/kg)	1800	2000	1500	1700	1100	120	360	1300
全りん	(mg/kg)	490	520	520	520	410	220	470	590
カドミウム	(mg/kg)	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
シアン化合物	(mg/kg)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
鉛	(mg/kg)	16	18	14	16	11	3.0	4.4	12
総クロム	(mg/kg)	47	72	68	50	64	6	33	28
六価クロム	(mg/kg)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
ひ素	(mg/kg)	8	9	8	8	7	7	5	7
総水銀	(mg/kg)	0.23	0.25	0.17	0.22	0.12	<0.02	0.03	0.12
アルキル水銀化合物	(mg/kg)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
PCB	(mg/kg)	0.008	0.007	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
ノニルフェノール	(μg/kg)	64	-	-	32	-	<10	-	-
4-t-オクチルフェノール	(μg/kg)	2.3	-	-	1.4	-	<1.0	-	-

※pH、乾燥減量、強熱減量以外は乾燥試料当りの濃度

⑦博多湾の赤潮発生状況

年度	月別												発生 件数	延べ 発生 件数	延日 数	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
平成25		1 (1)	2 (2)	4 (5)	1 (1)	1 (1)								9	(10)	60
平成26		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)							1 (1)	6	(6)	55
平成27		3 (1)	1 (3)	1 (2)	1 (1)				1 (1)					5	(8)	72
平成28		1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	5 (5)			1 (1)					10	(10)	66
平成29		1 (1)							1 (1)					2	(2)	8
平成30			1 (1)	1 (1)										2	(2)	25
令和元		1 (1)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)						5	(8)	74
令和2			1 (1)	1 (1)		1 (1)	1 (1)	1 (1)						3	(5)	72
令和3		2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)							3	(8)	128
令和4		1 (1)	1 (1)	1 (1)					1 (1)	1 (1)			1 (1)	4	(8)	85

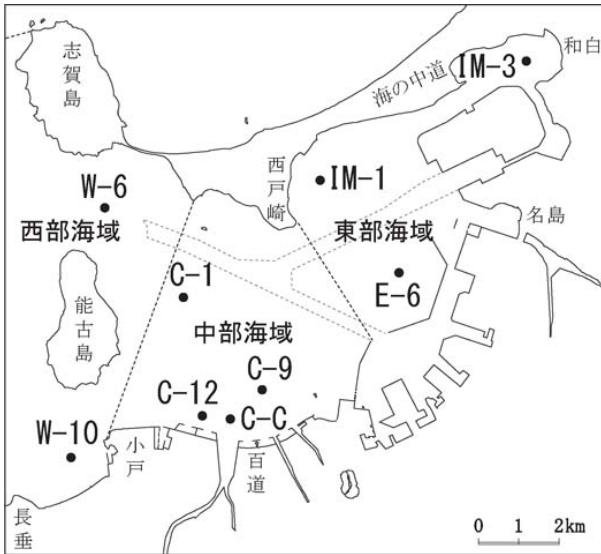
※各欄上段は、月別発生件数。上段の（ ）内は、延べ発生件数

下段の数値は赤潮発生日の合計件数

※水産庁九州漁業調整事務所及び福岡県水産海洋技術センターの調査結果（暦年）を年度別にまとめ直した

⑧令和4年度博多湾貧酸素発生状況調査結果

(調査地点)



※W-6、E-6、C-1 は環境基準点

海底上 0.1m の DO の観測結果と気象状況 (令和4年度)

調査項目	調査地点	調査日														平均値	最大値	最小値				
		〔 1段目: W-6、W-10、C-1、C-9、C-12、C-C、E-6、IM-1、IM-3 2段目: W-3、W-6、W-7、W-9、C-1、C-4、C-9、C-10、E-2、E-6、E-X1 〕																				
		—	5/19	5/27	—	6/17	—	7/20	—	8/18	—	9/30	—	10/14	10/27				—	11/10		
底層 DOの 測定 結果 [mg/L]	西部海域	W-3	7.9	—	—	7.7	—	6.8	—	6.5	—	6.6	—	6.7	—	6.9	—	7.0	7.9	6.5		
		W-6	6.9	6.9	7.1	6.6	6.3	5.1	5.2	5.7	5.9	5.6	5.5	6.6	6.0	6.5	6.5	7.5	6.2	7.5	5.1	
		W-7	7.1	—	—	—	6.9	—	6.0	—	5.6	—	4.9	—	6.0	—	6.2	—	6.1	7.1	4.9	
		W-9	—	—	—	—	—	—	4.0	—	—	—	—	—	5.5	—	—	—	4.8	5.5	4.0	
	中部海域	W-10	—	5.8	2.3	—	3.9	—	2.2	—	3.6	—	3.5	—	4.8	4.9	—	4.8	4.0	5.8	2.2	
		C-1	6.8	6.7	6.5	7.0	5.8	6.3	5.6	5.7	4.7	5.3	5.2	6.3	6.0	6.1	6.9	6.6	6.1	7.0	4.7	
		C-4	6.1	—	—	6.1	—	5.6	—	5.3	—	5.1	—	5.7	—	6.8	—	6.8	—	5.8	6.8	5.1
		C-9	—	4.0	0.5	—	2.0	3.1	0.8	—	3.4	—	3.6	5.1	5.7	5.6	—	5.4	3.6	5.7	0.5	
		C-10	6.4	—	—	4.3	—	1.5	—	4.4	—	3.8	—	5.7	—	6.6	—	6.6	—	4.5	6.6	1.5
		C-12	—	2.7	0.8	—	2.3	—	2.2	—	2.4	—	2.9	—	5.3	4.9	—	3.7	3.0	5.3	0.8	
		C-C	—	4.1	1.8	—	3.5	—	1.9	—	3.5	—	2.1	—	4.9	4.8	—	4.3	3.4	4.9	1.8	
	東部海域	E-2	6.5	—	—	7.6	—	3.0	—	5.4	—	5.5	—	5.8	—	6.7	—	6.7	—	5.8	7.6	3.0
		E-6	5.7	5.9	2.9	4.8	5.5	0.1	0.5	3.9	1.7	4.3	3.1	5.3	5.4	5.4	6.2	6.3	4.2	6.3	0.1	
		E-X1	—	—	—	—	—	3.0	—	—	—	—	—	6.1	—	—	—	—	4.6	6.1	3.0	
		IM-1	—	3.6	4.0	—	7.3	—	3.3	—	2.4	—	3.2	—	6.1	8.0	—	8.4	5.1	8.4	2.4	
IM-3	—	6.7	5.3	—	8.4	—	2.5	—	3.8	—	5.3	—	6.9	6.8	—	8.0	6.0	8.4	2.5			
各月の平均値		5.0		5.6		3.4		4.3		4.4		5.8		6.3		5.0		6.3		3.4		
気象 状況 福岡 管区 气象台	月平均気温 [°C]	R4年度	20.6	24.8	28.9	29.8	25.7	19.6	16.2	23.7												
		平年値	19.9	23.3	27.4	28.4	24.7	19.6	14.2	22.5												
	月降水量※ [mm]	R4年度	45.0	138.5	105.5	266.5	217.0	69.0	34.0	875.5												
		平年値	133.7	249.6	299.1	210.0	175.1	94.5	91.4	1253.4												
	月平均 全日射量 [MJ/m <sup>2</sup> ・日]	R4年度	20.7	18.9	18.9	17.8	14.2	14.3	10.9	16.5												
		平年値	18.4	16.1	16.8	17.5	14.5	12.6	9.1	15.0												
最大風速 10m/s以上 の出現日数	R4年度	0	0	0	0	4	3	0														
	平年値	0.6	0.2	0.7	1.1	1.9	1.5	0.9														

注1) 表中の■は貧酸素状態 (3.6mg/L 以下) を表す。

注2) 平年値は、1991年 (H3) ~ 2020年 (R2) 年の平均値である。

※: 平均値の欄は5~11月の合計値を表す。

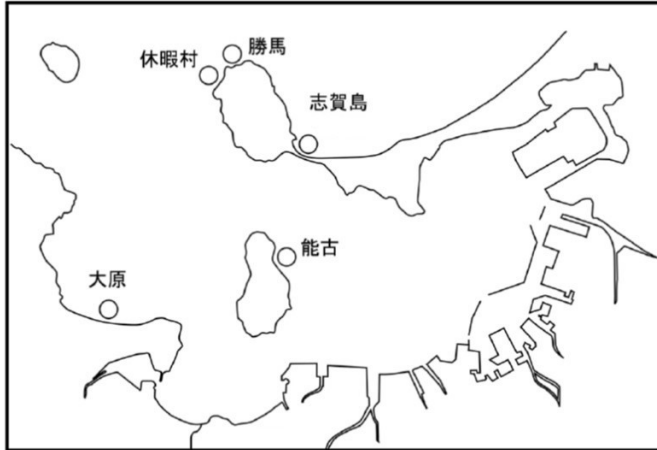
海底の正常な底生生物の分布が危うくなる底層 DO 3.6mg/L (2.5mL/L より換算) 以下を貧酸素とした。  
 出典: 「シンポジウム「貧酸素水塊」のまとめ」, 柳哲雄, 沿岸海洋研究ノート (1989)

### (3) 海水浴場

市内の主要な5海水浴場については、毎年、遊泳期間前及び遊泳期間中に水質調査を実施し、水浴利用の適否を判定しています。

令和4年度の調査結果について、全ての海水浴場が水浴場として利用可能な状況でした。腸管出血性大腸菌O157も検出されておられません。

#### ● 海水浴場調査地点図



#### ● 海水浴場の水質判定基準

区	分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下	全透(1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm
	水質C	1,000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm
不適		1,000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満

#### ● 海水浴場水質調査結果(令和4年度)

海水浴場名	期間	ふん便性大腸菌群数(個/100mL)	油膜の有無	COD(mg/L)	透明度	判定	(参考)O157
休暇村	遊泳期間前	8	なし	2.6	1m以上	可・水質B	不検出
	遊泳期間中	<2	なし	1.5	1m以上	適・水質AA	不検出
勝馬	遊泳期間前	5	なし	2.4	1m以上	可・水質B	不検出
	遊泳期間中	<2	なし	2.1	1m以上	可・水質B	不検出
志賀島	遊泳期間前	<2	なし	2.4	1m以上	可・水質B	不検出
	遊泳期間中	<2	なし	1.5	1m以上	適・水質AA	不検出
大原	遊泳期間前	<2	なし	3.1	1m以上	可・水質B	不検出
	遊泳期間中	<2	なし	1.7	1m以上	適・水質AA	不検出
能古	遊泳期間前	3	なし	3.4	1m以上	可・水質B	不検出
	遊泳期間中	2	なし	2.3	1m以上	可・水質B	不検出

#### (4) 地下水

福岡市では、環境基準に定められている重金属及び揮発性有機化合物など 28 項目について地下水調査を実施し、水質を監視しています。

調査の種類は、全体的な福岡市の状況を把握するための概況調査、概況調査で環境基準を超過した項目があった場合に周辺の汚染の広がりや原因を把握するための汚染井戸周辺地区調査、地域的な汚染を継続的に監視する継続監視調査、及び必要に応じて行うその他の調査があり、全体及び詳細を把握するよう努めています。

##### ① 概況調査

地下水の水質の状況を全体的に把握するため、基準地域メッシュ（1辺約 1 km）を利用した調査区画について、各区画 1 井戸の概況調査をしています。令和 4 年度は第 5 期概況調査(令和 4 年度～令和 8 年度)の 1 年目にあたり、13 井戸で調査を行いました。その結果、1 井戸で環境基準を超過していました。

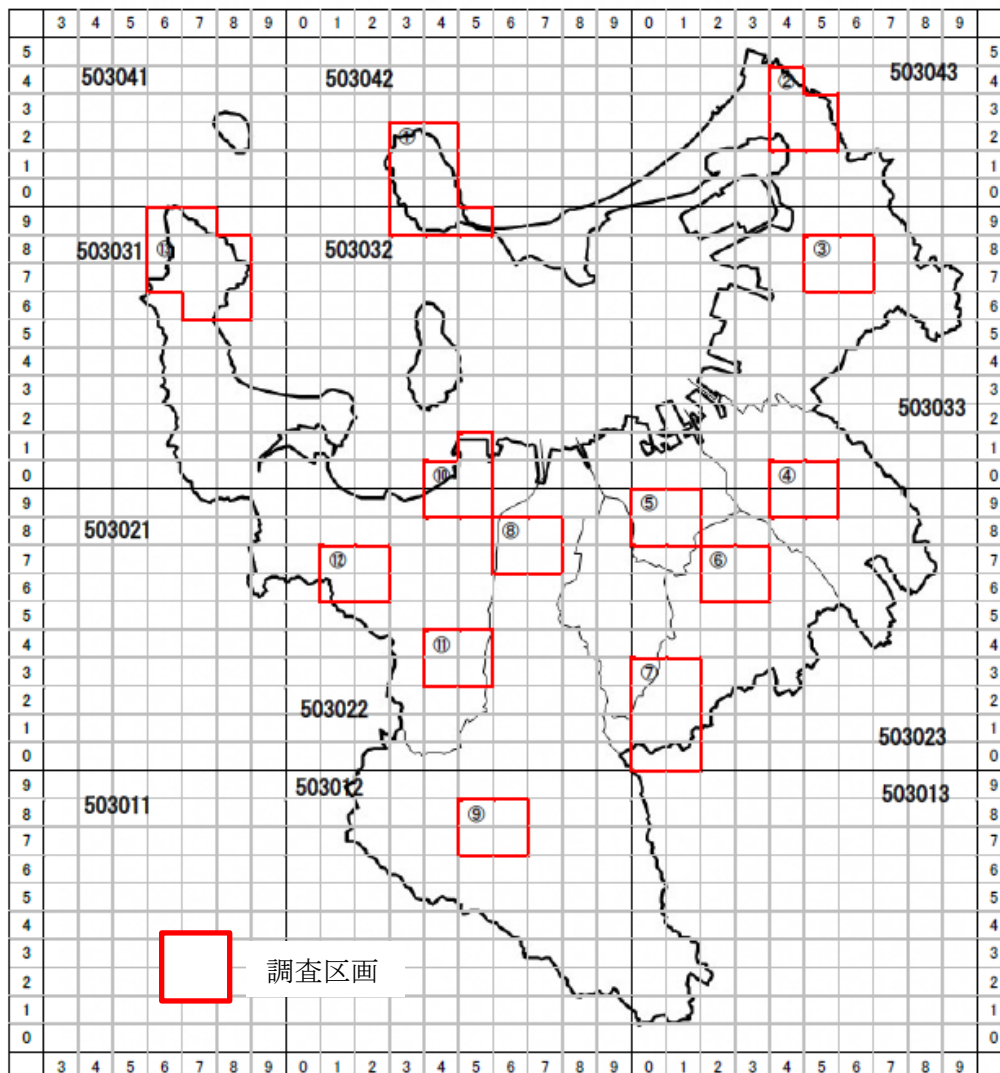
##### ② 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で汚染が判明した井戸の周辺井戸で調査を行いました。その結果及び専門家の意見を踏まえ、地質由来の自然的原因と推定しました。なお、周辺井戸で基準超過はありませんでした。

##### ③ 継続監視調査

令和 4 年度は 23 井戸で継続監視調査を行いました。その結果、8 井戸で環境基準を超過していました。

令和 4 年度概況調査実施地域図



●地下水質調査結果総括表（令和4年度）

調査区分	調査井戸数	基準超過井戸数	項目別基準超過井戸延数内訳		
			重金属等	揮発性有機化合物	その他
概況調査	13	1	1	0	0
汚染井戸周辺地区調査	6	0	0	0	0
継続監視調査	23	8	0	8	0
その他の調査	3	0	0	0	0
合計	45	9	1	8	0

※重金属等：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、セレン、ふっ素、ほう素

※揮発性有機化合物：ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、クロロエチレン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、1, 3-ジクロロプロペン及び1, 4-ジオキサン

※その他：PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

●概況調査結果（令和4年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数	環境基準 (mg/L)
カドミウム	13	0	0.003
全シアン	13	0	検出されないこと
鉛	13	0	0.01
六価クロム	13	0	0.02
砒素	13	1	0.01
総水銀	13	0	0.0005
アルキル水銀	13	0	検出されないこと
P C B	13	0	検出されないこと
ジクロロメタン	13	0	0.02
四塩化炭素	13	0	0.002
クロロエチレン	13	0	0.002
1, 2-ジクロロエタン	13	0	0.004
1, 1-ジクロロエチレン	13	0	0.1
1, 2-ジクロロエチレン	13	0	0.04
1, 1, 1-トリクロロエタン	13	0	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	13	0	0.006
トリクロロエチレン	13	0	0.01
テトラクロロエチレン	13	0	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	13	0	0.002
チウラム	13	0	0.006
シマジン	13	0	0.003
チオベンカルブ	13	0	0.02
ベンゼン	13	0	0.01
セレン	13	0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	13	0	10
ふっ素	13	0	0.8
ほう素	13	0	1
1, 4-ジオキサン	13	0	0.05

●汚染井戸周辺地区調査結果（令和4年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数
砒素	6	0

●継続監視調査内訳（令和4年度）

調査項目	調査井戸数	基準超過井戸数
四塩化炭素	5	1
クロロエチレン	21	3
1, 1-ジクロロエチレン	21	0
1, 2-ジクロロエチレン	21	3
1, 1, 1-トリクロロエタン	18	0
トリクロロエチレン	21	5
テトラクロロエチレン	21	6
六価クロム	2	0

●継続監視調査結果（令和4年度）

(mg/L)

No.	地点名	六価クロム	四塩化炭素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	香椎駅前①	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.0029	<0.0005	0.001	<0.0005
2	香椎駅前②	-	<0.0002	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
3	香椎駅前③	-	0.0024	0.0036	0.017	1.9	<0.0005	27	2.1
4	土井	-	-	0.0026	<0.0001	0.033	<0.0005	0.002	0.0049
5	原田	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
6	井尻	-	-	<0.0002	<0.0001	0.010	<0.0005	0.011	0.030
7	中尾	-	-	<0.0002	0.0002	0.0023	<0.0005	0.004	0.0022
8	花畑①	-	-	0.025	0.0010	0.17	<0.0005	0.083	0.16
9	花畑②	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0025	<0.0005	0.001	0.0022
10	皿山	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0038	<0.0005	<0.001	0.0057
11	桧原	-	0.0013	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
12	田島①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
13	田島②	-	-	<0.0002	<0.0001	0.078	<0.0005	0.026	3.9
14	茶山①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
15	茶山②	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
16	南庄	-	<0.0002	<0.0002	0.0021	0.0007	0.0030	0.002	0.24
17	今宿駅前	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0074	<0.0005	0.013	<0.0005
18	今宿東	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0002	<0.0005	<0.001	<0.0005
19	博多駅南①	-	-	-	-	-	-	-	-
20	博多駅南②	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
21	博多駅南③	<0.005	-	-	-	-	-	-	-
22	那の川	-	-	<0.0002	<0.0001	0.0002	-	<0.001	0.11
23	下山門①	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	-	<0.001	0.0055
24	下山門②	-	-	<0.0002	<0.0001	<0.0002	-	<0.001	0.0036
環境基準値		0.02	0.002	0.002	0.1	0.04	1	0.01	0.01
定量下限値		0.005	0.0002	0.0002	0.0001	0.0002	0.0005	0.001	0.0005

※数値はすべて平均値(測定は年2回、ただしNo.1、No.3、No.10、No.13は年1回)

※No.19は採水ができなかったため調査なし

※網掛けは環境基準超過



### 3 土壌環境（土壌汚染対策法関連）

平成15年2月15日に土壌汚染対策法が施行され、一定の機会を捉えて土地の所有者等が土壌汚染状況調査を行うこととなりました。本市では、提出された土壌汚染状況調査結果報告書により判明した土壌汚染について、土壌汚染対策の指導などを実施しています。

#### ●令和4年度土壌汚染対策法の施行状況

手続き種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
法第3条第1項 <sup>※1</sup> 調査報告件数	2件	1件	2件
法第3条第1項ただし書きの確認 <sup>※2</sup> 通知件数	8件	4件	5件
法第3条第7項 <sup>※3</sup> ・第4条第1項届出 <sup>※4</sup> 件数	95件	170件	171件
法第3条第8項 <sup>※5</sup> ・第4条第3項調査命令 <sup>※6</sup> 件数	12件	9件	12件
法第5条調査命令 <sup>※7</sup> 件数	0件	0件	0件
要措置区域等指定 <sup>※8</sup> 件数（追加指定は含まない）	4件	2件	9件
要措置区域等解除 <sup>※9</sup> 件数（全部解除のみ）	7件	4件	3件
法第14条指定の申請 <sup>※10</sup> 件数	2件	4件	2件

※1 有害物質使用特定施設の廃止時に行う土地の土壌調査の報告

※2 法第3条に基づく土壌調査報告が一時的に免除する通知

※3 法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質変更時に行う届出

※4 3,000㎡以上の土地の形質変更時に行う届出

※5 法第3条第7項届出をした場合の土地の土壌調査命令

※6 法第4条第1項届出をした土地に土壌汚染のおそれがある場合の土壌調査命令

※7 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合の土壌調査命令

※8 土壌調査の結果、特定有害物質による汚染状態が指定基準を超過した場合の区域の指定

※9 指定区域において、汚染の除去等の措置により区域の全部又は一部についてその事由がなくなつたと認められる場合の区域の解除

※10 自主調査に基づく指定の申請

#### ●要措置区域等指定の状況（令和4年度末現在）

区分	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
件数	4	7	2	1	1	3	2

※件数は、要措置区域及び形質変更時要届出区域の合計

## 4 音環境

騒音・振動は身近な生活環境問題であり、工場・事業場、建設作業、各種交通機関などからの騒音や振動、移動販売車及び飲食店などの深夜営業に伴う騒音、エアコンの室外機などの一般家庭における生活から発生する騒音など多岐にわたり、苦情相談も数多くあります。

福岡市では、自動車、航空機、新幹線鉄道、在来鉄道の騒音や、道路交通、新幹線鉄道及び在来鉄道の振動について定期的に測定しています。

### ◆「環境基準」について◆

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

騒音に係る環境基準については、下記のとおり地域の類型に応じてそれぞれ基準値が定められています。

- 1 騒音に係る環境基準（自動車騒音を含む）
- 2 航空機騒音に係る環境基準
- 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

なお、振動に係る環境基準は設定されていません。

### (1) 自動車騒音・道路交通振動

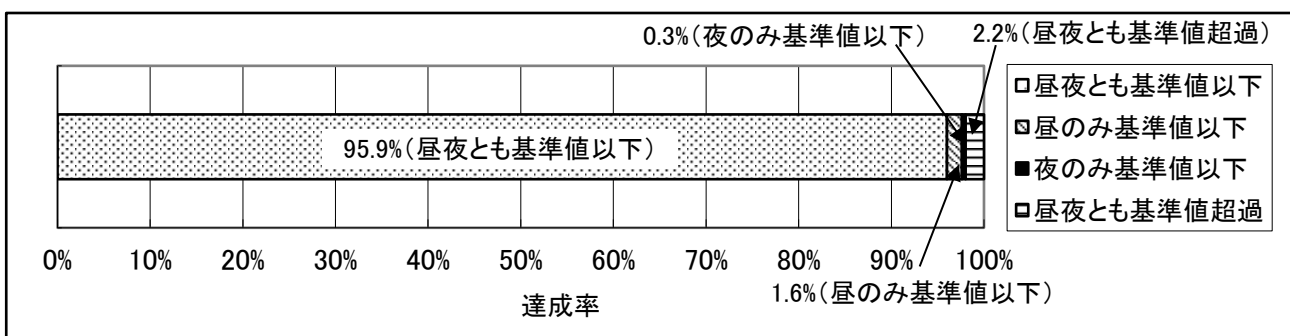
福岡市では、市内の幹線道路等 521 区間（405.8km）について自動車騒音常時監視 5 か年計画に基づき毎年常時監視を実施しています。

令和 4 年度は、幹線道路の道路端での騒音測定等を 52 地点で実施するとともに、521 区間で道路から 50m の範囲にある住居等の約 23 万 2 千戸について騒音レベルを推計し、環境基準の達成状況を評価しました。その結果、沿道住居等の 95.9% で昼夜とも環境基準を達成しました。

道路交通振動については、11 地点で振動レベルを測定しましたが、要請限度を超える地点はありませんでした。

#### ●令和 4 年度 道路に面する地域における環境基準の達成状況（昼夜別）

	環境基準達成状況（総戸数 231,932 戸）			
	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
戸数	222,401 戸	3,802 戸	735 戸	4,994 戸
達成率	95.9%	1.6%	0.3%	2.2%



### ◆「道路に面する地域における環境基準の評価」について◆

道路に面する地域の環境基準の評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価することとされています。また、評価手法は、等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) によることとされています。

●令和4年度 自動車騒音測定結果（継続測定路線）

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L <sub>Aeq</sub> )		(参考)環境基準		(参考)要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道3号	10010-4	東区松香台1丁目24	76	70	70	65	75	70
2	一般国道3号	10090-1	博多区千代3丁目18	71	66	70	65	75	70
3	一般国道3号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田4丁目33	72	69	70	65	75	70
4	一般国道202号	10305-1	中央区赤坂3丁目8	70	68	70	65	75	70
5	一般国道202号	10390-4	西区今宿青木	72	67	70	65	75	70
6	一般国道202号	10410-1	西区周船寺3丁目19	71	69	70	65	75	70
7	一般国道202号 (外環状線)	10490-1	南区桧原1丁目30	68	64	70	65	75	70
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮1丁目5	71	68	70	65	75	70
9	堅粕西新2号線	80180-1	中央区鳥飼1丁目8	68	63	70	65	75	70
10	清水干隈線	80210-4	南区長住3丁目2	69	64	65	60	75	70
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取1丁目1	67	64	70	65	75	70

●令和4年度 道路交通振動測定結果

（単位：デシベル）

地点番号	路線名	調査単位 区間番号	測定地点住所	測定結果(L <sub>10</sub> )		要請限度	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般国道3号	10010-4	東区松香台1丁目24	41	36	65	60
2	一般国道3号	10090-1	博多区千代3丁目18	45	43	70	65
3	一般国道3号 (博多バイパス)	10210-1	東区原田4丁目33	42	40	70	65
4	一般国道202号	10305-1	中央区赤坂3丁目8	40	34	70	65
5	一般国道202号	10390-4	西区今宿青木	43	38	65	60
6	一般国道202号	10410-1	西区周船寺3丁目19	43	39	70	65
7	一般国道202号 (外環状線)	10490-1	南区桧原1丁目30	31	27	65	60
8	福岡筑紫野線	40090-3	南区高宮1丁目5	46	42	70	65
9	堅粕西新2号線	80180-1	中央区鳥飼1丁目8	44	37	65	60
10	清水干隈線	80210-4	南区長住3丁目2	37	31	65	60
11	千代今宿線	80260-2	早良区高取1丁目1	39	36	70	65

◆自動車騒音及び道路交通振動の環境省令で定める限度（要請限度）について ◆

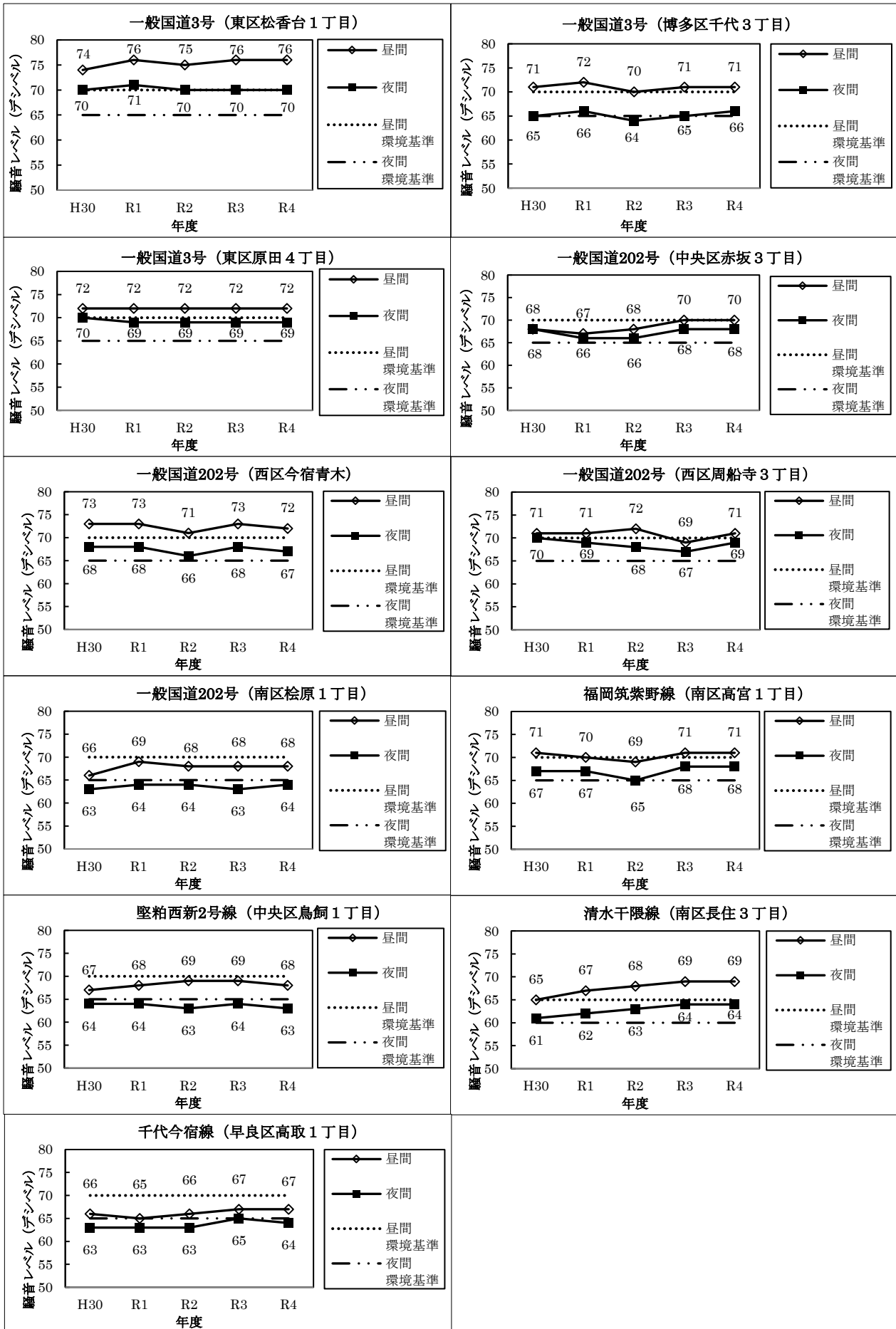
●自動車騒音の要請限度

騒音規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を要請できる環境省令で定める限度です。

●道路交通振動の要請限度

振動規制法において、生活環境が著しく損なわれている場合に、道路管理者に対して道路交通振動の防止のための措置や公安委員会に対して道路交通法の規定による措置等を要請できる環境省令で定める限度です。

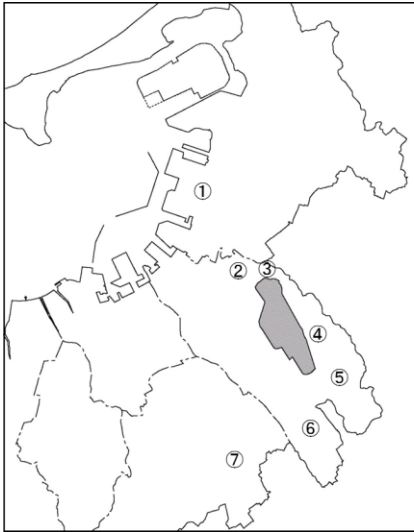
●自動車騒音の経年変化（継続測定路線）



## (2) 航空機騒音

航空機騒音について、令和4年度は空港周辺の7地点について年2回の測定を実施し、6地点において環境基準を達成しました。

### ●航空機騒音測定地点



地点番号	測定地点	測定場所
①	東箱崎小学校	東区箱崎5丁目11-20
②	東吉塚公民館	博多区吉塚6丁目6-10
③	大井集会所	博多区大井2丁目10-15
④	席田会館	博多区東平尾2丁目20-1
⑤	月隈公民館	博多区月隈3丁目27-3
⑥	板付公民館	博多区麦野1丁目29-12
⑦	野多目小学校	南区野多目2丁目6-1

### ●令和4年度航空機騒音測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	測定地点	測定期間	地域類型	測定結果(L <sub>den</sub> )	環境基準
①	東箱崎小学校	R4.5.10～5.16 R4.11.1～11.7	Ⅱ	62	62
②	東吉塚公民館	R4.6.8～6.14 R4.12.13～12.19	Ⅱ	58	62
③	大井集会所	R4.6.2～6.8 R5.2.17～2.23	Ⅱ	60	62
④	席田会館	R4.6.17～6.23 R4.11.26～12.2	Ⅱ	62	62
⑤	月隈公民館	R4.6.17～6.23 R4.11.26～12.2	Ⅱ	64	62
⑥	板付公民館	R4.7.2～7.8 R5.2.2～2.8	I	57	57
⑦	野多目小学校	R4.9.28～10.4 R5.1.15～1.21	I	49	57

※太数字は環境基準を超えるもの

※測定結果は測定期間全日のエネルギー平均値

#### ◆「航空機騒音に係る環境基準」について◆

航空機騒音に係る環境基準は、L<sub>den</sub>で評価します。L<sub>den</sub>とは時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機に伴う飛行騒音や地上騒音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標であり、単位はデシベルで表します。

環境基準値は、東区・博多区・中央区・南区のうち、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域の地域をI類型に、その他の地域をII類型に当てはめ、各地域の類型毎に定められています。

### (3) 鉄道騒音・振動

#### ①新幹線鉄道

令和4年度は、山陽新幹線4地域7地点、九州新幹線2地域4地点の計6地域11地点で騒音・振動を測定しました。

その結果、騒音については6地点で環境基準を達成しました。

振動については、全地点で「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」の指針値(70デシベル以下)以下でした。

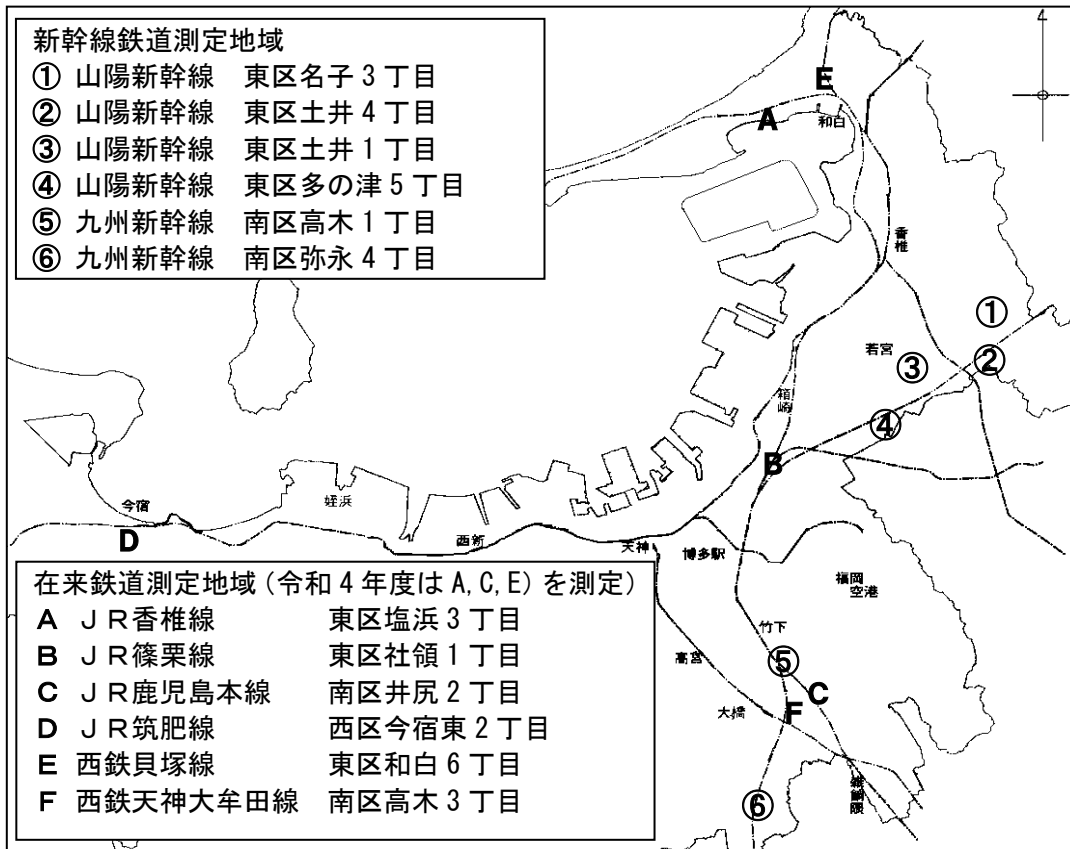
#### ②在来鉄道

市内の在来鉄道は、JR九州(株)の香椎線・篠栗線・鹿児島本線・筑肥線、西鉄(株)の貝塚線・天神大牟田線及び福岡市営地下鉄の空港線・箱崎線・七隈線の計9路線で運行されています。

令和4年度は、香椎線、篠栗線、鹿児島本線、筑肥線、貝塚線、天神大牟田線の沿線6地域のうち、3地域(香椎線、鹿児島本線、貝塚線の沿線)で騒音・振動を測定しました。

なお、在来鉄道の騒音・振動に係る環境基準は定められていませんが、「在来鉄道騒音測定マニュアル」が示されていることから、福岡市では、このマニュアルに基づき騒音を測定するとともに、振動については新幹線鉄道振動の測定方法に準じて測定を実施し、現状の把握に努めています。

#### ●鉄道騒音・振動の測定地点



●令和4年度 新幹線鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点番号	路線名	測定場所	測定年月日	地域類型	騒音レベル(LA,Sm <sub>ax</sub> )		振動レベル 25 m	軌道構造
					12.5 m	25 M		
①	山陽新幹線	東区名子3丁目	R4.10.13	I	72	70	45	バラスト高架
②		東区土井4丁目	R4.10.18	I	/	72	46	バラスト切取り
③		東区土井1丁目	R4.11.9	I		74	73	48
④		東区多の津5丁目	R4.10.25	II	74	70	52	スラブ高架
⑤	九州新幹線	南区高木1丁目	R4.5.17	II	70	69	40	スラブ高架
⑥		南区弥永4丁目	R4.5.19	I	71	67	46	スラブ高架

※太数字は環境基準を超えるもの

※新幹線鉄道騒音に係る環境基準値は、I類型：70デシベル以下、II類型：75デシベル以下

※新幹線鉄道振動に係る指針値は、70デシベル以下

◆「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」について◆

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、当該測定点における最大騒音レベル(LA,Sm<sub>ax</sub>)の平均値で評価します。  
 環境基準値は、主として住居の用に供される地域をI類型に、商工業の用に供される地域等I類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域をII類型に当てはめています。  
 なお、新幹線鉄道振動については環境基準は定められていませんが、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」により指針値が定められています。

●令和4年度 在来鉄道の騒音・振動測定結果

(単位：デシベル)

地点記号	路線名	測定場所	測定年月日	時間帯別等価騒音レベル				振動レベル 12.5 m
				12.5 m		25 m		
				昼間	夜間	昼間	夜間	
A	JR香椎線	東区塩浜3丁目	R4.11.2	59	54	55	50	56
C	JR鹿児島本線	南区井尻2丁目	R4.5.26	64	60	59	54	55
E	西鉄貝塚線	東区和白6丁目	R4.10.27	59	54	55	50	44

◆「在来鉄道の 신설または大規模改良に際しての騒音対策の指針」について◆

- 新線  
 等価騒音レベル(LA<sub>eq</sub>)として、昼間(7~22時)は60デシベル以下、夜間(22時~翌日7時)は55デシベル以下とする。  
 なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
- 大規模改良線  
 騒音レベルの状況を改良前より改善すること。  
 振動については指針等ありませんが、本市では「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に準じた測定を実施しています。

## 5 化学物質・フロン等

### (1) 有害大気汚染物質

令和4年度は、市内4測定局（香椎局、千鳥橋局、大橋局、西新局）において、毎月1回、有害大気汚染物質の調査を行いました。環境基準が設定されている4つの有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）については、全地点で環境基準を達成していました。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチルについても、全地点で指針値を下回っていました。

※ダイオキシン類については、「(3) ダイオキシン類」に掲載。

**※有害大気汚染物質：**

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質。

**※有害大気汚染物質に関する環境基準：**

ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質については平成9年2月、ジクロロメタンについては平成13年4月に環境基準が設定された。

**●令和4年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その1）**

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.62	1.1	0.24	環境基準値 3
	千鳥橋局	0.78	1.3	0.39	
	大橋局	0.65	0.95	0.35	
	西新局	0.72	1.2	0.35	
トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.037	0.11	0.0063	環境基準値 130
	千鳥橋局	0.020	0.050	<0.0012	
	大橋局	0.014	0.035	0.0023 *	
	西新局	0.013	0.034	<0.0012	
テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.11	0.30	0.017	環境基準値 200
	千鳥橋局	0.060	0.19	0.0097	
	大橋局	0.033	0.062	0.017	
	西新局	0.057	0.16	0.017	
ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.63	1.4	0.067	環境基準値 150
	千鳥橋局	0.71	1.5	0.11	
	大橋局	0.69	1.3	0.17	
	西新局	0.57	1.2	0.091	
アクリロニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.016	0.027	0.0068	指針値 2
	千鳥橋局	0.020	0.042	0.012	
	大橋局	0.037	0.055	0.014	
	西新局	0.018	0.026	0.011	
塩化ビニルモノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.031	0.16	0.0012 *	指針値 10
	千鳥橋局	0.035	0.21	<0.0011	
	大橋局	0.036	0.19	<0.0011	
	西新局	0.031	0.18	<0.0011	



●令和4年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その2）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
クロロホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.12	0.26	0.078	指針値 18
	千鳥橋局	0.13	0.22	0.082	
	大橋局	0.12	0.18	0.098	
	西新局	0.13	0.20	0.094	
1,2-ジクロロエタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.12	0.27	0.038	指針値 1.6
	千鳥橋局	0.13	0.28	0.033	
	大橋局	0.11	0.24	0.033	
	西新局	0.13	0.28	0.037	
水銀及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	1.6	2.1	1.2	指針値 40
	千鳥橋局	1.6	2.1	1.1	
	大橋局	1.6	2.2	1.1	
	西新局	1.6	2.1	1.1	
ニッケル化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	1.4	2.1	0.98	指針値 25
	千鳥橋局	1.9	3.4	0.92	
	大橋局	1.8	2.7	1.1	
	西新局	1.4	2.3	0.74	
ヒ素及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	1.1	3.7	0.20	指針値 6
	千鳥橋局	1.3	5.0	0.28	
	大橋局	1.1	3.8	0.34	
	西新局	1.1	4.6	0.26	
1,3-ブタジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	0.037	0.086	0.0083	指針値 2.5
	千鳥橋局	0.091	0.17	0.048	
	大橋局	0.061	0.097	0.023	
	西新局	0.084	0.17	0.033	
マンガン及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	6.0	12	2.7	指針値 140
	千鳥橋局	11	24	5.0	
	大橋局	13	31	4.9	
	西新局	5.9	13	2.1	
アセトアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	2.1	5.7	0.70	指針値 120
	千鳥橋局	2.2	4.6	1.2	
	大橋局	1.9	2.9	1.0	
	西新局	2.0	5.0	0.78	
塩化メチル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	香椎局	1.4	1.8	1.1	指針値 94
	千鳥橋局	1.4	1.8	1.1	
	大橋局	1.4	1.6	1.2	
	西新局	1.4	1.7	1.1	
クロム及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	香椎局	2.2	6.8	0.53	
	千鳥橋局	2.8	8.5	1.0	
	大橋局	2.7	7.1	1.2	
	西新局	1.9	4.1	0.52	

●令和4年度 有害大気汚染物質調査結果一覧（その3）

物質名	測定地点名	平均値	最大値	最小値	基準値等
六価クロム化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	香椎局	0.084	0.14	0.020 *	
	千鳥橋局	0.11	0.30	0.030 *	
	大橋局	0.087	0.13	0.041	
	西新局	0.083	0.14	0.033 *	
酸化エチレン (μg/m <sup>3</sup> )	香椎局	0.056	0.10	0.025	
	千鳥橋局	0.070	0.13	0.029	
	大橋局	0.060	0.12	0.026	
	西新局	0.070	0.16	0.029	
トルエン (μg/m <sup>3</sup> )	香椎局	2.8	5.7	0.88	
	千鳥橋局	4.8	12	1.9	
	大橋局	3.6	6.2	1.8	
	西新局	3.5	6.8	1.7	
ベリリウム及びその化合物 (ng/m <sup>3</sup> )	香椎局	0.0061	0.014	0.0020	
	千鳥橋局	0.011	0.030	0.0037	
	大橋局	0.011	0.041	0.0030	
	西新局	0.0061	0.015	0.0014 *	
ベンゾ [ a ] ピレン (ng/m <sup>3</sup> )	香椎局	0.22	0.66	0.0055	
	千鳥橋局	0.16	0.52	0.011	
	大橋局	0.13	0.24	0.0083	
	西新局	0.13	0.29	0.0044	
ホルムアルデヒド (μg/m <sup>3</sup> )	香椎局	2.7	6.6	0.78	
	千鳥橋局	2.7	4.3	1.4	
	大橋局	2.6	5.1	1.1	
	西新局	2.5	4.7	1.0	

※ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの基準値は、環境基本法第16条に基づく大気環境基準値。

※アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、アセトアルデヒド、塩化メチルの指針値は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）（第8次答申）（第9次答申）（第10次答申）（第12次答申）」）

※測定値は、原則として有効数字2桁とし、最小表示は定量下限値の桁まで記載。但し、測定値が検出下限値以上定量下限値未満の値は「\*」を付し定量下限値の桁まで記載。測定値が検出下限値未満の値は、<検出下限値を記載。

※年平均値の算出については測定値を算術平均して求めた。但し、測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の2分の1の値を年平均の算出に用いた。

## (2) アスベスト

アスベスト（石綿）は大気汚染防止法で特定粉じん指定され、人体に対する健康被害として肺がんや悪性中皮腫などが知られています。耐熱（不燃性）・耐薬品等にすぐれ、建材など様々な製品に使用されてきたため、建築物の解体などにより一般環境への排出が問題視されています。

令和4年度は、市内5地域（各2地点）において一般環境の調査を行いました。各調査地点の測定結果は総繊維数濃度0.056～0.17本／リットルの範囲でした。

大気中のアスベストに係わる環境基準は設定されていませんが、大気汚染防止法に定める石綿製品製造施設の敷地境界線におけるアスベスト繊維数濃度の基準値（10本／リットル）の1/10未満であり、世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53(1986)と比べても低い値でした。

### ※世界保健機関（WHO）の環境保健クライテリア53（1986）

『石綿及びその他の天然鉱物繊維』が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価しとりまとめたもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本／リットル程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い」とされています。

### ●令和4年度 一般環境大気中アスベスト調査結果

地域分類	地域	総繊維数濃度 (本/リットル)	
		測定地点1	測定地点2
住宅地域	早良区祖原	0.12	0.070
	南区塩原	0.10	0.070
商業地域	中央区天神	0.056	0.056
準工業地域	博多区吉塚	0.14	0.070
幹線道路沿線地域	博多区千代	0.17	0.17

※測定結果：各地域において2地点で測定を実施、3日間（4時間×3回）の総繊維数濃度の幾何平均値

### (3) ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ごみなどを燃やしたりするとき自然に発生する有害な化学物質で、非常に微量ですが環境中に広く存在しています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類濃度調査を、市内4地点において開始し、令和4年度は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、ダイオキシン法）に基づき、一般環境中の大気7地点、公共用水域（博多湾及び市内河川）の水質14地点・底質14地点、地下水1地点、土壌1地点について常時監視を行いました。

その調査結果は、大気、水質・底質、地下水及び土壌の全てにおいて環境基準を達成していました。

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法や、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物焼却炉の規制強化などで排出量の削減が進んでおり、本市でも、一般環境中の大気濃度の推移では平成10年度に比べると約10分の1に低下しています。

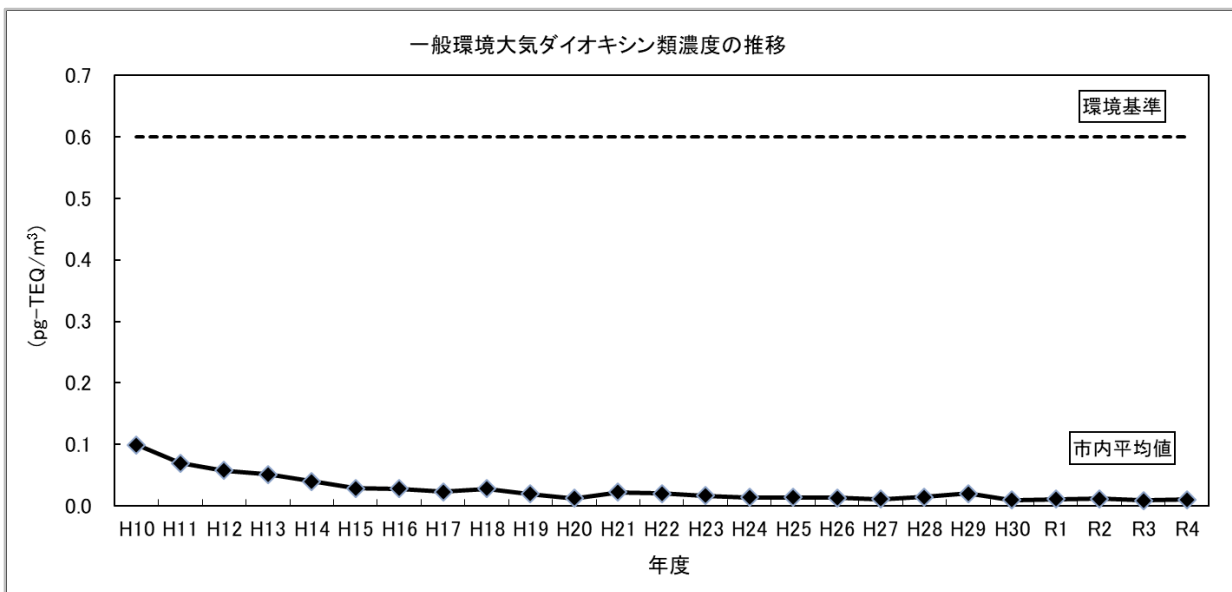
※ダイオキシン類対策特別措置法：ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康の保護を図ることを目的に平成11年7月12日に公布、平成12年1月15日から施行された。

※ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ダイオキシンライクポリ塩化ビフェニル（DLPCB）

※単位：pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

※TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類はそれぞれ毒性の強さが異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした他のダイオキシン類の毒性を換算し、その合計量で表した値。

#### ●一般環境大気ダイオキシン類濃度経年変化



#### ●ダイオキシン類測定結果（令和4年度）

○環境大気：環境基準値 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	東区 香住ヶ丘	博多区 吉塚	中央区 春吉	南区 塩原	城南区 長尾	早良区 西新	西区 田尻東
測定結果	0.0095	0.012	0.0089	0.0091	0.0080	0.012	0.013

○公共用水域水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/L)

測定地点	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
測定結果	0.23	0.12	0.056	0.059	0.060	0.091
測定地点	興徳寺橋 名柄川	老岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
測定結果	0.087	0.070	0.084	0.17	0.16	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/L)

測定地点	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
測定結果	0.050	0.056	0.045

○公共用水域底質：環境基準値 150 pg-TEQ/g 以下

①河川

(単位：pg-TEQ/g)

測定地点	浜田橋 唐原川	名島橋 多々良川	千鳥橋 御笠川	那の津大橋 那珂川	旧今川橋 樋井川	室見橋 室見川
測定結果	1.1	0.98	2.2	3.5	1.7	0.85
測定地点	興徳寺橋 名柄川	老岐橋 十郎川	上鯰川橋 七寺川	玄洋橋 江の口川	昭代橋 瑞梅寺川	
測定結果	0.79	1.4	0.69	2.3	4.0	

②博多湾

(単位：pg-TEQ/g)

測定地点	東部海域 E-2	中部海域 C-4	西部海域 W-3
測定結果	8.9	8.0	0.66

○地下水質：環境基準値 1 pg-TEQ/L 以下 (単位：pg-TEQ/L)

測定地点	西区
測定結果	0.022

○土壌：環境基準値 1,000 pg-TEQ/g 以下 (単位：pg-TEQ/g)

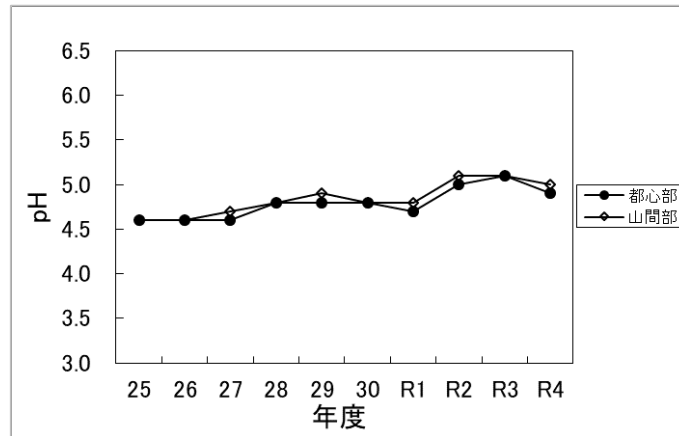
測定地点	博多区
測定結果	0.0018

#### (4) 酸性雨

福岡市では、都心部（城南区鳥飼）及び山間部（早良区曲渕）で、1週間単位での酸性雨調査を実施しています。

令和4年度の年間平均値（加重平均）は、都心部がpH4.9、山間部がpH5.0でした。

酸性雨の年間平均値の推移



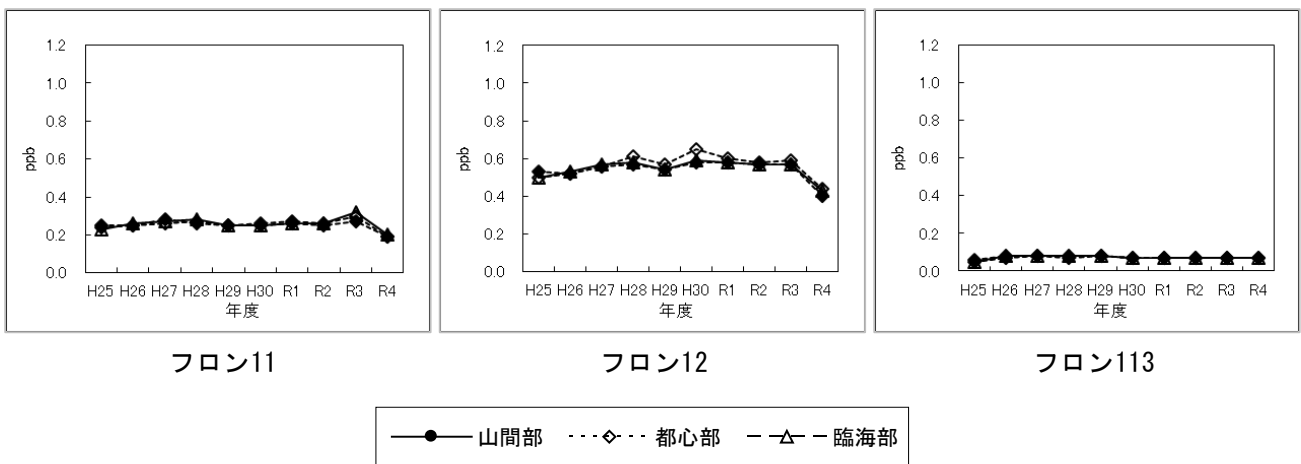
注) 酸性雨・・・pH5.6以下のもの

#### (5) フロン

人工的な化学物質であるCFC（クロロフルオロカーボン、いわゆるフロン的一种）、ハロン、HCFCなどは、地球規模でオゾン層の破壊や温室効果を引き起こす物質です。

福岡市では、市内3か所（山間部、都心部、臨海部）で大気中のCFC（フロン11、フロン12、フロン113）濃度を調査しています。経年的には、フロン11、フロン12及びフロン113は横ばい傾向にあります。

フロン濃度の推移



## 6 事業場届出等

### (1) 大気汚染関係

#### ①大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の届出状況（令和4年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	ボイラー	87	144	105	38	39	21	41	475	40	55	41	17	9	13	23	198
2	ガス発生炉	1	0	1	0	0	0	1	3	1	0	1	0	0	0	1	3
11	乾燥炉	5	2	0	0	0	0	4	11	3	1	0	0	0	1	5	
13	廃棄物焼却炉	9	1	0	0	0	0	3	13	4	0	0	0	0	1	5	
29	ガスタービン	36	68	58	16	5	29	13	225	12	32	30	6	2	16	8	106
30	ディーゼル機関	119	190	143	24	21	43	51	591	69	134	106	17	8	31	26	391
31	ガス機関	5	4	12	1	0	0	3	25	1	1	2	1	0	1	6	
合計		262	409	319	79	65	93	116	1343	130	223	180	41	19	60	61	714

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

#### ②大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設の届出状況（令和4年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
2	堆積場	15	6	0	0	0	2	11	34	8	5	0	0	0	2	8	23
3	コンベア	40	21	11	0	0	3	16	91	6	3	2	0	0	1	1	13
4	破砕機・摩砕機	5	5	0	0	0	0	5	15	2	0	0	0	0	0	2	
5	ふるい	9	3	0	0	0	0	4	16	0	0	0	0	0	0	0	
合計		69	35	11	0	0	5	36	156	16	8	2	0	0	3	9	38

※工場・事業場の数は施設の重複分を含まない

#### ③大気汚染防止法に係る特定粉じん排出等作業実施の届出状況（令和4年度）

項 番 号	作業の種類	施設数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
1	解体	1	10	9	1	1	0	0	22
2	解体(断熱材等の掻き落とし、切断、または破砕以外)	0	0	0	0	0	0	0	0
5	解体(事前除去が著しく困難なもの)	0	0	0	0	0	0	0	0
6	改造・補修	1	4	3	1	1	0	3	13
合計		2	14	12	2	2	0	3	35

#### ④大気汚染防止法に係る水銀排出施設の届出状況（令和4年度末）

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	合計
8	廃棄物焼却炉	9	1	0	0	0	0	3	13	4	1	0	0	0	0	1	6

(2) 水質汚濁関係

①水質汚濁防止法に基づく特定事業場等の数（令和4年度末）

号番号	業種・施設名	日平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の事業場 <sup>※1</sup>		日平均排水量 50 m <sup>3</sup> 未満の事業場		合計	第5条第3項有害物質使用特定事業場	有害物質貯蔵指定事業場 <sup>※4</sup>
		うち有害物質使用事業場	うち有害物質使用事業場	うち日平均排水量 30 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> 未満の事業場 <sup>※2</sup>	うち有害物質使用事業場			
1の2	畜産農業			17		17		
2	畜産食料品製造業			2		2	1	
3	水産食料品製造業			6		6		
5	みそ・しょう油等の製造業			5		5		
7	砂糖製造業	1				1		
10	飲料製造業			2		2		
16	めん類製造業			2		2		
17	豆腐・煮豆製造業			5		5		
18の2	冷凍調理食品製造業			2		2		
19	紡績・繊維製品製造業			1		1		
22	木材薬品処理業						1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			4		4	3	(2)
27	無機化学工業製品製造業			1		1		
33	合成樹脂製造業	1				1		
54	セメント製品製造業			6		6		
55	生コンクリート製造業			17		17		
60	砂利採取業			3		3		
63	金属製品・機械器具製造業	1	1	2		3		
64の2	水道施設	2				2		
65	酸・アルカリ表面処理施設			2		2	1	
66	電気メッキ施設	1	1			1	8	
66の3	旅館業	2		29		31		
66の6	飲食店	3		3		6		
67	洗たく業	1		31		32	7	
68	写真現像業						24	(3)
68の2	病院			4		4	6	
70の2	自動車分解整備事業の洗車施設			5		5		
71	自動式車両洗浄施設			53		53		
71の2	科学技術に関する研究等を行う事業場	1	1			1	59	(2)
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設							
71の4	産業廃棄物処理施設			2		2		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設							
72	し尿処理施設	6				6		
73	下水道終末処理施設	7		1		8		
	有害物質貯蔵指定施設 <sup>※3</sup> のみ						4	(4)
合計		26	3	205	0	231	114	(11)

※1 1日当たりの平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場及び有害物質使用特定事業場に対し排水基準が適用される。

※2 1日当たりの平均排水量 30 m<sup>3</sup>以上 50 m<sup>3</sup>未満の特定事業場は「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づく指導対象となる。

※3 水質汚濁防止法の改正（平成24年8月1日施行）により新たに届出対象となった施設

※4 事業場数としては、左記の「第5条第3項有害物質使用特定事業場」に含む。



### (3) 騒音・振動関係

#### ①特定工場等の届出状況（令和4年度末現在）

騒音規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	334	70
空気圧縮機等	7245	929
土石用破砕機等	56	19
織機	307	13
建設用資材 製造機械	35	31
穀物用製粉機	182	7
木材加工機械	112	31
抄紙機	1	0
印刷機械	672	106
合成樹脂用 射出成形機	13	3
鋳造型機	5	1
計	8962	1210

振動規制法に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	312	58
圧縮機	509	172
土石用破砕機等	61	21
織機	265	14
コンクリート ブロックマシン等	9	5
木材加工機械	0	0
印刷機械	404	69
ロール機	0	0
合成樹脂用 射出成形機	10	3
鋳造型機	3	1
計	1573	343

福岡県公害防止等生活環境の  
保全に関する条例に基づくもの

区 分	施設数	工場数
金属加工機械	47	26
クーリングタワー	151	48
ドラム缶洗浄機	0	0
ロータリーキルン	3	2
重油バーナー	97	73
電気炉	0	0
計	298	149

#### ②特定建設作業の届出状況（令和4年度）

騒音規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	138
びょう打機	2
さく岩機	1,004
空気圧縮機	67
コンクリートプラント等	2
バックホウ	38
トラクターショベル	0
ブルドーザー	2
計	1,253

振動規制法に基づくもの

区 分	件数
くい打機等	140
鋼球	1
舗装版破砕機	3
ブレーカー	334
計	478

(4) ダイオキシン類関係 (ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設)

① 届出状況 (令和4年度末)

大気基準適用施設 (施行令 別表第一)

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
5	廃棄物焼却炉	10	1				1	4	16	5	1				1	2	9

水質基準適用施設 (施行令 別表第二)

項 番 号	施設名	施設数								工場・事業場数							
		東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計	東 区	博 多 区	中 央 区	南 区	城 南 区	早 良 区	西 区	合 計
15	灰の貯留施設	3						1	4	3						1	4
15イ	廃ガス洗浄施設	8	1					3	12	3	1					1	5
15ロ	湿式集じん施設		1						1		1						1
18	下水道終末処理施設	1	1					1	3	1	1					1	3
合計		12	3					5	20	7	3					3	13

※事業場・工場の数は施設の重複分を含まない

② 第28条の規定による自主測定結果報告まとめ (令和4年度分)

大気基準適用施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	ダイオキシン類測定値の範囲		
		排ガス	焼却灰	ばいじん
		(ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	(ng-TEQ/g)	(ng-TEQ/g)
廃棄物焼却炉	9事業場(16施設)	0.00000018~1.3	0~0.11	0~1.3

水質基準対象施設

対象施設	測定報告事業場数 (施設数)	排水ダイオキシン類測定値の範囲 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	3事業場(3施設)	0.00031~0.00048

(5) 公害防止管理者等届出状況 (令和4年度末現在)

業種	特定工場数	公害防止統括者	公害防止管理者														
			合計	大気関係				水質関係				騒音関係	粉じん関係	振動関係			
				小計	第1種	第2種	第3種	第4種	小計	第1種	第2種				第3種	第4種	
製造業	食料品	1	1	1	0					1				1			
			1	1	0					1				1			
			1	1	0					1				1			
	飲料・たばこ・飼料	2	2	2	2			1	1	0							
			2	2	2			1	1	0							
			2	2	2			1	1	0							
	石油製品・石炭製品	4	4	8	4			1	3	0						4	
			4	8	4			1	3	0						4	
			4	8	4			1	3	0						4	
	窯業・土石製品	11	5	11	0					0						11	
			6	11	0					0						11	
			6	11	0					0						11	
	金属製品	7	4	11	0					1		1		4		6	
			4	9	0					1		1		3		5	
			4	9	0					1		1		3		5	
電気機械器具	3	3	3	0					3		3						
		3	3	0					3		3						
		3	3	0					3		3						
輸送用機械器具	1	1	1	0					0						1		
		1	1	0					0						1		
		1	1	0					0						1		
その他	1	1	2	0					0				1		1		
		1	2	0					0				1		1		
		1	2	0					0				1		1		
小計	30	21	39	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	5	15	8	
		22	37	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	4	15	7	
		22	37	6	0	0	2	4	5	0	4	1	0	4	15	7	
エネルギー供給業	ガス業	0	0	0	0					0							
			0	0	0					0							
			0	0	0					0							
	熱供給業	5	4	5	5			1	4	0							
			5	5	5			1	4	0							
			5	5	5			1	4	0							
小計	5	4	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	5	5	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	35	25	44	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	5	15	8	
		27	42	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	4	15	7	
		27	42	11	0	0	3	8	5	0	4	1	0	4	15	7	

※公害防止統括者欄：

〔上段〕統括者（統括者代理人）の選任が必要な工場数、〔中段〕統括者数、〔下段〕統括者代理者数

※公害防止管理者欄：

〔上段〕管理者（管理者代理人）の選任が必要な工場数、〔中段〕管理者数、〔下段〕管理者代理者数

(6) P R T R 関係 (令和3年度)

福岡市内の化学物質排出量・移動量

区分	数値	全国比
届出事業所数	195	0.60%
届出排出量	486 トン	0.39%
届出移動量	63 トン	0.02%

届出排出量・移動量の内訳

区分	排出移動先	量(トン)
排出量	大気	447
	公共用水域	39
	土壌	0
	埋立(事業所内)	0
移動量	廃棄物	62
	下水道	0.2

業種別排出量・移動量

業種名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
製造業	27	346,106	26	0	0	346,131	172	35,864	36,036	382,166
燃料小売業	138	25,744	0	0	0	25,744	0	0	0	25,744
下水道業	7	0	37,974	0	0	37,974	0	0	0	37,974
石油卸売業	5	71,046	0	0	0	71,046	0	0	0	71,046
自動車整備業	3	489	0	0	0	489	0	0	0	489
一般廃棄物処理業 ※1	5	19	646	0	0	665	0	0	0	665
高等教育機関	3	1,148	0	0	0	1,148	0	20,700	20,700	21,848
熱供給業	2	14	0	0	0	14	0	0	0	14
倉庫業	2	2,340	0	0	0	2,340	0	0	0	2,340
電気業	1	20	0	0	0	20	0	0	0	20
商品検査業	1	0	0	0	0	0	0	2,000	2,000	2,000
医療業	1	0	0	0	0	0	0	3,800	3,800	3,800
全業種合計 ※2	195	446,925	38,646	0	0	485,571	172	62,364	62,535	548,106

※1 ごみ処分業に限る。

※2 全業種合計は端数処理のため、各項目の値を合計した値と異なることがある。

物質別排出量・移動量

物質名	届出数	届出排出量 (kg/年)					届出移動量 (kg/年)			届出排出・ 移動量合計 (kg/年)
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
ノルマルーヘキサン	144	208,887	0	0	0	208,887	0	6,333	6,333	215,220
トルエン	156	152,908	0	0	0	152,908	0	7,160	7,160	160,068
キシレン	164	45,449	0	0	0	45,449	89	15,577	15,666	61,115
エチルベンゼン	136	31,503	0	0	0	31,503	67	2,906	2,973	34,476
ほう素化合物	8	0	25,720	0	0	25,720	0	0	0	25,720
無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩 を除く。)	11	0	22	0	0	22	0	12,047	12,047	12,069
クロロホルム	3	325	0	0	0	325	0	6,700	6,700	7,025
マンガン 及びその化合物	9	0	6,491	0	0	6,491	0	0	0	6,491
塩化メチレン	9	420	5	0	0	425	0	5,200	5,200	5,625
ベンゼン	148	5,500	2	0	0	5,502	0	0	0	5,502
亜鉛の水溶性化合物	8	0	3,822	0	0	3,822	0	0	0	3,822
ダイオキシン類 ※2	8	40	1	0	0	41	0	3,663	3,664	3,705
ふっ化水素 及びその水溶性塩	10	11	2,320	0	0	2,331	2	0	2	2,333
1, 2, 4- トリメチルベンゼン	153	1,150	0	0	0	1,150	0	885	885	2,035
ニッケル化合物	3	0	7	0	0	7	13	1,820	1,833	1,840
アンチモン 及びその化合物	1	0	0	0	0	0	0	1,700	1,700	1,700
ホルムアルデヒド	1	3	0	0	0	3	0	1,400	1,400	1,403
その他	357	768	256	0	0	1,024	1	636	637	1,660
全物質合計 ※1	1,329	446,925	38,646	0	0	485,571	172	62,364	62,535	548,106

※1 全物質合計は端数処理のため、各項目の値を合計した値と異なることがある。

※2 ダイオキシン類の排出量・移動量の単位は mg-TEQ である。

## 環境の状況

### Ⅱ 自然・生物に関するデータ (自然環境調査等)

# 1 令和4年度ほ乳類・は虫類・両生類調査

福岡市における自然環境の現状を把握するとともに、保全・創造施策の基礎資料等とするため、福岡市域におけるほ乳類・は虫類・両生類の分布状況及び生息状況を調査しています。

令和4年度 ほ乳類、は虫類、両生類調査

No.	分類群	分類			調査手法			
		目	科	種	分布状況	トラップ	無人撮影	任意
1	ほ乳類	モグラ目（食虫目）	トガリネズミ科	ジネズミ		●		
2			モグラ科	ヒミズ		●		
3					コウベモグラ	●		●
4		コウモリ目（翼手目）	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ	●			
5				モモジロコウモリ	●			●
6			ヒナコウモリ科	アブラコウモリ				●
7				ユビナガコウモリ				●
8		ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	●		●	●
9		ネズミ目（齧歯目）	ネズミ科	アカネズミ		●		
10				ヒメネズミ		●		
11				カヤネズミ	●			●
12				ハツカネズミ		●		
13		ネコ目（食肉目）	アライグマ科	アライグマ	●		●	●
14			イヌ科	タヌキ	●		●	●
15				キツネ	●		●	
16			イタチ科	テン	●		●	●
17				シベリアイタチ	●			●
18				ニホンイタチ	●			
19				イタチ属※1	●		●	●
20				アナグマ	●			●
21			ウシ目（偶蹄目）	イノシシ科	イノシシ	●		●
22		シカ科		ニホンジカ	●			●
6目12科22種					14種	5種	8種	13種
1	は虫類	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	●	-	-	●
2				クサガメ	●	-	-	●
3			スマガメ科	ミシシippアカミミガメ	●	-	-	●
4			スッポン科	ニホンスッポン		-	-	●
5		有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	●	-	-	●
6				トカゲ科	ニホントカゲ	●	-	-
7			カナヘビ科	ニホンカナヘビ	●	-	-	●
8				ナミヘビ科	シマヘビ	●	-	-
9				アオダイショウ	●	-	-	●
10				ジムグリ	●	-	-	
11				シロマダラ	●	-	-	●
12				ヒバカリ	●	-	-	
13				ヤマカガシ	●	-	-	●
14				クサリヘビ科	ニホンマムシ	●	-	-
2目8科14種					13種	-	-	12種
1	両生類	有尾目	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	●	-	-	●
2				ブチサンショウウオ	●	-	-	
3			イモリ科	アカハライモリ	●	-	-	●
4		無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル		-	-	●
5				アマガエル科	ニホンアマガエル	●	-	-
6			アカガエル科	タゴガエル	●	-	-	●
7				ニホンアカガエル	●	-	-	●
8				ヤマアカガエル	●	-	-	
9			トノサマガエル	●	-	-		
10			ウシガエル	●	-	-	●	
11			ツチガエル	●	-	-	●	
12			スマガエル科	スマガエル	●	-	-	●
13			アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	●	-	-	●
14				カジガガエル	●	-	-	●
2目7科14種					13種	-	-	11種

※1 シベリアイタチとニホンイタチは、姿や痕跡（足跡、糞）が酷似しており、識別困難であるため、各部位の計測やDNA分析を行ったもの以外は「イタチ属」として扱った。  
また、種名は最新の分類を反映させるため、平成29年度の調査時から「イタチ→ニホンイタチ」、「チョウセンイタチ→シベリアイタチ」に変更した。  
※2 調査後の専門家ヒアリングにおいて、対象種として扱うべきとの指摘があったため、無人撮影調査で確認したデータのみを掲載した。  
※3 は虫類及び両生類は、トラップ調査及び無人撮影調査を実施していないため、「-」とした。

## 2 令和4年度外来生物調査結果一覧

特定外来生物に指定されているアライグマの生息状況等を把握するため、捕獲及びカメラ調査を実施しています。

調査対象地区		捕獲調査 (捕獲頭数)	カメラ調査
東区	蒲田	5	-
	志賀島	-	×
博多区	月隈	0	-
	金隈	1	-
中央区	小笹	-	×
南区	平和	1	-
	柏原	1	-
城南区	南片江	1	-
早良区	入部	3	-
	椎原	1	-
	板屋	2	-
	石釜	2	-
	曲渕	1	-
	田村	0	-
西区	金武	0	-
	羽根戸	3	-
	今宿	2	-
	飯氏	0	-

※×は生息が確認されなかった地点、-は調査を実施していない地点



### 3 カブトガニの保全及び生息調査

#### 標識調査

博多湾におけるカブトガニの生息数や生息域等を把握するため、毎年度6月から9月の4ヶ月間福岡市漁業協同組合の協力のもと、漁業中に捕獲されるカブトガニについて、捕獲数、捕獲場所の記録後、成体には標識を付け、海に再放流し、再度捕獲される数や捕獲場所等を調査しています。

年 度	種 別	雄	雌	計
平成 23 年度	標識個体数	77	53	130
	再捕獲個体数	53	13	66
平成 24 年度	標識個体数	16	16	32
	再捕獲個体数	7	0	7
平成 25 年度	標識個体数	22	19	41
	再捕獲個体数	2	0	2
平成 26 年度	標識個体数	9	3	12
	再捕獲個体数	8	3	11
平成 27 年度	標識個体数	37	14	51
	再捕獲個体数	3	0	3
平成 28 年度	標識個体数	49	17	66
	再捕獲個体数	12	0	12
平成 29 年度	標識個体数	15	14	29
	再捕獲個体数	12	1	13
平成 30 年度	標識個体数	38	22	60
	再捕獲個体数	10	6	16
令和 元 年度	標識個体数	197	58	255
	再捕獲個体数	70	13	83
令和 2 年度	標識個体数	98	66	164
	再捕獲個体数	42	8	50
令和 3 年度	標識個体数	95	50	145
	再捕獲個体数	17	2	19
令和 4 年度	標識個体数	156	85	241
	再捕獲個体数	30	12	42

※標識個体：新たに捕獲し標識を貼付した個体

再捕獲個体：捕獲時に既に標識が貼付されていた個体。2回以上再捕獲した個体を含む。

## 4 みどりの現状

平成21年5月に市民意見を反映して策定した「福岡市新・緑の基本計画」に基づき、みどり空間確保のための都市公園・街路樹の整備や、市の骨格を形成するみどりや良好なみどりを保全するための緑地保全地区・緑地保全林地区を指定しています。

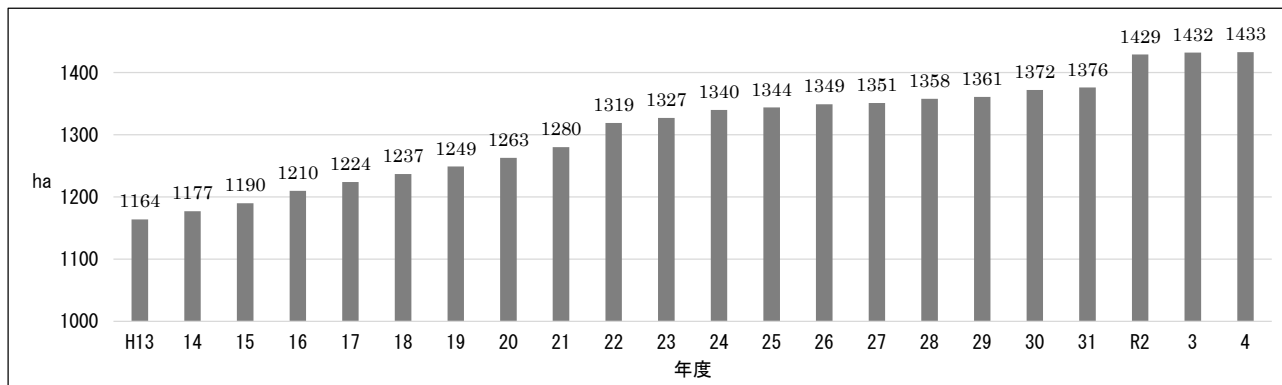
市街地においては、代表的なみどり空間として、大濠公園、舞鶴公園、南公園があり、都市公園の面積は年々増加しています。

### ●都市公園の状況

(令和5年3月31日現在)

区分	総計	住区基幹公園				都市基幹公園		特殊公園			大規模公園	都市緑地	緑道
		幼児	街区	近隣	地区	総合	運動	風致	歴史等	墓園			
箇所	1,697	656	711	75	10	9	6	13	4	3	1	184	25
面積(ha)	1,432.6	21.9	158.3	123.1	51.8	264.6	103.5	98.8	17.7	60.0	415.9	94.7	22.2

### ●都市公園面積の推移



### ●風致地区・特別緑地保全地区・緑地保全林地区・市民緑地・保存樹・緑地協定区域

(令和5年3月31日現在)

区分	風致地区		特別緑地保全地区		緑地保全林地区		市民緑地		保存樹 (本)	緑地協定区域	
	地区	面積(ha)	地区	面積(ha)	地区	面積(ha)	地区	面積(ha)		地区	面積(ha)
全市	12	441.3	71	117.5	18	3.40	1	2.8	1,678	15	47.3
東区	3	49.2	14	30.6	2	0.52	1	2.8	134	10	36.3
博多区	2	10.5	8	14.9	2	0.36	-	-	246	0	0
中央区	5	266.5	15	25.3	3	0.47	-	-	193	1	1.9
南区	1	89.0	22	28.5	6	1.09	-	-	247	0	0
城南区	-	-	2	2.3	1	0.15	-	-	80	1	2.1
早良区	-	-	3	5.6	2	0.48	-	-	366	3	7.0
西区	1	26.1	7	10.3	2	0.33	-	-	412	0	0

## 5 水辺環境

市街地の沿岸部は、ベイサイドプレイス博多埠頭やシーサイドももち海浜公園等を整備し、親水空間として活用されています。

市街地中心部を流れる河川は都会のオアシスとしての水辺空間であり、室見川や那珂川河畔の公園は日常生活圏の市民の憩いの場として利用されています。

## 環境の状況

### Ⅲ 廃棄物に関するデータ

# 1 ごみ処理事業

## (1) 現況

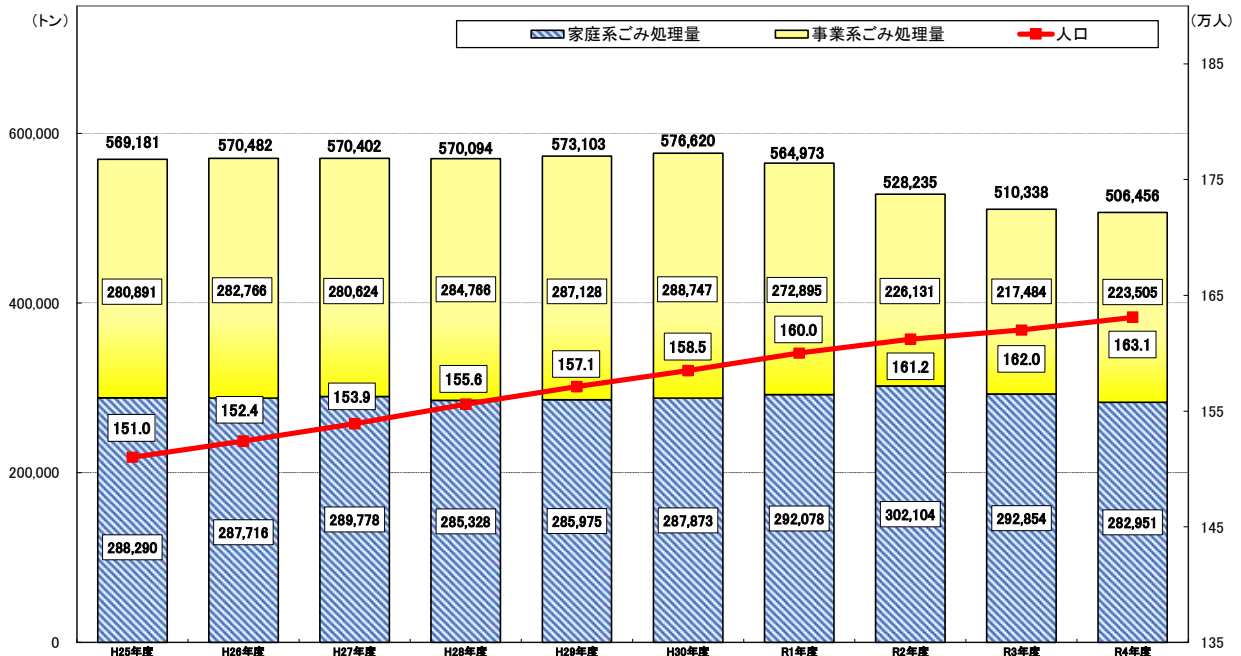
令和3年8月に策定した「循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」において、令和12年度までに、令和元年度に比べ、ごみ処理量を3.5万トン削減する目標を掲げており、目標の達成に向け、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、発生抑制、再使用に重点をおいた3Rの取組みを推進するとともに、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的に減量施策を実施しているところである。

令和4年度のごみ処理量は、家庭系ごみ約28万3千トン、事業系ごみ約22万3千トン、合計約50万6千トンとなり、前年度と比べて約4千トン減少した。

家庭系ごみについては、新聞や雑誌・広告等の古紙が減少したことやプラスチック資源循環促進法の施行を受け、市民、事業者の取組み等が進んだことなどから、処理量は前年度から約1万トン減少した。今後も引き続き、雑がみがリサイクルできることの認知度向上や家庭での食品ロス削減、マイバッグ・マイボトルの利用推進など、重点3品目に重点を置いた減量施策を実施していく必要がある。

事業系ごみについては、古紙の分別区分追加による資源化の推進や、自己搬入ごみの事前登録制度開始による適正排出などが進んだ一方で、経済活動の再開など新型コロナウイルス感染症の影響が縮小したことにより、前年度から約6千トン増加した。今後も古紙分別の適正排出を一層進めるとともに、「福岡エコ運動」等による食品ロス削減など、更なるごみ減量施策に取り組む必要がある。

### ごみ処理量の推移



※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

市民1人1日あたりのごみ処理量（家庭系ごみ原単位）及び1事業所1日あたりのごみ処理量（事業系ごみ原単位）  
(g/人・日)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
家庭系ごみ原単位	523	517	515	502	499	498	499	513	495	475

(kg/所・日)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業系ごみ原単位	15.5	15.2	14.6	14.5	14.1	13.8	12.6	10.3	9.6	9.6

## (2) ごみの収集・搬入

### ① 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみについては、次の4つに分別し、収集を行っている。

また、可燃ごみ、不燃ごみ、空きびん・ペットボトルについて、希望する市民に、平成20年10月からはごみ出し日をお知らせするメール配信サービス、平成29年4月からはLINEを活用した情報配信サービスを実施している。

#### ア 可燃ごみ

家庭から排出される台所のごみなどの可燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和5年4月現在計162台の委託収集車で夜間収集を行っている。

#### イ 不燃ごみ

家庭から排出される缶などの不燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和5年4月現在計29台の委託収集車で夜間収集を行っている。

#### ウ 粗大ごみ

家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話、インターネット又はLINEで粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券(有料)(手数料をオンラインで納付する場合は必要事項を記入した紙)を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出し、令和5年4月現在計43台の委託収集車で昼間収集を行っている。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス(有料)を実施している。

(平成17年10月から土曜日収集を開始し、週6日の収集体制。)

#### エ 空きびん・ペットボトル

家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和5年4月現在計28台の委託収集車で夜間収集を行っている。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者に引き渡している。

### ② 事業系ごみ

#### ア 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみについては、ごみが識別できる容器(可燃用・不燃用・古紙用)により排出し、収集については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者13業者の収集車139台で、主に夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか産業廃棄物許可業者へ委託して処理している。

#### イ 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみについては、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者により昼間収集している。

### ③ 公共系ごみ

#### ア 道路清掃等

昭和42年7月から、市内主要幹線道路について、ロードスweepによる清掃（委託）を開始し、令和5年4月現在10台、対象路線370.4kmで実施している。

また、ロードスweepによる清掃が困難な市街地等については、昭和47年から人力による清掃（委託）を開始し、令和5年4月現在、対象路線は78.8kmとなっている。

#### イ 河川清掃

昭和30年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃（委託）を実施しており、令和5年4月現在清掃船3隻で、市街地を流れる那珂川2.5km（那の津大橋～柳橋）、御笠川1.5km（千鳥橋～緑橋）、博多川1.3km（全域）の3河川5.3kmについて月に21日清掃を行っている。

#### ウ 堆積ごみ（不法投棄ごみ等）

不法投棄、町内清掃、ボランティア清掃、災害等で発生した堆積ごみについては、各区役所及び委託業者が収集している。

#### エ 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは1体1,000円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、委託業者が収集している。

### ④ 自己搬入ごみ

市民や事業者によって、工場や埋立場等に直接持ち込まれる一般廃棄物に加え、市の条例で定める産業廃棄物（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するものに限る）が市内において排出した産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、繊維くず等）を有料で受け入れている。

### ⑤ 市外受託ごみ

廃棄物処理などで相互協力関係にある自治体については、次のとおり処理を受託している。

久山町 昭和40年11月から可燃ごみ、昭和63年4月から不燃ごみの処理受託

那珂川市 昭和53年7月から不燃ごみの処理受託

⑥ 参考図表

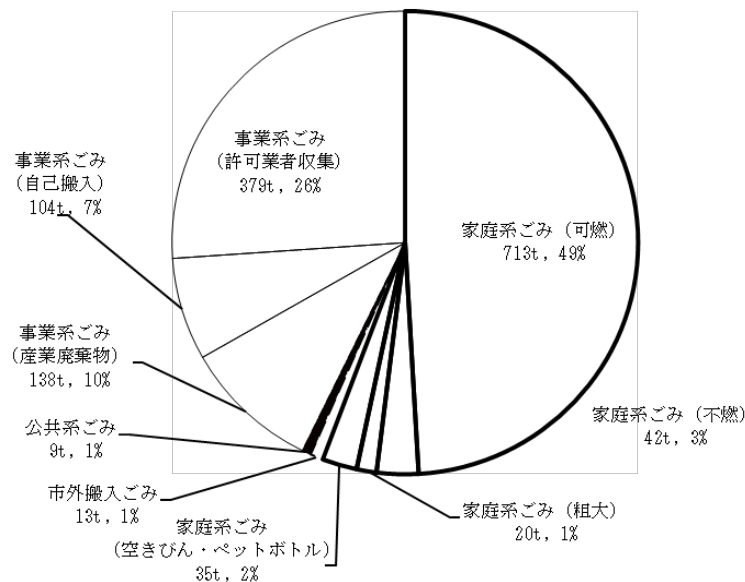
ア 収集運搬計画

ごみ収集対象世帯数 862,548世帯（令和5年4月現在）

区分	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先	
家庭系ごみ	可燃ごみ	市（委託）	本市の域	週2回	戸別収集（集合住宅等はステーション収集）	工場
	不燃ごみ			月1回		資源化センター
	空きびん・ペットボトル			月1回		びん・ペットボトル中継保管施設 又は西部選別処理施設
	粗大ごみ			申込の都度		工場又は資源化センター又は3Rステーション
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者又は排出者	本市の域	随時	戸別収集又は自己搬入	工場又は埋立場 一部については資源化センター
	不燃ごみ					許可業者、排出者又は収集運搬業者
公共系ごみ	道路清掃ごみ	市（委託）	主要幹線道路等	週6回～月1回	/	工場又は埋立場 一部については資源化センター
	街路清掃ごみ			月3回～月1回		
	河川清掃ごみ			那珂川 博多川 御笠川		
	不法投棄等の堆積ごみ	市（委託）	随時	焼却処理施設		
	犬猫等の死体	市（委託）及び許可業者	本市の域			随時

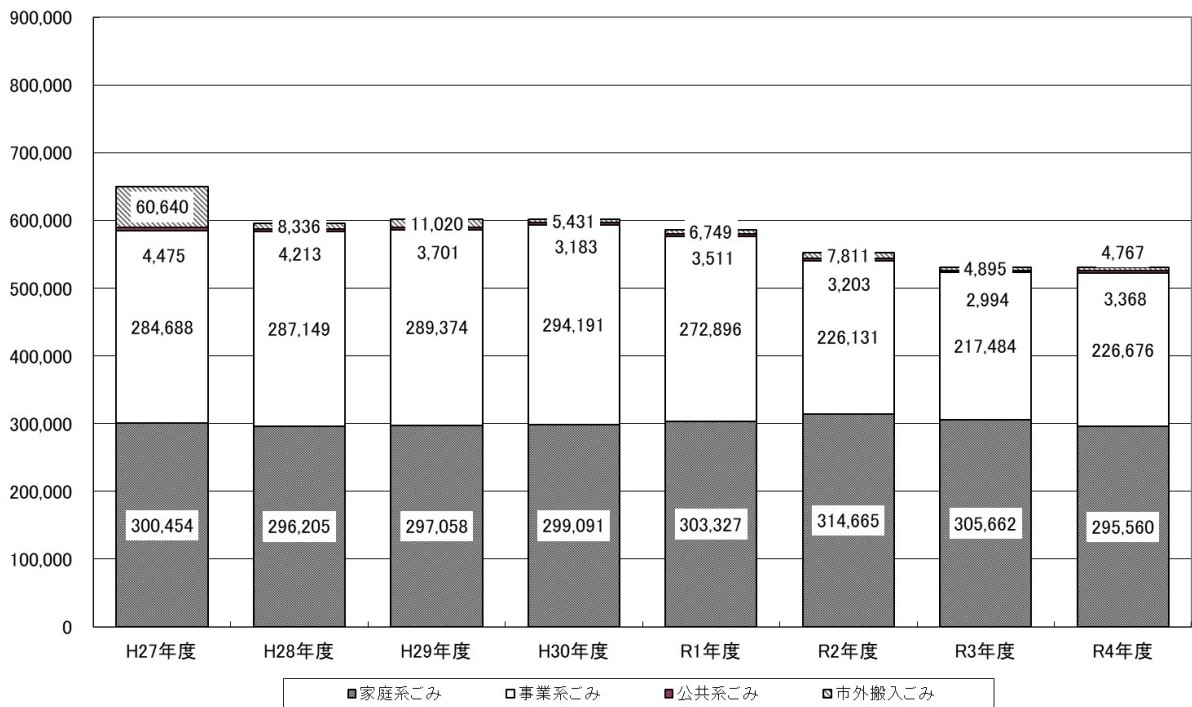
イ ごみ排出形態別収集搬入量比（令和4年度実績）

福岡市に搬入されるごみ量は日量換算で1,453 tである。その形態別の収集搬入量は以下のように分類される。



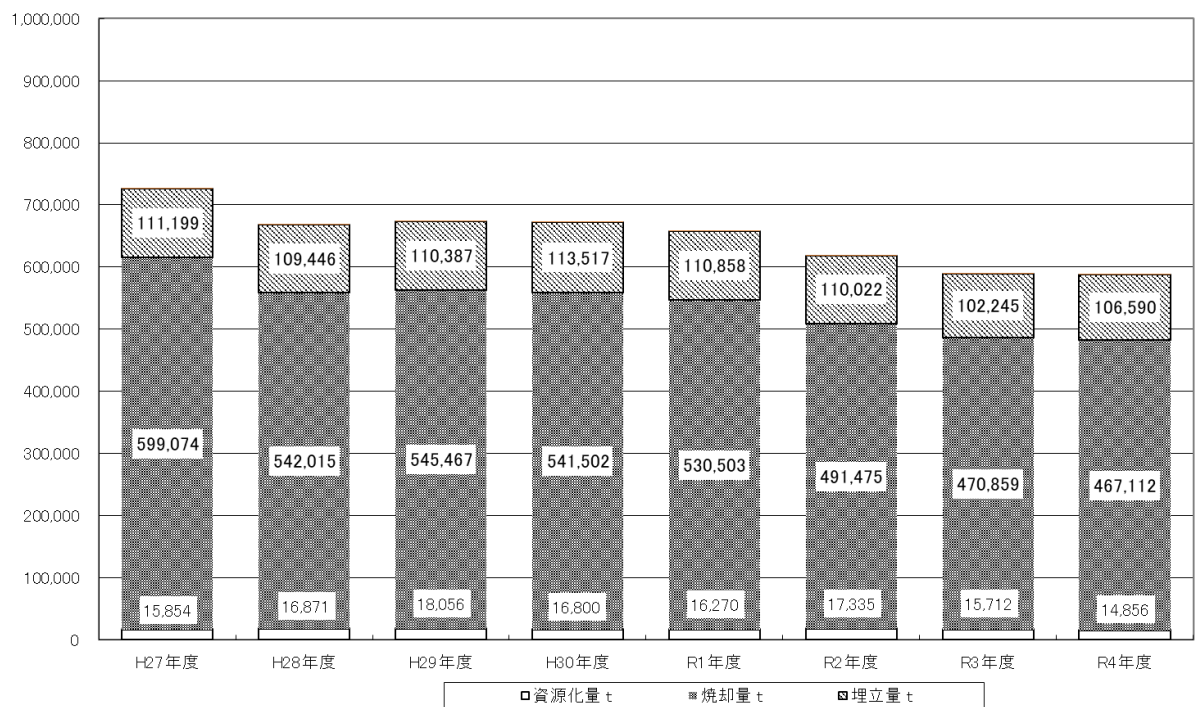
## ウ ごみ収集・搬入量（形態別）の推移

収集・搬入量(t)



## エ ごみ処理・処分量の推移

処理・処分量





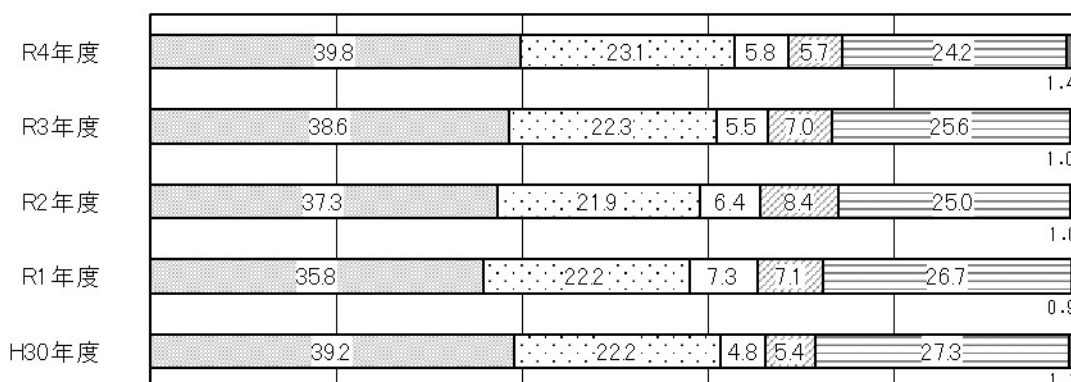
オ ごみの組成・発熱量

(ア) 可燃ごみの組成及び発熱量 (家庭ごみ、事業系ごみ) (単位：%)

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
紙類		44.1(39.2)	40.8(35.8)	40.8(37.3)	42.7(38.6)	40.7(39.8)
高分子類		29.4(22.2)	29.5(22.2)	28.3(21.9)	29.2(22.3)	29.9(23.1)
木片・わら類		4.0(4.8)	6.3(7.3)	5.6(6.4)	4.6(5.5)	5.5(5.8)
繊維類		6.8(5.4)	9.6(7.1)	11.0(8.4)	9.0(7.0)	7.1(5.7)
雑物		13.9(27.3)	12.3(26.7)	12.6(25.0)	13.1(25.6)	14.6(24.2)
不燃物		1.8(1.1)	1.5(0.9)	1.7(1.0)	1.4(1.0)	2.2(1.4)
計		100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
水分		39.8	40.6	40.2	38.4	39.9
低位発熱量 (kJ/kg)		11,900	11,900	11,700	12,500	11,800
" (kcal/kg)		2,840	2,830	2,800	2,990	2,820

組成は乾組成%で、( )内は、湿組成%である。

資料：本市各工場のごみ分析結果をそれぞれの焼却量で加重平均したもの。



■紙類(湿組成) ■高分子類(湿組成) ■木片・わら類(湿組成) ■繊維類(湿組成) ■雑物(湿組成) ■不燃物(湿組成)

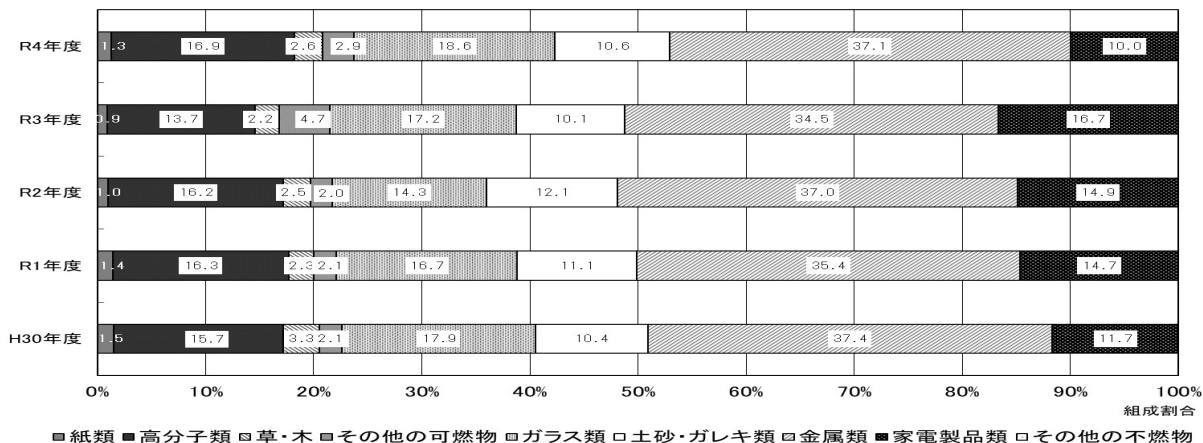
(イ) 不燃ごみの組成 (家庭ごみ、事業系ごみ)

(単位：%)

区分	年度	H30	R1	R2	R3	R4
紙類		1.5	1.4	1.0	0.9	1.3
高分子類		15.7	16.3	16.2	13.7	16.9
草・木		3.3	2.3	2.5	2.2	2.6
その他の可燃物		2.1	2.1	2.0	4.7	2.9
ガラス類		17.9	16.7	14.3	17.2	18.6
土砂・ガレキ類		10.4	11.1	12.1	10.1	10.6
金属類		37.4	35.4	37.0	34.5	37.1
家電製品類		11.7	14.7	14.9	16.7	10.0
その他の不燃物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		100	100	100	100	100

組成は湿組成%である。

資料：本市各資源化センターのごみ分析結果をそれぞれの処理量で加重平均したもの。



■紙類 ■高分子類 ■草・木 ■その他の可燃物 ■ガラス類 ■土砂・ガレキ類 ■金属類 ■家電製品類 ■その他の不燃物

カ ごみ処理量の内訳

(単位：トン)

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
家庭ごみ	可燃ごみ	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	268,065	260,306	
	不燃ごみ	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	17,041	15,275	
	粗大ごみ	可燃	1,651	1,649	1,740	1,742	1,883	2,175	2,380	2,924	2,805	2,648
		不燃	2,212	2,261	2,512	2,754	2,889	3,433	3,888	4,727	4,943	4,722
	計		288,290	287,716	289,778	285,328	285,975	287,873	292,078	302,104	292,854	282,951
	人口(人) (10月1日現在推計人口)		1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,555,731	1,571,091	1,585,307	1,600,463	1,612,392	1,619,585	1,631,409
家庭ごみ原単位 (g/人・日)		523	517	515	502	499	498	499	513	495	475	
事業系ごみ	一般廃棄物	可燃ごみ	219,804	220,869	219,682	221,581	211,691	207,914	199,222	159,284	153,588	160,019
		不燃ごみ	21,440	20,219	19,659	20,914	17,775	17,511	17,737	14,476	12,824	13,022
	産業廃棄物	可燃ごみ	32,993	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	30,944	28,339
		不燃ごみ	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448	15,315	14,954	17,449	20,128	22,125
計		280,891	282,766	280,624	284,766	287,128	288,747	272,895	226,131	217,484	223,505	
可燃ごみ計		526,296	526,366	524,415	520,605	523,467	523,921	511,380	471,796	455,402	451,312	
不燃ごみ計		42,885	44,116	45,987	49,489	49,636	52,699	53,593	56,439	54,936	55,144	
合計		569,181	570,482	570,402	570,094	573,103	576,620	564,973	528,235	510,338	506,456	

※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

キ ごみのリサイクル量の内訳

(単位：トン)

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
家庭	地域集団回収等	33,382	32,273	30,505	28,210	26,149	24,412	23,294	20,845	19,635	18,679
	公共施設での拠点回収 (空き缶、空きびん・ペットボトルを除く)	1,916	1,880	1,791	1,662	1,542	1,486	1,460	1,440	1,445	1,370
	新聞社自主回収	9,781	5,947	6,223	7,390	6,667	6,339	5,799	5,181	4,902	4,595
	空きびん・ペットボトルの資源化	6,513	6,445	6,529	6,728	7,205	7,284	7,298	7,311	7,211	7,506
	スーパーマーケット等による店頭回収	1,049	1,556	1,471	977	1,898	2,754	2,927	2,066	3,236	2,671
	鉄・アルミの資源化(C)	3,977	4,695	4,428	5,023	5,715	5,989	6,347	8,175	6,698	5,566
	廃食用油のボックス回収(公民館)	1	1	1	2	2	3	2	2	2	2
	蛍光管・乾電池のボックス回収(家電量販店等)	—	—	9	20	25	38	42	42	49	37
	使用済小型家電回収			45	46	57	84	104	132	104	100
	小計		56,619	52,797	51,002	50,058	49,260	48,389	47,273	45,194	43,282
事業系	大規模事業者の古紙回収	76,400	79,300	77,400	77,900	76,500	75,500	72,900	68,600	70,000	69,922
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進	80,174	81,354	94,186	92,400	98,251	96,859	86,543	77,338	87,202	72,579
	市庁舎内古紙回収	1,562	1,562	1,585	1,523	1,447	1,605	1,696	1,723	1,784	1,676
	市直営資源回収(空きびん・ペットボトル)	39	30	31	34	29	27	21	22	24	26
	公共施設資源回収(蛍光管・乾電池)	13	12	9	9	9	9	8	7	8	6
	緑のリサイクル	3,832	4,110	4,043	2,358	2,227	5,471	9,959	11,638	14,126	14,702
	鉄・アルミの資源化(C)	2,440	2,766	2,747	2,815	2,767	2,626	2,508	1,800	1,792	1,773
	工場での古紙回収(C)	212	216	193	176	153	134	110	39	0	0
	食品残さの回収	7,542	7,974	9,120	9,135	9,838	9,535	8,879	6,683	7,725	9,532
	大規模事業者の食用油回収										690
	大規模事業者のプラスチック類回収										4,343
	事業所資源回収(古紙、食品残さを除く)	20,000	19,100	19,300	17,400	16,700	17,200	17,700	14,900	15,300	5,457
	小計		192,214	196,424	208,614	203,750	207,921	208,966	200,324	182,750	197,961
ごみのリサイクル量(A) (上記項目の合計)		248,833	249,221	259,616	253,808	257,181	257,355	247,597	227,944	241,243	221,232
ごみ処理量(B) (空きびん・ペットボトルの残渣等を含む)		572,791	574,364	574,541	574,219	576,953	580,509	568,919	533,477	515,925	511,550
ごみ発生量(A+B-C=D)		814,995	815,908	826,789	820,013	825,499	829,115	807,551	751,407	748,678	725,443
ごみのリサイクル率(A/D)		30.5%	30.5%	31.4%	31.0%	31.2%	31.0%	30.7%	30.3%	32.2%	30.5%

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量(B)に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

※大規模事業者の食用油回収は令和3年度までは食品残さの回収等に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

※大規模事業者のプラスチック類回収は令和3年度までは事業所資源回収(古紙、食品残さを除く)に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

(3) ごみ処理量の推移

① ごみ区分別

年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
総 人 口 (10月1日現在推計人口)		1,509,842	1,524,053	1,538,681	1,555,731	1,571,091	1,585,307	1,600,463	1,612,392	1,619,585	1,631,409		
収集搬入量	① 家庭系ごみ	可燃ごみ	委 託	271,848	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	268,065	260,306
		不燃ごみ	委 託	12,579	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	17,041	15,275
		粗大ごみ	委 託	3,863	3,910	4,252	4,496	4,772	5,608	6,268	7,651	7,748	7,370
		資源ごみ	委 託等	10,125	10,330	10,676	10,877	11,083	11,218	11,249	12,561	12,808	12,609
		計		298,415	298,046	300,454	296,205	297,058	299,091	303,327	314,665	305,662	295,560
		(割合)	54.5%	54.5%	54.8%	54.3%	55.8%	56.2%	57.9%	64.0%	64.3%	62.2%	
	② 事業系ごみ	一般廃棄物	直 営	4,248	4,258	3,214	3,212	2,982	1,670	211	0	0	0
			許 可	166,625	165,391	164,837	162,735	161,755	161,096	160,858	126,879	127,707	138,434
			自 搬	70,371	71,439	71,290	76,548	64,729	66,035	55,890	46,881	38,705	37,778
		資源ごみ	直 営	83	55	46	41	26	8	1	0	0	0
			委 託	3	2	1	1	1	1	0	0	0	0
			許 可	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			自 搬	3,796	4,093	4,017	2,341	2,219	717	0	0	0	0
		計		245,127	245,238	243,405	244,878	231,712	229,527	216,960	173,760	166,412	176,212
		(割合)	44.8%	44.8%	44.4%	44.9%	43.5%	43.2%	41.4%	35.3%	35.0%	37.1%	
	③ 公共系ごみ	堆積ごみ	直 営	1,220	1,259	1,145	1,086	814	252	241	76	64	50
			委 託	1,668	1,861	2,212	2,235	2,133	2,187	2,450	2,262	2,228	2,549
		計		2,888	3,120	3,357	3,321	2,947	2,439	2,691	2,338	2,292	2,599
		道路・街路くずかご清掃ごみ	委 託	753	700	910	748	693	684	754	805	651	718
		河川清掃ごみ	委 託	225	244	208	144	61	60	66	60	51	51
		計		3,866	4,064	4,475	4,213	3,701	3,183	3,511	3,203	2,994	3,368
		(割合)	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	
	④ (①+②+③)	一般廃棄物 市内収集搬入合計	可燃	496,218	495,261	496,097	492,688	482,251	479,547	473,577	439,719	427,215	426,064
			不燃	37,170	37,598	37,494	39,343	36,887	40,307	38,969	39,346	35,043	36,465
			資源ごみ	14,020	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611
		計		547,408	547,348	548,334	545,296	532,472	531,801	523,798	491,628	475,068	475,140
		(割合)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
⑤ 産業廃棄物 自己搬入量	可燃	32,993	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	30,944	28,339		
	不燃	6,654	7,452	9,485	10,953	13,448	16,657	14,954	17,449	20,128	22,125		
	資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計		39,647	41,678	41,283	42,271	57,662	64,664	55,936	52,371	51,072	50,464		
⑥ (④+⑤)	市内収集搬入 総合計	可燃	529,211	529,487	527,895	524,006	526,464	527,554	514,559	474,641	458,159	454,403	
		不燃	43,824	45,051	46,979	50,296	50,335	56,964	53,923	56,795	55,171	58,590	
		資源ごみ	14,020	14,488	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	
		計		587,055	589,026	589,617	587,567	590,133	596,465	579,734	543,999	526,140	525,604
⑦ 市外搬入量	市外搬入量	可燃	90,919	90,541	60,107	7,825	10,498	4,892	6,156	7,198	4,350	4,240	
		不燃	477	468	533	511	522	539	593	613	545	527	
		資源ごみ	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計		91,396	91,010	60,640	8,336	11,020	5,431	6,749	7,811	4,895	4,767
⑥+⑦ 収集搬入総量	収集搬入総量	可燃	620,130	620,028	588,002	531,831	536,961	532,446	520,715	481,839	462,509	458,643	
		不燃	44,301	45,519	47,512	50,807	50,858	57,503	54,516	57,408	55,716	59,117	
		資源ごみ	14,020	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	
		計		678,451	680,036	650,257	595,903	601,153	601,896	586,483	551,810	531,035	530,371
処理に伴い発生する廃棄物	不燃ごみからの破砕可燃物	6,702	7,636	8,471	8,857	7,375	7,875	8,508	8,128	6,723	6,889		
	焼却灰等	81,802	82,706	76,846	71,921	72,789	70,504	71,277	65,762	60,111	61,162		
処理・処分量	焼 却	628,058	629,689	599,074	542,015	545,467	541,502	530,503	491,475	470,859	467,112		
	埋 立	115,519	116,293	111,199	109,446	110,387	113,517	110,858	110,022	102,245	106,590		
	資源化	16,243	16,666	15,854	16,871	18,056	16,800	16,270	17,335	15,712	14,856		
	計		759,820	762,648	726,127	668,332	673,910	671,819	657,631	618,832	588,816	588,558	

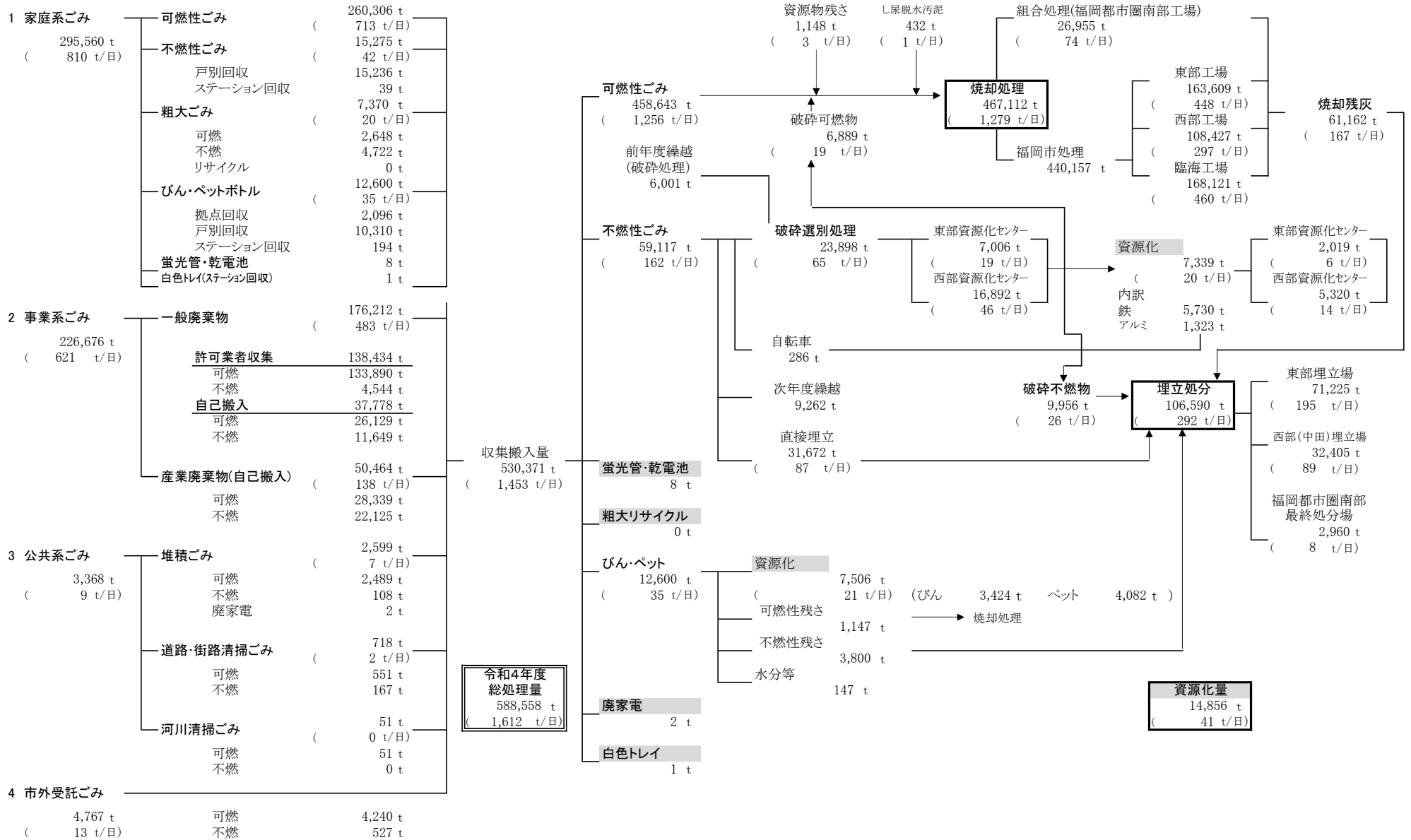
② 収集形態別

(単位：t)

年度	区分	市内分収集搬入量						市外からの搬入	焼却灰	その他 (不燃物譲渡等)	総量		対前年度比 (%)
		計	直営	委託	許可	自己搬入	うち産業廃棄物				合計	日量	
H25	合計	587,055	5,551	301,064	166,626	113,814	39,647	91,396	81,802	△ 433	759,820	2,082	100.9
	可燃物	529,211	3,286	275,827	160,713	89,385	32,993	90,919	—	—	620,130	1,699	99.9
	不燃物	43,824	2,172	15,107	5,912	20,633	6,654	477	81,802	△ 325	125,778	345	106.2
	資源ごみ	14,020	93	10,130	1	3,796	0	0	—	△ 108	13,912	38	102.3
H26	合計	589,026	5,572	300,853	165,391	117,210	41,678	91,010	82,706	△ 94	762,648	2,090	100.4
	可燃物	529,487	3,424	273,782	159,623	92,658	34,226	90,541	—	—	620,028	1,699	100.0
	不燃物	45,051	2,085	16,739	5,768	20,459	7,452	468	82,706	50	128,275	351	102.0
	資源ごみ	14,488	63	10,332	0	4,093	0	1	—	△ 144	14,345	40	103.1
H27	合計	589,617	4,405	303,785	164,837	116,590	41,283	60,640	76,846	△ 976	726,127	1,984	95.2
	可燃物	527,895	2,896	275,852	159,082	90,065	31,798	60,107	—	—	588,002	1,607	94.8
	不燃物	46,979	1,460	17,256	5,755	22,508	9,485	533	76,846	△ 886	123,472	337	96.3
	資源ごみ	14,743	49	10,677	0	4,017	0	0	—	△ 90	14,653	40	102.1
H28	合計	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	71,921	44	667,868	1,830	92.0
	可燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	—	531,831	1,457	90.4
	不燃物	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	511	71,921	181	122,909	337	99.5
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	△ 137	13,128	36	89.6
H29	合計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	△ 512	669,951	1,835	100.3
	可燃物	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	—	536,962	1,471	101.0
	不燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	△ 428	119,739	328	97.4
	資源ごみ	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	△ 85	13,249	36	100.9
H30	合計	596,465	2,152	301,801	161,096	131,416	64,664	5,431	70,504	0	672,400	1,842	100.4
	可燃物	527,555	1,352	270,688	155,818	99,697	48,007	4,892	0	—	532,447	1,459	99.2
	不燃物	56,963	568	20,115	5,278	31,002	16,657	539	70,504	0	128,006	350	106.9
	資源ごみ	11,947	232	10,998	0	717	0	0	0	0	11,947	33	90.2
R1	合計	579,734	637	306,413	160,858	111,826	55,936	6,749	71,277	0	657,760	1,797	97.8
	可燃物	514,559	341	274,192	155,565	84,461	40,982	6,156	—	—	520,715	1,423	97.8
	不燃物	53,923	110	21,155	5,293	27,365	14,954	593	71,277	0	125,793	343	98.3
	資源ごみ	11,252	186	11,066	0	0	0	0	—	0	11,252	31	94.2
R2	合計	543,999	76	317,792	126,879	99,252	52,371	7,811	65,762	0	617,572	1,691	94.1
	可燃物	474,641	65	280,370	122,913	71,293	34,922	7,198	—	—	481,839	1,320	92.8
	不燃物	56,795	9	24,861	3,966	27,959	17,449	613	65,762	0	123,170	337	98.3
	資源ごみ	12,563	2	12,561	0	0	0	0	—	0	12,563	34	109.7
R3	合計	526,140	64	308,592	127,707	89,777	51,072	4,895	60,111	0	591,146	1,619	95.7
	可燃物	458,159	43	273,584	123,601	60,931	30,944	4,350	—	—	462,509	1,267	96.0
	不燃物	55,171	19	22,200	4,106	28,846	20,128	545	60,111	0	115,827	317	94.1
	資源ごみ	12,810	2	12,808	0	0	0	0	—	0	12,810	35	102.9
R4	合計	525,604	50	298,878	138,434	88,242	50,464	4,767	61,162	0	591,533	1,620	100.1
	可燃物	454,403	39	266,006	133,890	54,468	28,339	4,240	—	—	458,643	1,256	99.1
	不燃物	58,590	9	20,263	4,544	33,774	22,125	527	61,162	0	120,279	329	103.8
	資源ごみ	12,611	2	12,609	0	0	0	0	—	0	12,611	35	100.0

※直営：令和元年度以前は、環境事業所及び区生活環境課の搬入分。令和2年度以降は、区生活環境課の搬入分のみ。

(4) 令和4年度ごみ処理実績

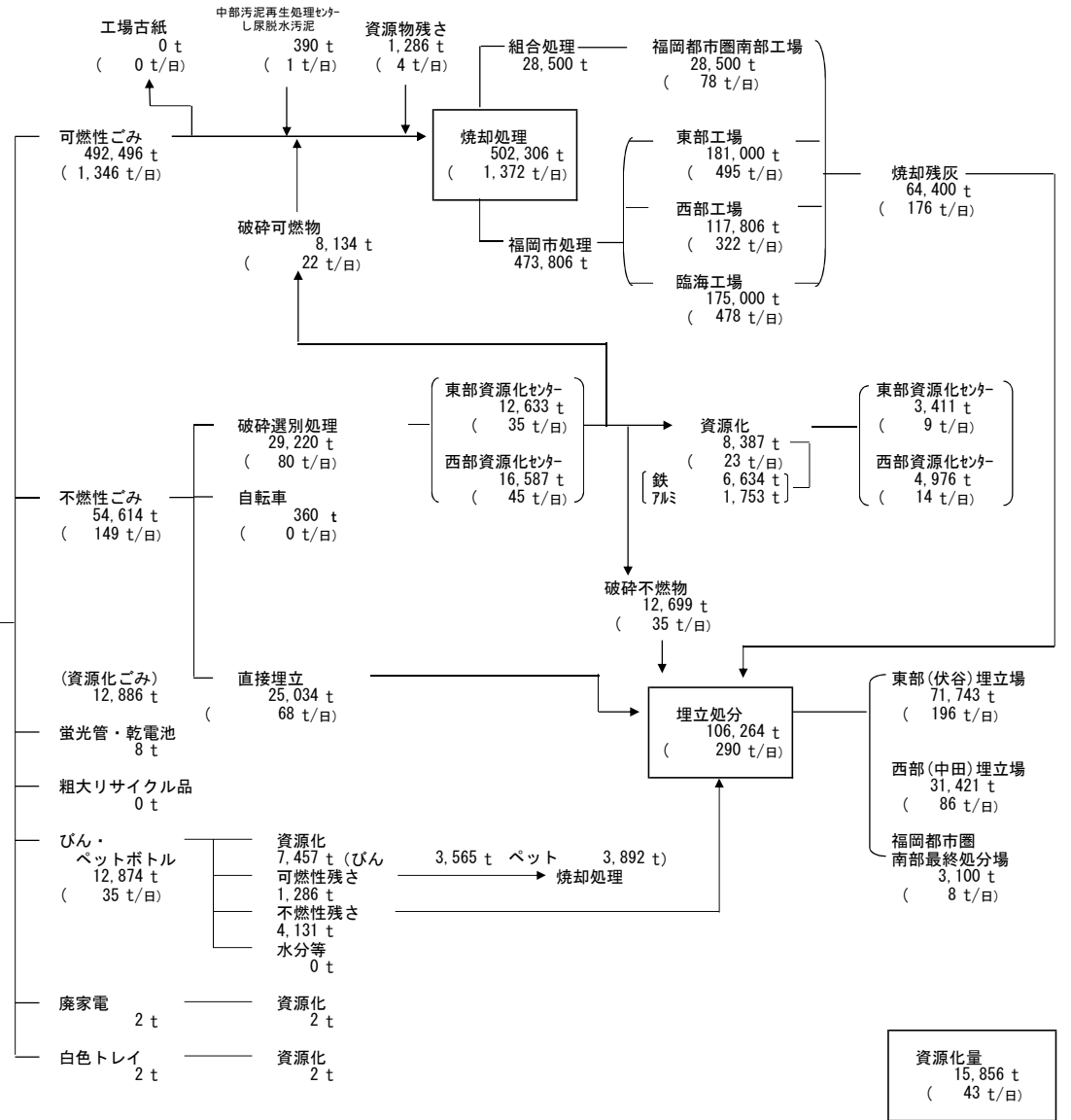


(5) 令和5年度ごみ処理見込

1 家庭系ごみ 307,471 t ( 840 t/日)	可燃性ごみ	269,651 t ( 737 t/日)
	不燃性ごみ	17,142 t ( 47 t/日)
	粗大ごみ	7,794 t ( 21 t/日)
	可燃	2,822 t
	不燃	4,972 t
	リサイクル	0 t
	びん・ペットボトル	12,874 t ( 35 t/日)
	戸別回収	10,565 t
	民間協力店	2,111 t
	公共施設	198 t
蛍光管・乾電池	8 t	
白色トレイ(公共施設等回収)	2 t	
2 事業系ごみ 244,505 t ( 668 t/日)	一般廃棄物	188,749 t ( 516 t/日)
	許可業者収集	142,038 t
	可燃	136,745 t
	不燃	5,293 t
	自己搬入	46,711 t
	可燃	35,396 t
	不燃	11,315 t
	産業廃棄物	55,756 t ( 152 t/日)
	可燃	40,802 t
	不燃	14,954 t
3 公共系ごみ 3,020 t ( 8 t/日)	堆積ごみ	2,300 t ( 6 t/日)
	可燃	2,197 t
	不燃	101 t
	廃家電	2 t
	道路・街路清掃ごみ	660 t ( 2 t/日)
	可燃	524 t
	不燃	136 t
	河川清掃ごみ	60 t ( 0 t/日)
	可燃	59 t
	不燃	1 t
4 市外搬入ごみ 5,000 t ( 14 t/日)	可燃	4,300 t
	不燃	700 t

令和5年度  
総処理量  
624,426 t  
( 1,706 t/日)

収集搬入量  
559,996 t  
( 1,530 t/日)



資源化量  
15,856 t  
( 43 t/日)

1 1日当たりは、366日換算。  
 2 総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。  
 3 単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

## (6) ごみ処理コスト(令和3年度一般家庭ごみ)

収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※令和3年10月1日現在の推計人口 1,619,585 人

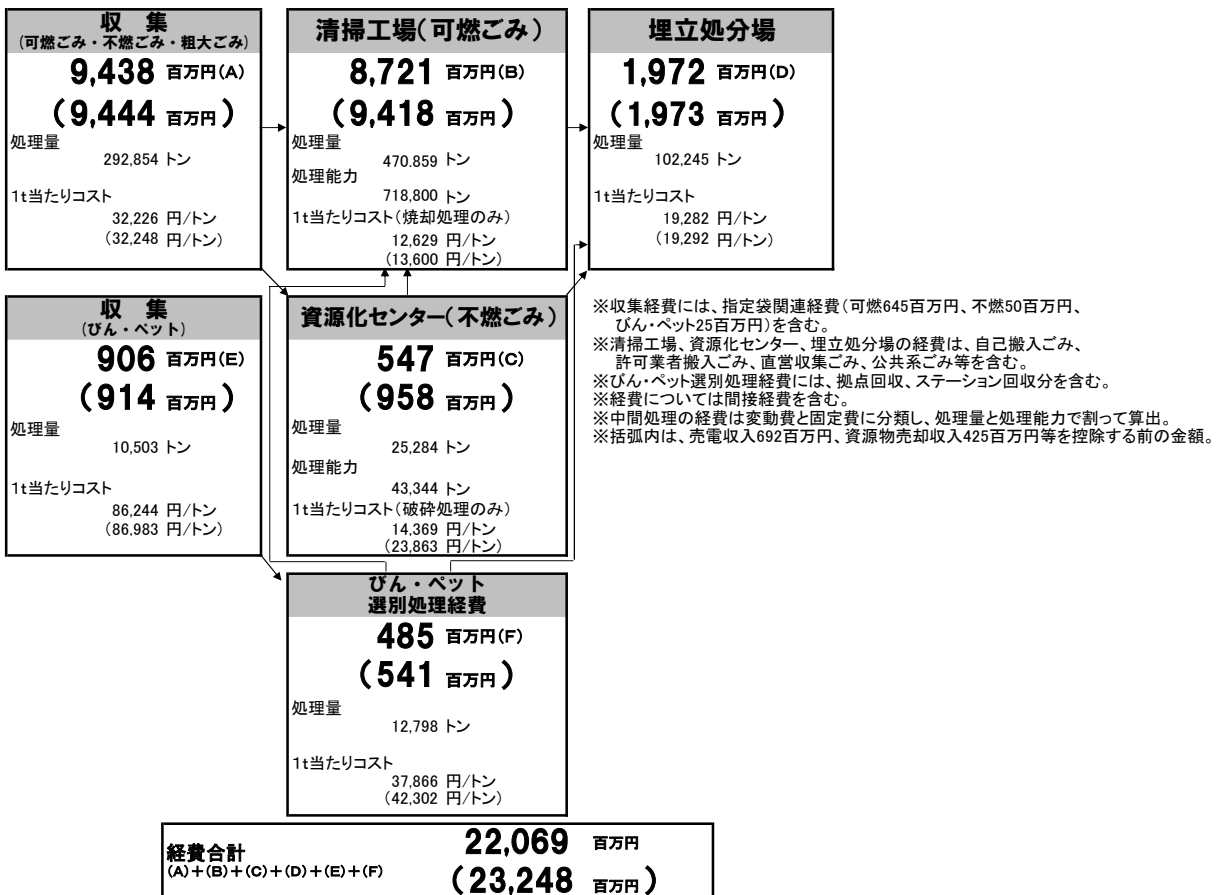
		収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り(45L)
収集量1t当り	可燃ごみ	28,421 円 (28,439 円)	12,629 円 (13,600 円)	2,462 円	<b>43,512 円</b> <b>(44,501 円)</b>	170 円/袋 (174 円/袋)
	不燃ごみ	52,196 円 (52,231 円)	19,948 円 (29,442 円)	8,605 円	<b>80,749 円</b> <b>(87,329 円)</b>	337 円/袋 (377 円/袋)
	粗大ごみ	119,976 円 (120,069 円)	17,298 円 (23,707 円)	6,381 円	<b>143,655 円</b> <b>(151,646 円)</b>	
	びん・ペット	86,244 円 (86,982 円)	37,866 円 (42,302 円)	2,925 円	<b>127,035 円</b> <b>(129,236 円)</b>	211 円/袋 (215 円/袋)
市民1人当り	可燃ごみ	4,704 円 (4,707 円)	2,090 円 (2,251 円)	407 円	7,201 円 (7,365 円)	※1袋当り、 可燃ごみ3.91kg 不燃ごみ4.17kg びん・ペット1.66kgで換算 (令和元年度家庭系ごみ袋の 重量調査結果より) ※括弧内は、売電収入692百万 円、資源物売却収入425百万 円等を控除する前の金額。
	不燃ごみ	549 円 (550 円)	210 円 (310 円)	91 円	850 円 (951 円)	
	粗大ごみ	574 円 (574 円)	83 円 (113 円)	31 円	688 円 (726 円)	
	びん・ペット	559 円 (564 円)	246 円 (274 円)	19 円	824 円 (838 円)	
	計	6,386 円 (6,388 円)	2,629 円 (2,944 円)	548 円	9,563 円 (9,880 円)	

### 【参考資料】

#### 1 家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
<b>7,619</b> 百万円	<b>889</b> 百万円	<b>930</b> 百万円	<b>9,438</b> 百万円
268,065 トン	17,041 トン	7,748 トン	292,854 トン
28,421 円/トン	52,196 円/トン	119,976 円/トン	32,226 円/トン

#### 2 ごみ処理経費



# ごみ処理コスト(令和4年度一般家庭ごみ)

## 収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※令和4年10月1日現在の推計人口 1,631,409 人

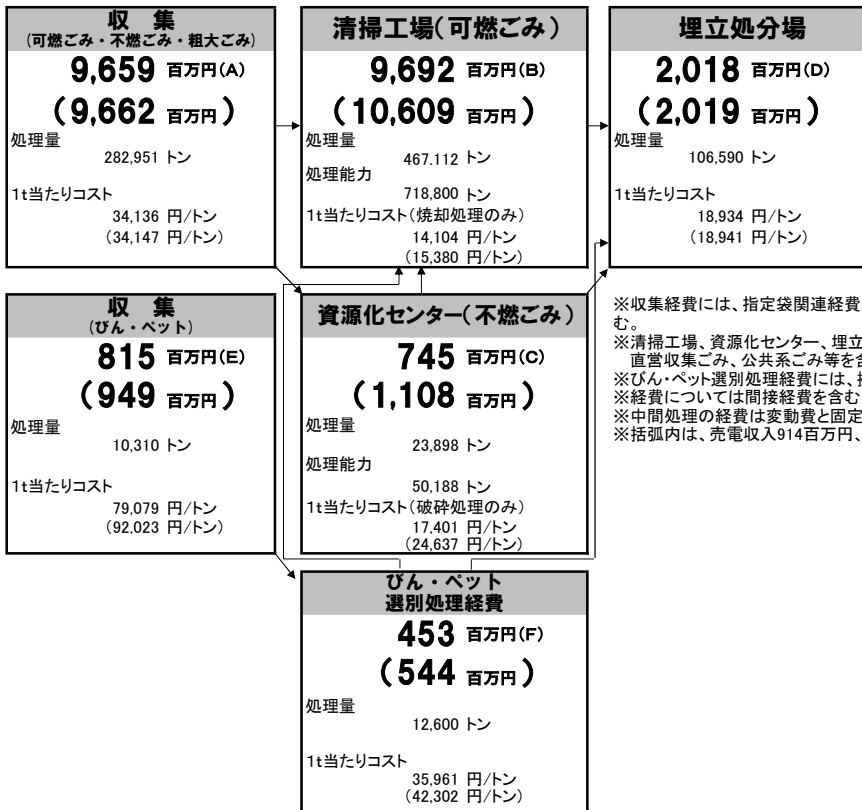
	収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り(45L)
収集量1t当り	可燃ごみ 29,782 円 (29,791 円)	14,104 円 (15,380 円)	2,479 円	<b>46,365 円</b> <b>(47,650 円)</b>	181 円/袋 (186 円/袋)
	不燃ごみ 58,575 円 (58,594 円)	24,098 円 (31,334 円)	8,603 円	<b>91,276 円</b> <b>(98,531 円)</b>	381 円/袋 (411 円/袋)
	粗大ごみ 137,295 円 (137,347 円)	20,507 円 (25,602 円)	6,402 円	<b>164,204 円</b> <b>(169,351 円)</b>	
	びん・ペット 79,079 円 (92,023 円)	35,961 円 (43,194 円)	2,820 円	<b>117,860 円</b> <b>(138,037 円)</b>	196 円/袋 (229 円/袋)
市民1人当り	可燃ごみ 4,752 円 (4,753 円)	2,250 円 (2,454 円)	396 円	<b>7,398 円</b> <b>(7,603 円)</b>	※1袋当り、 可燃ごみ3.91kg 不燃ごみ4.17kg びん・ペット1.66kg で換算 (令和元年度家庭系ごみ袋の 重量調査結果より) ※括弧内は、売電収入914百 万円、資源物売却収入561 百万円等を控除する前の 金額。
	不燃ごみ 548 円 (549 円)	226 円 (293 円)	81 円	<b>855 円</b> <b>(923 円)</b>	
	粗大ごみ 620 円 (620 円)	93 円 (116 円)	29 円	<b>742 円</b> <b>(765 円)</b>	
	びん・ペット 500 円 (582 円)	227 円 (273 円)	18 円	<b>745 円</b> <b>(873 円)</b>	
	計 6,420 円 (6,504 円)	2,796 円 (3,136 円)	524 円	<b>9,740 円</b> <b>(10,164 円)</b>	

### 【参考資料】

#### 1 家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
<b>7,752</b> 百万円	<b>895</b> 百万円	<b>1,012</b> 百万円	<b>9,659</b> 百万円
260,306 トン	15,275 トン	7,370 トン	282,951 トン
29,782 円/トン	58,575 円/トン	137,295 円/トン	34,136 円/トン

#### 2 ごみ処理経費



※収集経費には、指定袋関連経費(可燃786百万円、不燃60百万円、びん・ペット32百万円)を含む。  
 ※清掃工場、資源化センター、埋立処分場の経費は、自己搬入ごみ、許可業者搬入ごみ、直営収集ごみ、公共系ごみ等を含む。  
 ※びん・ペット選別処理経費には、拠点回収、ステーション回収分を含む。  
 ※経費については間接経費を含む。  
 ※中間処理の経費は変動費と固定費に分類し、処理量と処理能力で割って算出。  
 ※括弧内は、売電収入914百万円、資源物売却収入561百万円等を控除する前の金額。

**経費合計**  
(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F) **23,382** 百万円  
**(24,891** 百万円)



## 2 し尿処理事業

### (1) 現況

本市では、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」などの目的で、下水道整備を推進した結果、令和4年度末の下水道処理区域内の人口は約163万人、人口普及率は99.7%に達している。

この下水道整備の進捗に伴い、平成29年度から令和3年度までの5年間において、し尿収集人口は、対前年比平均約8%ずつ減少し、令和4年度については、対前年比約8.1%（154人）の減となり、総人口に占める割合は約0.11%となっている。

令和4年度のし尿、浄化槽汚泥の一日当りの収集量は42kℓで、今後とも下水道の普及に伴い減少が見込まれる。

### (2) し尿等の収集・搬入

#### ① し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により、令和4年度は6台の車両で、原則として毎月1回の定期収集と臨時くみとりを行っている。

##### ◎ し尿収集の申込み及びし尿収集業務の指示

し尿収集の新規の申込み、解約、又は申込事項を変更する場合は、所定の「し尿処理申出（変更・不要申出）書」又は「住民票異動届」の様式により区役所（生活環境課または市民課、なお西区西部出張所は市民相談係）において受け付け、し尿収集業務の受託者である公益財団法人ふくおか環境財団に必要な指示を行っている。

#### ② 浄化槽汚泥

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており、その清掃汚泥は、市長が許可した浄化槽清掃業者であって一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（令和5年4月1日現在、2業者、車両8台）が浄化槽を清掃する際に収集している。

#### ③ 市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については、行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し、令和5年4月1日現在では、久山町の1町について受託している。

#### ④ 参考図表

ア 収集運搬計画（令和5年度）

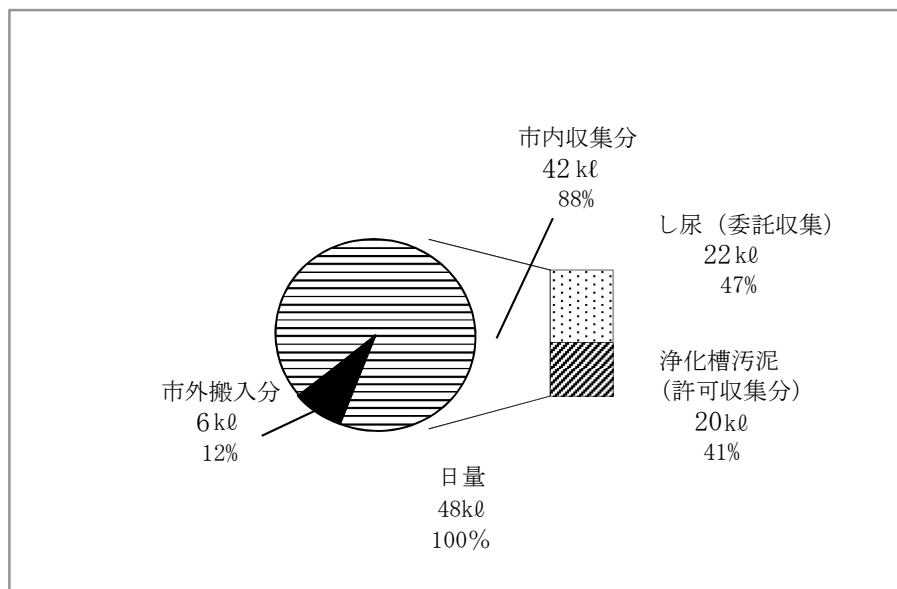
区 分		収集運搬主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先
し 尿 等	し 尿	市（委託）	本市の区域	月1回	戸別収集	中部汚泥再生 処理センター
	浄化槽 汚 泥	市の許可 した業者		随 時		

（久山中継所は平成18年度末、玄界島中継施設は平成21年度末で廃止）

イ し尿収集対象世帯数

全市世帯数	収集対象世帯数	収集対象人口	収集便槽数	備 考
862,548世帯	1,136世帯	1,755人	1,466便槽	令和5年4月1日現在

ウ し尿収集搬入比（令和4年度実績）



(3) し尿等の処理・処分

令和4年度におけるし尿収集対象人口は、総人口の約0.11%、1,755人（令和4年度末）で、その収集日量は22kℓ（以下量は「日量」）である。

その他浄化槽汚泥20kℓ・し尿処理を受託している市外搬入分6kℓとあわせて総処理量は48kℓである。

処理・処分については、中部汚泥再生処理センターにより全量48kℓを陸上処理している。なお、平成12年度末で海洋投入処分は廃止している。

(4) し尿処理量の推移

区 分			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	
人 口			1,510,566	1,523,537	1,543,921	1,557,669	1,570,095	1,582,695	1,596,953	1,616,351	1,619,893	1,633,502	
前年度比(%)			101.0	100.9	101.3	100.9	100.8	100.8	100.9	101.2	100.2	100.8	
下 水 道	処理区域人口	普及率 (%)	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7	99.7	99.7	
		利用人口	1,496,716	1,510,383	1,531,672	1,545,980	1,558,851	1,572,036	1,586,816	1,606,868	1,610,843	1,624,458	
	水洗化率(%)	99.1	99.1	99.2	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	
し尿収集人口			3,714	3,375	3,085	2,823	2,596	2,381	2,233	2,066	1,909	1,755	
構成比 (%)			0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	
前年度比(%)			90.9	90.9	91.4	91.5	92.0	91.7	93.8	92.5	92.4	91.9	
浄化槽等人口			10,136	9,779	9,164	8,866	8,648	8,278	7,904	7,417	7,141	7,289	
構成比 (%)			0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	
市 内 収 集 搬 入 分	し尿収集量	直 営	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
		委 託	10,992	10,699	10,170	9,699	9,196	8,922	8,962	8,687	8,319	8,195	
	計	日 量	30	29	28	27	25	24	24	24	23	22	
		前年度比(%)	98.0	97.3	95.1	95.4	94.8	97.0	100.4	96.9	95.8	98.5	
	浄化槽汚泥搬入量 (許可収集)	日 量	21	21	21	22	20	21	22	20	19	20	
		前年度比(%)	93	98	99	99	93	100	102	94	97	101	
	計	日 量	51	50	49	49	45	45	46	44	42	42	
		前年度比(%)	93	98	99	99	93	100	102	94	97	101	
	市外搬入量			6,559	2,434	2,381	2,259	2,243	2,126	2,053	2,001	2,139	2,144
	日 量			18	7	7	6	6	6	6	5	6	6
受託市町			2町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	
洗 浄 水			3,685	4,199	1,753	0	0	0	0	0	0	0	
日 量			10	12	10	0	0	0	0	0	0	0	
合 計 (要処理量)			28,857	24,819	22,079	20,027	18,773	18,639	18,922	17,807	17,513	17,631	
日 量			79	68	66	55	51	51	52	49	48	48	
前年度比(%)			96.8	86.0	89.0	90.7	93.7	99.3	101.5	94.1	98.3	100.7	
処 理 分	陸 上 処 理	中部水処理センター 下水管放流	脱水汚泥 <small>(清掃工場へ運搬 燃料として焼却)</small>	-	-	236	464	475	447	484	413	384	433
			日 量	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1
		うち希釈水及び洗浄水等	日 量	-	-	22,615	47,181	36,662	37,566	38,710	35,822	37,164	38,042
			日 量	-	-	124	129	100	103	106	98	102	104
			日 量	-	-	11,123	24,725	15,937	16,873	17,809	16,115	17,384	17,504
		計(希釈水及び洗浄水等を除く)	日 量	-	-	61	68	44	46	49	44	48	48
			日 量	-	-	11,728	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164	20,971
	場 下 圧 水 送 理	中部水処理センター	日 量	7,900	7,650	3,920	0	0	0	0	0	0	0
			東部水処理センター	20,850	17,060	8,395	0	0	0	0	0	0	0
		計	28,750	24,710	12,315	0	0	0	0	0	0	0	
		日 量	79	68	67	0	0	0	0	0	0	0	
	し尿処理場	日 量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		日 量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	日 量	28,750	24,710	24,043	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164	20,971	
		日 量	79	68	66	63	58	58	58	55	55	57	

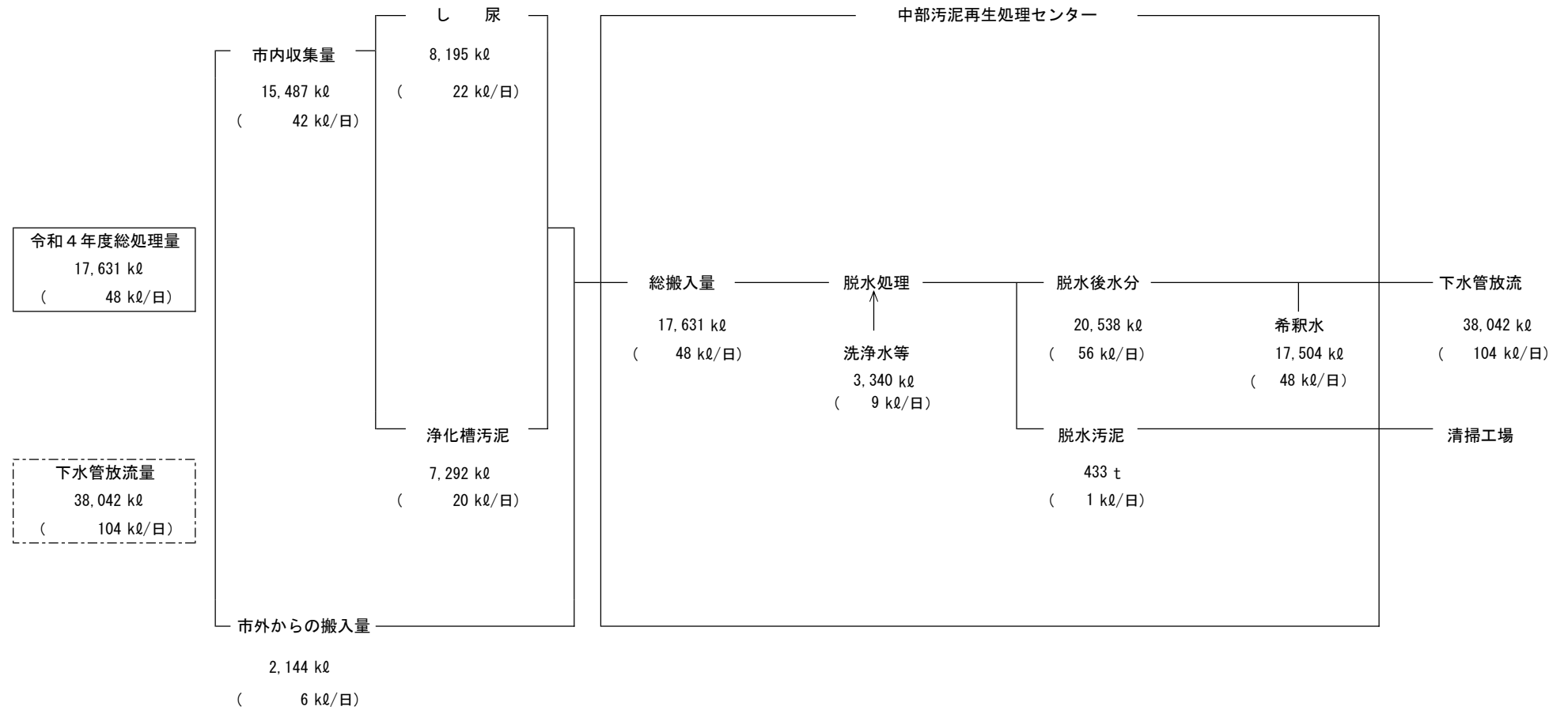
※人口は、年度末の人口(例:令和4年度では、令和5年4月1日現在の推計人口)。

市外搬入量:平成13年度以降は、那珂川町、篠栗町、新宮町、及び久山町の分。平成20年度以降は、那珂川町、新宮町、及び久山町の分。

平成23年10月以降は、那珂川町及び久山町の分。平成26年度以降は、久山町の分。

日量は、365日(うるう年は366日)にて割り戻し。

(5) 令和4年度し尿処理実績



(注) 日量は365日で割り戻し

### 3 産業廃棄物対策

#### (1) 産業廃棄物の現状

##### ① 産業廃棄物の発生及び処理状況

令和2年度における全国の産業廃棄物の発生量は、約3億7,400万トンで、前年度の約3億8,600万トンに比べて約1,200万トン(約3.1%)の減少となった。発生量のうち、再生利用量は約1億9,902万トン、減量化量は約1億6,570万トン、最終処分量は約908万トンであり、ほとんどが再生利用及び減量化されている。

令和3年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約121万トンとなっており、令和2年度に比べ約22万トン(約15%)減少している。種類別の発生量は、がれき類が約70万3千トン、汚泥が約16万2千トンであり、この2種類で全体の約72%を占めている。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約1万1千トンとなっている。

令和3年度における市内の産業廃棄物処理業者による中間処理量は約133万トンであり、このうち最も多いがれき類の9割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われている。また、最終処分場においては、約3万7千トンが埋め立てられている。

#### ア 福岡市内の産業廃棄物発生量

(万トン)

産業廃棄物の種類	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量	令和3年度 市内発生量
燃 え 殻	0.3	0.4	0.2	0.3	0.3
汚 泥 ( 有 機 )	0.8	0.7	0.4	1.9	2.3
汚 泥 ( 無 機 )	11.5	22.0	19.9	18.1	13.9
廃 油	0.9	1.4	0.9	1.1	0.9
廃 酸	0.1	0.4	0.1	0.1	0.1
廃 ア ル カ リ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
廃プラスチック類	7.9	8.9	5.6	5.7	5.5
紙 く ず	1.4	1.1	1.0	1.1	1.4
木 く ず	7.2	9.7	7.1	7.5	6.7
織 維 く ず	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
動植物性残さ	0.7	0.8	0.4	0.4	0.3
動物性固形不要物	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金 属 く ず	5.4	7.3	4.7	5.1	4.6
ガ ラ 陶	8.3	9.6	12.6	11.7	8.5
鋳 さ い	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
が れ き 類	91.3	90.5	100.7	80.6	70.3
家 畜 ふ ん 尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家 畜 の 死 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 廃 棄 物	5.5	10.9	8.3	8.4	5.6
合 計	141.7	164.2	162.1	142.2	120.7

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

イ 福岡市内の特別管理産業廃棄物発生量

(トン)

産業廃棄物の種類	平成29年度 市内発生量	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量	令和3年度 市内発生量
燃 え 殻	0.0	15.2	17.1	0.0	0.0
汚 泥	16.4	90.1	10.1	4.2	55.7
廃 油	324.6	314.2	294.2	254.6	351.5
廃 酸	518.2	605.8	431.7	404.0	271.3
廃 アルカリ	302.0	420.1	319.8	281.9	266.4
鋳 さ い	33.0	0.0	0.0	76.8	0.0
ダ ス ト 類	79.2	15.6	0.2	0.0	10.7
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感 染 性 廃 棄 物	5,955.0	5,643.5	5,730.0	6,857.9	9670.1
廃 P C B 等	245.0	166.3	171.5	116.3	147.7
廃 石 綿 等	83.1	84.1	294.4	141.3	421.9
廃 水 銀 等	0.0	11.1	0.0	0.4	0.2
混 合 廃 棄 物	0.0	0.2	0.0	0.6	0.2
合 計	7,556.5	7,366.3	7,269.0	8,137.9	11,195.9

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

※廃水銀等は、法改正に伴い平成29年度発生量から集計を開始

ウ 福岡市内の産業廃棄物処理業者による処理量（令和3年度）

(トン)

	市内発生分	市外発生分	合 計
産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 量	963,445	363,426	1,326,871
特別管理産業廃棄物中間処理量	212	84	296
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 量	16,536	20,736	37,272

※産業廃棄物処理業者の実績報告書の集計値

② 産業廃棄物処理業者の許可状況

令和5年3月31日現在の本市における産業廃棄物処理業者の許可業者数については、合計で111件である。

産業廃棄物処理業者の許可状況（令和5年3月31日現在）

年度	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業	特別管理 産業廃棄物 中間処理業	合計
H30	45(31)	66	5	4(3)	2	122
R1	41(30)	65	5	4(3)	2	117
R2	38(28)	65	4	4(3)	2	113
R3	38(27)	65	4	4(3)	2	113
R4	36(27)	65	4	4(3)	2	111

※業者数中の括弧内について、積替え保管業者数（内数）を示す。また、合計は延べ許可業者数を示す。

### ③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

本市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に規定される産業廃棄物処理施設は54施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は11施設である。

産業廃棄物処理施設の設置状況（令和5年3月31日現在）

施設の種類	施設数（移動式を含む）			残余容量
	合計	事業者	処理業者	
合計	54	11	43	
汚泥の脱水施設	15	5	10	
汚泥の焼却施設	0	0	0	
汚泥の乾燥施設	0	0	0	
廃油の焼却施設	1	0	1	
廃プラスチック類の破砕施設	5	0	5	
廃プラスチック類の焼却施設	2	1	1	
シアン分解施設	0	0	0	
その他の焼却施設	2	1	1	
木くず、がれき類の破砕施設	24	2	22	
安定型処分場	4	2	2	157,425(m <sup>3</sup> )
管理型処分場	1	0	1	1,772(m <sup>3</sup> )

※安定型処分場の残余容量は令和4年3月31日現在

管理型処分場の残余容量は令和3年3月31日現在

### ④ 自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

令和4年度における全国の使用済み自動車の処理台数は約274万台であり、適正処理された車は、エンジン・ボディ等を中古部品として、また、タイヤ（燃料）・ボディ（鉄）等を原材料として、車の90%以上がリサイクルされている。

令和4年度の市内の実績は、約4千台の使用済み自動車が引き取られ、フロン・廃油・エアバック類の処理、中古部品のリサイクル、更に、解体・破砕した鉄スクラップが鉄として再生されている。

自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

	業者数	処 理 台 数 (台)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
引 取 業 者	93	7,872	5,129	3,930
フロン類回収業者	24	4,331 (うち再利用0)	2,958 (うち再利用0)	2,552 (うち再利用0)
解体業者	13	4,793 (うちガラ輸出5)	3,259 (うちガラ輸出5)	2,875 (うちガラ輸出2)
破 碎 業 者	5	7,693	5,814	5,109
合 計	135			

※業者数は令和5年3月31日現在

(2) 産業廃棄物処理の指導について

産業廃棄物を取り巻く状況は日々変化しており、それに伴い廃棄物処理法上の関係法令も毎年のように改正されている状況である。

本市においては、次の4項目を基本に、産業廃棄物処理の適正化及びより一層の減量化・有効利用に積極的に取り組んでいる。

- ①適正処理の推進
- ②減量化・有効利用の推進
- ③適正処理施設設置の推進
- ④排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

(3) 適正処理の推進

① 産業廃棄物排出事業者の監視・指導

ア 法に基づく産業廃棄物多量排出事業者の指導

廃棄物処理法第12条第9項、同条第12条の2第10項に基づき、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上である事業者）は、産業廃棄物の減量、処理に関する計画、及びその実施状況を提出することとされている。

令和4年度には、264事業者の計画書等を受理し、1年間に渡り縦覧に供している。

なお、例年は、提出のあった中から抽出した事業者に対して立入検査を行い、廃棄物の減量、適正処理に関する指導・助言を行っているところであるが、令和4年度にあっては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、立入検査を中止した。

なお、この処理計画書等は、平成23年度提出分から、本市ホームページにて公表している。

イ 多量に産業廃棄物を排出する建設事業者の指導

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）により、建設系廃棄物を多量（発生見込量が500m<sup>3</sup>以上）に排出する事業者等には、産業廃棄物処理計画書等の提出を義務づけており、これらの事業所に対しては立入検査を行い、適正処理を指導している。（令和4年度受理件数：132件、立入件数 86件）

●主な指導内容（上記（1）及び（2））

委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管  
減量化・有効利用の推進



## ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

### (ア) アスベスト排出事業者

アスベスト廃棄物の適正保管・処理、飛散等の事故を防止するため、アスベスト除去等工事現場へ立入検査を行い、指導している。(立入件数：31件)

### (イ) PCB保管事業者

PCB特別措置法に基づき提出されるPCB廃棄物保管及び処理状況報告の届出による適正処理の確認の後、必要に応じ随時説明会や立入検査を行い、早期かつ適正処理を指導している。(立入件数：21件 届出事業所数：104事業所)

### (ウ) 病院・その他の有害廃棄物の排出事業者

感染性廃棄物を排出する病院・医療関係検査機関及び重金属関係の廃液等を排出する事業者に対し、廃棄物の適正保管・処理、事故防止のため、必要に応じ立入検査を行い、指導しているところであるが、令和4年度にあっては新型コロナウイルス蔓延による病院業務多忙に配慮し、立入検査を中止した。

#### ●主な指導内容(上記①～③)

管理責任者の設置、廃棄物の分別・保管状態、事故防止の取組み  
委託契約書の締結、管理票(マニフェスト)の記載・交付・確認・保管

## ② 産業廃棄物処理業者の指導

本市内に処理施設を有する全ての処理業者(中間処理業者、最終処分業者、積替え保管業者)に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

本市内に施設を有しない処理業者や福岡県知事による許可業者に対しても、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：465件)

#### ●主な指導内容

処理業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視  
委託契約書の締結、管理票(マニフェスト)の記載・交付・確認・保管、帳簿の記録  
最終処分場における維持管理情報の公表、放流水・浸透水の水質検査  
焼却施設における維持管理情報の公表、排ガス中のダイオキシン類の検査

## ③ 自動車リサイクル業者の指導

全ての解体業・破砕業許可業者に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

登録業者に対しても、(公財)自動車リサイクル促進センターからの不適正処理に関する情報提供などから、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：48件)

#### ●主な指導内容

業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視  
自動車リサイクルシステム、帳簿の記録  
法で回収が義務付けられているフロン類やエアバッグ等の適正処理

#### ④ 苦情処理及び行政処分

不適正処理等に関する苦情に対しては、現地調査を行った上で適切に対応している。（令和4年度苦情処理件数：25件）

また、苦情処理及び立入調査などで不適正処理が発覚した場合は、口頭指導、文書指導を行い、改善が認められなければ行政処分等の措置を行っている。（令和4年度文書指導件数：0件）

##### 立入検査実施状況（環境局対応分）

区 分		年 度				
		H30	R1	R2	R3	R4
排出事業者	廃棄物処理法に基づく多量排出事業者	39	41	0	4	0
	建設工事現場及びその他の排出事業所 ※1	250	244	64	59	117
	P C B 保 管 事 業 者	37	411	22	15	21
	ア ス ベ ス ト 除 去 工 事 現 場	91	92	89	61	31
	病院・その他の有害廃棄物の排出事業場	24	24	0	2	0
許可業者	産業廃棄物処理業許可業者等	1,053	674	445	432	465
	自動車リサイクル法許可業者	141	127	65	68	48
苦情	不適正処理など苦情に関するもの	25	16	11	21	25
監視	重点監視事業所等 ※2	752	368	227	178	156
合 計		2,412	1,997	923	840	863

※1 ①イに記載の多量に産業廃棄物を排出する建設事業場及びその他の排出事業所の立入検査の合計

※2 過去に苦情等があり、継続して監視が必要と認めた事業所

#### (4) 減量化・有効利用の推進

##### ① 公共工事における有効利用の推進

公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、庁内関係部局による「建設廃棄物・発生土等のリサイクル及び適正処理推進協議会」を平成5年4月に設置し、情報交換、調査・研究等を行っており、現在「がれき類」「建設汚泥」「残土」「グリーン調達」の専門部会を設けている。

なお、本市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破碎し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、令和2年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率は、ほぼ100%となっている。

##### ② その他の有効利用

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対し、立入検査や講習会等において、産業廃棄物の減量化・有効利用を促進するよう指導をしている。

また、平成5年9月に「建設廃棄物の自ら利用に係る事務処理要領」を、さらに平成20年4月に「建設汚泥の自ら利用に係る事務処理要領」を、順次制定し、建設廃棄物及び建設汚泥の自ら利用計画書等の提出を求め、適正処理、有効利用の推進を図っている。

## (5) 適正処理施設の設置の推進

処理施設設置の際には、「福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」（平成3年9月1日施行）に基づき、処理施設設置者と地域住民の合意形成が円滑に行われるよう努めている。

## (6) 排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

廃棄物処理法は改正が繰り返されており、法律に対する排出事業者及び処理業者の知識不足が懸念されている。

また、現在の不適正処理の一因として、コスト主義による安価な処理料金への偏重、処理委託後の責任所在の曖昧さなど、排出事業者の産業廃棄物処理責任についての認識不足があげられる。

そのため、法令に関する知識及び産業廃棄物の現状と課題に対する知識の普及・啓発に努め、事業者、業界団体と連携を取りながら、産業廃棄物の減量及び適正処理に対する理解と関心を高める必要がある。

### ① 普及啓発の推進

- ・排出事業者に対する立入検査や講習会を通して、自己処理責任の徹底を図っている。特に、土木・建設業においては、元請業者のみならず、工事発注者（本市発注の公共工事の場合にあっては工事担当課）に対しても、その責務の認識を高めていく。
- ・産業廃棄物処理業者に対する講習会やこれらの業界の指導・育成に努め、処理業者の資質向上を図っている。
- ・各業界団体の実施する研修会等への協力を行い、業界団体の資質向上を図っている。

### ② 講習会等の実施

排出事業者及び処理業者の産業廃棄物に対する認識を高め、産業廃棄物の減量化・有効利用及び適正処理を推進するため、講習会及び説明会を実施している。

なお、処理業者や土木建設業者等の各種団体からの要請に応じ、本市から講師を派遣している。（令和2～3年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

#### 講習会実施状況

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数(回)	10	7	0	0	1
受講者数(人)	528	509	0	0	9

## 4 外郭団体

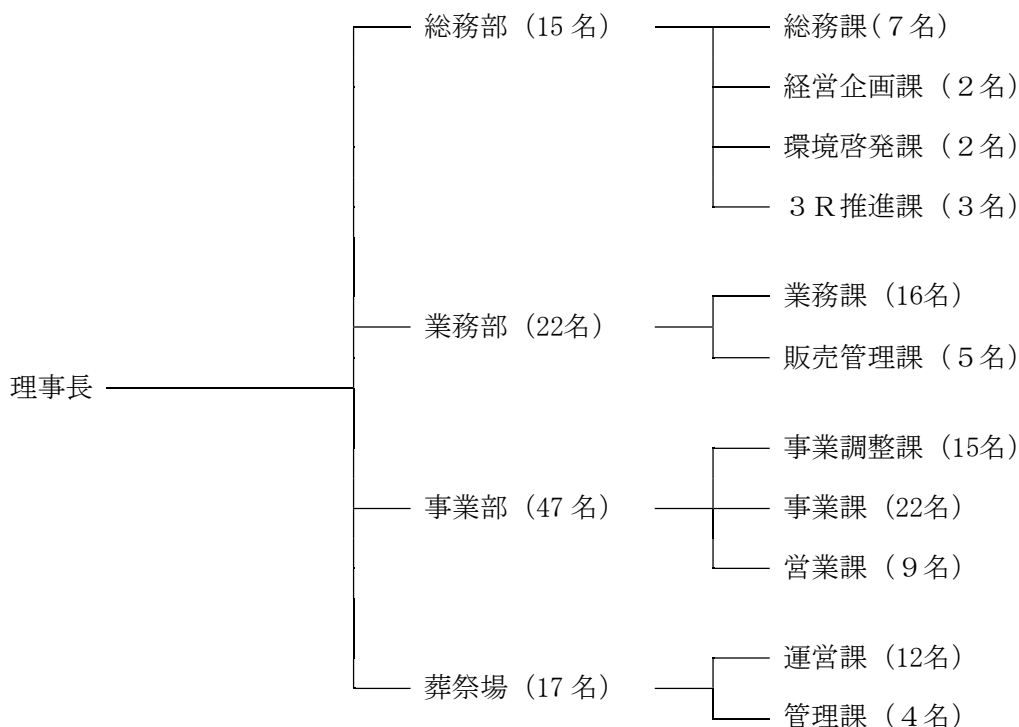
### (1) 公益財団法人 ふくおか環境財団

下水道整備の進捗に伴い、散在化する対象世帯からし尿の効率的収集を図るとともに、委託制度切り替えに伴うし尿処理手数料の徴収事務に対処するため、昭和44年7月に設立、平成19年4月に株式会社都市環境と統合し、平成27年4月より公益財団法人へ移行した。

#### 法人概要 (令和5年4月1日現在)

- ①名称 公益財団法人 ふくおか環境財団
- ②所在地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号
- ③設立 平成19年4月1日
- ④基本財産 2,000万円 (全額福岡市出資)
- ⑤事業目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥事業
  - ア 環境に関する調査、研究及び啓発
  - イ 廃棄物処理技術の普及に関する事業
  - ウ 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
  - エ 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
  - オ 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
  - カ 廃棄物処理手数料に関する事業
  - キ 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
  - ク 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
  - ケ 排水設備の検査に関する事業
  - コ 土地の貸付に関する事業
  - サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### ⑦組織



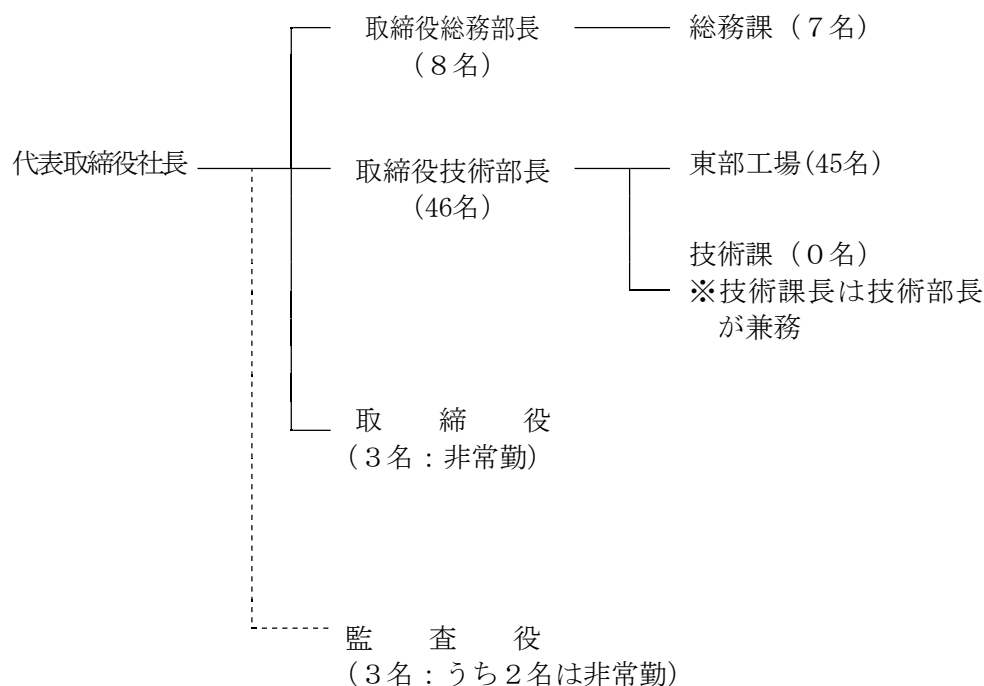
(総数102名)

## (2) 株式会社 福岡クリーンエナジー

東部工場の建設・運営にあたり、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営能力を活用して、効率的な施設の建設・運営を行うとともに、ごみ処理発電における熱回収の更なる効率化を目指して、九州電力株式会社との共同出資により、平成12年10月20日に設立した。

### 会社概要 (令和5年4月1日現在)

- ①名称 株式会社 福岡クリーンエナジー
- ②所在地 福岡市東区蒲田5丁目11番2号
- ③設立 平成12年10月20日
- ④資本金 50億円 (福岡市51%、九州電力(株)49%)
- ⑤事業目的 廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、東部工場の建設及び運営と、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的とする。
- ⑥事業
  - ア 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
  - イ 前号により生ずる電気及び熱の供給
  - ウ 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
  - エ 前号に関するコンサルティング
  - オ 前各号に付帯する一切の事業
- ⑦組織



(総数56名)

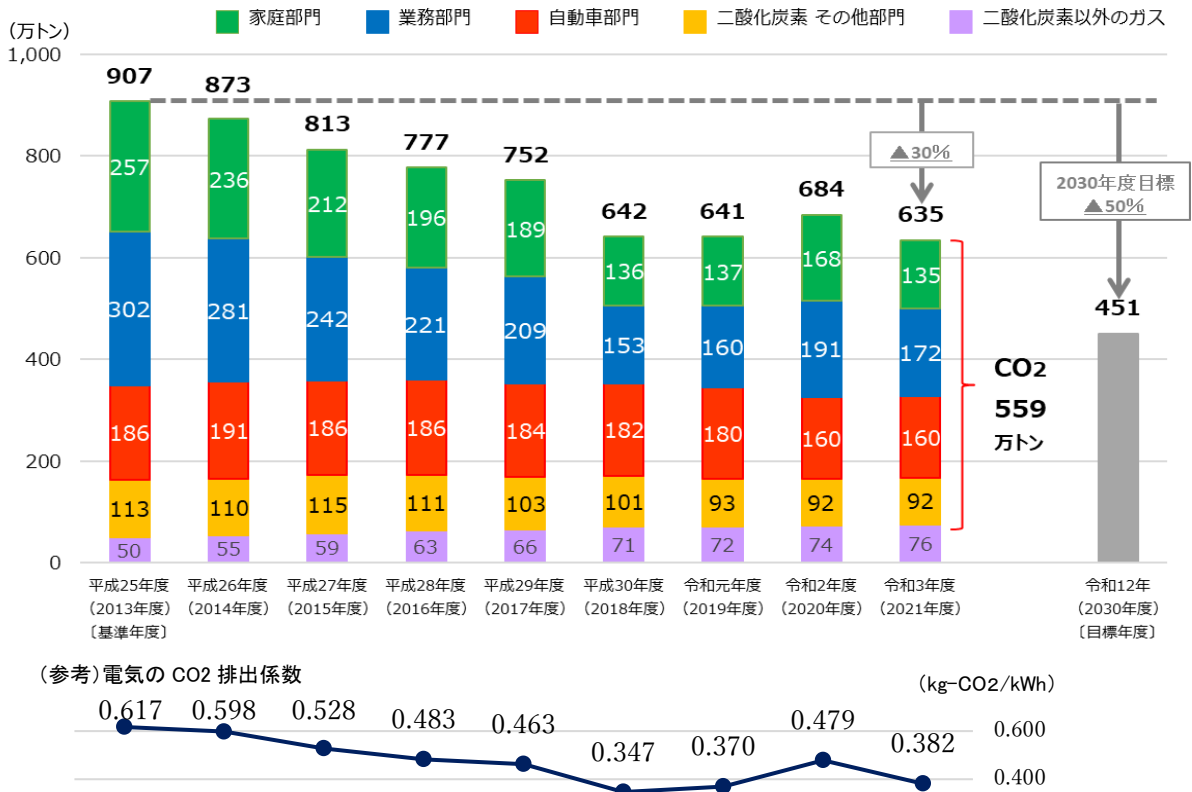
## 環境の状況

### IV 地球温暖化対策・エネルギーに 関するデータ

# 1 福岡市域における温室効果ガス排出量等の状況

## (1) 温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の推移

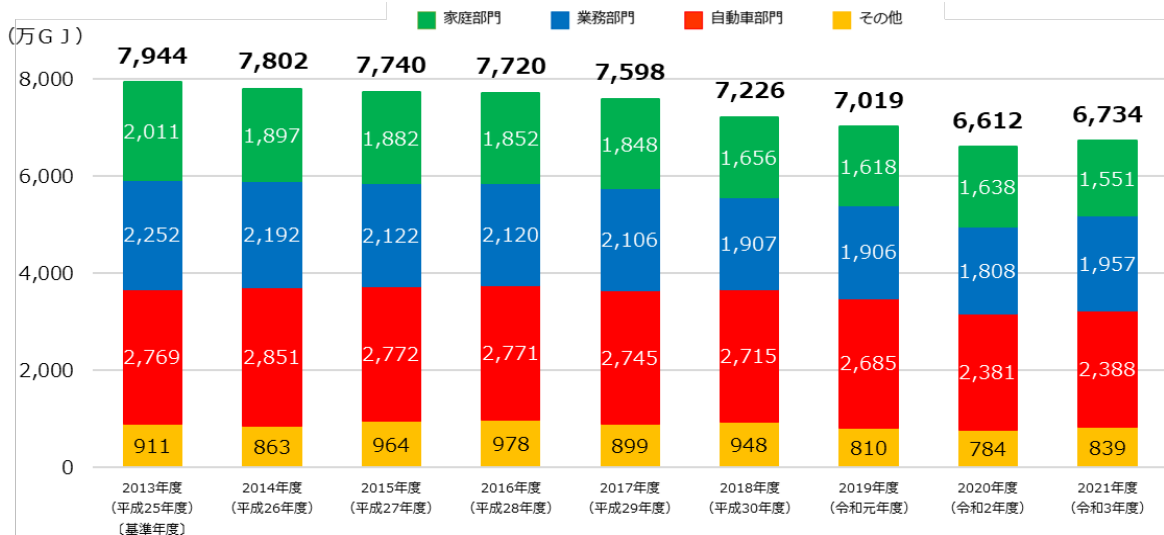
福岡市域の2021（令和3）年度における温室効果ガス排出量は、635万トンと推計しており、福岡市地球温暖化対策実行計画の基準年度である2013（平成25）年度と比べ、30%減少しています。



※四捨五入の関係のため、排出量の内訳と総量が一致しない場合がある

※電気のCO2排出係数は、環境省・経済産業省公表「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」の九州電力㈱の値

## (2) 福岡市域におけるエネルギー消費量等の推移



※四捨五入の関係のため、消費量の内訳と総量が一致しない場合がある

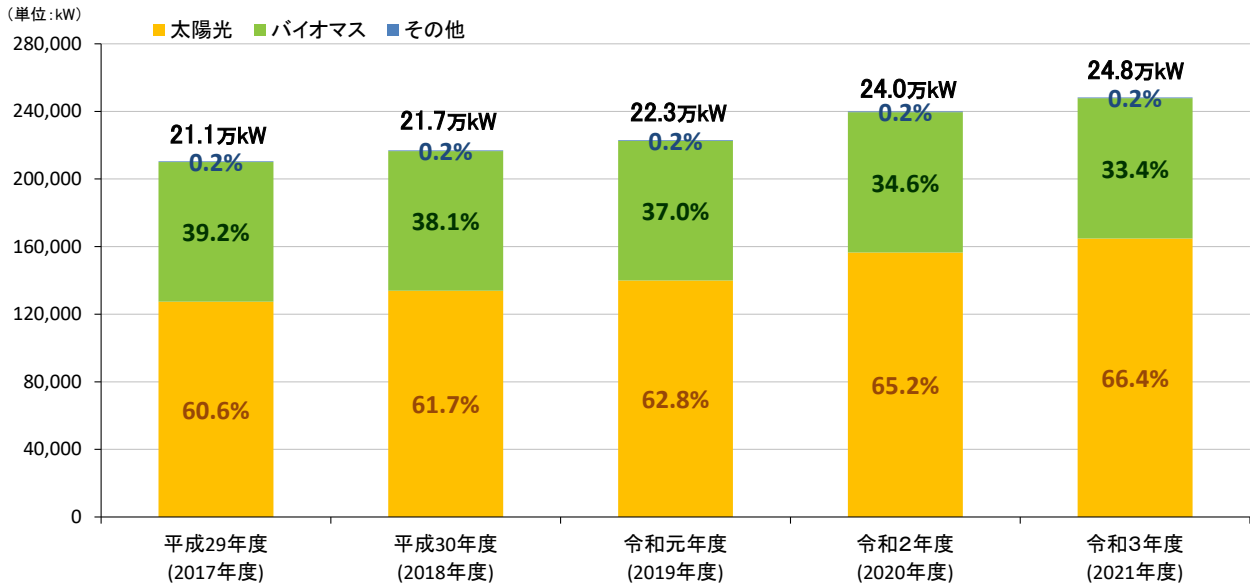
※其他: 産業部門(農林水産業、建設鉱業、製造業)、運輸部門(鉄道、船舶)、エネルギー転換部門(熱供給事業)

	2013年度 (平成25年度) [基準年度]	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2030年度 (令和12年度) 目標
世帯あたりのエネルギー消費量 (GJ/世帯)	27.8	25.8	25.2	24.4	23.9	21.0	20.2	20.1	18.8	15.8
業務系建物床面積あたりのエネルギー消費量 (GJ/m <sup>2</sup> )	0.94	0.91	0.88	0.88	0.87	0.78	0.78	0.73	0.79	0.65

## 2 福岡市域の再生可能エネルギー導入状況

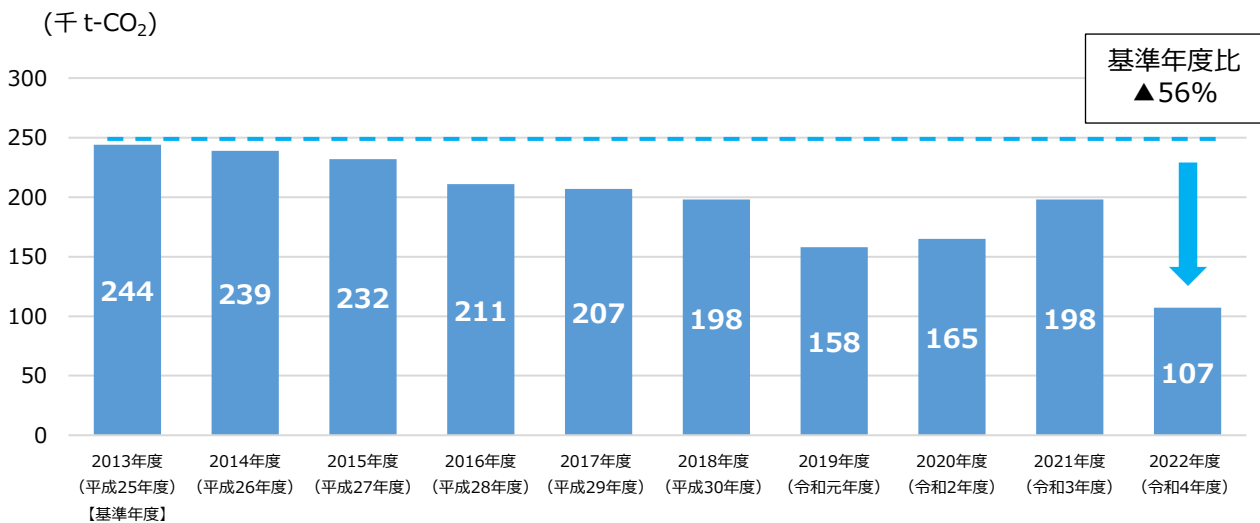
令和3年度における福岡市内の再生可能エネルギーによる発電規模は、24.8万kWと前年度と比べ約8千kW増加しています。

電源別の構成では、太陽光とバイオマスでほぼ占められています。



## 3 市役所業務にかかるエネルギー起源二酸化炭素排出量の状況

市役所業務にかかる2022(令和4)年度のエネルギー起源二酸化炭素排出量は、107千トンであり、福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画の基準年度である2013(平成25)年度と比べ、56%減少しています。





## 環境の状況に関するデータ

### V 都市環境データ

## 1 人口

本市の人口は、明治 22 年の市制施行当時には約 5 万人でしたが、その後市域の拡大や都市化の進展に伴って自然的・社会的に増加し、令和 5 年 4 月 1 日現在推計人口は 1,633,502 人です。

区別では、東区が 329,706 人（構成比 20.2%）と最も多く、次いで南区、博多区の順になっています。世帯数は、令和 5 年 4 月 1 日現在 862,548 世帯で、1 世帯あたりの平均世帯人員は 1.89 人となっています。

最近 5 年間の人口増加は年間約 7 千人～1 万 5 千人で、増加率は年 0.4～0.9%程度です。

### ●行政区別人口（令和 5 年 4 月 1 日推計人口）

区 分	福岡市	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
世帯数	862,548	163,691	161,070	133,152	132,888	68,728	104,291	98,728
人口（人）	1,633,502	329,706	256,435	211,164	268,176	133,081	222,940	212,000
1世帯あたり人員(人)	1.89	2.01	1.59	1.59	2.02	1.94	2.14	2.15
面積（k㎡）	343.47	69.46	31.62	15.39	30.98	15.99	95.87	84.15
人口密度(1k㎡あたり)	4,756	4,747	8,110	13,721	8,656	8,323	2,325	2,519

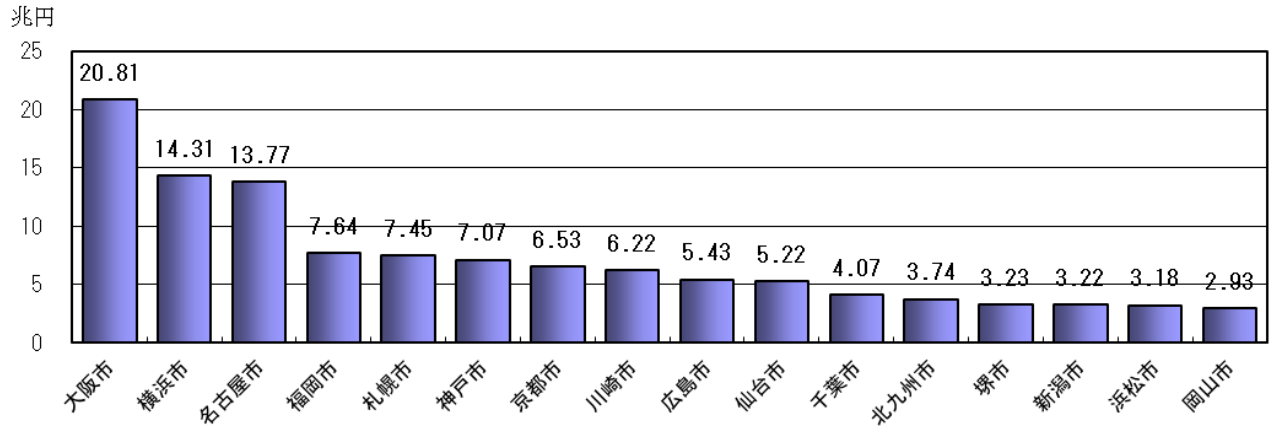
### ●市域と人口の推移

年	面積	世帯数	人口	人口密度	備考
明治22年	5.09 k㎡	9,440 世帯	50,847 人	9,990 人/k㎡	市制施行
大正 9 年	15.93	18,040	95,381	5,988	第 1 回国勢調査
14年	20.68	28,029	146,005	7,060	第 2 回 //
昭和10年	90.05	55,184	291,158	3,233	第 4 回 //
22年	128.82	73,823	328,548	2,550	第 6 回 //
30年	180.41	117,583	544,312	3,017	第 8 回 //
40年	241.54	205,673	749,808	3,104	第10回 //
50年	334.78	333,928	1,002,201	2,994	第12回 //
60年	336.82	433,348	1,160,440	3,445	第14回 //
平成 7 年	337.59	544,145	1,284,795	3,806	第16回 //
17年	340.60	649,138	1,401,279	4,114	第18回 //
22年	341.32	707,358	1,463,743	4,288	第19回国勢調査
23年	341.70	719,905	1,480,607	4,333	10月1日現在推計人口
24年	341.70	729,869	1,494,603	4,374	10月1日現在推計人口
25年	341.70	741,839	1,509,842	4,419	10月1日現在推計人口
26年	343.38	752,654	1,524,053	4,438	10月1日現在推計人口
27年	343.39	764,820	1,538,681	4,481	第20回国勢調査
28年	343.39	778,323	1,555,731	4,531	10月1日現在推計人口
29年	343.39	792,048	1,571,091	4,575	10月1日現在推計人口
30年	343.46	804,780	1,585,307	4,616	10月1日現在推計人口
令和元年	343.46	819,203	1,600,463	4,660	10月1日現在推計人口
2 年	343.46	831,124	1,612,392	4,695	第21回国勢調査
3 年	343.46	841,721	1,619,585	4,715	10月1日現在推計人口
4 年	343.47	857,512	1,631,409	4,750	10月1日現在推計人口

## 2 経済

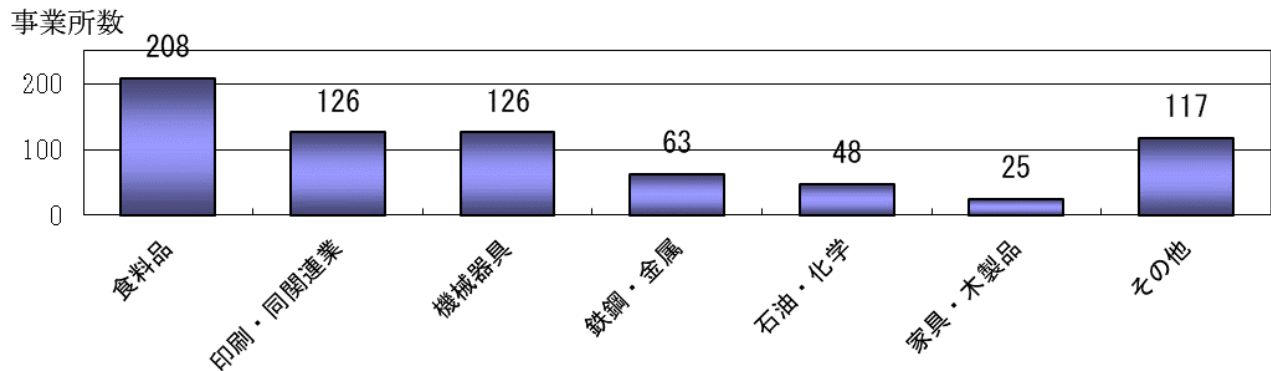
### ●市内総生産の他都市との比較（令和元年度）

令和元年度市内総生産（実質）は約7兆6,419億円で、対前年度増加率は1.3%減となっています。



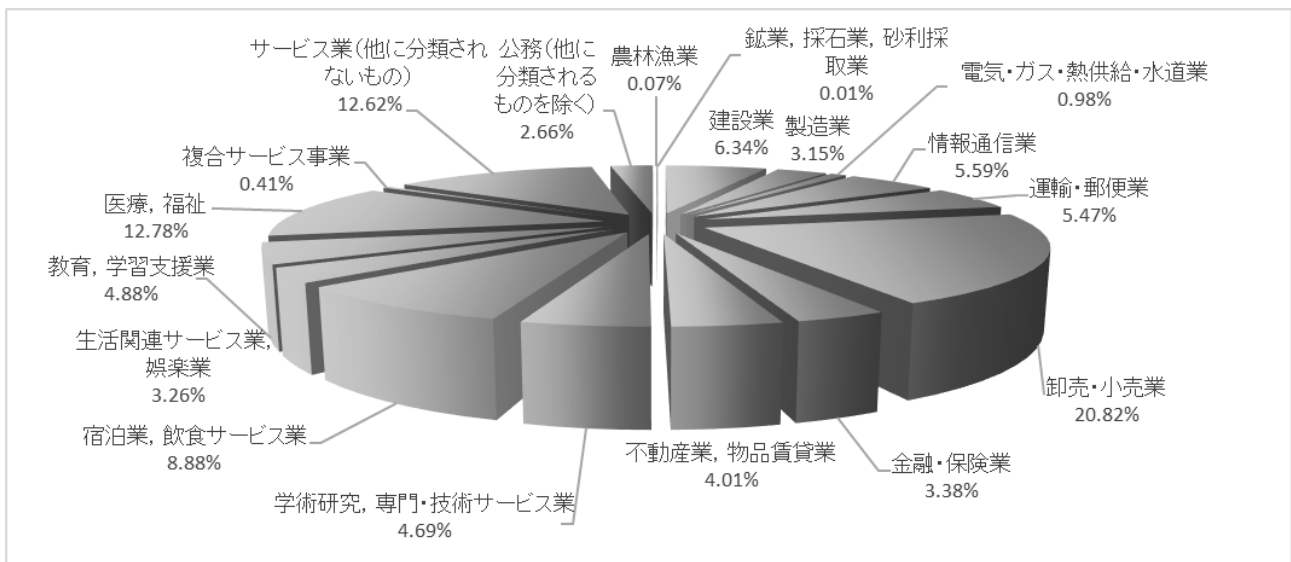
### ●製造業事業所数（従業者4人以上の事業所）（令和3年経済センサスー活動調査）

令和3年経済センサスー活動調査によると、環境保全との係わりの深い製造業については、従業者4人以上の事業所数で「食品製造業」が最も多く、ついで「印刷・同関連製造業」、「機械器具製造業」の順になっており、この3業種で製造業の6割以上を占めています。



### ●産業別従業者数（令和3年経済センサスー活動調査）

従業者の構成による産業構造は、第1次産業が0.07%、第2次産業が9.50%、第3次産業が90.43%となっており、第3次産業が大きな割合を占めています。



### 3 土地利用状況

本市の都市構造は、Y字型をなしており、天神・博多駅等の中心部に商業施設が集積しています。

本市の土地利用状況（令和4年調査）は、農地 7.1%、山林 33.4%、水面 2.8%、住宅 21.3%、工業 2.5%、公共施設 6.0%、公園・緑地 4.5%、道路 10.8%、交通施設 2.3%、空地 2.7%、その他 1.8%となっています。

#### ●土地利用の状況

（単位：％）

農地	山林	水面	住宅	商業	工業
7.1	33.4	2.8	21.3	4.8	2.5
公共施設	公園・緑地	道路	交通施設	空地	その他
6.0	4.5	10.8	2.3	2.7	1.8

※農地：水田、畑、樹園地、採草地、養鶏（牛豚）場、ビニールハウス等

山林：樹林地

水面：河川水面、湖沼、ため池、用水路、濠、運河水面等

住宅：住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、店舗等併用共同住宅、作業所併用住宅等

商業：小売業、百貨店、ガリンスタド、食堂、理容店、飲み屋、劇場、ホーリング店、パチンコ屋等

工業：工場、危険物貯蔵・処理施設、倉庫、荷とき場等

公共施設：官公庁施設、文教厚生施設、処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所等

公園・緑地：公園・緑地、広場、運動場、墓園

道路：道路、駅前広場

交通施設：自動車ターミナル、立体駐車場、駅舎、鉄道用地、空港、港湾

空地：建物跡地、資材置き場など都市的状況の未利用地、平面駐車場、改変工事中の土地等

その他：原野・牧野、荒地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸、住宅展示場、ゴルフ場、太陽光発電のシステムを直接整備している土地、農業用納屋、船小屋、農林漁業用作業場等

一方、都市計画に基づく地域指定の状況は令和5年3月現在、都市計画区域 34,082ha、うち市街化区域が 16,372ha（48.0%）、市街化調整区域が 17,710ha（52.0%）となっています。

市街化区域における用途地域の指定状況は、令和5年3月現在、住居系地域 11,926ha、商業系地域 1,818ha、工業系地域 2,628ha となっています。

#### ●都市計画区域（令和5年3月現在）

都市計画区域	34,082 ha
市街化区域	16,372 ha
市街化調整区域	17,710 ha

#### ●用途地域の状況（令和5年3月現在）

用途地域	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	4,088	25.0
第二種低層住居専用地域	10	0.1
第一種中高層住居専用地域	2,410	14.7
第二種中高層住居専用地域	345	2.1
第一種住居地域	3,337	20.4
第二種住居地域	1,570	9.6
準住居地域	166	1.0
近隣商業地域	333	2.0
商業地域	1,485	9.1
準工業地域	2,011	12.2
工業地域	574	3.5
工業専用地域	43	0.3
計（市街化区域）	16,372	100.0

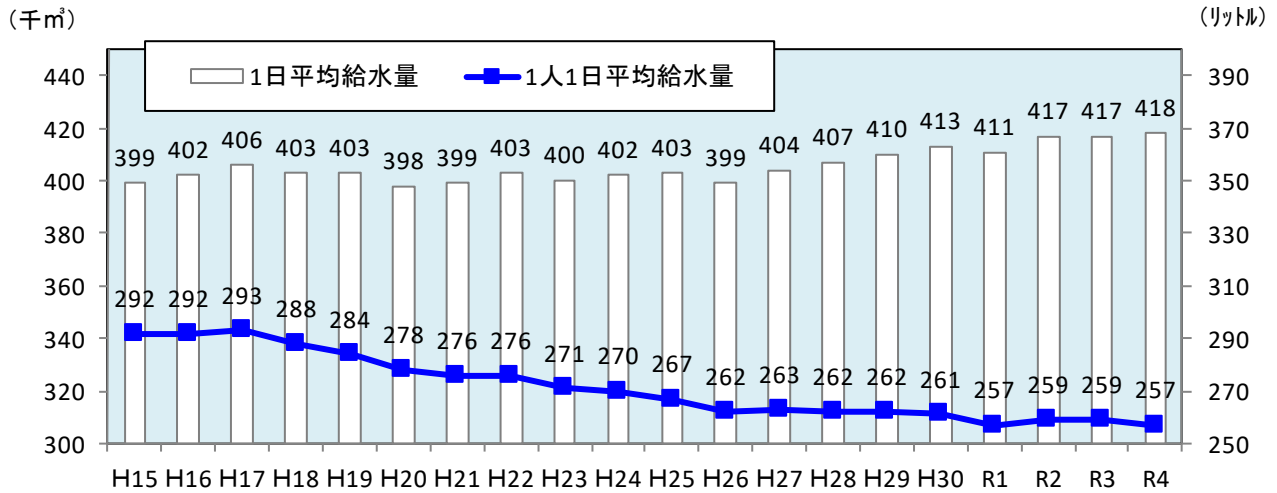
## 4 上下水道

### (1) 上水道

福岡市は、市域内に一級河川を有しておらず、水資源に恵まれていません。そのため、19回にも及ぶ水源開発を重ね、近郊での水資源開発はもとより、筑後川からの導水などにより水源の確保に努めてきました。また、昭和53年と平成6年の2度の異常渇水の経験を契機として、市民と行政が一体となった「節水型都市づくり」を進めています。

令和4年度の平均給水量は、1日あたり418千 $m^3$ 、1人1日あたり257リットルとなっており、全国的に見ても節水が進んだ都市です。

#### ●上水道の1日平均給水量及び1人1日平均給水量



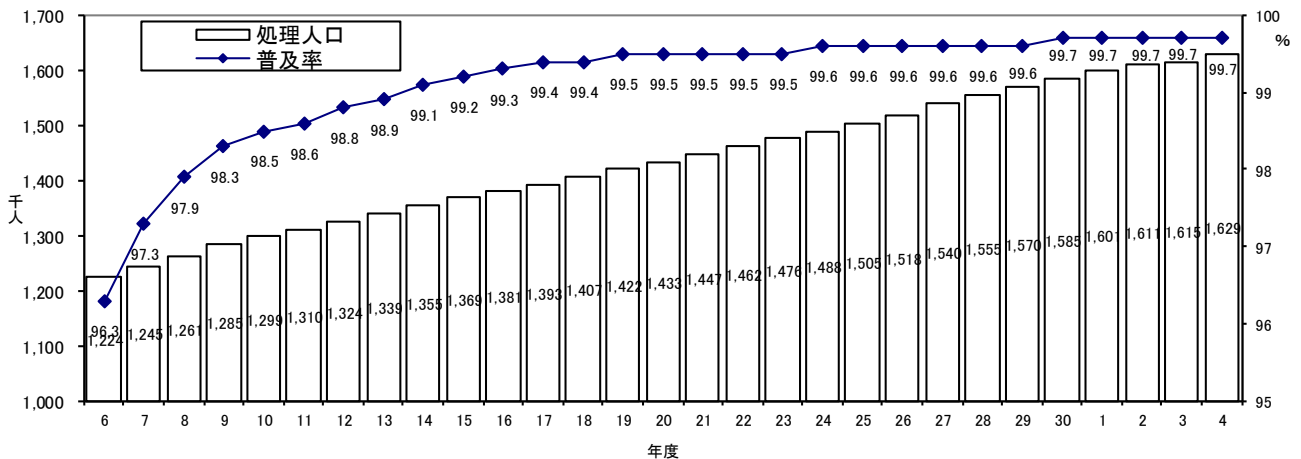
### (2) 下水道

下水道は、市街地の浸水防除やトイレの水洗化など、安全で快適な生活環境をつくり、海や川などの公共用水域の水質汚濁を防止する上で欠くことのできない重要な施設です。このため、福岡市では下水道の整備を積極的に進めています。

令和3年度から4年間を計画期間とする下水道整備計画2024では、改築更新、浸水対策、地震対策、未整備区域の解消、合流式下水道の改善、再生水利用下水道を重点項目として事業を推進しています。

人口普及率は令和4年度末で、99.7%となっており、引き続き土地利用や地形等の問題により下水道の整備が困難となっている地区の解消に取り組んでいきます。

#### ●下水道処理人口及び普及率



## 5 交通

### (1) 陸上交通

地下鉄や駅前広場などの整備による公共交通ネットワークの強化を図るとともに、福岡外環状道路や福岡高速5号線をはじめとする放射環状型幹線道路ネットワークの形成による道路交通の円滑化、交通マネジメント施策の推進による公共交通の利用促進などに取り組んでいます。

#### ●自動車登録台数の推移

(単位：台)

区分	昭和40年度	50年度	60年度	平成7年度	17年度	27年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
乗用自動車	30,165	128,089	233,049	389,356	437,854	434,455	447,749	449,702	451,171	452,845
貨物自動車	39,825	70,015	81,679	87,636	71,033	57,109	57,781	58,163	58,344	58,910
乗合自動車	3,092	3,480	2,471	2,479	2,481	2,522	2,592	2,642	2,568	2,498
特殊・大型特殊	1,564	5,161	6,544	10,322	12,962	12,203	12,625	12,704	12,675	12,790
軽自動車	21,869	43,511	71,629	108,273	136,340	197,713	206,343	208,255	211,139	230,483
計	96,515	250,256	395,372	598,066	660,670	704,002	727,090	731,466	735,897	757,526
対昭和40年度比	1	2.6	4.1	6.2	6.8	7.3	7.5	7.6	7.6	7.8

資料：福岡市統計書

都市高速道路は、都市内交通の円滑化、都市機能の維持・向上、地域間の交流促進・連携強化などを図るため、放射環状型の自動車専用道路網の形成を目指しており、整備を進めてきた福岡高速5号線が平成24年7月に全線開通しました。

福岡外環状道路は、博多区西月隈から西区福重に至る計画延長16.2km、基本幅員40mの福岡都市圏の骨格を形成する重要な幹線道路であり、西南部の基幹道路として、各地域を結び交通混雑の緩和を図るものです。昭和63年度から本格的に事業に着手し、平成23年4月に全線4車線で開通しました。

JR、西鉄及び地下鉄によって構成される本市の鉄道網は、都市間及び都市内の大量輸送機関として大きな役割を果たしています。地下鉄は、空港線（姪浜～福岡空港間13.1km）、箱崎線（中洲川端～貝塚間4.7km）、七隈線（橋本～博多13.6km）の3路線から構成され、これらの路線は、JR新幹線・鹿児島本線・筑肥線、西鉄天神大牟田線・貝塚線と相互に結ばれています。

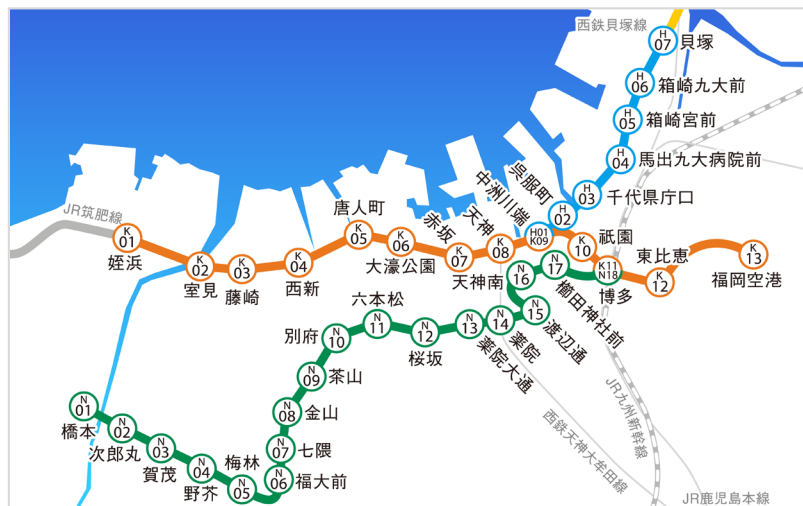
地下鉄の令和4年度における輸送人員は約1億4,569万人になっており、令和5年3月27日には七隈線延伸区間（天神南～博多1.6km）が開業しました。

#### ●地下鉄輸送人員推移

(単位：千人)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地下鉄	143,152	148,203	156,081	160,390	165,786	171,551	173,294	110,919	122,497	145,692

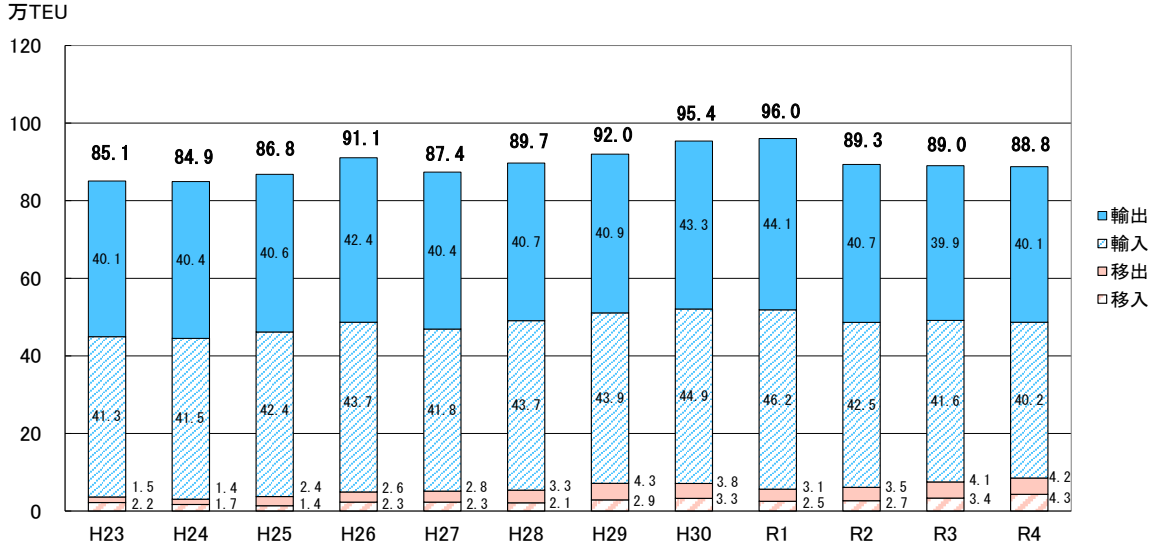
地下鉄路線図



## (2) 博多港

博多港は、福岡都市圏の生活必需品を取り扱う生活港湾として、また九州の貿易や、経済活動を支える国際貿易港として発展しています。平成2年には国の特定重要港湾（平成23年度より国際拠点港湾）に指定されており、令和4年の国際海上コンテナ取扱個数は約89万TEUとなっています。

### ●博多港における国際海上コンテナ取扱個数の推移

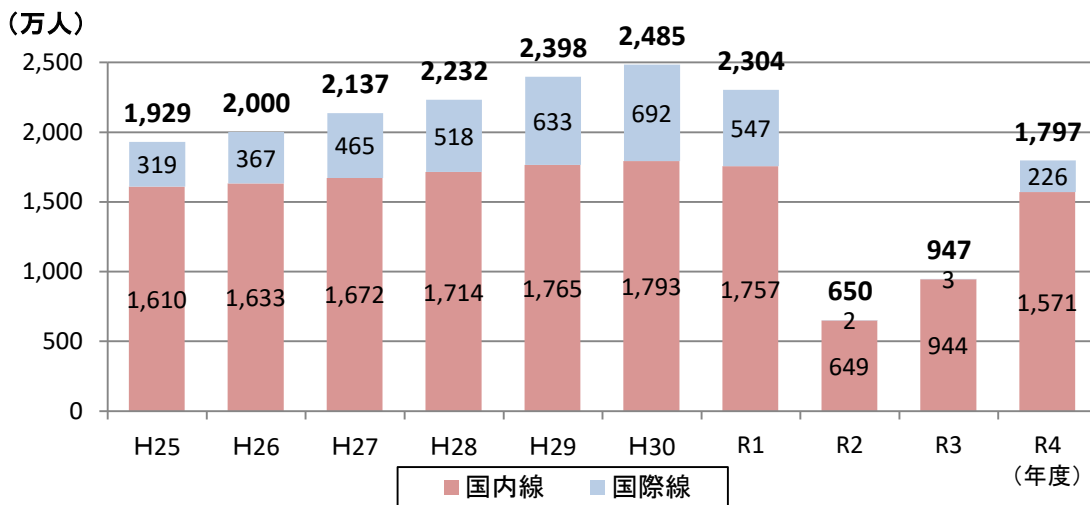


また、博多港は志賀島、玄界島などを結ぶ市営渡船や、壱岐・対馬、五島などとの間の国内フェリーが発着する国内海上交通の要所となっています。国際旅客航路についても、韓国・釜山港との間の貨客船や高速旅客船による定期航路、さらには海外からのクルーズ船など、様々な船が行き来しており、日本を代表する海の玄関口となっています。

## (3) 福岡空港

福岡空港は、九州・西日本地域の発展を支える公共インフラとして、重要な役割を果たすアジアのゲートウェイです。令和4年度の乗降客数は、約1,797万人（うち国際線約226万人）で、国内線、国際線ともに新型コロナウイルス感染症の影響による減少から回復に転じ、前年度比90%の増加となっています。また、貨物取扱量については、約15万トンで、令和3年度と概ね同程度となっています。

### ●福岡空港の乗降客数の推移



出典：国土交通省空港管理状況調書

## 6 歴史・文化

福岡市は、2,000年以上の長い歴史を有し、遺跡や神社・仏閣等を始め、数多くの文化財が存在しています。

### ●福岡市の主な文化財等

<p><b>東 区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金印公園</li> <li>志賀海神社</li> <li>宮前古墳</li> <li>立花城跡</li> <li>香椎宮</li> <li>舞松原古墳</li> <li>名島城跡（名島神社）</li> <li>名島の檣石</li> <li>石造九重塔（米一丸）</li> <li>管崎宮</li> <li>蒙古礎石</li> <li>枯野塚</li> <li>奈多の志式座</li> </ul>	<p>（博多区続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東光院</li> <li>東林寺</li> <li>住吉神社</li> <li>日吉神社</li> <li>康永三年銘梵字板碑（濡衣塚）</li> <li>地藏菩薩像板碑</li> <li>櫛田の銀杏</li> <li>福岡藩主黒田家墓所</li> </ul>	<p><b>早良区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有田遺跡</li> <li>妙福寺庭園</li> <li>主基斎田跡</li> <li>西光寺梵鐘</li> <li>曲淵五重石塔</li> <li>曲淵ダム</li> <li>荒平城跡</li> <li>勸農社跡</li> </ul>
<p><b>博多区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東公園</li> <li>比恵遺跡</li> <li>東光寺剣塚古墳</li> <li>那珂八幡古墳</li> <li>那珂遺跡</li> <li>板付遺跡</li> <li>金隈遺跡</li> <li>今里不動古墳</li> <li>崇福寺</li> <li>妙典寺</li> <li>万四郎神社</li> <li>善導寺</li> <li>綱敷天満宮</li> <li>聖福寺</li> <li>妙楽寺</li> <li>東長寺</li> <li>龍宮寺（人魚塚）</li> <li>櫛田神社</li> <li>萬行寺（明月尼の墓）</li> <li>承天寺</li> <li>若八幡宮の力石</li> <li>（次列へ続く）</li> </ul>	<p><b>中央区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鴻臚館跡</li> <li>旧福岡県公会堂貴賓館</li> <li>警固神社</li> <li>平尾山荘</li> <li>福岡城跡</li> <li>西公園</li> <li>大濠公園</li> <li>福岡市赤煉瓦文化館</li> <li>ツクシオオガヤツリ</li> <li>浄満寺</li> <li>金龍寺</li> </ul>	<p><b>西区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>興徳寺</li> <li>草場古墳群</li> <li>野方遺跡</li> <li>吉武高木遺跡</li> <li>飯盛神社</li> <li>金武のヤマモモ</li> <li>今宿古墳群</li> <li>今山遺跡</li> <li>元岡瓜尾貝塚</li> <li>元寇防塁</li> <li>夫婦塚2号墳</li> <li>能古焼古窯跡</li> <li>吉武熊山古墳</li> <li>長垂の含紅雲母<sup>ハ</sup>グマイト岩脈</li> <li>浦江1号墳</li> <li>白鬚神社</li> <li>勝福寺</li> <li>誓願寺</li> <li>橋本八幡宮のイヌマキ群落</li> <li>女原瓦窯跡</li> </ul>
	<p><b>南区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三宅廃寺跡</li> <li>寺塚穴観音古墳</li> <li>大平寺跡</li> <li>大平寺古墳群</li> <li>野多目遺跡</li> <li>老司古墳</li> <li>老司瓦窯跡</li> </ul>	
	<p><b>城南区</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>友泉亭公園</li> <li>菊池神社</li> <li>梅林古墳</li> <li>油山観音</li> </ul>	

福岡市には、長い歴史の中で育まれてきた個性豊かな伝統文化が市民生活の中に脈々と息づいています。博多松囃子や博多祇園山笠等の伝統的な祭が代々引き継がれ博多の文化を形成しています。